

第46回(平成27年度)三菱財団社会福祉事業・研究助成「日本における妊娠葛藤・養育困難相談および養子縁組支援の現状と制度設計に関する研究」報告書

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-03-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 白井, 千晶 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10297/10013">http://hdl.handle.net/10297/10013</a>

第 46 回（平成 27 年度）三菱財団社会福祉事業・研究助成

「日本における妊娠葛藤・養育困難相談および  
養子縁組支援の現状と制度設計に関する研究」報告書

2017 年 3 月

白 井 千 晶

## 目次

はじめに	001
第Ⅰ部 民間養子縁組支援機関が対応した妊娠相談ケース調査	
1-1 民間養子縁組支援機関が対応した妊娠相談からみえる養育困難な妊娠の現況について (2015年1月～6月分集計データ)(養子と里親を考える会『新しい家族』59号掲載論文) .....	003
1-2 Pregnancy Counseling by Private Adoption Support Organizations	010
1-3 2015年1月～2016年6月の1年半の期間に民間養子縁組支援機関が対応した妊娠相談 ケースの概要	019
1-4 追加調査:子どもの染色体異常、特に21トリソミー(ダウン症候群)を事由とした 養育困難・養子縁組相談について	034
第Ⅱ部 海外調査	
韓国調査	
ベビーボックス	040
東邦児童福祉会	043
中央養子縁組院	049
未婚母ネットワーク	057
エランウォン	063
各参加者からの韓国調査全体の考察	068
アメリカ合衆国・コロラド州調査	
調査地概要	080
Alternatives pregnancy center	087
Real Choices	088
Colorado Safe Haven for Newborns	089
Arapahoe Campus	091
Florence Crittenton	095
Hope House	102
Mother House	106
Adoptions by Heart of Colorado	108
Concerned United Birthparents: CUB	109
Adoption Options	111
The Adoption Exchange	117
Heritage Camps for Adoptive Families	121
Colorado Center for Reproductive Medicine の Donor Recipient Support Group	122
妊婦支援・養子縁組支援・Adoptees in Search	125

イギリス調査	
調査地概要	154
Family Rights Group	156
Natural Parents Network	160
CoramBAAF	162
After Adoption	172
PAC-UK	178
Donor Conception Network	183
第Ⅲ部 実施勉強会「妊娠・出産・養育に悩む女性の相談・支援」	187
第1回 10代妊娠・出産の現状と必要な支援	
第2回 産前産後の婦人保護施設から見える現状と課題	
参加者からの感想抜粋	189
提言	192

特に記載がない章については、白井千晶著

## はじめに

本書は、第46回（平成27年度）三菱財団社会福祉事業・研究助成「日本における妊娠葛藤・養育困難相談および養子縁組支援の現状と制度設計に関する研究」の報告書である。

現在、妊娠しても育てられない、出産する費用や環境が整わない、妊婦健診を受けないまま自宅で出産してしまった、などの養育困難事例が社会的課題になっている。

現代日本社会においては、妊娠しているが経済的理由などにより妊婦健診を受診していなかったり、出産費用がない女性、出産しても育てられない女性が少なくない。そのような社会状況の中で、児童虐待死のうち、0歳0ヶ月での死亡は全体の2割に及び、なかでも出生当日の死亡は、全体の17%に及んでいる（『子ども虐待による死亡事例等の検証結果について』）。

児童相談所への調査では、3年間に乳幼児の「遺棄・置き去り」（いわゆる捨て子）は241例あり、その背景は生活困窮、出産にパートナーが反対、家族・親族等からの孤立、となっている（『児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査報告書』）。

生児や死亡児のいわゆる「産み捨て」に関する報道もあとをたたないが、少年院に入所する重大事犯の女子少年の43%は「出産直後の実子の殺人、遺棄致死」である（近藤2008）。

このように、妊娠・出産・子育ての継続が困難である女性をめぐる状況は、子どもの福祉だけでなく、女性自らの人生をも大きく変容させてしまう可能性をもっている。そのなかで、子どもの最善の利益のためにおこなわれる「特別養子縁組」および妊娠に悩む女性の「妊娠相談」の有用性が、生みの親およびまたはその親族等による養育を支援する有用性ととも、社会に認識されつつある。

一方で、不妊等により養子を求める夫婦も少なくない。本研究では、妊娠相談および養子縁組支援に関わる民間機関と連携しながら、まだ日本で十分に調査研究されてこなかった妊娠相談・支援の状況について、現状を調査するとともに、諸外国の政策や状況、当事者支援についてレビューした。

具体的には下記の調査を実施した。

### （1）民間養子縁組支援機関が対応した妊娠相談の統計的調査

当事者研究が不足・不在のまま子どもの福祉と女性の福祉を検討しても、机上の空論になってしまうため、まずは、妊娠相談ケースの現状を把握することが必要だ。しかしこれまで自治体（集積は厚生労働省）が民間機関に対して実施してきた調査は、相談の件数のみで、妊娠相談以外では、養子縁組の成立件数、それぞれの経費の明細であった（非営利であるか監督するため）。民間機関の中には、相談状況の年度報告をしているところもあるが、それぞれ独自の項目を使用しているため、連結して集計することができなかった。そこで本研究では、共通のアンケート調査票を作成して回答してもらった。その結果が第I部に収められている。これまで専門家の経験値に頼るなど、実態がわからないまま制度や政策が検討されてきた側面があったが、自治体、児童相談所、女性の福祉に関する諸機関、厚生労働省、総務省など関係機関に活用いただきたい。

### （2）海外の先駆的試みに関する調査

諸外国におけるピア活動、アフターケア活動のリサーチとして、アメリカやヨーロッパにおいて、養子縁組家族のピア活動、養子に出した女性の支援活動、出自を知ることについての環境整備がどのようになっているか、訪問調査し、日本の今後の示唆を得た。

もう少し具体的に説明すると、日本における特別養子縁組は、年間約500ケースであ

るが、アメリカでは年間約8万ケースの養子縁組がある（連れ子養子、血縁養子を除く）。新生児だけでも1万ケース以上である。イギリスでは、年間約5～6千ケースある（本研究では実地調査していないがフランスでも5千ケース前後）。このように日本は先進国の中で、要保護児童の養子縁組が特段に少ない国である。諸外国では、養子に出した生みの親が、その心境を綴った書籍を刊行したり、ピアグループを形成したりしている。また、養子が生母やその親族と交流する「reunion（リユニオン＝再統合、交流、再会）」のノウハウも蓄積されている。

日本の今後の参考にするためにも、妊娠相談の体制やおこなっている支援、妊婦の保護、年長児の養子縁組など日本ではおこなわれていない試みをしている団体、養子に託した女性（生みの親、birth mother）によるピア活動などを実地調査した。これについては第Ⅱ部に収めた。

さらに相談支援の援助者、養子縁組の実務者に役立つよう、勉強会を開催した。これは第Ⅲ部として掲載した。

1年半という研究期間で完了した調査研究にはまだまだ足りない点が多々あると思うが、助成終了にあたり、知見をまとめることにした。調査研究としてだけでなく福祉の現場に役立ち、女性、子どもたちの幸福に向けて、一つの材料になれば幸いである。

白井千晶（静岡大学）

## 日本における妊娠葛藤・養育困難相談および養子縁組支援の現状と 制度設計に関する研究の見取り図

<b>背景</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠葛藤（妊娠が困惑、衝撃、窮地）</li> <li>・産んでも育てられない、産まざるを得ない</li> <li>・児童虐待死＝生後0日目の死亡の割合が高い</li> </ul>
<b>社会の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定妊婦」の支援は、産婦人科の受診、行政等への相談など、当人のアクセスがないと把握できない。</li> <li>・しかし相談することができない当事者も少なくない。（白井2014）</li> </ul>
<b>本調査研究</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組支援団体の個々の相談ケースを統一フォーマットで調査し、分析する</li> <li>・海外の先駆的試みを調査する。</li> <li>・妊娠葛藤相談、養子縁組支援、母子支援に関する海外のモデル的ケースを調査研究し、日本の制度設計の一助とする。</li> </ul>
<b>社会的意義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者の背景、課題、相談に至った経緯等の分析から、制度設計を検討することは今までできていなかった。。</li> </ul>
<b>限界、研究後の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内のケース事例収集が養子縁組支援団体に入った相談に限定される。人工妊娠中絶相談、虐待相談、生活支援相談（母子生活支援施設、婦人保護施設、生活保護等）、DV被害相談等の他のアクセスルートの事例へと広げていくことで、現在の妊娠葛藤・養育困難がどのような状況に置かれているのか、総合的に検討することが望ましい。</li> </ul>

# 民間養子縁組支援機関が対応した妊娠相談からみえる 養育困難な妊娠の現況について

静岡大学教授 白井 千晶  
しらい ちあき

## 一 妊娠相談の背景と調査の目的

周知のように児童の虐待死は、〇歳児の割合が高く、なかでも〇か月〇日、つまり出生当日の死亡が多い（子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告）平成二七（二〇一五）年一〇月では、〇歳が全体の四四・四％、うち二五％が〇か月）。〇歳〇日の死亡は主たる加害者は一〇％実母で、その背景として、「妊婦健康診査未受診」「若年妊娠」「望まない妊娠／計画していない妊娠」「若年（一〇代）妊娠」「母子健康手帳の未発行」があげられている。厚生労働省は平成二三（二〇一一年）年に「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」を通知し、都道府県、日本医師会、日本産婦人科医学会に周知・協力を求めた。行政では、女性健康支援センター、児童相談所、保健所や保健センター、福祉事務所、婦人相談所が妊娠等に関する相談の窓口となり、入院助産の実施に関する制度（児童福祉法に基づく出産費用の公費負担制度）、里親、養子縁組、乳児院、母子生活支

援施設、婦人保護施設などの保護・支援制度を活用するよう求めた。また、匿名での相談にも十分応じること、産科等医療機関の相談との連携（情報提供含む）、NPO等による妊娠葛藤相談、養子縁組あつせん事業者へのあつせん（1）も明記された（2）。民間の妊娠葛藤相談には、いくつかの類型が存在する。管見では、キリスト教を背景にもつ民間機関の相談、助産師など職能団体がおこなう妊娠相談、避妊や家族計画に関する団体が実施する相談、医療者の職能集団、医療施設、行政などが「思春期相談」として実施している相談、性被害やDVに関する団体が実施する相談、民間養子縁組機関が実施する相談などである。行政が民間に委託して実施する「妊娠SOS」等も近年急速に開設され、二〇一五年には全国妊娠SOSネットワーク連絡会議が発足した。本稿で扱うのは、これらの妊娠相談のうち、民間の養子縁組支援機関が対応した妊娠相談である。

民間の養子縁組支援機関が対応した妊娠相談では、実施主体が養子縁組支援機関であるから、上記の類型の妊娠相談の中でも、養子縁組を想定した相談、あるいは養子縁組について知りたいと思ってい

る相談が多くなるだろう。しかし、第二種社会福祉事業の届出をして養子縁組の支援を自らおこなう民間機関であっても、妊娠に悩む女性の相談として実施しており、必ずしも養子縁組につながるとは限らない。また、同届出をして養子縁組支援をおこなう機関であっても、医療施設や宗教団体の妊娠相談のように、養子縁組支援が主たる事業ではない機関もある。

養子縁組支援機関が公表している相談実績として、例えば産婦人科九施設（五施設が第二種社会福祉事業届出、二〇一六年三月現在）が参加する「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」（以下あんさん協）では発足から二年間の妊娠相談で養子縁組に帰結した人は四四・五％、自ら養育することにした人は三一・四％である（あんさん協公開資料）。妊娠葛藤あるいは養育困難（出産しても育てられないと考えていること）の背景については、二年間の相談者七一人のうち一〇代・二〇代が七七％、未婚者が八五％だった。養子縁組を希望した人の背景は割合が高いものから抜粋すると、経済的理由三三％、親の反対二九％、子どもの父親との音信不通二二％、家族の協力が二〇％である（同資料、複数回答）。国が平成二四年度分まで公開していた民間機関の相談のまとめでは、「養子に出すことを希望する者（実親等）」からの相談は、平成二四年度は総計一九八九件、「あつせんの成立」は同年に一一五人だった（民間養子縁組あつせん事業の状況について）。

しかし、相談件数は実人数ではなく、相談の背景も不明である。厚生労働科学研究として実施した民間機関対象の調査においても（また同研究の児童相談所対象の調査においても）相談ケースは調査しておらず、相談ケースの概況はわからない。民間機関についても、事業報告をまとめている機関もあるが、妊娠葛藤・養育困難の現況の全体像の把握は難しかった。なぜなら、実人数ではなく相談総数であったり、相談の帰結を集計していなかったり（3）、妊娠葛藤・養育困難の背景を分類して集計していなかったりするからである。また官民ともに相談に対しておこなった支援の内容を計量的に集計・発表したものは存在しない。

虐待死の防止、養育困難家庭の自立支援など母子の福祉の観点から、支援体制の拡充が求められているものの、妊娠葛藤・養育困難の背景については、まとまった実態把握はなく、ケース事例や、周辺領域の実態（例えば前述の虐待死亡事例等の検証結果、児童養護施設等入所児調査、児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査）によって類推されるしかなかった。

このような社会的背景から、筆者は複数の民間養子縁組機関が対応した妊娠相談について、実人数（ケース）単位で、共通の調査票で実態把握するプロジェクト研究を開始した。妊娠葛藤・養育困難相談体制の拡充と、「切れ目ない支援」が必要とされる現代日本社会において、相談ケースの背景と支援の内

容の把握は、重要な基礎データとなるだろう。

## 二 調査の概要

本プロジェクトへの参加機関は六機関である。本プロジェクト研究は三菱財団の助成を受け（平成二七年度三菱財団社会福祉事業・研究助成）、プライバシーの保護等の倫理について静岡大学の倫理委員会の承認を得ている（登録番号1515）。

調査概要は表1にまとめた。本稿で扱うデータの調査対象は、二〇一五年一月～六月に初めて対面があった妊娠葛藤・養育困難相談ケースとした（二〇一六年一月取りまとめ）。対面相談に限定したのは、メールや電話による相談は、匿名相談、複数機関への同時相談など相談の実態が捉えにくい、対面相談に至った相談ケースは支援のニーズが高いと考えられるため、等の理由からである。二〇一五年一月～六月という期間設定は、相談の帰結がある程度判断するためには、半年以上の時間幅が必要と考えたからである。

## 三 相談者の概況

六機関の半年間の対面相談人数は六九人だった。六九人中六二人（八九・九%）が、最初の相談は女性本人からだったが、女性の親のみ、夫のみの相談もあった（表割愛）。

初回面談時期の約半数は妊娠後期だった（表2）。出産の準備（健診・出産先の確保等）、家族等との連絡、関係機関との連携などが急がれることが予想できる。妊娠一〇か月（臨月）で妊婦健診未受診、住むところもないケースや、出産後の入院中に相談があったケース、相談中に陣痛の発来が懸念されたケース、母体の状態が危険で相談直後に受診先を探し即日入院になったケースなど、緊急対応が必要なケースもあった。出産後の相談は、産後一日、数日など出産直後のケースもあれば、出産後半年など出産からある程度の期間があるケースもある。

妊娠継続、養育の意思など、初回面接時の相談者の意向については、六九・六%が「養子に託す意思が明確」で、「自分で育てるか迷っている」は二七・五%と四人に一人だった。ただし、養子に託す意思が明確、自分で育てるか迷っている、人工妊娠中絶するか迷っている、から複数を選択した（一つに決めかねていた）ケースも四・三%ある（4）。

相談者の年齢や婚姻状態、子の父親の状況については、学生ではないケースが七一・〇%だった（表3）。また、ほとんどが無配偶（未婚、離婚）だった（八八・四%・表4）。子の父親の状況については、子の父親と別離（二四・六%）、子の父親と連絡が取れない（支援や養育の拒否を含む）（二四・六%）、子の父親が不明（二一・七%）と、意思決定や養育をともにできるパートナーが不在であるケースが少なくないことがわかる（複数回答）。有配偶（婚姻中）

表1 調査の概要

調査名	養子縁組支援機関が対応した妊娠・養育困難相談に関する調査
調査主体	白井千晶（静岡大学）
調査方法	調査参加機関スタッフによる調査票記入（協同調査6機関）
調査対象	2015年1月～6月に初めての対面面談があった妊娠葛藤・養育困難相 69 ケース（2015年7月以降についても調査研究継続）
調査項目	相談時期、背景、支援の内容、相談の帰結（相談開始から出産後2年まで）
プライバシーへの配慮	個人が特定されかねない情報を収集しない（相談年月、出産年月、居住地域、年齢、家族構成、詳細な背景や経緯等）

表2 初回面接の時期 % N=69

妊娠初期(2～4ヶ月)	妊娠中期(5～7ヶ月)	妊娠後期(8～10ヶ月)	出産後
43	36.2	44.9	14.5

表3 相談者の年齢 % N=69

中学生	高校生	高等教育 (大学・専門学校)	非学生
1.4	21.7	5.8	71.0

表4 婚姻状態と子の父親の状況（子の父親との関係は複数回答） % N=69

無配偶	有配偶	子の父親と 別離	パートナーの 子ではない	子の父親が支援や養育 拒否、連絡が取れない	子の父親が 不明
88.4	11.6	24.6	7.2	23.2	21.7

表5 相談者の背景（複数回答） % N=69

【妊娠の経緯】		【親の状況】		
性被害	風俗・売春・援助交際等	親の反対	親が不適切・関係不良・関係希薄	
5.8	13.0	18.8	33.3	
【経済状況】				
無職・非正規就労	低収入・養育費用なし	生活保護受給中	風俗・売春・援助交際等	
50.7	49.3	5.8	15.9	
【産科的状況】				
妊婦健診未受診	母子健康手帳未取得	健診・出産費用なし	出産施設未確定	
29.0	21.7	29.0	37.7	
【居住環境】		【疾病・障害・多子】		
妊娠期を 過ごす住まいなし	現居に住み票なし	本人の疾病・障害	子の疾病・障害	多子
13.0	5.8	7.2	8.7	7.2
【法的地位】		【他の相談先】		
涉外（本人ないし子の 父親が外国籍）	無国籍	他の相談先で 支援に至らず	他機関からの紹介	
4.3	2.9	13.0	5.8	

の場合、経済的困難で多子、性的暴行による妊娠などである。  
相談者の背景を表5にまとめた（複数回答）。  
妊娠の経緯について、性被害による妊娠が五・八

%、風俗など生計上の妊娠が二・三・〇%あり（両者の七六・九%が子の父親が不明）、自ら養育することとは困難であることが予想できる。本稿の調査対象期間では、家族内の妊娠はなかった。

妊娠葛藤・養育困難にある女性の親との関係についてみると、「親が不適切・関係不良・関係希薄」（不適切はマルチリトメントの意）が三三・三%と割合が高い。妊娠・出産しても、親の経済的・非経済

的支援を受けながら養育することが難しい環境にある女性が少なくないことがわかる。

経済状況は、半数以上が無職・非正規就労で、養育費用がない人も四九・三%である。風俗・売春・援助交際等は一五・九%あった。非正規就労や低収入だと、妊婦健診や出産費用の支払いが難しく定期的に受診できない、見通しが立たず出産後も養育が難しいと考える、妊娠・出産によって職を失う、出産後の就労の目途がない、など複合的な課題をもたらすだろう。

関連して、妊娠期を過ぎず住まいがない人が二三・〇%、現居に住民票がない人が五・八%あった。住民票が現居にないと、各種行政サービスを受ける障壁が高くなるだろう。

産科的状况については、妊婦健診未受診が二九・〇%、母子健康手帳未取得が二一・七%あり、三七・七%は相談時に出産場所が決まっていなかった。二九・〇%は妊婦健診や出産の費用がない。相談時ですでに分娩が開始しているか、自宅等で生まれてしまったケースも複数あった。広域的に相談がある中で、相談者の妊婦健診や出産先を確保することは、困難が予想される。

養育困難な背景として、疾病・障害について見てみると、相談者本人に疾病や障害があるケースが七・二%、胎児や子どもに疾病や障害があるケースが八・七%、多子で育てられないケースが七・二%と、それぞれ一割弱あった。

法的地位に関しては、本人か子の父親が外国籍であるケースが四・三%、無国籍も複数あった。母子の在留資格、福祉や社会保障における課題、養子縁組手続きにおける専門的知識の必要が予想される。最後に、他の相談先で支援に至らずに来た相談、他機関からの紹介が一割前後あることもわかった(一三・〇%、五・八%)。

概括すると、妊娠葛藤・養育困難で、民間養子縁組機関と対面的な相談に至った女性は、養子縁組の意思が明確である人が七割と大半であるものの、自ら養育するか迷っている人もある。出産時期が迫り、出産先も決まっていないうちで相談に至るケースが少なくない。中高生や大学生・専門学校生など学生からの相談は三割で、学生ではない人が過半である。ほとんどが未婚で、非正規就労など経済的に困難な状況にある。これらは、産前産後の就労や収入の見通し、養育可能性の見通し、安定した居所、出産場所の確保など、複合的な課題をもたらすだろう。

#### 四 支援の概況と相談の帰結

では、こうした背景をもつ女性に対して、民間機関はどのように対応しているのだろうか。具体的な相談場面(ヒアリング、インタビュー、傾聴や心的受容、カウンセリング、コンサルティング)については、別の機会に譲ることとし、本稿では支援内容の概況について報告する(表6)。

「産科」「居住」「環境調整」「他機関」「出産後」を大分類として見ると、妊婦健診・出産場所に関する支援が高い割合になっていることがわかる。具体的には、初回面談時に未受診、出産場所未確定が高い割合であったことからわかるように、出産場所の確保をしたのが半数に及ぶ。状況の説明や、費用の立替の必要からだと考えられるが、妊婦健診に同行したケースも二三・二%ある。

妊娠中の居場所の提供は一五・九%、生活費や生活用品の提供は一〇・一%だった(居場所の提供には、産婦人科への長期入院を含む)。

家族や職場、学校など相談者の周囲の人への連絡や話し合いなど、環境調整、ファミリーソーシャルワーク、スクールソーシャルワーク的な支援については、相談者の親への連絡が三一・九%、職場や学校への連絡が四・三%、家庭訪問が二七・五%だった。

他機関への支援同行については、母子健康手帳の取得、転居手続きなどのための行政窓口同行(二七・七%)、生活保護や就労支援など行政サービスに関する同行(四・三%)、児童相談所や子育て支援など子どもの福祉行政への同行(一四・五%)など、行政への連絡相談支援をおこなっている。また無国籍、無国籍、離婚の非成立など司法支援の必要があることが想起されるように、法律専門家相談も四・三%あった。

出産後の支援については、入院室での世話など「本

表6 支援の概況（複数回答）

% N=69

【産科】		【居住】	
出産場所確保	妊婦健診同行	妊娠中の居所の提供	生活費や生活用品の提供
47.8	23.2	15.9	10.1

【環境調整】		
親への連絡	職場や学校への連絡	家庭訪問
31.9	4.3	27.5

【他機関】			
行政同行 (母子健康手帳・転居等)	行政同行 (生活保護・就労支援)	児童相談所・ 子育て支援連携	法律専門家相談
37.7	4.3	14.5	4.3

【出産後】						
本人の産後 ケア	本人の親の 支援	住まい	就労支援	経済支援	養子縁組裁判所 手続き	養育支援
36.2	18.8	1.4	1.4	13.0	60.9	10.1

表7 相談の主な帰結（単数回答）

% N=69

自ら養育 (一人)	パートナー と養育	親と養育	行政預託 (児童相談所)	養子縁組	他の養子縁組 支援機関	流死産
4.3	7.2	2.9	7.2	73.9	1.4	2.9

が育てたケースが  
一四・四％だった。  
パートナーなしで  
一人で育てるか、  
パートナーと育て  
るか、親と育てる  
かに大きく分類し  
たところ、生母が  
一人で養育四・三  
％、パートナーと  
養育七・二％、親  
と養育二・九％だ  
った（四捨五入の  
ため小数不一致）  
（ただしこれらは  
主たる養育支援者  
であり、実態では  
複数のカテゴリが  
ある場合もある  
し、養育過程で変  
化することは当然  
ある）。親族のみ、  
パートナーのみで

養育することにしたケースは本調査期間ではなかつた。  
養子縁組は七三・九％と、面会に至った妊娠相談は四人に三人が養子縁組している。他の養子縁組支援機関に引き継いだケースも、養子縁組したことがわかっているので、養子縁組に帰結したケースは全体の七五・三％となる（行政に引き継いだ行政預託からその後養子縁組に至るケースもある可能性があるが、本調査データでは追跡していない）。行政預託のうち一ケースは乳児院措置になったことがわかってい  
る。  
本調査の今回の調査期間で明らかにになったことの概略は、以下の九点にまとめられよう。  
① 相談の五割弱は、妊娠後期の相談で、四割は出産施設が未確定である。妊婦健診未受診、母子健康手帳未取得もそれぞれ三割、二割あり、出産環境を短い期間で整えなければならない状況である。  
② 相談者の七割強は学生ではなく、九割強が無配偶である。五割が無職・非正規就労、四割弱が低収入で、三割が健診・出産の費用がない。学卒した若年女性の不安定就労・低収入が背景にある。  
③ 子どもの父親と別離している（二割強）、子どもの父親が支援や養育を拒否している・連絡が取れない（二割強）、子の父親が不明（二割弱）、現パートナーの子ではない（一割弱）など、パートナーとの養育が見込めないケースが少なくない。これは、妊娠の経緯が、性被害によるもの（二割弱）、風俗・

人の産後ケアが三六・二％、相談者の親への連絡、面談・情報提供や話し合いなど、親の支援が一五・九％、経済的支援も一三・〇％あった。養子縁組の場合の裁判所手続き支援、自ら養育した場合の養育

支援も、それぞれのケース数に応じた割合になって  
いる。  
最後に、相談者がどのような選択をしたか、相談  
の帰結を示したのが表7である。養子縁組せず生母

売春・援助交際等（一割強）であることも関連しているだろう。こうした妊娠では心理的にも養育が難しいことが予想される。加えて、風俗・売春・援助交際等、生計上の妊娠の場合は、経済的困難もあるだろう。

④ 相談者の三割強は、親が不適切・関係不良・関係希薄、一割弱は出産・養育に親の反対があり、家族・親族の支援が得られにくい相談者が一定割合存在している。一方で、養子縁組の有無、社会的養護、社会福祉サービスの利用など養育方針の決定には、家族・親族の意向や環境把握、話し合いや関係調整が必要となり、民間機関の支援内容においても、三割前後が親への連絡、家庭訪問をおこなっている。

⑤ 母子健康手帳の取得、児童相談所や子育て支援所管課など行政サービスへの同行、妊婦健診への同行など（各四割弱、一割強、二割強）、社会資源への同行支援をおこなっていることがわかった。

⑥ 妊娠期を過ぎず住まいがない（一割強）、現居に住民票がない（一割弱）など、居住環境に課題を抱えた相談者がある。それに伴い、妊娠中の居所の提供（二割弱）、生活費や生活用品の提供（一割強）などの支援をおこなっている。

⑦ 本人ないし子どもの父親が外国籍、子どもが無国籍、本人や子どもに疾病や障がいがあるなど、相談対応や支援にさらに専門性が求められる（法制度の説明、相談者の母語での情報提供、渉外手続きや相談者の本国法の法律知識の必要、本人に疾病や障

がいがある場合の意思決定支援、利用できるサービスの探索、子どもに疾病や障がいがある場合の利用できるサービスの探索など）ケースがある。

⑧ 相談の帰結は、養子縁組が七割強であるが、一割強は、自ら養育している。パートナーや親と養育するのは一割で、それ以外は一人で養育となっている。

⑨ 出産後の支援の内容は、本人の産後ケアが四割弱で、身辺の世話も民間機関がおこなっている。養子縁組の裁判所手続きの支援は六割強、自ら養育する時の養育支援が一割弱である。これらのほか、生母の親の対応・支援、居住、就労、経済的支援など多岐にわたっている。

## 五 考 察

以上、調査結果を示したが、主な知見を現代日本社会と照らし合わせながら、今後の課題について論じたい。第一に、社会では高校生などの「若年妊娠」が養子縁組の背景だと考えられているようだが（5）、相談者の大半は学卒後の女性で、経済的困難が背景にあった。妊娠・出産という出来事は、退職や一定期間の収入の途絶え、それに伴う退去、退学、人間関係の遮断など、それまでの職業キャリア、家族キャリアを剥奪する。雇用の非正規化や流動化の中、自分ひとりなら生活できていても、妊娠・出産によって雇用と収入が絶たれると、育児しながら

職業キャリアを再構築できないどころか、出産費用さえ工面できない状況が浮かび上がる。

さらに日本では、苦境に立たされた周産期女性に特化した支援の法的基盤がない。既存の制度を使用するとして、婦人保護施設は、通称・売春防止法とDV防止法を根拠法とした施設で、売春をおこなうおそれのある女子と配偶者からDVを受けている要保護女子を収容するものだ。経済的困窮者も利用できるような内閣府が自治体に助言しているが、根拠法以外の利用はなかなか進んでいない。母子生活支援施設は児童福祉施設で、子どもがいなければ、妊娠中からの利用ができない。生活保護や助産制度など扶助に関わる制度は、生活保護法や児童福祉法に基づいているが、これらの要件を満たすほどには所得が低いこともある（6）。

諸外国と比較すると、例えば韓国では二〇〇七年に母・父子福祉法が「一人親家族支援法」に改正されて未婚母支援が拡充され、二〇〇四年の「健康家庭基本法」に基づいて「未婚母父子支援事業」が始められ、緊急施設一七か所のほか、職業教育訓練、病院費用や生活用品拠出が実施されている（姜2015）。

第二に、相談者の三分の一は親との関係が不良（親のマルチリポートメントや関係希薄等）があった。交際相手との別離や支援拒否など、パートナーが不在である相談者も少なくない。さらに、出産が迫った妊娠後期に妊婦健診未受診、出産施設未定、産前産

後に過ごせる居所がないなど、家族や社会から孤立していることもわかった。言い換えれば、家族やパートナーからの支援、つまりインフォーマルな支援が得られておらず、産後の養育支援も見込めない。児童扶養手当や保育所など行政のフォーマルな支援は、養育するには不十分で、経済的・非経済的資源が底をついている場合には、養育の展望が開けないことになる。

その背景には、日本の安全網（セーフティネット）の構造的変化があるだろう。つまり、かつての日本では女性は父親や夫に扶養されるという「家族依存モデル」だったが、女性の就業率の上昇と日本の企業文化によって、会社の生活保障や福利厚生に依存する「労働依存モデル」に移行した。欧米では、その後の不安定労働化に対して、社会政策で対応することになったが、日本は国家依存モデルに移行しなかった。その中で有配偶率が低下（未婚率と離婚率の上昇）し、非正規就労化も進んだため、若年未婚女性は家族からも労働からも排除されたままになってしまった（小杉他編2015）。これが現代日本社会の若年女性のアクシデントへの脆弱さをもたらしている。したがって、かつてのモデルのままインフォーマルな支援に依存しているは、家族から排除された女性がたちまち窮地に立たされてしまう。例えば収入要件などを緩和した妊婦のシールドターなど、周産期の母子支援施策の構築が急務ではないだろうか。

第三に、民間機関の支援は、行政のフォーマルな支援の代替（子どもの要保護性の判断、子どもの委託等）だけでなく、従来家族やパートナーが担っていたインフォーマルな支援もおこなっていた（出産場所の確保、妊婦健診や行政への同行、居所の提供、産後ケア等）。広域的に緊急対応しながらインフォーマルな支援をおこなうことは、窮地に立たされた女性の相談対応のニーズにかなうだろうが、民間機関の負担が大きいことが予想されるため、公共的に民間機関の活動をどのように支えるかが今後の課題の一つだろう。

調査に参加して下さった民間機関に感謝申し上げます。

本稿は平成二七年度三菱財団社会福祉事業・研究助成研究「日本における妊娠葛藤・養育困難相談および養子縁組支援の現状と制度設計に関する研究」の成果の一部を使用している。

#### 〔引用文献〕

- 小杉礼子・宮本みち子編2015 「下層化する女性たち 労働と家庭からの排除と貧困」勁草書房
- 日井千晶2014 「妊娠葛藤・子の養育困難にある女性の養子に出す意思決定プロセスと公的福祉―特別養子縁組で子を託す女性の語りから―」和光大学現代人間学部紀要17, 15-25
- 姜恩和2015 「予期せぬ妊娠をした女性の支援に関する考察―韓国の「未婚母子施設」を通して―」人文学報「社会福祉学」33, 1-13

#### 〔注〕

(1) 本稿では、行政文書等、他の文書を参照すると

き以外は、あっせんという用語を用いず養子縁組支援、あっせん事業者という用語を用いず養子縁組支援機関と表す。二〇一五年一月一日現在、届け出数は二二。

(2) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv1108052.pdf> (二〇一六年六月一日閲覧)

(3) 養子縁組の同意、委託、申し立て、縁組成立までに期間がかかるため、相談の締結が養子縁組になった件数さえ、縁組件数からはわからない。

(4) 本稿では、複数回答可能な選択肢についてそれぞれの項目の該当率を示す。基礎データが最も有用だと考えるからである。また各項目の回答を場合分けしてグループを作成すると、類型が多すぎて概要をつかむことが難しくなるだろう。

(5) 例えば、養子に託す女性が近年マスメディアの取材記事で報道される際、その多くは十代女性である（枚挙に暇がないが、二〇一六年四月三〇日毎日新聞、二〇一六年五月二日朝日新聞、二〇一五年一月一九日読売新聞）。

養子に託した女性の属性、背景、事由が集計されたことがないため（第二種届出団体の自団体の集計を除いて）、本稿冒頭で意義を述べたように実態は不詳だった。しかし、出産後の遺棄、虐待死の検証、要保護児童の発生事由、予定外の妊娠、人工妊娠中絶の背景では、必ず若年妊娠が取り上げられる。実際に若年妊娠が一定の割合を占めていることは確かだが、高い割合ではないことも事実である。

(6) 白井（2014）でライフストーリーインタビューを紹介した事例では、親の扶養親族だが親の虐待により家出しており、居所を転々としている等、

# Pregnancy Counseling by Private Adoption Support Organizations

Chiaki Shirai, Shizuoka University

## Background

In Japan, unplanned pregnancies are often aborted. Abortion is illegal after 22 weeks of pregnancy, so women must decide whether they will raise the child themselves, place for adoption, or have the child cared for in an infant home.

Should high school administrators become aware that a student has given birth, in most cases they will expel her under the rationale that she has engaged in “impure acts with the opposite sex.” Three high schools with nurseries exist in Tokyo, but these are part-time high schools for adults.

There are almost no shelters that pregnant women can use, or other special support, under the assumption that families will assist. Public shelters are set aside for women the government has identified as domestic violence victims and prostitutes.

In Japan, there are no safe havens. Some parents consult with the government and leave their child in a safe place. However, others give birth at home and kill their child or it dies. They abandon the corpse or the living infant. The number of such incidents is not decreasing.

Open adoption where the birth mother chooses the adoptive parents does not occur in Japan. It is thought that the birthmother should hide her presence and not make demands. Some Japanese agencies with partnerships abroad do show photos of the adoptive parents as part of their explanation.

In Japan, there is not a single group by or for birthmothers. Friendship societies for adoptive families exist, but no independent association exists from the standpoint of adoptees.

The Japanese government is extremely reluctant to separate mother and child. Even when child abuse is suspected, not much is done to protect the child. For that reason, there are only 35,000 children in foster care throughout the country. The police and courts rarely become involved in abuse cases.

Eighty-five percent of foster care in Japan takes the form of children’s homes. Foster parents are few and hospitalism is a problem. Once a child enters the care of the state, they tend to stay institutionalized for long periods of time as programs to restore family relations are insufficient. Some children spend their entire childhood, from birth through age 18, in children’s homes. In Japan, the number of adoptions annually is low, at 500. Three hundred of these are adoptions of children whom the government has placed with foster families under the expectation that they will be adopted. Recently, private adoption agencies have been increasing; there are about twenty nationwide. Most private agencies arrange adoptions of newborns.

In Japan, adoption (special adoption where birthparent rights are terminated) is possible up through the child's age of six. Adoptees can ascertain that they were adopted by looking at their family registry. It is a system whereby the birthmother's records can be discovered by tracing one's own family registry documents.

However, adoptees and birthmothers hardly ever reunite.

Recently, some private adoption agencies pass along a photo and a letter from the birthmother.

Reunions between grown adoptees and their birthmother rarely occur.

When an overseas adoptee came searching for their birthmother, it was so unusual that the story was picked up by the news. Over the past few years, some private adoption agency have emerged that arrange meetings between 1~2 year old or older children and their birthmothers.

The presumption of the government is that foster parents will be a married couple, and in some municipalities, dual income families are disqualified from becoming foster parents. Elsewhere, it is possible to become a foster parent as a single person if there are also family members who are committed to assisting with childrearing, yet there is no precedent of a homosexual couple having become foster parents.

Special adoption is permitted only to legally wed couples, which excludes homosexual pairs. There are transgender people who have undergone sex reassignment surgery, married, and become adoptive parents.

Family courts do not involve themselves in adoption between adults. What matters is that the parties agree. Adult adoption does not sever adoptees' relations with their biological parents and extended natal family.

Single people may become adoptive parents through the normal adoption system. The adoption of non-adult children of one's new spouse employs this system and does not engage the family courts.

Once a foster child has reached legal adulthood, the assent of biological parents is no longer necessary for a normal adoption to take place. There have been cases where foster children who have aged out have been adopted by their foster parents.

### **Definition of Private Adoption Support Organizations**

As a form of nonprofit welfare, private adoption support organizations facilitate encounters between prospective adoptive parents and adoptees. In accordance with the Social Welfare Acts, private adoption support organizations that have registered with the government may "engage in counseling to improve the

welfare of children” (Social Welfare Enterprises, Category 2). Organizations that have not registered may not be involved directly in mediation.

A variety of private adoption support organizations exists, such as the following: those focused on pregnancy counseling and adoption support; maternity clinics that focus on pregnancy counseling and that also offer adoption support; organizations entrusted by child consultation centers to train and register potential adoptive parents and to assist with adoptions; groups affiliated with Christianity and other faiths that support adoption from the perspective of preventing abortion and protecting the human rights of the disabled.

### **Definition of Pregnancy Counseling**

Pregnancy, childbirth, and childrearing can be difficult for people in situations such as these: the pregnancy was unexpected and they are at a loss how to deal with it; financially, raising the child would be very hard; there is not a single person in their life who could support childrearing; life circumstances such as illness hinder childrearing. Of the organizations that conduct pregnancy counseling, some present adoption as an option when childrearing would be arduous. They are able to submit adoption paperwork and facilitate the process.

### **Social Background**

Abandonment of newborns, alive and dead, is a severe social problem. The highest percentage of child abuse deaths occurs among children under the age of one, with newborns in their first day having the highest rate of child abuse death. Every year, many thousands of people consult Jikei Hospital in Kumamoto Prefecture. The hospital has established a safe haven child drop-off box called the Stork’s Cradle that receives children from throughout the country. Another social issue is the medical risk associated with pregnant women who have never undergone prenatal care and who suddenly arrive at a maternity clinic in labor. Approximately 35,000 children are in the care of the state due to abandonment, unplanned pregnancy, maternal isolation, and other reasons.

In order to cope with this reality, the government has issued a notice calling for the expansion of counseling services during pregnancy and the establishment of continuing support from the time of pregnancy. It requests that various government bureaus, maternity clinics, nonprofit organizations, and private agencies respond to the needs of expectant and new mothers.

### **Systems Relevant to Ambivalent Pregnancies and Pregnancies with Poor Prospects of Independent Childrearing**

A variety of government bureaus handle pregnancy consultation: local government departments for childrearing; women’s consulting offices and welfare offices; women’s health support centers, public health offices and centers; and child consultation centers. Pregnancy hotlines and pregnancy consultation by phone and email are services that are being established.

After a woman has registered her pregnancy with the government, she receives a Maternal and Child Health Handbook and coupons for prenatal check-ups and exams. After giving birth, including stillbirth

after twelve weeks, health insurance issues a one-time childbirth and childrearing allowance. These funds can be borrowed in advance of childbirth to pay for medical care at labor. The welfare system pays for childbirth for women already receiving welfare. The Child Welfare Act provides that even those outside the welfare system may give birth at reduced cost via the hospitalization assistance system. Municipalities are equipped to lend money for childbirth under the rubric of daily life welfare funds.

Abortion can be performed up to 21 weeks and 6 days when a woman's health may be endangered for physical or economic reasons, or when pregnancy is the result of sexual violence or assault.

When parents cannot look after a child temporarily, the child can be cared for using a system called "out-of-home care," which includes foster homes, infant homes, children's homes, and maternal and child living support facilities, which mothers and their children can use without being separated. A child may be placed in the care of relatives through family fostering. It is through a child consultation center that one would make any of the above arrangements. Childrearing support services called "short stay" and "twilight stay" also allow parents to leave their children for brief periods overnight.

Women's protection facilities were instituted as a refuge for women from domestic violence, sex work, and prostitution, but the Cabinet Office has issued a notice requiring them to handle cases of family environment collapse and destitution. In Tokyo, there are women's protection facilities that may be used prior to and post-childbirth.

For single parents, child dependent allowance and loans, prioritized housing, and housework and childcare support systems exist. To alleviate poverty, the Public Assistance Act provides for daily life expenses relief.

To apply for these services, one need not be a registered resident of a particular municipality.

Private organizations offer pregnancy counseling and lend or grant money. Maternity clinics also engage in pregnancy consultation. Private adoption support organizations are one of many groups that provide pregnancy counseling.

## **Adoption and Foster Care**

Adoption is divided by civil law into two categories: "normal" adoption and special adoption. Under "normal" adoption there are few regulations regarding the ages of parent and child. One may become an adoptive parent without a partner. Adoption occurs when both parties reach an agreement and register their relationship. Should the adoptee be a minor, permission from a family court is necessary, except for stepchildren through remarriage and when the child is the spouse's.

Special adoption requires that the child be between the ages of zero and six. Adoptive parents must be married and age 25 or older. Familial ties with the birthparents and their extended families are ended. One feature is that the child is listed on the adoptive family registry in the same way as a biological child. A family court decision is needed.

In Japan, 400 to 500 special adoptions occur annually. Approximately three quarters of these are adoptions by foster parents of children placed in their care through child consultation centers. The remaining quarter entails adoptions facilitated by private organizations registered as Social Welfare

Enterprises, Category 2.

Although fostering also involves welcoming a child into one’s home and raising her or him, it differs from adoption in that foster parents must be registered, are at the behest of child consultation centers, receive living expenses for the child as well as foster parent allowance, and have no legal parental rights.

### Overview of Counseling at Private Adoption Support Organizations

Private adoption support organizations receive requests for counseling from pregnant and new mothers and their families by email, phone, and in person.

What follows is a summary of the general state of in-person counseling during the first half of 2015.

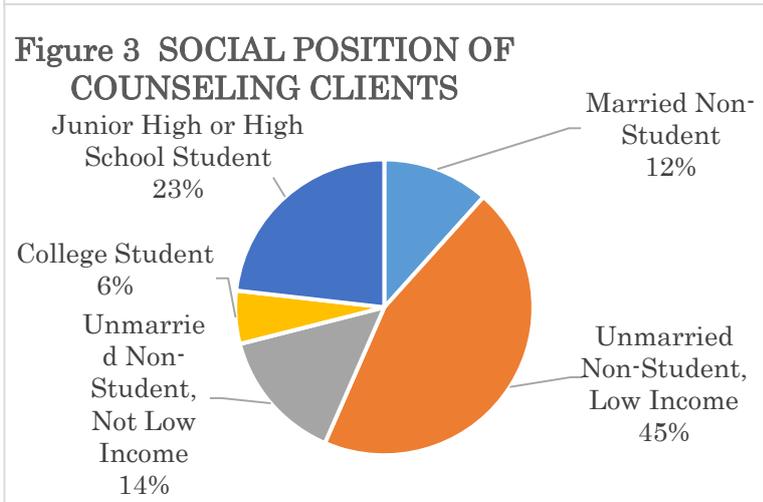
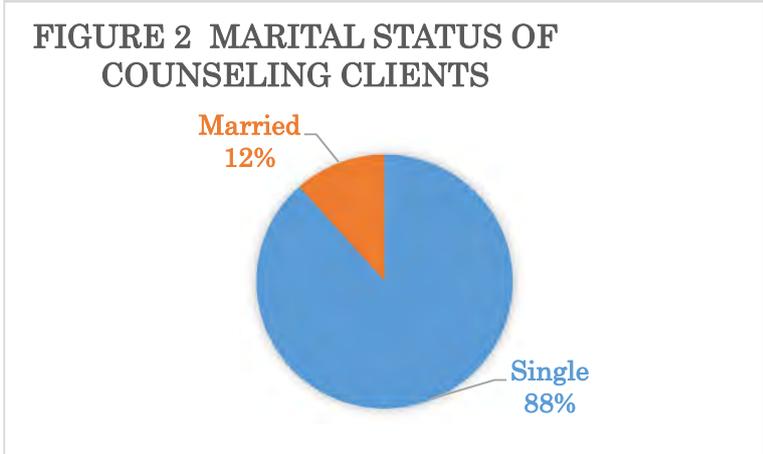
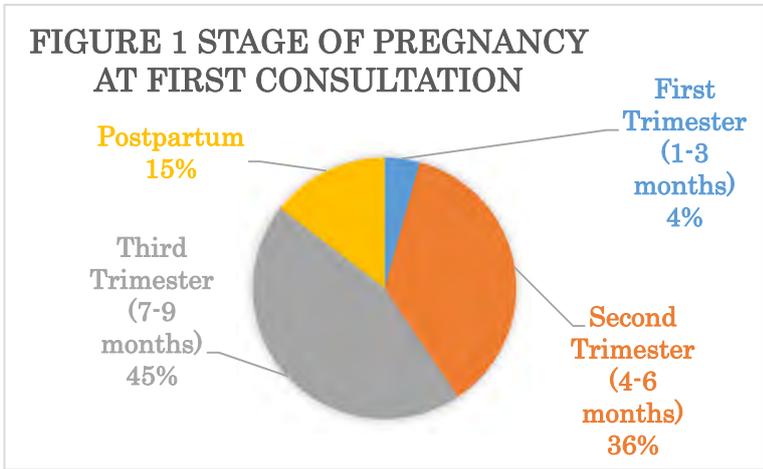
Contacts by email and phone varied from dozens to hundreds per month, and the average number of in-person consultations per organization was over ten.

About half of the women came to counseling for the first time when they were in their last trimester of pregnancy (Fig. 1). It can be surmised that they felt urgency to prepare for childbirth (prenatal exams, securing a place at a hospital, etc.), to contact their family and others,

and to establish relationships with relevant organizations. Cases requiring immediate action such as the following were reported: women in their final month of pregnancy who had never had a prenatal examination and who had nowhere to live; women in the hospital who have just given birth; women who seemed to start having contractions in the midst of consultation; women who were in a physically critical condition and for whom a hospital had to be found right away that would accept them.

Ninety percent (Fig. 2) of those seeking counseling did not have a spouse. Seventy percent (Fig. 3) of the total were unemployed, irregularly employed, had low income, and lacked the money to raise a child. Rather than young people such as junior high, high school, and college students (1 in 4 was a junior high or high school student), unmarried independent adults dominated. Underlying financial problems, poverty, and difficult circumstances for childrearing were apparent.

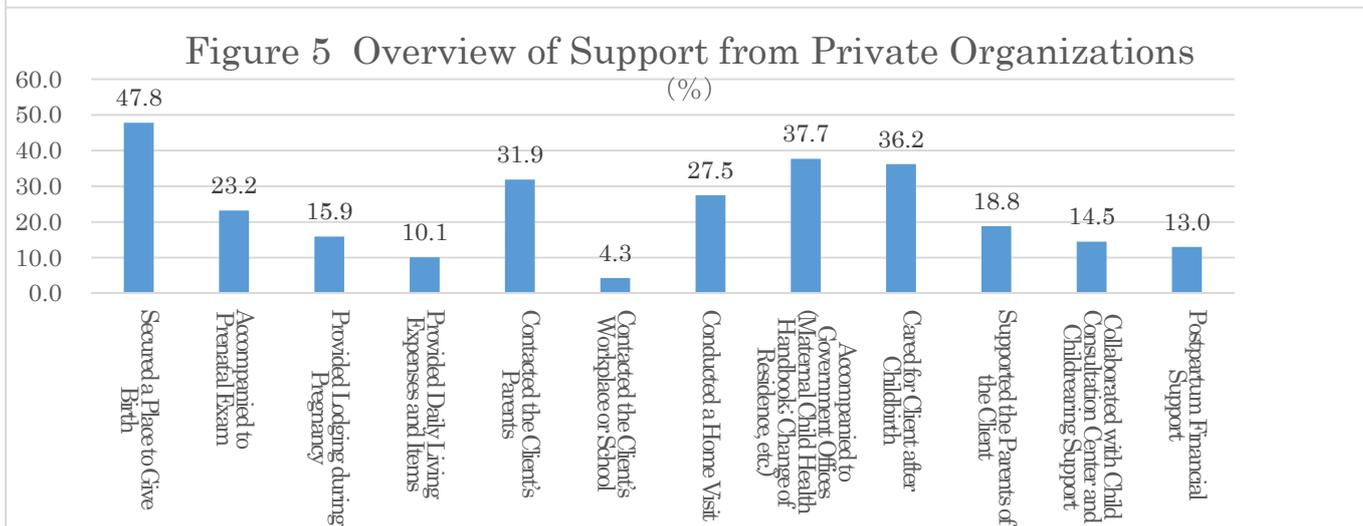
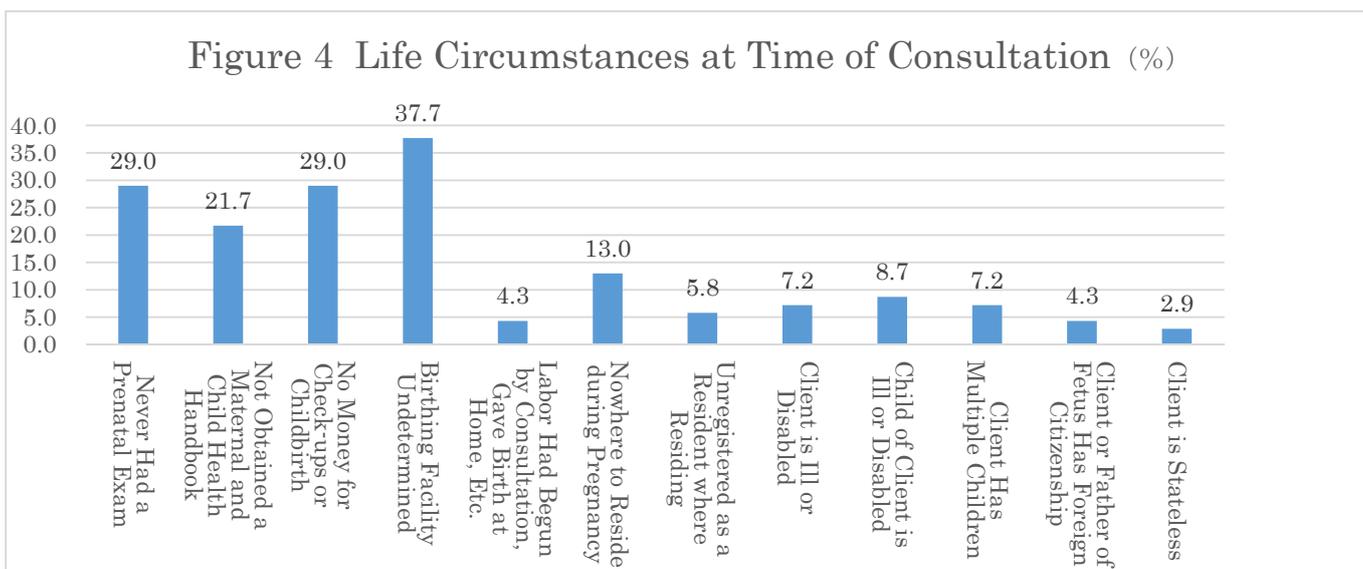
One characteristic of the pregnancy background was the absence of a childrearing partner: 23.2%



were separated from the father of the child; 5.8% were not carrying the child of their husband or partner; 23.2% could not reach the father, who refused to support or care for the child; 18.8% could not identify the father (more than one response was possible). Quite a few women received no support from their own parents: 5.8% said their parents were against them giving birth; 33.3% said their relationships with their parents were inappropriate, poor, or weak. Thus, we can see that women who are troubled by their pregnancy are in isolated circumstances without a partner or other supporters for childrearing.

Fewer than 10% became pregnant by a sexual offence. More than 10% became pregnant through their survival jobs as sex workers, prostitutes, and escorts. It is clear that for many, under these conditions even if they received financial and nonfinancial support for childrearing, it would be difficult for them to raise their child themselves.

At the first in-person consultation, 80% of the women were in their second or third trimester. Issues related to medical care were prominent: no childbirth reservation at a hospital or other institution; no prenatal check-ups; no money for medical tests or childbirth; no Maternal and Child Health Handbook, etc. (Fig. 4). Forty percent of counseling clients had not determined where they would give birth, 30% could not afford prenatal check-ups or childbirth, and 30% had never had a prenatal exam. Over 20% had not acquired a Maternal and Child Health Handbook. Various reasons existed for not having sought medical care, such as there was no money or time to go to a maternity clinic, they were reluctant to use their health insurance



card because their family might find out about the pregnancy, they did not think they were pregnant, there was no one they could talk to, they were indecisive about abortion, they were hiding the pregnancy from those around them, or they were sick or had a disability that made it difficult to get to a clinic. Occasionally, the mother and child ended up at risk due to the lack of medical check-ups. Consultations came from all over the country. In Japan today, should labor start without there ever having been prenatal care, it could be impossible to find a medical institution willing to accept such a woman.

Other issues discussed in counseling were complex and diverse, including the lack of a place to live during the pregnancy, the need for legal assistance, such as for foreign and stateless people, and the illnesses or disabilities of the mother, child, or fetus.

### **Overview of Support and Interventions by Private Adoption Support Organizations**

Due to the multiplicity of problems, private agencies intervened and supported in a wide variety of ways (Fig. 5).

They handled medical issues, for example, by securing a place to give birth (50% of cases), and by accompanying women to prenatal check-ups (20% of cases). Consultation by email can swiftly shift to phone when a request for a place to give birth must be made quickly. Occasionally, a woman has gone into labor during a prenatal exam while accompanied by an adoption agent. Often, time is of the essence when it comes to pregnancy counseling.

Forty percent of organizations helped women interface with the government by doing such things as obtaining a Maternal and Child Health Handbook, reporting changes of address, and registering the birth. They also looked after the counseling client after childbirth, taking care of her during postpartum hospitalization and giving her psychological support. Because the client may not be mobile enough to go out much right before and after giving birth, and may not have family help, agencies sometimes take on daily life support.

Over 30% interacted with the pregnant woman's parents to help resume contact and to mend relationships. Under 20% continued the parental support after birth. This reflects the fact that minors must have the assent of their parents to place a child for adoption. It also takes into account that parents are often taken by surprise and beside themselves, hence it becomes necessary to facilitate repair of parent-child relationships. Although 30% of organizations make home visits, for various reasons this may not be possible. In such cases, an agent may meet the pregnant woman at a different location or arrange for an interview elsewhere.

More than 10% of private organizations connected and collaborated with child consultation centers, passing information onto them and such. Sometimes a pregnant woman sought assistance at a child consultation center without it resulting in support. Counseling at a private organization led to her placing her child in an infant home or determining to raise the child herself, thanks to contact and connections between the private institution and the child consultation office.

Another form of support proffered by 13% of organizations was economic aid after leaving the hospital. Immediate monetary assistance may be necessary for women working irregularly and at low pay, who were already in financial straits and who were forced to quit work due to the pregnancy and childbirth.

Special adoption proceeds by the prospective adoptive parents applying for adoption at a family court. The family court investigates the birthmother's wishes, what transpired, and her life situation, then makes a decision based on all of this. Because the court procedures are unfamiliar, 60% of organizations assisted with them. In addition, they consulted with legal experts, and helped the client receive public assistance and employment support. They found a place for them to live after leaving the hospital and helped secure childrearing support for mothers who determined to raise the child themselves.

### **Results of Counseling**

As a result of counseling, 73.9% of cases concluded in adoption. Three out of four people selected adoption. Moreover, 4.3% decided to raise their child by themselves, 7.2% with a partner, and 2.9% with their parents, for a total of 14% determining to care for the baby on their own. 7.2% chose to place the child in the care of the government, such as in an out-of-home care facility.

### **Conclusion**

In general, people have tended to think that pregnant women unable to care for their child were mostly high school students and such. However, this investigation indicates that 70% of pregnant women seeking counseling about difficulties childrearing were so-called independent adults, over half of whom were unemployed or working irregularly. In the background, we can see the social instability of young people and their economic adversity. A substantial number, furthermore, had no support from family or a partner. Pregnancy from sex work underscores their financial predicaments and the so-called poverty of their human relations.

It also became clear that some pregnancies are from sexual assault, and that raising the child may be hard because the counseling client may have an illness or disability.

Though women may consider adoption during counseling, some decide to give birth and raise the child themselves. Some are able to repair relationships with their family or partner. Others receive aid from a private organization that allows them gradually to determine to raise the child themselves, and to prepare their environment for that. Counseling clients are women who have been in tough environments. They could benefit from having a place to talk and from ongoing support regardless of whether they raise the child themselves or place the child for adoption.

The majority of counseling clients have never had a prenatal check-up, lack funds for such and for childbirth, have not reserved a place at a birthing institution, and require urgent attention when they come for consultation because they are in their second or third trimester. A system is needed whereby maternity clinics could promptly be enlisted. Another improvement would be the provision of inexpensive prenatal care at medical establishments before procuring a Maternal and Child Health Handbook. More flexibility with regards to the use of in-hospital midwifery care and women's protection facilities is called for. The daily life welfare funds should be simpler and easier to access, as should the one-time childbirth and childrearing allowance as a loan. There are many ways the system ought to be ameliorated.

Private organizations extend support beyond the medical arena. They help find housing for women before and after childbirth; they locate hospitals that will accept the women; they function as shelters; they

provide postpartum care; they support the parents of pregnant women; and they assist with daily life in numerous ways. This is related to the fact that many counseling clients have no one else they can depend on.

Furthermore, organizations provide monetary support for daily life and daily necessities, as well as economic support after birth. This clearly indicates that women need financial assistance to reestablish their livelihood and to rebuild their life.

We may conclude that continuing, sustained, comprehensive, one-stop support is essential for pregnant women seeking counseling and assistance about childrearing difficulties.

This paper is based on the midterm report entitled “An Investigation of Pregnancy Counseling Conducted by Private Adoption Support Organizations,” which was supported by a grant from the Mitsubishi Foundation. The midterm report covered initial in-person counseling cases during the half year from January through June 2015. The research was approved by the institutional review board of Shizuoka University. Six private organizations participated. Personal identifying information has not been collected and data was statistically analyzed. Joint investigations in Japan are few, and this is limited to a half-year, midterm report. It does not necessarily reflect the entirety of pregnancy counseling in Japan.

The author thanks Lorinda Kiyama (Tokyo Institute of Technology) for her help in preparing this English report.

First printed on August 20, 2016 by Chiaki Shirai. Email: shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp

1-3 2015年1月～2016年6月の1年半の期間に  
民間養子縁組支援機関が対応した妊娠相談ケースの概要

(1) 調査概要

対象：2015年1月～2016年7月の1年半に初回の面談があったケース

調査協力機関：参加機関は 2015/01-2015/06 は 6 機関、2015/07-2015/12 は 5 機関、  
2016/1-2016/6 は 4 機関

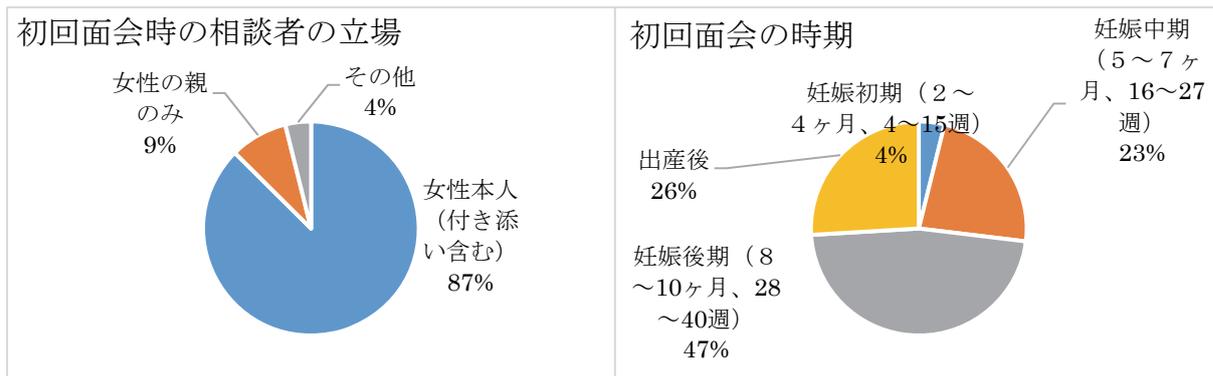
調査方法：自記式留め置き質問紙調査

ケース数：208（回収 208 ケース、有効回答 208 ケース）

倫理的配慮：静岡大学「ヒトを対象とする研究に関する倫理審査」の承認を得て実施した  
（登録番号 15-34）。調査機関が調査票に回答し、相談者に回答を求めている。また、調  
査者はオリジナルデータにアクセスしていない。また個人が特定されうる情報は収集して  
いない。

(2) 相談時の状況

まず、初回相談時の相談者の状況について報告する。

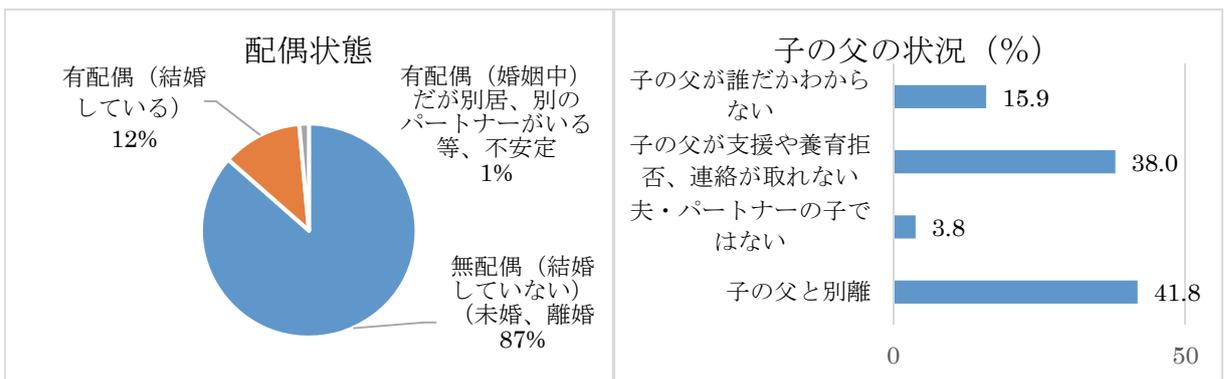
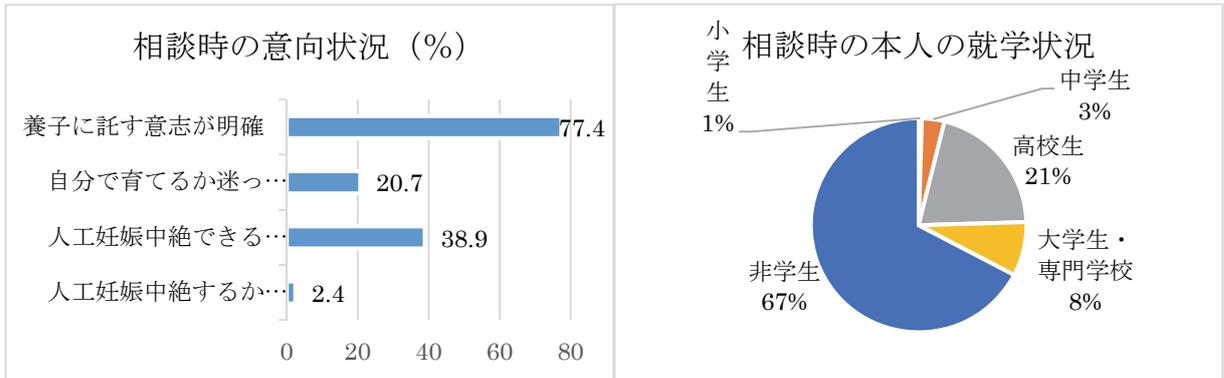


初回相談時の相談者の立場は、女性本人が9割だった。（例えば女性が中高生である等で）  
妊娠している・いた女性の親のみからの相談だったケースは1割しかなかった。女性本人  
の付き添いの例としては、本人の親、夫、交際相手、祖母、きょうだいなど、保健師、ソ  
ーシャルワーカーなどの専門職があげられた。本人を含まない「その他」の例としては、  
夫と本人の母親などである。

面談の初回時の時期は、妊娠後期が約半数で、初期は4%、中期は23%だった。出産が  
差し迫って、初めて相談に至るケースが半分であることがわかる。生まれてからの相談も  
4人に1人だった。出産後の内訳は、0ヶ月が59.6%、1-3ヶ月が24.5%だった。1歳を越  
えていたのは208ケースのうち1ケースだった。面会時期の特記事項として挙げられたの  
は、妊娠後期で未受診、受診したら分娩予定月だった、相談があった日に病院を受診した  
らその日に生まれた、出産当日に入院室から相談があった、分娩が始まっており相談電話  
で救急車要請を指示した、などであった。緊急性が高い相談が少なくないことがわかる。

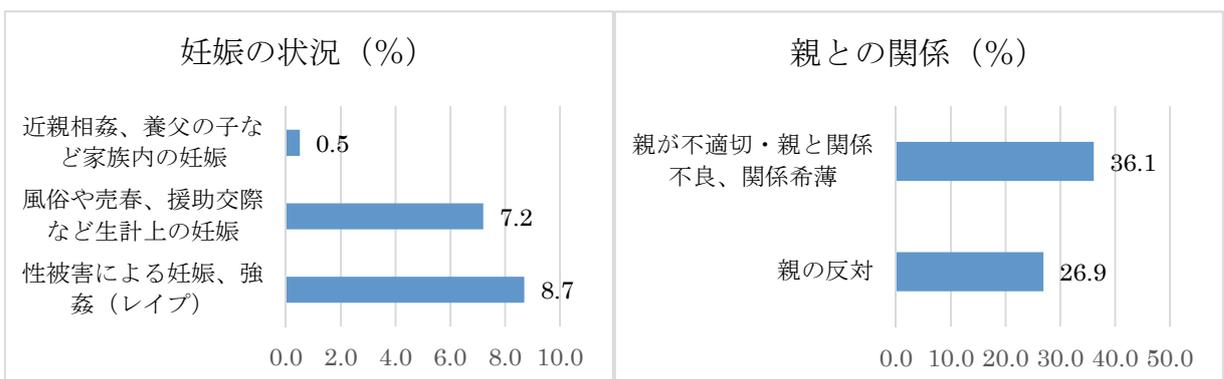
相談時の意向状況については、「養子に託す意思が明確」が77.4%だった。「人工妊娠中  
絶できる週数を越えた」は38.9%だった。自分で育てるか迷っている人も20.7%あり、人  
工妊娠中絶するか迷っていて、民間機関に相談した人も2.4%ある（いずれも複数回答）。

相談時の就学状況は、学生ではない人が過半で67%、次に多いのは高校生で21%、続いて大学生・専門学校生が8%、小中学生が4%だった。非学生は、未成年のあるバイト・フリーターや未成年の無職、成人のアルバイト・フリーターなど様々である。未成年でも学生ではない（無職や就業中）ケースもあった。高校生の中には、退学になる可能性があるため対応を苦慮したケースもあった。



配偶状態は、無配偶が87%と大半である。有配偶（別居、別のパートナーがいる1%を除く）のうち20.0%は本人に疾病・障がいがあり、40.0%は子どもに疾病・障がいがあり、32.0%は多子、40.0%は経済的問題があった。無配偶（パートナーがいない）・経済的問題がある・小中学生や高校生であるなど若年であるなどの類型ではない人びとがいることが予想される。これについては後にもう少し詳しく報告する。

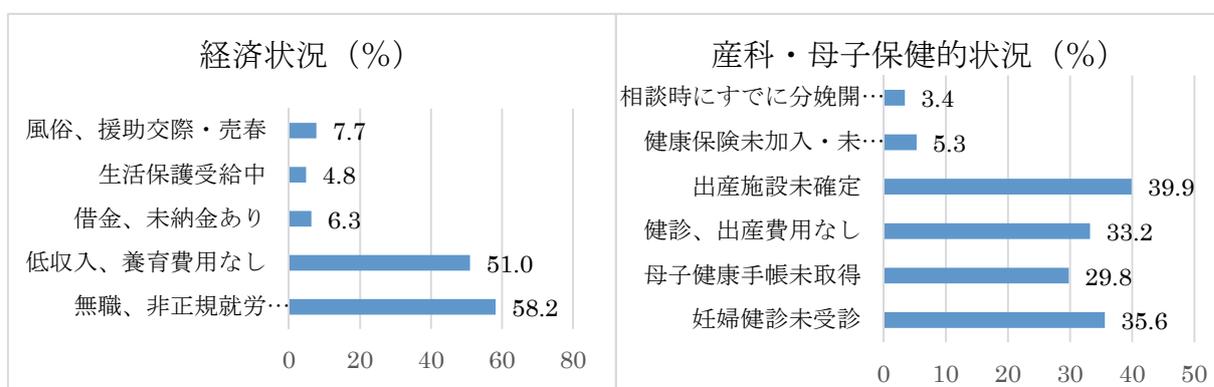
子の父の状況は、既に別離した人が41.8%、子育てをするつもりがない、連絡が取れないなどが38.0%あり、父親として子育てに関わる人がいないケースが4割前後であることがわかる。他にも、子の父が誰だかわからないケースが15.9%、相談時のパートナー（夫）の子どもではないケースが3.8%あり、これについても、父親として子育てに関わる人がいないことが予想される。複数回答だったが、どれにも当てはまらないケースは28.8%しか



なかった。

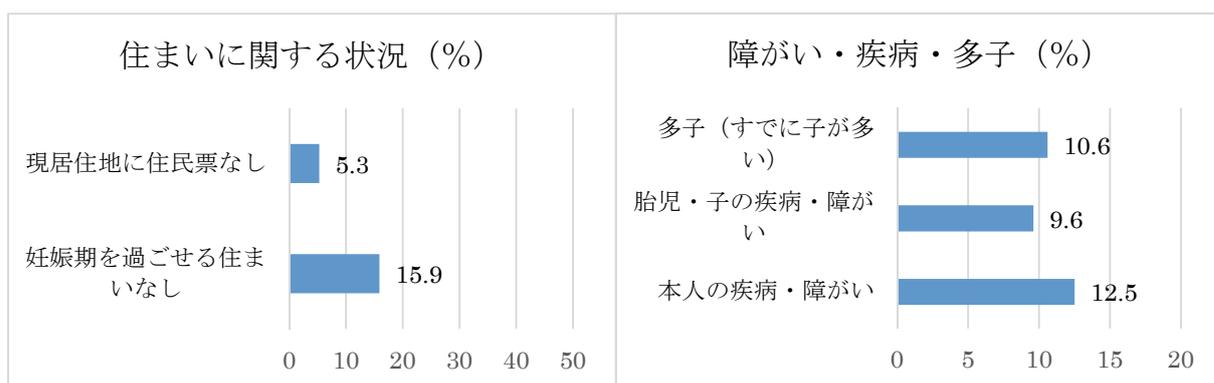
妊娠の状況について、以下に当てはまるか回答を求めたところ、性被害による妊娠が8.7%、いわゆる風俗など生計上の妊娠が7.2%、家族内の妊娠が0.5%あった。これらは、一人で育てたり、乳児院等を一時的に利用して将来的には引き取って育てるなどのビジョンを描くことが難しいことと関連するだろう。

親との関係は、親が出産・養育に反対しているケースが26.9%、親が不適切（マルトリートメントや虐待）であったり、親との関係が不良、関係が希薄など、子育てにあたって親の支援が見込めないようなケースが36.1%あった。パートナーや親などのインフォーマルな支援（情緒的支援、経済的支援、非経済的な手伝いなどの支援）が得られない状況が浮かび上がった。



経済状況を見ると、不安定な就労だったり、子育てをするには経済的に困難である人が過半だった。本項目は複数回答可能だが、無職、非正規就労、低収入のいずれかに当てはまるケースは70.7%に及んだ。借金や未納金があるケースも1割弱あり、生活保護受給中であるケースは5%だった（未成年で本人の親等が受給中を含む）。いわゆる性風俗や援助交際、売春で生計をまかなっているケースは1割弱に認められ、妊娠・出産によって生活の糧が途絶えることが予想される。

面談の初回時には、すでに妊娠後期であるケースが半数を占めることは冒頭で報告したとおりだが、初回相談時の産科・母子保健的状況をみると、出産する医療施設が決まっていないうケースが4割ある。妊婦健診を一度も受けたことがないケースも4割弱、母子健康手帳を取得していないケースは3割あった。妊婦健診や出産の費用がないケースも3割である。健康保険証が使用できないケースは5%だった。相談時に陣痛が始まっていたり、自

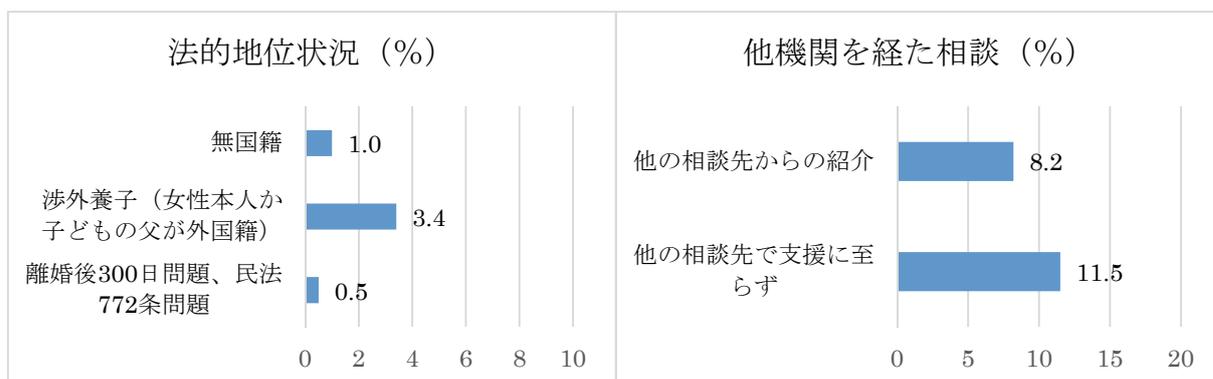


宅等で出産して相談が入ったなどの切迫したケースもあった。

ヒアリングを通して、窮地に立たされた女性は、妊娠・出産期に住まいに関する問題を抱えることがあることがわかっている。例えば、体調や非正規就労のために妊娠・出産で仕事を失い、収入が途絶えて賃料が支払えなくなることがある。住居と職が一体になっている場合は、職を失うと住居も失うことになる（例えば水商売の借り上げマンション、社宅、寮つきの看護職など）。本調査では、妊娠期を過ごせる住まいがなかったケースは2割弱だった。住まいや友人宅を転々としていたり、家出中などの事情があって、現居住地に住民票がないケースも5%あった。母子健康手帳、生活保護や出産扶助などの福祉サービス、母子生活支援施設の利用、児童扶養手当などの中には、原住地でおこなえるものも少なくないが、手続きが必要だったり、本人がハードルを感じたりすることが少なくない。

本人の疾病・障がいや、胎児・子どもの疾病・障がい、育てられないという悩みや相談の背景になっていることがある。例えば本人の精神疾患で子育てに不安がある場合に周囲の支援が限られていたり、障がいや疾病で生活に介助が必要だったり、余命が短いことが予想される場合、胎児・子どもの疾病や障がいでは、本人や周囲の不安やうつ状態が子育てができないほど大きかったり、周囲の支援がないなどである。多子による養育困難は、項目の数の観点からここに含めたが、経済的背景や家族背景とも関連していることは言うまでもない。

本調査では、本人の疾病・障がい認められたケースが12.5%、子どもについては9.6%だった。1割前後、疾病や障がいに伴う養育困難があったことになる。多子は10.6%だった。多子が背景としてあげられた81.8%は無職・非正規・低収入で（あげられなかったケースでは69.4%で統計的に有意な差はない）、36.4%は有配偶だった（多子があげられなかったケースでは9.1%で  $p<.001$  水準で有意）。



法的地位に関する状況としては、民法772条による嫡出推定の離婚後300日問題が絡むケースが0.5%あった。離婚後300日以内の出生は元夫が父親と推定され、裁判が必要になる、出生届提出をためらう、養子縁組の進行が難しいなどの問題が派生することが少なくない。

女性本人か子どもの父親が外国籍であるケースは3.4%だった。女性本人が外国籍の場合は、子どもの父親の国籍や婚姻状態によって、子どもに日本国籍がない場合がある。また、養子縁組にあたって、親権者の母国の法律に準拠する必要もあり、ソーシャルワークに専門的知識が必要となる。また、在留資格によって、女性が利用できる福祉サービスに違い

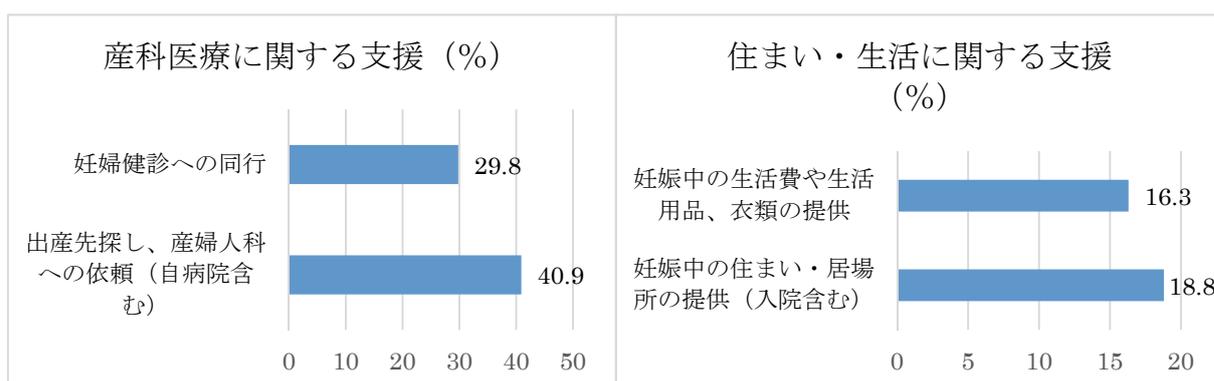
があることもある。

子どもに戸籍がない無戸籍は、今回の調査期間ではなかったが、筆者が実施してきたヒアリングでは、自宅分娩後に時間が経過していたために出生証明が困難で、長期間、子どもが就籍できなかったケースなどがあった。

相談が入った経緯について、女性本人からの相談が多かったことは冒頭で報告したが、女性が当該の民間機関にたどり着いた経緯の一部として、他の相談先の状況を尋ねた。結果、他の相談先で支援に至らなくて、当該民間機関に相談が入ったケースが 11.5%、他の相談先から紹介されたケースが 8.2%だった。具体的には、保健センター（保健師）、病医院、児童相談所などである。他の機関を経て当該機関にたどり着いたケースだけでなく、当該機関が他の機関を紹介したり連携したり、引き継ぐケースもある。これについては相談の帰結の箇所でも報告する。

以上が相談の経過や背景についての報告である。次に、支援の内容や支援の結果について報告する。

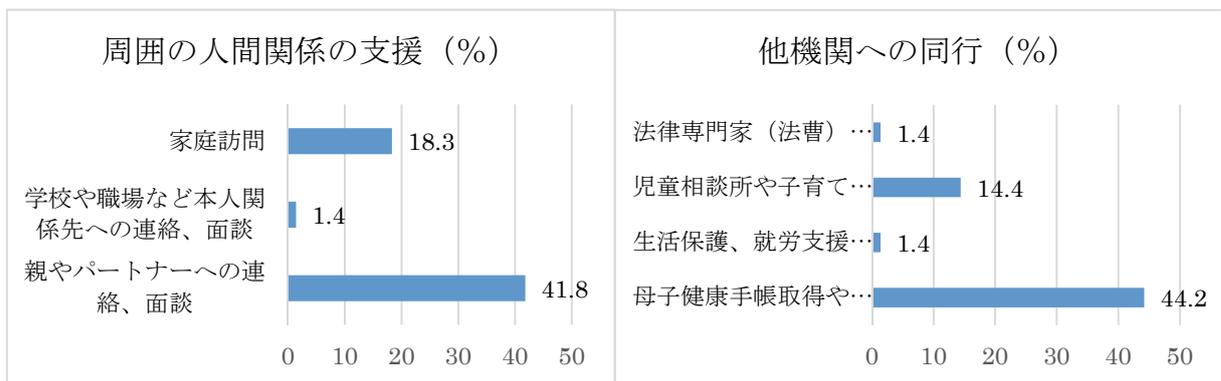
### (3) 支援の内容



相談時に妊婦健診を一度も受診したことがない、出産先が決まっていないなどの割合が相当あったことは先に述べた。産科医療に関する支援では、出産先を探したり、自病院に受け入れたりという出産施設の確保が 40.9%、妊婦健診への同行が 29.8%あった。妊婦健診に同行するのは、妊娠週数が進んでからの受診であったり、紹介による受診であったり、本人が移動手段や費用をもっていなかったりなどの事由が推測される。

住まいや生活に関する支援については、住まい・居場所の提供をしたケースは 18.8%、生活費や生活用品、マタニティ服などの衣類の提供が 16.3%あった。住まい・居場所をヒアリングしたところ、ウィークリーマンションの借り上げ、協力者・団体の自宅や空き部屋、ホテル、機関が運営する私設滞在施設、協力する・自己の病医院への入院滞在、等だったが、相談は全国にわたるため、出産先の確保とその近隣の滞在先の確保、および現住地からの移動、生活や精神面の支援者がそばにいる環境づくりなど、体制づくりの負担は小さくなかった。

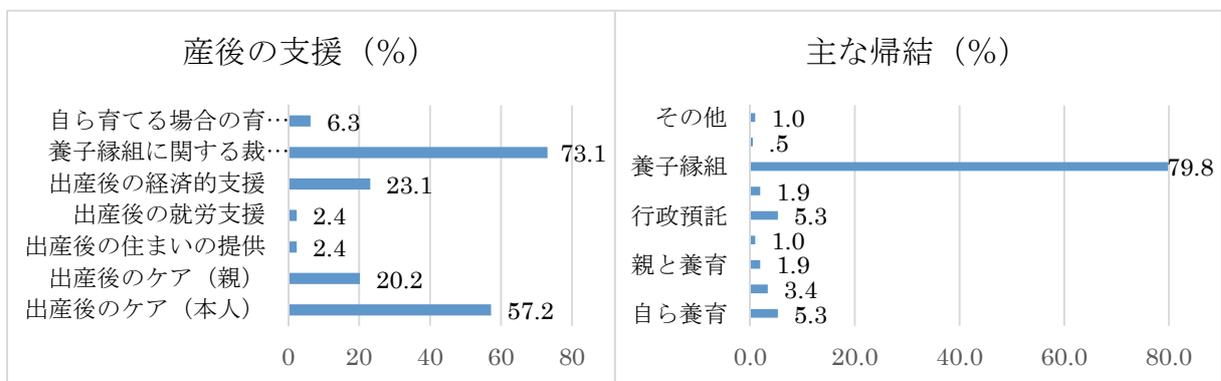
本人だけでなく、本人の周囲への支援が必要になることもある。女性が未成年であれば、養子縁組やその他の事柄について親権者の同意が必要であるし、女性が生徒・学生であれば、学校とのやり取りが必要になることもある。胎児・児の父親と養育の可能性について



話し合ったり、本人の親が混乱していたり、本人と意向が異なって調整が必要なこともある。親やパートナーに連絡・面談したケースは41.8%あった。電話等では対応できず、また相談者が来訪することも難しく、家庭に出向いたケースも18.3%あった。（このほかに、家庭に来られては困るということで、指定の場所まで出向いたというケースもあった。）学校等との連絡は1.4%だった。

他機関への同行については、母子健康手帳の取得や転居手続きのために行政に相談、同行したケースが半数近い44.2%に及ぶ。その他、児童相談所や子育て支援への相談や連携14.4%、生活保護や就労支援など福祉に関する行政サービスへの同行が1.4%、法律の専門家への同行が1.4%あった。本調査では尋ねていないが、同行しないでおこなった支援も多くあるだろう。

出産後の支援としては、本人の産後のケアが57.2%あった。これは親きょうだいなどが女性の入院中のケアなどができない・しない等の背景がある。親へのケアが必要だったケース（例えば精神的支援等）が20.2%あった。妊娠・出産により収入が途絶えたり、仕事が途絶えるなどのケースの対応として、経済的支援をおこなったケースが23.1%あった。これはヒアリングによると、産後初めての給与を得るまで家賃を振り込んだり、帰宅の旅券を購入したりである。就労支援、住まいの提供、自ら育てる場合の育児支援もあった。出産入院中に、上の児の預かり、領事館への同行、DNA鑑定などもあった。養子縁組の裁判に関する支援は73.1%あった。育てられないほどの困窮や窮地に立たされた女性を、出産後に自立支援していくことは大きな課題であり、また負担でもあるだろう。



#### (4) 支援の帰結

相談・支援の帰結は複数回答で尋ねたが、主な帰結として報告すると、養子縁組に至ったケースが 79.8%だった。一人で、パートナーと、親と養育したケースは合わせて 10.6%と 1 割だった（要支援ケースとして児童相談所、保健センター、児童家庭支援センターが見守りを継続しているケースを含む）。乳児院措置など行政預託は 5.3%だった。

この主な帰結が養子縁組である割合には、児童相談所や他の民間機関に引き継いだ後に、養子縁組に至ったことがわかったケースは含めていない（含めると全体の 80.3%）。以降、本稿で主な帰結を述べるさいには同様である。

## （5）考察

### 1. 妊娠相談する女性の背景

はじめに、妊娠相談する女性の背景として、年齢や婚姻状態、経済状態についてももう少し詳しく分析したい。

本調査期間のケースでは、小学生、中学生、高校生、大学生・専門学校など高等教育、非学生（未成年、無職含む）など様々な就学上の地位のケースがあった。就学上の地位別に養子縁組に帰結したか否かを見ると、小中学生はすべて養子縁組だったが、高校生は 88.4%で、親と養育するケースや、行政預託（乳児院措置等）もあった。大学・専門学校生については養子縁組に至ったケースは 76.5%で、非学生（76.4%）とほとんど同じである。（一人で・パートナーと・親と）養育した割合は、非学生が最も高い（13.5%）。自ら育てる選択が身近になるのは高等教育以降であるといえそうである。ただし統計的有意な差はなかった。

付言すれば、高校生の場合、日本では退学になるケースが少なくないということも述べておきたい。出産前後の欠席で留年を余儀なくされることでさえ改善の余地があるだろうが（他国の試みについては本報告書を参照）、風紀を乱す、不純異性行為等の理由で退学になる、あるいは退学を迫られることがある。本人のライフコースの構築という観点から、就学が継続でき、学業・学歴達成できることが望ましい。学業中断によりライフコース構築が阻害されると、ますます自ら育てる選択が難しくなるし、子の出生がライフコースに負の影響を与えたと感じるだろう。近年では託児施設・サービスがある大学も増えてはきたが、認可保育所の入園にあたり、就学は就業よりも低く査定される（いわゆるポイントが低い）ことも重ねて問題である<sup>1</sup>。

非学生について述べると、無職、非正規就労、低収入など経済的課題を抱えていたケースが 75.0%に及ぶ。働いていてもフリーターや派遣社員など不安定な就労で、妊娠、出産、子育てという出来事を乗り切れないことがわかる。また、非学生の場合、子の父が誰だかわからないケースが 15.0%、性被害による妊娠が 7.1%、風俗や売春、援助交際などによる妊娠が 9.3%と、自ら養育するに至りにくい妊娠背景があった。さらに、親が不適切だった

---

<sup>1</sup> 加えて若年者の親も比較的若いことが多い。親が就業していれば日中の保育はできないし、就業していない場合 65 歳未満だと「保育に欠ける」状態ではないとみなされて、保育園に入園できないこともある。学業が中断していると、就学も就業もしていないため保育園に入園できず（制度上は求職中も入園可能性はあるが）、一人親は「ポイントが加算される」が、実際には保育園に入園できないことが少なくない。これも自ら養育することを諦めたり、若年一人親の子育てやライフコース構築を困難にしている一つの原因である。

り、親との関係が不良であるケースが 47.1%で、未婚でパートナーと養育できない事情がある、経済的に課題がある、等の場合に、親が資源にならないことが重なると、養育困難になることが予想される。非学生で、養子縁組に帰結するか否かに統計的有意な差が認められたのは、配偶状態（有配偶の方が自ら育てる割合が高い）、初回相談時に自分で育てるか迷っている（迷っている方が高い）、初回相談時に養子縁組する意思が明確（明確でない方が高い）、初回相談を誰がしたか（本人以外がした方が高い）、経済状態（経済的問題がない方が高い）、だった。

#### 年齢段階別にみた相談時の背景と支援（抜粋）

背景                      それぞれの年齢カテゴリを 100%とした場合の割合                      %

-	初回面談時期が 妊娠後期	初回面談時期が 産後	初回面談に本人 不在で親のみ*	自分で育てるか 迷っている
全体	47.1	26.0	8.7	20.7
小中学生	75.0	-	25.0	-
高校生	46.5	20.9	18.6	18.6
大学・専門	35.3	52.9	11.8	17.6
非学生	47.1	25.7	4.3	22.9

	親が不適切・関 係不良**	低収入**	風俗・売春・援 助交際	出産費用なし
全体	36.1	51.0	7.7	33.2
小中学生	12.5	12.5	-	12.5
高校生	9.3	32.6	2.3	16.3
大学・専門	23.5	29.4	-	17.6
非学生	47.1	61.4	10.7	41.4

	本人の疾病・障 がい*	胎児・子の疾 病・障がい	多子**	女性か子ども の父が外国籍
全体	12.5	9.6	10.6	3.4
小中学生	-	-	-	-
高校生	2.3	7.0	-	2.3
大学・専門	-	-	-	11.8
非学生	17.9	12.1	15.7	2.9

#### 支援

	出産先探し	妊婦健診への同 行	妊娠中の住ま い・居場所の提 供	親やパートナー への連絡**
全体	40.9	29.8	18.8	47.8

小中学生	50.0	12.5	37.5	37.5
高校生	37.2	18.6	16.3	67.4
大学・専門	23.5	17.6	17.6	47.1
非学生	43.6	35.7	18.6	33.6

	出産後の本人の親へのケア**	出産後の経済的支援**	支援の帰結が養子縁組
全体	20.2	23.1	79.8
小中学生	37.5	-	100.0
高校生	39.5	16.3	88.4
大学・専門	23.5	-	76.5
非学生	12.9	29.3	76.4

\* $p<.05$  \*\*  $p<.01$

これらを見ると、年齢段階別の特徴が示唆される。小中学生の場合、同じ児童年齢である高校生に比較して社会的に非常に若年である（高校生年齢の女性は婚姻できる年齢だ）。家族も発見できなかったか、面会時期が妊娠後期である割合が高く、親だけで初回面談をする割合が高い。経済的問題がある割合は低いが、出産先探しなどが必要で、妊娠中には、（周囲の目を避ける意図があつてか）住まいや居場所を提供する割合が高く、出産後に本人の親のケアが必要な割合が（高校生と同程度に）高く、全ケース養子縁組になっている。

高校生の場合、（親に相談していなかったのだろうか）未成年者の場合、養子縁組には本人の親権者の同意が必要であることもあつてか、親への連絡の割合が高く、産後の本人の親へのケアの割合も高い。

大学生の場合は半数以上が出産後の初回面談で、4人に1人が親が不適切か関係不良、経済問題があり、親やパートナーへの連絡が必要なケースも半数近くある。

非大学生の場合は、有配偶と無配偶に分かれるだろうが総じていうと半数近くが初回面談が妊娠後期で、同じく半数近くが親が不適切か関係が不良、低収入、出産費用がない割合が高い、産後の経済的支援が必要な割合が高い。

次に、有配偶者についてみていく。有配偶者は全体の13.5%だった（別居等をしている有配偶者1.4%を含む）。通例、無配偶者より有配偶者の方が、子育てできる環境にあるように思われる。安定的に家庭を営み、収入が見込める大人が自分以外にもいて、子育ての手もあると考えられるからだ。有配偶であつても養育困難である人は、どのような状況なのだろうか。先に、無職、非正規、低収入など経済的問題がある人が40.0%、多子が32.0%であると報告した。次の子を育てる経済的余裕がないケースが少なくないことがわかる。子どもに疾病・障がいがあるケースは有配偶者の40.0%だった。妊娠中から養育困難で相談しており、生まれたら疾病・障がいがあったケース（例えば形成手術が必要だが生命や発達に問題はないなど）もあるが、生まれた子がダウン症候群だったためという事由もあつた。子どもの障がいや養育困難、ひいては養子縁組の事由となるケースが少なくないことについては、追加調査を実施したので、1-4章で報告する。

有配偶者は、無配偶者とは異なる傾向があることがわかったが、経済状態、多子、子の疾病・障がいについてより詳しく見ると、8 パターンの組み合わせがあるが、「経済的問題あり・多子ではない・子の疾病や障がいあり」がパートナーと同居している有配偶者の32.0%、次に多いのは、「経済的問題なし・多子ではない・子の疾病障がいなし」と「経済的問題あり・多子・子の疾病障がいなし」で、それぞれ20.0%だった（現在配偶者と別居等をしている人を除く25ケース）。「経済的問題なし・多子ではない・子の疾病障がいなし」は、性被害、本人や配偶者の疾病・障がいなどであった。

このように、一定の割合を占める有配偶者の中でも、背景にはいくつかのパターンがあることがわかる。全体としてみれば、無配偶者と有配偶者で統計的に有意に差があるのは、別居している有配偶者を除くと、有配偶者は統計的に有意に、初回相談時に養子に託す意思が明確ではない（無配偶79.4%、有配偶60.0%、 $p<.05$  以下同順）、子の父と別離していない（別離は47.8%、0%、 $p<.01$ ）、無職・非正規ではない（無職・非正規は65.0%、12.0%、 $p<.01$ ）、低収入を含めた経済的問題はない（経済的問題ありは75.0%、40.0%、 $p<0.01$ ）、妊婦健診を受診している（いないは38.9%、16.0%、 $p<.05$ ）、出産費用はある（なしは36.1%、16.0%、 $p<.05$ ）、出産施設は確定している（未確定は43.3%、16.0%、 $p<.01$ ）、妊娠期の住まいあり（なしは18.3%、0%、 $p<.01$ ）、子に疾病・障がいあり（5.6%、40.0%、 $p<.01$ ）、多子（7.8%、32.0%、 $p<.01$ ）だった。

おこなった支援で有配偶・無配偶で統計的に有意に差があるのは、同様に別居している有配偶者を除くと、出産先探しがない、妊婦健診への同行がない、妊娠中の居場所の提供がない、妊娠中の生活用品の提供がない、家庭訪問あり、母子手帳発行等同行不要、相談者の親への出産後のケア、出産後の経済的支援、養子縁組手続き支援必要なし、であった。総じて、産科的支援（出産場所確保、妊婦健診同行、母子手帳発行）、妊娠中の居所や生活用品、産後のケアや経済的支援は必要ないが、配偶者との連絡や家庭訪問の必要割合が高いといえるだろう。そして、帰結についても統計的に有意な差があり、有配偶者は養子縁組割合が低かった（83.3%と60.0%、 $p<.01$ ）。

配偶別にみた相談時の状況（統計的に有意に差がある項目） %

	出産先探し**	妊婦健診への同行*	妊娠中の居場所の提供**	妊娠中の生活用品の提供**
無配偶	44.4	32.8	21.7	18.9
有配偶	16.0	12.0	-	-

	家庭訪問**	母子健康手帳発行同行*	出産後の相談者親へのケア**	出産後の経済的支援*	養子縁組手続き支援*
無配偶	15.6	47.8	23.3	25.0	76.7
有配偶	40.0	24.0	-	8.0	52.0

有配偶で別居中は除いた

\*は  $p<.05$  \*\*は  $p<.01$

ここまでみた相談者の主な類型を下記にまとめた。学生ではない無配偶の低収入のケー

すが4割を占める。高校生が2割、大学生が1割で、この3類型が7割を占める。有配偶で子に疾病障がいがあるケースが4.8%、低収入が3.8%あるが、それ以外をまとめた「その他」が2割弱あり、これらの類型にまとめられない様々なケースがあることがわかる（例えば性被害、本人の疾病や障がいなど）。

相談者の主な類型 (％)

無配偶・非学生・低収入	高校生	大学生	有配偶・子に疾病障がい	有配偶・子に疾病障がいなし・低収入	小中学生	その他
42.3	19.2	8.2	4.8	3.8	3.8	17.8

背景と養子縁組に帰結するか否かを単項目でみると、以下の項目は統計的有意に帰結と差があった。具体的には初回面談が夫や交際相手、児童相談所など「その他」の場合は養子縁組に帰結する割合が相対的に低い（養子縁組は50.0%）、初回面談時期が初期<中期<後期の順で縁組割合が高い、中絶を迷っている人は縁組割合が低い、自分で育てるか迷っている人は縁組割合が低い、逆に意思が明確だった人は割合が高い、有配偶者は縁組割合が低い、経済状態が悪い人は縁組割合が高い、子の疾病障がいがある人は縁組割合が高い、子が無国籍の場合は縁組割合が高い。

また、どんな支援が必要だったかも、養子縁組に帰結するか否かのケースを浮かび上がらせているだろう。各種同行や産後のケアや支援が必要だった人は縁組割合が高かった。

主な帰結が養子縁組であるかに統計的有意に差がある項目（単項目）

背景

初回面談者が誰か	初回面談時期	人工妊娠中絶するか迷っているか
自分で育てるか迷っているか	養子に託す意思が明確か	配偶状態
経済状態	胎児・子の疾病障がい	無国籍

支援内容

妊婦健診同行	生活保護・就労支援など行政同行	児童相談所への連携
出産後に本人のケア	出産後に経済的支援	

$p < .05$

相談者の年齢や地位（配偶者がいるか否か）による差異から目を転じて、次に、相談時にすでに妊娠後期であるなど切迫した状況であることについて、もう少し詳しく見てみたい。次表にまとめたように、妊娠後期という出産間近な時期に初回面談があったケースは、妊婦健診未受診者の割合が高い。母子健康未取得者も、統計的に有意な差ではないが、他

の時期に初回面談があったケースより母子健康手帳未取得者の割合が高い。出産間近で、なおかつ妊婦健診を受けたことがなく、母子健康手帳も未取得であるケースが相当数あることがわかる。またこうした妊娠後期の相談は養子縁組に帰結する割合も高い ( $p<.01$ )

初回対面面談の時期別にみた産科的状況 (抜粋) %

	妊婦健診未受診者*	母子手帳未取得	健診・出産費用なし	出産施設未確定*
全体	35.6	29.8	33.2	39.9
妊娠初期	12.5	12.5	12.5	62.5
妊娠中期	35.4	22.9	43.8	54.2
妊娠後期	43.9	38.8	34.7	39.4
出産後		22.2	24.1	24.1

妊娠初期は2～4ヶ月 (4-15週)、中期は5～7ヶ月 (16-17週)、後期は8～10ヶ月 (28-40週)。

\*は  $p<.05$

初回対面面談の時期別にみた帰結 (%)

	養子縁組した割合
全体	79.8
妊娠初期	50.0
妊娠中期	79.2
妊娠後期	84.7
出産後	75.9

$p<.01$

本調査では、妊娠相談する女性の様々な状況と、様々な支援の内容が明らかになった。近年、メディアで取り上げられるようになったが、そこで切り取られるのは、「高校生など若年者の妊娠」と「女性の貧困」に偏っている。育てられないのに無計画に妊娠した、性の乱れ、避妊の知識不足、性教育の必要性、弱者化する若者、などの文脈に還元されがちでもある。しかし本調査で明らかになったのは、さらに多様な状況だった。例えば、中高生や社会人の性被害による妊娠、パートナーとの別離により養育するパートナーがいない、パートナーと出会う前の妊娠でパートナーの子どもではない、風俗や売春・援助交際で妊娠して子どもに愛着を感じられない、シングルマザーで子育てしていたが経済的・時間的に次子は難しい、精神疾患や疾病により本人が子育てできない、障がいがある子を育てられない (育児の手が足りない、仕事がフルにできなければ経済的に成り立たない、鬱が強く子育てできない、親族やパートナーが受け入れない等々)、などである<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> インタビュー調査では、授かり婚になる予定で妊娠を継続していたが結婚が破談になった、親から虐待されて家出をして、性風俗で生計を立てていた、胎児は生命だから人工妊娠中絶をしなかった、などのライフヒストリーが明らかになった (白井 2014)。

白井千晶 2014 「妊娠葛藤・子の養育困難にある女性の養子に出す意思決定プロセスと公的福祉—特別養子縁組で子を託す女性の語りから」『和光大学現代人間学部紀要』, 7, 55-75

学生である、無職や非正規就労など経済的に脆弱であったり先が見えない、パートナーと別離した、親との関係が不良である、親がマルトリートメント（不適切な対応）で子育て支援が見込めない、本人に疾患や障害がある、などの「もともとの養育資源の少なさ」に、性被害、子どもの父親が誰だかわからない、パートナーの子どもではない、子どもに疾病や障害がある、などの「妊娠・子どもの背景」が重なっていることも少なくない。ただしそのような状況では常に養子として託すことになるかということではなく、民間機関の働きかけによって、親きょうだいの子育てを支援することになったり、一時的に乳児院を利用して卒業後に育てることに決めるなど、相談のプロセスにおいて「得られた資源」と「本人の意思」があって、自ら育てる（一人で、あるいはパートナーや親族と育てる）ことになることもある。こうした意思決定プロセスを図に示した（図1）。

「もともとの資源」や「妊娠・子どもの背景」によって、支援の内容（「得られた資源」）も多様だった。最も割合が高かったのは、出産先の確保や妊婦健診への同行、母子健康手帳の取得など、差し迫った出産への対応である。それ以外にも、住まいや生活用品の提供、親など周囲との関係調整、出産後の身近や上の子の世話、子育て支援、福祉、児童相談所など行政機関との連携（行政機関から紹介を受けることもあれば、自ら育てることにして行政機関に引き継ぐこともある）、などもあり、ケースワークは多岐にわたっていた。

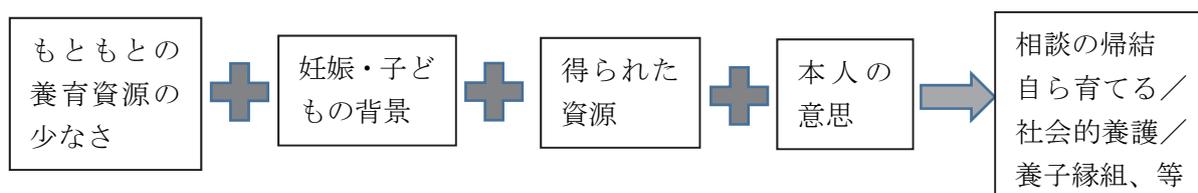


図1 妊娠に悩む女性の意思決定プロセスと帰結

## 2. 課題

最後に、本調査から見てきた社会の課題を6点あげておきたい。

### (1)妊娠相談体制の必要

本調査はいくつかの養子縁組支援をしている民間機関に1年半に寄せられた相談のうち、面談に至ったケースを調査した。非常に限定的であるにもかかわらず、208件もの面談ケースがあり、複合的な背景をもつがゆえの多角的な支援を受けていた。8割が養子縁組に至っていたのは、相談者が養子縁組を念頭において相談先を選択していたからだろうが、2割は自ら養育している。厚生労働省の妊娠相談体制の整備についての通知による後押しで、自治体や産婦人科医会がたとえば妊娠SOSや妊娠相談を整備しつつあり、同じく厚生労働省の指針により児童相談所もこれから生まれてくる子の虐待予防として相談を受けるようになっているが、養子縁組を検討するほど窮地に立たされたケースは、養子縁組支援機関に相談が寄せられているといえるだろう<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 「このとりのゆりかご」を設置している熊本県の慈恵病院は24時間相談を受け付けており、2015年には5466件の相談があった（電話等、対面ではないケースを含む）

## (2)産科の受け入れ体制

調査では相談があった時には妊娠後期だったり出産直前（あるいは出産中）だったケースが約半数だった。なおかつ妊婦健診をまだ受けたことがなかったり、母子健康手帳を取得していないケースも多かった。現代日本社会では産科医不足、救急・搬送受け入れ体制が組めないなどの「産科医療の崩壊」が社会問題となり、妊娠初期でさえ分娩予約が取れない「お産難民」が生じている。血液検査も受けておらず感染症の有無がわからなかったり、胎児の発育に問題があったり、入院助産の申し込みなど経済的対応が必要だったり、中高生で周囲に公表したくないためいわゆる社会的入院を希望しているなどの理由からか、出産施設が確保できないケースがあることがヒアリングから聞き取れたが、妊娠相談体制の整備には、産科医療の協力が不可欠である。

## (3)専門機関・専門家との連携

複雑な背景や配慮の必要がある女性もあり、専門家との連携が必要である。例えば性被害や家族内妊娠では医療専門家や心理ケアとの連携が必要となる。しかし未成年では精神科の受診に親権者の承諾か同伴が必要であるため<sup>4</sup>、精神科の受診が妨げられることもある。嫡出推定により子どもの遺伝的父親ではない人が子どもの親となったり、無国籍や無戸籍など、法的支援が必要になることもある。すべてを民間機関が担うことは難しいため、広い協力・連携体制が必要だ。

## (4)自ら養育する場合の支援

本調査では自ら養育する帰結となったケースが2割あった。相談・支援により養育に至ったことは歓迎されるかもしれないが、いったんは養子に託すことを検討するほど窮地に立たされた女性が、自ら養育することは簡単なことではない。パートナーがいなかったり、親との関係が不良だったり、就労が不安定だったりすることも多い。子どもがいることが、その後の人生構築の支えになることもあるだろうが、結果的に子どもが死に至った事件は自ら養育することの難しさの一端を示している<sup>5</sup>。

## (5)女性の自立支援

養子として託すことに決めた場合でも、自立支援はとても重要な課題である。非正規就労（アルバイトや派遣社員など）で、収入が低く、預貯金も少なく、先の経済的見通しも厳しいために養子縁組を決心したほどの状況の場合、妊娠や出産のために退職したあと、再就職してキャリアを再構築することは難しいことが予想できる。高校や大学の退学など、学業の中断を余儀なくされた場合もある。親を経済的・非経済的資源にできないから養子縁組に至ったケースも少なくなく、出産後のセーフティネットはかなり脆弱だろう。しか

---

<sup>4</sup> 薬物療法を必要とする場合に、親権者の同意が必要だからだと考えられる。精神保健福祉法では未成年者の医療保護入院には、精神保健指定医の判定か家族等のいずれかの同意が必要。

<sup>5</sup> 民間機関の支援を得て出産し、養子縁組をせずに自ら養育することにしたが、再度子どもを連れて親元を離れ、同居する複数の女性に児を預けている間に、児が死亡した事件（例えば信濃毎日新聞 2017年2月17日、18日、19日が詳しい）。

し、生活保護法、DV法、売春防止法などを根拠法とする制度の対象にならない場合、自助だけで立て直していかなくてはならない。

#### (6)心の問題：「喪失経験」

人生の再構築過程には、心の問題もある。海外の歴史的研究でも、また筆者による先行研究でも、女性たちは子どもに強い愛着を感じ、自責と罪の意識を感じていることも多く、養子に託すことが大きな喪失体験となることが予想される。委託後の心のケアだけでなく、喪失体験への長期的な視野が必要だろう。海外では養子に託した人（**birth mother**）の当事者ネットワークや集まり<sup>6</sup>、養子縁組を専門的に扱えるカウンセラーがいて、喪失体験を一人で抱えなくてもよい体制がある。日本では養子縁組機関が「アフターケア」をするように法律に定められたが、児童相談所を経た養子縁組の方が数は多く、児童相談所の相談業務からははみ出すから、長期的な相談・支援体制を考えていかなくてはならない。

---

<sup>6</sup> 海外調査の部で報告するように、子どもが社会的養護下にある親の当事者グループもある。どうすれば子どもを再び養育するのに「適格」だとみなされる環境を作れるのか、子育てをどのように考えればいいのか、裁判所に養子縁組命令を出されないために何ができるのか、情報交換がされている。

またアメリカの養子に託した女性の団体では、次の世代の女性は育てることができるよう相談体制を作ったり、養子に出した女性にプレゼントやメッセージを送ったり、各地で当事者の会合をもったりしている。

#### 1-4 追加調査：子どもの染色体異常、特に 21 トリソミー（ダウン症候群）を事由とした養育困難・養子縁組相談について

近年の出生前検査に関する科学技術の発達<sup>1</sup>により、妊娠中に子どもの疾病や障がい<sup>2</sup>が判明することも多く、妊娠の継続をするかどうか、自ら育てるかどうかが、決定を迫られることになった。「新型出生前検査」により染色体異常がわかったケースのほとんどが人工妊娠中絶を選択したと報道されているが、超音波検査等で妊娠後期にわかれば、中絶という選択肢はない<sup>3</sup>。また、出生後に染色体異常がわかることもある<sup>3</sup>。そのような場合には、養育が難しいと感じる人もいるだろう<sup>4</sup>。

妊娠相談ケースの統計的分析およびヒアリングから、子どもの染色体異常、特に 21 トリソミーを事由とした養育困難相談や養子縁組相談が一定割合で存在することがわかった。

本研究では、これらの実態を明らかにするために、2016 年 1 月～12 月に、子どもの障がいに関する養育困難・養子縁組相談があったか、その内容と帰結はどうだったか、協力機関に回答を求めた。子どもの障がいに関する追加調査では、面談を伴わなかったケースも対象とした。

4 機関のうち、2 機関は当該期間に子どもの障がいを事由とした相談ケースはなかった。残り 2 機関では 55 ケースの相談があった。以下概要を報告する。

##### (1) 2 機関のケース概要

調査期間：2016 年 1 月～12 月に初めて相談があったケース（メール、電話、対面相談）

---

<sup>1</sup> 妊娠初期に実施することができる検査で、従来の血清マーカー検査（トリプルマーカーやクアトロマーカー）に比べ、精度が格段に高く、マーカー検査同様に母体の血液検査であるため流産のリスクがない非侵襲的な検査、NIPT（いわゆる「新型出生前検査」）が話題になった。これらは現時点ではいくつかのトリソミーを調べるのみである。

妊娠中期の羊水検査（それより週数が早い検査に絨毛検査があるが実施施設は少ない）はいくつかのトリソミーだけでなく特定の遺伝性疾患の有無についても調べられ、確定的な出生前診断である。

細胞を調べる出生前検査だけではない。妊娠中に日常的に使用される超音波検査では頸部浮腫（NT）が胎児の異常を発見する手がかりと言われ、他の検査項目と組み合わせて、染色体異常の指標とされることもある。超音波検査で観察した骨形成上の傾向から 21 トリソミーの可能性が疑われることもある。また、先に何らかの形態異常の可能性を指摘され、その後にトリソミーがわかることもある。

<sup>2</sup> 付言すると、母体保護法では、子どもの染色体異常（障がい）を事由にした人工妊娠中絶（いわゆる胎児条項）は認められていない。経済的事由として届けられている。

<sup>3</sup> 管見では、染色体異常がある子どもをもつ親に対して、それがいつわかったかを調べた調査はあまり多くない。出生前検査の種類やアクセスなどは時期によって大きく異なる。2005 年に中垣らが実施した調査では、51 人の回答者のうち出生前にわかっていた人は一人もいなかった（中垣他 2009）。ダウン症候群の親による手記等の資料では、出生後にわかったケースの方が多（やってみようプロジェクト 2013『わが子がダウン症と告知された 87 人の声』）。

<sup>4</sup> ただし、子どもに障害があった時の準備として出生前検査を受ける人もいるし、出生後に染色体異常がわかった時に、様々な葛藤がありながらも、よりよい養育に向かっていく人もいる。

調査対象：子どもの疾病・障がいを事由とする相談

養子縁組をしなかったケースを含む

経済的問題など他の事由で妊娠相談をしていて、生まれた子に養育困難だと考える疾病・障がいがあったケースを除く

相談数：55 ケース（うち 21 トリソミー（ダウン症候群）は 47 ケース）

帰結：養子縁組 11 ケース（全ケースがダウン症候群）

## (2)子どもの疾病・障がいを事由とする相談

調査実施者は「子どもの疾病・障がいを事由とする相談」について尋ねたが、民間機関にとってそれを回答するのは困難だった。なぜなら、もともと妊娠相談していたケースが早産になって成長・発達に特に見守りが必要になるケースもあれば、同様にもともと妊娠相談していたケースが、例えば腹壁ヘルニア手術の必要がわかって入院が長期になり手術後の経過をみながら養子縁組委託されたり、児に形態異常（例えば複指、耳骨不完全など）や医療ケアが必要でも、それが養育困難の主な事由ではないこともあるからだ。

本調査は、近年の出生前検査、障害者殺害事件に象徴される障害者の社会的排除、疾病や障害をもった人やその家族に迫られる「自立」への努力義務や社会の「自立」支援、同時に地域での生活を促す包括的地域支援など、障がいをめぐる社会動向の中で、児の障がいを事由にした養育困難のありように関心があった。

そこで、以降は 55 ケースのうちダウン症候群にしばってまとめた（47 ケース）。ダウン症候群ではない相談はどのようなケースだったかという、超低体重、発達障害などである。妊娠中に母親が薬物中毒だったケースもあったが、このように子どもの医療ケアの必要だけでなく養育できる環境も相談の背景にあることが予想できる。13、18 トリソミー<sup>5</sup>など他のトリソミーもあったが、数が少ないこと、21 トリソミーと混ぜて分析するのは、養育困難感の観点から混ぜる不利益の方が大きいと判断した<sup>6</sup>。なお、調査期間が限定的であるため、実際にはここにあげた以外にも、様々なケースがあることが推測できることを付言しておく。

## (3)ダウン症候群の子どもについて養子縁組支援機関に寄せられた相談

相談統計より

相談時期が妊娠中だったケースは全体の 1 割で、9 割は出生後の相談だった。出生後の相談のほとんどは生後 1～3 か月である。乳児を過ぎ、1～3 歳というケースもあった。

相談時に自ら育てているケース、心臓手術や低体重で入院中のケース、乳児院を利用しているケースなどだった。

<sup>5</sup> トリソミーとは染色体が 3 本ある染色体異常。21 番目の染色体が 3 本あるのが 21 トリソミー（ダウン症候群）、18 本あるのが 18 トリソミー。他に出生数が一定程度あるトリソミーには 13 トリソミーがあるが、6 トリソミーなど他のトリソミーもある。なお、詳細な説明はここでは割愛するが、染色体が 3 本あるのではなく、転座やモザイクの場合もある（21 トリソミーでは 1 割前後が転座やモザイクである）。

<sup>6</sup> 同じ 21 トリソミーでも発達や合併症の個人差は大変大きい、個々のケースを詳細に調査していないため、このような判断とした。

相談者はほぼ全員有配偶者で、初めての子どもであるケースもあれば、すでに子どもがいるケースもあった。

相談の帰結は、相談のみで調査時に相談支援が継続していないケースが 53.2%と半数だった。この中には乳児院措置中のケースもあった。特別養子縁組は 23.4%、相談継続中は 19.1%である。障害児の子育てや療育環境についての情報提供を受けながら、自ら家庭で養育しているケースもあれば、乳児院措置のケース、特別養子縁組を希望しているケース、相談者が養育できずに当該機関が養育しているケースもある（児童福祉法第 30 条第 1 項、同居児童の届出済）。他の民間機関に引き継いだケースには、相談者が複数の機関に相談していたケースもあった。他の民間機関に引き継いだケースのその後は、特別養子縁組したケースも自ら養育しているケースもある。

表1 ダウン症候群の子どもの相談の時期 (%)

妊娠中	出生後
10.6	89.4

表2 ダウン症の子どもの妊娠・養育困難相談の帰結 (%)

相談のみ	特別養子縁組	相談継続中	他の民間機関へ
53.2	23.4	19.1	4.3

#### ヒアリングより

プライバシーの観点から、調査ではケースの概要（ケース報告）を求めず、民間機関にヒアリングを実施することにした。その結果、次のような相談者の背景が浮かび上がった。

- ・配偶者や親きょうだいなど周囲が子育てに関わっていない。当該の子どもの世話をしているのが相談者である母親だけである。責められているように感じる。
- ・特に夫が障害のある子どもの誕生を心理的に受け入れられていない。夫が子どもに視線を向けたり抱いたりしない。
- ・相談者である母親本人が子どもの誕生を心理的に受け入れられていない。子どもに愛着を感じられない。自身や夫と似ていないと感じる。
- ・相談者である母親本人が抑うつ状態である。育児ができる状態ではない。追いつめられている。
- ・夫婦や親族と今後の養育について話し合いができていない。
- ・合併症や低体重から入院が長期化し、上の子どもの養育などの家庭環境から、現状の継続が難しい。
- ・経済的に、障害がある子どもの養育は将来的に難しいと考えている<sup>7</sup>。
- ・出生後直後から養育しておらず長期間乳児院に措置されている。
- ・合併症の手術の拒否などネグレクトとみなされるようなケース。
- ・心理的に受け入れられていない、あるいは子育ての援助者がいない状態で、自ら養育を続

<sup>7</sup> 障がい児者への福祉サービス、教育、障害者年金、療育など入所利用など、様々な経済的・非経済的制度がある。

けているが、養子縁組を選択肢に入れて相談している。それらには基礎自治体がすでに関わっているケースもある（保健センター等）。

- ・相談だけで養子縁組を具体的に進めていかないケースも少なくない。

民間機関へのヒアリングでは、子どもの「要保護性」についての判断が非常に難しいという意見があった。経済的には養育可能で配偶者もいて家庭環境は安定している。上の子どもは養育しているなど、「要保護性」がないように思われ、心理的に援助し、医療環境や養育環境を整えれば、養育できるのではないか、という見立てである。一方で、子どもと視線も合わせられないし、抱くこともできないという状態はネグレクトとも受け止められる。実際に養育困難、養育拒否で乳児院に入所している子どももいる。こうした観点から、「育てられない、養子にしたい」という相談は、要保護性があるとも思われる。

民間機関は、ダウン症候群の自助グループを紹介したり、すでにダウン症の子どもの子育てをしている「先輩家庭」を紹介したり、養育に関する助言をおこなったりという支援もおこない、ケースによっては、当初は養子縁組希望で相談をしていたが、自ら育てることに決めたケースもあるという。しかしすべてがそうなるわけではない。

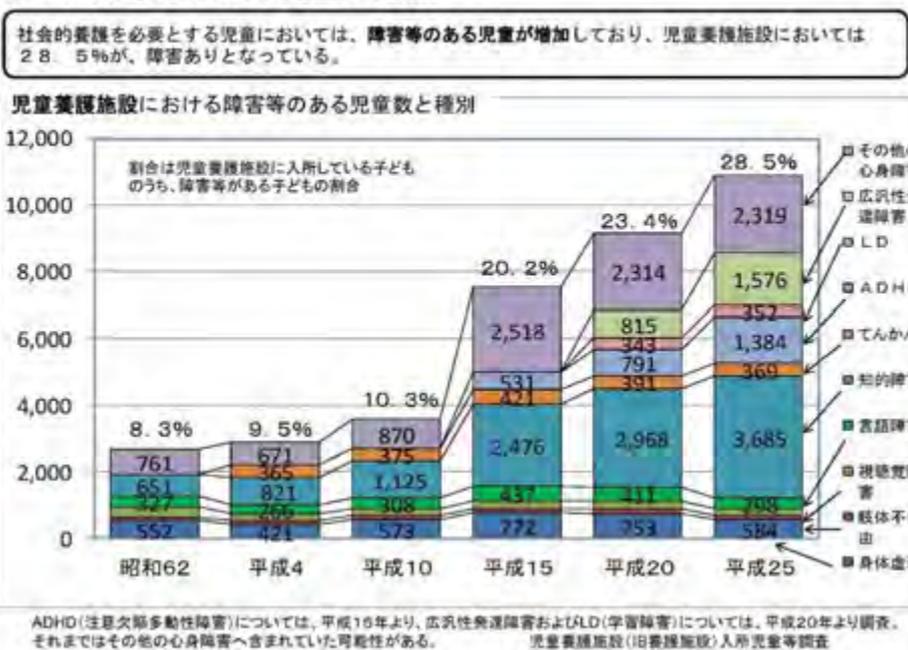
#### (4) 考察

以上、養子縁組支援機関に寄せられた、子どもの疾病・障がいがあることを事由にした相談、および中でもダウン症候群のケースについて調査結果を報告した。

周辺分野に目を転じてみると、厚生労働省の毎年の「社会的養護の推進に向けて」でも述べられているように、要保護児童において、障がいがある子どもの人数が増えている。「児童養護施設（旧養護施設）入所児童等調査」平成 25 年では、児童養護施設に入所している児童のうち障がいがある子どもは 28.5%である。障がいの内訳で最も割合が高いのは知的障がい

で 3685 人、次に広汎性発達障害が 1576 人、ADHD が 1384 人である。これらの障がいは、社会的養護の発生事由である場合と、虐

#### (4) 障害等のある児童の増加



厚生労働省「社会的養護の推進に向けて」6 ページ (平成 29 年 3 月)  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000153724.pdf> (2017/3/4 取得)

待などの結果である場合と両方含まれるだろうが、障がいを事由として養育できない、養育が不相当である状況が存在していることは事実である。

日本では長らく「施設入所している要保護児童を里親委託するのは障がいの有無を見極めてから」と言われてきたが、専門里親の対象となる子どもは虐待を受けた子どもだけだったのが（2002年専門里親が制度化）、2009年の里親制度改正で、障がいをもつ子どもも対象になった（途中、非行に拡大されている）。2011年の「里親委託ガイドライン」では「すべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則」とし、「障害等があり、特別な支援を必要とする子ども」もその対象であると明記された。

その前年、2010年に発行された『障害のある子どもが里親家庭で育つために－障害児の里親促進のための基盤整備事業報告書』（日本グループホーム学会、平成21年度独立行政法人福祉医療機構助成事業）では、障がいがある子どもの里親委託を促進するために、アンケート調査実施報告と先駆的試みが報告されている。

このように、現代日本では、社会的養護では措置児童のうち障がいをもつ子どもが増えている、同時に、家庭養護を進める方向性にある。

一方、海外における障がいのある子どもの状況について目を転じると、障がいのある子ども、ダウン症候群の子どもの養子縁組は広くおこなわれている。管見では、養子縁組機関では「special needs children's adoption（特別なニーズをもつ子どもの養子縁組）」という部門を置いていることも多く、ダウン症候群に特化した機関も枚挙に暇がない。さらに、ダウン症の協会も養子縁組に関する情報提供をおこなっている。当然のことながら、育てられないと悩む生みの親だけではなく、障がいをもつ子どもの養親として家庭に引き取りたい人々を対象とする情報もある。

これまで日本では、障がいを事由にした養子縁組について調査されたことがなかった。そうした養子縁組があることも、障がいを事由にした社会的養護も、出生後に一度も家庭に連れて帰ることなく病院から乳児院に措置される子どもがいることも、あまり取り上げられることがなかったように思う<sup>8</sup>。取り上げると自分も育てられないと養育を放棄する親が増えると社会が懸念しているのかもしれないが、不可視化されていると、養育困難だと感じる複合的な問題の内容が明らかにならないため、親子に対する支援が不十分になる、社会的養護下の子どもの措置が長期化して子どもの育ちが妨げられる、など様々な問題が継続してしまうだろう。

今回、子どもの染色体異常、とくにダウン症候群を事由にした妊娠相談、養子縁組相談があるかを尋ねた4機関のうち、相談があると回答したのは2機関で、その2機関は、数多くの相談に対応していた<sup>9</sup>。民間機関としては、妊娠や養育に悩む女性の相談にできる限り応じたいという姿勢であり、同時に、どの子どもも家庭で育ててほしいという姿勢から、

---

<sup>8</sup> 管見でダウン症候群の子どもの養子に迎えたことが報道された記事は、「ダウン症児「また育てる」長女亡くした夫婦6歳を養子に」2014年12月24日読売新聞夕刊11ページ（高倉正樹）

<sup>9</sup> 今回調査協力機関ではなかった民間機関でも、障がいのある子どもの養子縁組支援もおこなっている機関はいくつか存在する。今回の調査は日本の民間養子縁組支援機関の全体像ではないことを重ねて付言しておく。

生みの親が育てることも養子縁組も両方支援していた。一部の民間機関に過重な負担が偏らないよう、社会の様々な機関や個人が何を担っていきけるか、相談・支援体制やネットワークが検討されることが望ましいのではないだろうか。

#### (5)今後の課題

本調査はサーベイであり、詳しいケース調査をおこなっていないため、養子縁組した例、自ら養育した例、乳児院措置が継続している例などそれぞれのプロセスについてはわからない。したがって、どのような条件・背景・環境であれば、どのような支援があれば、親にとっても、子どもにとってもウェルビーイングが達成される帰結になったか、分析することができていない。

また、本調査では、養子縁組になった場合の育て親の調査をおこなっていない。どのような人々が、どのような背景・理由で育て親になることを希望し、どのような支援を受け、あるいはどのような支援が足りないのか、今後、さらに知ることが必要だろう。

#### 参考文献

- 中垣紀子,間定尚子,山田裕子(他),石黒士雄 2009「ダウン症児を受容する母親に関する調査(1)」『日本赤十字豊田看護大学紀要』4(1), 15-19
- 日本グループホーム学会 2010『障害のある子どもが里親家庭で育つために—障害児の里親促進のための基盤整備事業報告書』(平成21年度独立行政法人福祉医療機構助成事業)
- やってみようプロジェクト 2013『わが子がダウン症と告知された87人の声』自費出版

### (1)訪問先

訪問日時：2016年3月29日 14:50～17:00

訪問場所：ソウル市蘭谷洞 主サン共同体教会

対応者：代表 イーチョンナ牧師・チョ テスン牧師(社会福祉士)

訪問者：白井千晶氏・大羽賀秀夫氏(命をつなぐゆりかご)・鮫島かをる氏(鮫島さめじまボンディングクリニック事務長)

岡田卓子・豊浦克也・奥田幸世各氏(ベビーぼけっと)・山本恭子氏(田中病院)

姜 恩和氏(アレンジメント・通訳)

以上 8名

ベビーボックス(略称 B.B.)の概要

2007年の冬に鮮魚箱に入れられた新生児が教会前に遺棄され、赤ちゃんは低体温状態から危険な状態であった。その赤ちゃんの安全を確保し、遺棄した実母の心に対応する為は何をすべきかを模索し、教会の母体と連絡協議し2009年に第一号を設置した。



B.Bが設置される教会 左側の外階段上にBOXがある



教会正面のサインボード ベビールームと記される



BOX外部扉(左フタ入れ・右インターホン) 全て手製で作られたという



BOX内部保温とセンサーが設置

### (2)視察内容

○設立:2009年12月に設置したベビーBOXは、これまでに920人余の子ども達を保護してきた。

設置翌年(2010年)に4件・2011年に37件・2012年に79件に増え、2012年の韓国養子縁組特例法(略称:入養法→韓国では養子縁組の事)が改正されたのに伴い、2013年に252件・2014年に280件と急増している。

改正入養法では、子どもの出自を知る権利を重視し家族関係登録簿(子どもの単独戸籍)に実親名記載の出生届の義務化が要求され、他に熟慮期間等が規定された。その影響とB.B.の現況と問題点を直接知る事を目的とする。

#### ○韓国の国情

韓国は、明治43年から昭和20年までの35年間の日韓併合、第二次世界大戦後の昭和25年～28年の朝鮮戦争において、国家分断危機及びその後の米国を主体とする連合国統治を経て今日に至る、半世紀の長い期間の劇的な政治的混乱の歴史がある。以後、63年間の時を経ても北朝鮮との平和条約も締結されず、現在も臨戦体制を維持する。今回の視察でもソウル市内の地下鉄の駅は緊急時地下壕としての機能を持ち、市内を網羅している地下鉄路線の意味を知る。(地下での市民の緊急避難・移動、その為の駅舎と線路敷との隔離、防毒マスク・装具等の設置)ほぼ全土を焦土と化す時代から今日の繁栄までの道程を思い、韓国民の努力の成果に接し心から敬意を表する。

#### ○入養法の変遷と影響

韓国の民法866条～908条に規定される入養(養子縁組=日本で云う普通養子縁組)と、親(인)養子(断絶・許可型)の2つに入養特例法(外国人の為の国外入養)が、1976年(s51年)に加わった。この3つの養子縁組法は、朝鮮戦争における孤児及び連合国統治時の乳児の出生・棄児の増加により、「孤児輸出国」と批判される国際養子が社会問題化した事を背景として考える必要がある。入養特例法は2012年8月5日全面的に改正施行された。特例法は韓国の子ども達が国外に縁組されている実態から、国内入養を優先・国外養子縁組の減少努力規定・家庭法院(韓国家裁)による許可・国内国際養子縁組に関する記録強化(特に出生届けの実親名記載)等を半ば強制的に要求す

る事となる。韓国政府は、B.B.に対し「新生児遺棄を助長する不法施設」と評価し、事実上の公的な支援は行わない事となった。その為、匿名でも受けてきたB.B.の存在は、より国内外に注目を集め、2013年以後預託が急増する事になった。

#### ○入養法改正に対するB.B.代表者の意見

B.B.のイーチョンナ代表は入養法の改正により、行き場のない母子が増えてきていると指摘する。

そもそもB.B.は「命を救い、予期せぬ妊娠に追い込まれる女性を救う」為に設置したと強調している。【命はゴミではない。遺棄を助長すると批判されてもいるが、未婚女性が安心して子育て出来ればB.B.は不要になる。妊娠葛藤に苦悩する女性が「逃げ場」ではなく、「休息」し、生きて行く為の場でもある。その母親の相談は受ける事は出来る→2015年7月にBabyRoomを開設した。

入養特例法は、危険を孕んでいる。強化されれば遺棄は減らせると云うが、これは逆だ。出生届けの義務化は、出せない実母を追い込む。法の下に保護されない仕組みは暴力ではないか。未婚の母(中高生を含む)・不倫の子は出生届を出したくないし、出せないのだ。韓国には「恥の文化」があり、日本とは戸籍・出生届けの法制度が異なるが出生届には親権者の署名が必要で、「恥」の概念が父権血統主義を背景に親権者による暴力や、女性への侮蔑を生む。(韓国の成人は満19才である)

未婚女性の父が出生届を出す事は、今年の改正から出来るが、手続きが難しく出しにくい。レイプ・不法滞在・近親姦では殆ど不可能だ。愛の「法律」が無いのである。】と語る。

B.B.の共同体教会の主張として下記の事項がある。

- ①匿名の単独戸籍受理の必要性。
- ②未婚の実父も責任を負う必要性。→子が18才までの養育支援義務化
- ③B.B.に預けられた子どもは、施設ではなく養子縁組で家庭養育される必要性。  
→ 入養特例法以後、養子縁組が半減している。養子縁組の門を拓げないと個人での墮胎が増えている。
- ④国家の法律は、国民を守り、命を守る為にあるが入養特例法は違う。命が守られていない再改正の必要性。  
→ B.B.は不法であると政府は批判してくる。B.B.は遺棄を助長していない。国は閉鎖をしたいらしい。屈する事は出来ない

#### ○支援の内容

これまでに千名に近い子達と実母を守ってきた。多くの相談に応じ、障害児や未婚の母を支援してきた。何が出来るのかを伝えても来た。同時に2年前から自分で育てる母子の生活支援をしている。

①現在までに65組家族。内15組支援終了。現在50組支援中。→ 食事・養育備品等 全部協力者の寄付により維持している。(視察中でもストック状況を視認) ここまで行く団体は他には無いのではないかと云う。

更に、10代の未婚母を助ける仕組みがないが、ここでは褒めてあげる場所。長期用・短期用のシェルターを開設し、妊娠を隠し続ける女性を励まし回復していく時間を持つ場所となる。短期として30名以上預かり、2年以上の長期保護者から2名のB.B.での雇用も実行、自立支援も進めている。

②支援の殆どは最初から計画してきたものでは無く、B.B.設置以後実母の心への支援が必要となってきた。相談を受けたら、どんな女性にも手を差し伸べられるのが健全な社会ではないのか。相談を受けたのなら、まずは認める事・褒める事。命の尊厳・命を守る事・産後鬱は危険な状態、どう守るのか。10代の実母はお金が無く、不安に苛まれている事が多い。無料の出産支援も行い、出産後の養育支援も進めている。

③入養特例法改正によって、出生届がないと電話相談をする資格が無い。相談する場所も無い。その様な実母がB.B.に来る。年間約250名位の相談件数。1人1人に対応する様にしている。ソウル市が「B.B.は遺棄の場」ではないと態度を変え始めた。必要な案件の仲立ちもしてくれる様になった。ネックは「出生届」の強制化に有る。

#### ○何故入養特例法が改善されないのかと云う質問に。

一つは、国外養子縁組当事者本人グループが、自分のアイデンティティーが不明なのは国家の責任だとして「出生届」の義務化を主張している事。二つ目は未婚の母のグループ(30代の子育てグループ)が国家の責任を主張している事。

三つ目が入養特例法を議員提案した議員グループが提出協力を誘導している雰囲気がある。

### (3) 考察

1) 改正された入養特例法の影響の極めて大きい事がこの視察で判明してきた、と考える。

我が国も含め、為政者及び国政議員は問題点を「法規制」に集約させ普遍的な方策を形作ろうとする。こと児童福祉・社会福祉・弱者救済を「法文化」しようとするれば、必ず「隙間」を生むことになる。どう繕っても表出する矛盾や、齟齬に対してどう対応するかは為政者の正義という一方的な論理だけでは対応出来ない。現在国会に上程されようとしている我国の「養子縁組斡旋規制法」についても同様である。妊娠葛藤に苦しみ救済を求める女性、出生される子ども、その命に対して、法的規制や仕組みのマニュアル化だけでは「強制」を現象化させるだけである事を、韓国の「入養法改正」は顕している。隙間に入り込んだ事案に対して、即効的な対応を常に心がけ、即時行動でどう受けとめるかが重要であり、その方策は常に「一人一人違う、その子どもにとって」何が必要なのかがポイントになる。

その思考の柔軟さ・臨機応変対応は、法律や行政のマニュアル化では出来ない。市民感覚を持った民間の実務当事者の判断力が一つ一つの事案解決の糸口となる。B.B.にしても、東邦社会福祉会にしても、入養法改正によって活動の柔軟性を阻害され、国家権力によって縮小・閉鎖にまで強要されている事を感じた。

2) 熊本の慈恵病院「こうのとりゆりかご」との比較について、直接に連携している者として考えると、1) 慈恵病院は医療法に基づく熊本市の設置許可を受け、運用に関しても3ヶ月毎の検証報告を提出、慈恵病院側で裁量出来るのは「相談対応」のみである事、2) 「こうのとりゆりかご」は病院施設の一角に設置され、運用にあつては病院職員が対応している事、の違いがある。共通点として1) キリスト教の宗教教義を背景に設置者の理念に基づいている事、2) 匿名利用を原則に、常時解放されている事、3) TEL相談を24h体制で対応している事、4) 無条件の聴き取りと無償の対応に徹している事、5) 住宅地にあり交通の便がある事、6) 預託される子どもの安全・衛生・健康に関して即時対応する、等々がある。



設置者の理念・安全衛生・匿名利用・即時対応は不可欠のものとして理解出来る。このB.B.は教会が設置だとしても民間機関にすぎない。国家統制の兆しの中、今後の運用は難しくなるものと思われる。その努力が一市民とその協力者の合力により、1,000人弱の子どもと女性を守ってきた事に敬意を表し、今後継続される事を祈念する。

### 4) まとめとして

今回の視察は「現地」に直接訪問できたことは実感として見聞の成果に大きいものがある。このB.B.についても産む側の「性」としての女性の状況の一面を垣間見られた。実務対応者としてどう対応し、どう守るかの方策に多くの示唆を戴いた。全ての女性が安心して産み育てる事が出来る社会は国家の責任だけでは無く、社会を構成する市民が育てなければならない。だからこそ、発想の柔軟性と行動力が生まれる。共用出来る仕組みの名の下に、法律規定・規則が優先され強制される社会であってはならない。産む女性も産まれる子ども達も社会の一員として尊敬されなければならない。その意味ではB.B.の代表者と一致出来る。産まれた子どもが、外国籍であろうと、重度の疾病を抱え、発達障害を抱え、染色体異常(ダウン症)、身体障害・知的障害等々を抱えようとも、全ての子どもは愛されて育つ「社会」に成らなければならないとの意も又、強く持つ事が出来た。

明年の秋に熊本・慈恵病院で予定される「こうのとりゆりかご」国際シンポジウムに、B.B. イーチョンナ代表も来日されると云う。握手された温もりを繋いでゆきたいと思う。

B.B.設置場所は急坂で屈折の多い住宅地にある。お腹の大きな、もしくは乳飲み子を抱く実母が、疲労感と不安に押し潰されそうになりながら辿り着く。B.B.の扉を開けるのは、人目につかずに寝静まる夜間が多いと思われる。暗い坂を子を抱きながらゆっくと歩み、街灯の明るさと陰を縫いながら 辿り着く。その姿を想像してしまう。その姿が、希望に溢れる姿に変わる時まで、支えてあげたい。誰もがそう思える、その社会を作らねば成らない。

以上

東邦児童福祉会

www.eastern.or.kr

NPO 法人ベビーぽけっと 奥田幸世

①訪問先概要

訪問日時：2016年3月29日 9:30～12:00

訪問場所：東邦児童福祉会 事務局（ソウル市）

応対者：キム・ヘギョン養子事業部 部長

訪問者：白井千晶（静岡大学/研究代表）、命をつなぐゆりかご（代表：大羽賀秀夫）

さめじまボンディングクリニック（事務局長：鮫島かをる）、田中病院（縁組担当：山本恭子）、NPO Baby ぽけっと（代表：岡田卓子、副代表：豊浦克也、本部補佐：奥田幸世）、姜恩和（アレンジメント・通訳/埼玉県立大学）



東邦児童福祉会外観写真 1



東邦児童福祉会の建物内にある一時保育施設



奥がキム・ヘギョン事業部長

## ②視察内容

韓国の国内外養子縁組団体の視察。現在韓国国内での海外、国内養子両方を取り扱う団体は4つあり、そのうちの一つ。創設から40年。最初は朝鮮戦争時の外来支援団体の1つとして始められた。1961年に戦争孤児の救済の1つとして「孤児養子縁組特例法」が制定され、その後1976年に国内養子も含めた形で「養子縁組特例法」が制定され、海外養子縁組が多く進められた。

1961年「戦争孤児特例法」制定

1976年「養子縁組特例法」に改正

1995年「養子縁組促進および手続きに関する特例法」に改正

2011年8月「特例法」改正（以下特例法と呼ぶ）

養子縁組斡旋機関の設置基準として、児童福祉法施行条令第2条に基づく乳児施設或いは養護施設の設置が求められており、事務局の他に小児医院、乳児院が設置されている。

具体的な支援の内容としては、未婚母の通院、出産支援。そして出産後育てられない子供の養子縁組斡旋である。

妊婦時の支援としては、未婚母保護施設へ連携するか、自宅で検診に行けるかのどちら

かで安全に分娩できる施設を紹介している。就学している未婚母を保護した場合、団体が学校まで出向くことはない。

ソウルを含めて韓国国内にある6か所の協力病院を紹介して出産する。時にはソウル市在住の未婚母がプサン市の協力病院まで移動して出産したこともある。産前検診を受けていなくても韓国の場合すでに陣痛が来ている場合、病院は受け入れ、出産させる。その際危険度の高い妊婦の場合は大学病院に搬送する。

出産費用や検診などにかかる費用について、以前は養親が支払っていたが、現在は国の未婚母支援サービスが充実したことにより、出産までにかかる費用は未婚母支援カードなどを利用することにより、養親への負担はなくなっている。

国内の妊婦の保護に関しては、国から270万Wの支援があり、人件費に関しては政府の支援はない。

未婚母に関しては女性家族部より15万W育児手当が支給され、最低生活基準費を下回ると27万Wが国から支援される。自立できるように会とはプログラムが違うが、国が支援を行う。出産後は自分で育てる場合は2歳まで母子院にいて、6歳までに自立を目指す。養子に出す場合は産前自立支援がある。

シェルター33か所中の16か所が法改正後に運営できなくなり、居場所のない実親が増えてしまった為、施設の名前を変更して運営している。

養親について、国内のほか海外からの養親は連携している海外団体を通じて募集している。以前はほとんどが海外養子縁組だったが、特例法の改正後は養子縁組自体の数が減少傾向にある。その背景には以前は後継の為の養子縁組を秘密で希望する国内の養親希望者が多かった。元々は養子の90%が男児だったが、70%が育てやすい女兒を希望している。

特例法改正後、海外養子縁組は国内で5ヶ月間養親が見つからなかった場合にのみ許可される。また、国内養子縁組の数は減少した背景には、養子縁組が家庭裁判所の許可制になったことが大きい。

会で養親となるには、健康証明書、学歴証明書、納税証明書、家の写真、養子縁組をしたい動機をエッセイにして提出させる。また、家庭訪問が2回あり、1回目は予定を打ち合わせてから行くが、2回目は抜き打ちで行う。養親については子供の性別の希望を出す事ができ、また子供は健康診断などを経てから養子に出される。

会の養親の登録基準は毎年国から発表される生活水準費が基準となっているが、家庭裁判所の裁判官はエリートである為、一般的な経済事情を理解してもらえない事や、裁判と言う事に抵抗を持つ親も多く、養親が減っている原因の一つとなっている。

韓国では家庭裁判所に養子縁組を申し出てから、3~4ヶ月で審判が終わる。実親の呼び出しは無く、書面のみでの同意が取れば裁判が進められる。養親にはこの間15日間の体験委託が許可されている。斡旋団体は裁判の間、実母と5,6回面談し自分で育てる為の支援を提供する。その為、委託期間を1、2か月経過した後自分で育てると気持ちが変わる親

もいる。韓国では養親への委託開始まで、1ヶ月団体が預かり乳児院で養育している。その間に子供の医療的チェックを行っている。団体の乳児院には常時40人くらいの新生児がいる。

韓国ではインターネットでの個人間での子供のやりとりが問題になり、法改正以前は自宅出産の場合でも友人2人の証言があれば出産証明書作成することが出来たが、改正以降はそれができなくなった。

妊娠傾向については10代の未婚母が多く、性教育が未熟であるのが原因の一つである。不特定多数との同時多発的な妊娠は少なく、援助交際なども少ない。しかし、婚外子は多い。

また韓国では依然として養子縁組についての偏見も多く、未婚母の相談施設も足りない為、縁組当事者たちの養子縁組認識活動を高めていかななくてはならない。ハーグ条約の批准や国主体の養子縁組でなるべく国内で養親が見つかるのが望ましく、どうしても親が見つからなかった場合にのみ海外への国際養子縁組をするべきではあるが、自治体の役割を強化しなければ難しい。

韓国では民間の養子縁組斡旋団体の協議会はないが、法律の改正などに際しての公聴会が開かれた際には、養子縁組家族、団体、実親など当事者の声がある程度出すべきだと考えている。

### ③考察

今回の視察旅行で大きく日本と異なっていると感じた点は、未婚母支援を国が主体で行っている点である。日本では貧困で検診にも行く事ができず、未受診のまま臨月まで来てしまう妊婦も少なくない。特定妊婦については産前から支援することが求められているが、実際にその支援を行っている行政機関は少ない。行政機関へ相談に足を運んだとしても提案されるのは産後の支援が主である。

日本では産んでも育てることのできない妊婦が駆け込み、出産までの一時保護や産後の自立支援などを行っているのは民間団体であり、かかる費用に関しても養親が負担する事で活動が成り立っている。

韓国では、法改正後未婚母を産前、産後から支援する制度が整えられている為、検診費用や出産費用については未婚母と認定されれば、費用については全て国が負担する。民間団体は出産までの妊婦の生活の場を提供し、また出産後に養子に出しても、自分で養育する場合でも自立支援を行っている。自立支援に関しても、国からの支援で行っている。

日本では、養子縁組にかかる費用と言っても、検診費用、出産費用以外にも健康保険の滞納や妊娠によって仕事ができなくなり家賃や生活費の無い親もあり、医療費以外に高額

な費用がかかる場合が多く、それを養親が負担している為、1件当たりの費用が高額になるケースも多い。

韓国では民間団体は未婚母の一時的な生活の場の提供、安心して出産に臨める環境を整える手助けや妊婦のケア、また産んだ後に受けられる支援の情報提供などの直接的な支援を行い、人件費以外の経済支援は間接的な支援は国が行っている。

もう一点日本との大きな違いを感じたのは、養親が子供の性別などを選択できる点である。日本の養子縁組団体は養親の希望で性別を選択する事はできなく、ほとんどの団体が後継などを理由の養子縁組は認めていない。現在は女兒を希望する養親が多い為、男児が養子に行けず、5ヵ月養親が見つからず、海外養子となるケースも多い。

また、養子縁組前に団体の施設内にある小児科で健康診断を受けてから養子縁組を行う為、障害や健康上の問題がある子供たちは養子に行けない可能性も高いと思われる。健康かつ性別も選べるとなると、全ての子供達が家庭で育つ権利を守る為の養子縁組を目指している日本の斡旋団体とはかなり趣旨が違うことが感じられた。

上記の点より、韓国国内では要保護妊婦の支援についてはかなり国からの援助が充実しており、未婚母でも子供を育てられるような支援が展開されているが、国内養子となると養親側の条件が大きな壁となっており、本来家庭で育った方がいいと思われる児童については養子に行けない事も多く、結果として海外への国際養子縁組に流れてしまっているのではないかとと思われる。

1) 訪問先概要



訪問日時：2016年3月28日15時~16時30分

訪問場所：韓国中央養子縁組院

訪問先対応者；オンハン・シン代表ほか

訪問者；白井千昌（研究代表：静岡大学）、命をつなぐゆりかご（代表：大羽賀秀夫）、田中病院（縁組担当：山本恭子）ベビーポケット（代表：岡田卓子、副代表：豊浦克也、スタッフ：奥田幸世）姜恩和 [アレンジメント、通訳、埼玉県立大学]、さめじまボンディングクリニック（事務長：鮫島かをる）

中央養子縁組院の概要

中央養子縁組院は韓国保健福祉省の外郭団体である。

2012年養子縁組特例法改正とともに養子縁組情報統合管理システムを運営している。

体制：院長以下職員24名体制。国家予算で運営されている。

経営企画部 [6名]：情報管理等

調査研究部（8名）：ハーグ条約批准への準備チーム

事後管理部（9名）：養子縁組に関する直接サービス、プロジェクトを受けて国家支援金の



配分、モニターリング、廃業養子縁組機関の養子縁組情報保存等

ホームページ：<https://www.kadoption.or.kr/en/>

スローガン；養子縁組は共に分かち合う幸せです

## 2) 視察内容

院長より

ハーグ条約批准に向けてのチームである。

○自己紹介：韓国の保健福祉省に 30 年勤務し 13 年前に退職後数か所の機関の勤務を経て中央養子縁組院に来た。保健福祉省勤務時代に日本の厚労省へも訪問した経験がある。

○記録の保管について

韓国では 2012 年に制定された養子縁組特定法から 51 項目について中央で管理するようになった。51 項目の具体的な内容については以下である。

## 51 項目について

養子について（19項目）	
1. 子どもの姓名	11. 家族関係登録証明書の有無
2. 性別	12. 子どもの類型
3. 住民登録番号	13. 発生地域
4. 人種	14. 引き渡し人
5. 障がいの有無	15. 国籍
6. 障がいの種類	16. 機関固有番号
7. 疾患の有無	17. 住所
8. 疾患の種類	18. 血液型
9. 出生日時	19. 法的状態
10. 出生場所	
養子の措置（5項目）	実親について（8項目）
20. 措置日	25. 実親の姓名
21. 措置区分（養子縁組、転院、帰宅、死亡、その他）	26. 住民登録番号
22. 協力機関	27. 住所
23. 親養子申告日（国内）	28. 連絡先
24. 出国日（国外）	29. 養子縁組の事由
	30. 養子縁組同意の有無
	31. 情報公開に対する同意の可否
	32. 障がいの有無
養親および養親候補者について（18項目）	
33. 姓名（国内）	43. 養親家庭調査申請日
34. 生年月日	44. 養子縁組希望児童の性別
35. 国籍	45. 養子縁組希望児童の年齢
36. 住所および連絡先	46. 養子縁組希望児童の健康状態
37. 学歴	47. 養子縁組希望児童の血液型
38. 宗教	48. 姓名（国外）
39. 所得	49. 養親の生年月日（国外）
40. 住所の種類	50. 養親の国籍（国外）
41. 実子の有無	51. 養親の住所、連絡先（国外）
42. 負債	

○51 項目について

- ① この 51 項目はこれから養子縁組へと向かう場合にもすべて入力しないと養子縁組に進めないように国が決めている。
- ② 生母が同意しなくても開示される情報がある。  
遺伝的な病気の情報である。
- ③ 開示についての規則は 19 歳を成人と認め開示する
- ④ 未成年は養親の同意があれば開示できる。

○養子縁組を止めた団体について

養子縁組団体によっては養子縁組を止めた団体もありその団体から記録原本をすべてスキャンして記録した。

他の民間団体の情報は個人情報なので見れない。

養親希望者には相談後家庭訪問を終えてその情報が記録される。

子どもは養子縁組団体が保護した直後からその情報が記録される。

○養子縁組マニュアルについて

養子縁組実務マニュアルは養子縁組機関と保健福祉省と中央養子縁組院が知識や情報を出し合って作成した。運営は政府から支援を受けている。

○記録の目的の目的

養子縁組に託された子どもは実親探しがスタートで子どものアイデンティティーを高めるために自分の親が誰であるかどうして養子に託されたのかという情報は非常に貴重な情報である。例えば道端に捨てられていた子どもの場合は誰が見つけて保護してくれたか？は実親を知ると同じくらいに重要で価値ある情報である。実親だけに限定せずに幅広く情報を集めて記録していく必要がある。実親からの手紙があればすべてスキャンする。

質問 1 : 声は録音するのか？写真は？

お返事：一番大事なものを抽出してデータを保存する。

質問 2 情報を探すのに費用はかかるか？

お返事：費用はかからない。(国の負担)

政府から権限を与えられているので警察からの協力によって探し当てることが可能である場合が多い。

質問 3：朝鮮動乱時代（1960 年代）の情報は探せるか？

お返事：100 名中 14 名探すことに成功した。国家機関だから探すことが出来る。

質問 4：妊娠した高校生の退学問題について

お返事：韓国では妊娠による高校側からの退学は無くなっている

○院長からのメッセージ

2012年に養子縁組特例法改正後は中央養子縁組院が永久に保存する記録を作成している。

OECDに比較すれば韓国はまだまだである。

4000人の要保護児童に社会の支援が必要である。

日韓で協力したい。

子どもは家庭で育つべきである。

子どもが生まれて家庭で育つことが出来なければ養子縁組して家庭で育てられる方がいい。

韓国は5月が家庭の月である。

5月11日は養子縁組の日である。

子ども（養子）が15歳になるまでは児童手当が毎月15万ウオン支払われる。

### 3) 考察

中央養子縁組院を見学して学んだことは以下である。

出自を知る権利を誰が保障するか？という問題である。

韓国は朝鮮動乱時代に極度の貧困と不安定な環境から子どもを守るという名目で16万5千人もの子ども達が海外に養子縁組されたという歴史がある。自ら調べて行くうちにその中にはかなりずさんな形で海外に渡った養子達がいることも学んだ。

自分は誰から生まれて来たのか？これは誰でも知るべき根源的な問いである。韓国はかつて海外に子どもを養子として送る時に養子縁組機関によっては出自の情報をきちんと記録に残さずに海外に送ってしまった例がかなりの数あったことは疑う余地のない事実のようである。その中にはきちんとした調査がなされないまま養親としてあまりふさわしくない両親によって育てられた例もあったことが推察される。また人種差別を受け、養子が傷つき海外養子縁組に対して大きな疑問を投げかける養子当事者達の存在が韓国の国をも動かしただことがわかる。

そのような形で養子縁組された多くの養子当事者達が成長して祖国に帰って来て韓国政府に大きな課題を突き付けたのだろう。私はなぜ養子に海外に行かねばならなかったのか？自分は誰から生まれてどうして養子として海外に行くことになったのだろうか？この究極の問いに対して韓国政府は国をあげてこの方達の出自を探すための機関を作ったということは非常に大きな意味を投げかけている。人は自分を生んだ母が誰であるか知る権利がある。子どもの権利条約の第7条には「児童は出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとして、また、出来る限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とある。

日本はこの条約に1994年に批准した。世界に向けてこの条約を守る約束をしたということだ。

韓国はかつて悲しい歴史があったことは事実である。しかしその後その不幸な歴史を繰り返

返さない強い決意のもと、国をあげて養子になった方達の出自を知る権利を守るために沢山の予算を投入してこのような機関を作ったことは大きく評価できることであると同時に日本はどのようなだろうかと問い直す機会となった。

日本の場合には主に4か所の機関で出自の記録を保存している。

- ① 家庭裁判所
- ② 市役所（戸籍関係）
- ③ 児童相談所
- ④ 養子縁組民間団体

25年間特別養子縁組に関わって来た人間として日本で大きな疑問を持っていることがある。養親が特別養子縁組の申し立てを行う家庭裁判所から養子縁組を仲介した機関として通常嘱託書を求められることが多い。将来子どもが家庭裁判所に自分の出自を聞きに訪れる時に読むであろうと想定して毎回嘱託書を丁寧に書いているのだがある時その嘱託書の保存年限が家庭裁判所では5年であることを知って愕然とした。最終的に特別養子縁組が結審される審判書は永久保存されるそうだがそこに書かれているのは簡潔そのものであり、子どもが養子に託された詳細の理由などは書かれていない。勿論仲介した機関として当協議会は嘱託書も生母の写真も生母からの手紙も保存している。しかし韓国のようにすべてのケースについて51項目に分けて記録してはいない。当協議会に保管している紙ベースの記録が地震や火災等で消失した場合どうするのか？と問われると非常に心配になる。すべてのデータをIT化して日本の数か所に国として保管して欲しいと強く要望する。

韓国では養子当事者が自分の出自を調べて行く時に生母の同意が無くても遺伝上の病気の問題が起きた時には情報を伝えることが出来るそうである。

当協議会で出産した子どもを特別養子縁組したある生母からある依頼を受けた。もし養子に託した子どもが将来何らかの病気になり骨髄移植が必要になったり肉体上親子である自分の臓器を生体肝移植等で子どもの病気を治してあげるために必要になれば喜んで提供したい。そのために養子の子ども自身が遺伝的な病気になったりしたときに自分の実父母に連絡出来るようなシステムを作ってくれないか？という依頼であった。これは簡単な問題ではない。国レベルの問題であるので確立するまでには慎重な議論や調査が必要であろう。しかし育てられなくても親の愛情がこのように深いものであるとあらためて確認することが出来た。

日本で特別養子縁組の歴史はまだ始まったばかりであると痛感する。

2008年に住民基本台帳法改正が実施され直系の親族でないと戸籍の情報を閲覧することも出来なくなった。これは個人情報を守る観点から作られた法律であるが特別養子縁組の子どもは出自を知る権利を考えての議論がされての法律改正だったとは言えない。

特別養子縁組支援は一人の人間の運命を大きく左右する決定を仲介している期間が担うという非常に重い責務である。特別養子縁組を知れば知る程、関われば関わる程その奥深さや事の重大さを知り怖くなる。出自の記録の保管についても新たに問い直す機会となった。

子ども、生母、養親、この三者が皆同等に保護され守られねばならないと未婚母施設のエランウオンの施設長が語っておられた。

最後に

韓国研修旅行は自分が実践してきた特別養子縁組支援を原点から問い直す強烈な機会となった。ベビーボックスは急な坂道の上に位置している。赤ちゃんを抱っこしてどんな思いであの坂を母親達は登ってくるのだろうか？どんな思いでベビーボックスに預けた後あの坂を下って行くのだろうか？妊娠相談で誰かがその母親を支援出来なかったのだろうか？またベビーボックスの設置に反対している一番大きなグループが養子当事者達のグループであることも決して忘れてはいけない事実である。

未婚母施設のエランウオンの施設長の説明も自分にはかなりの衝撃的な感銘であった。

国として未婚母をあそこまで支援しぬくシステムが隣の国韓国に存在していることは涙を飲んで赤ちゃんを置いて行く数多くの生母達を見て来た身にとっては日本にもエランウオンのような施設が必要であるという強い思いを駆り立てた。

韓国中央養子縁組院を訪問させて頂き、また他の施設を見学させて頂き、強く動かされたことは特別養子縁組支援は官民が連携し協働しよりよい支援のために高いハードルを互いに乗り越えて行く必要があるということである。国も都道府県もそして民間団体もそれぞれに強みと弱みがある。連携と一口に言ってもそれがどんなに困難な事であるかも数多くの体験を通して痛感しているがそれでもどうしても連携して行く必要がある。

地域に細かく細分化されている児童相談所だけで特別養子縁組支援をして行くことは非常に困難である。子どもの幸福のために広域で動けるシステムがないと難しい。民間団体だけではどうしても無理がある。そこで互いに連携し協働する必要がある。互いにフレキシブルに、固定観念を捨て、助け合う必要がある。韓国の養子縁組の歴史を学ぶと日本が現在置かれている状況が非常に重要な歴史的分岐点であると感じる。日本の社会的養護の子ども達に心から笑える明日を保障するために今関係者達は苦労をいとわずより良い明日のために奮闘して行きたいと決意を新たにしている。

この旅行を提案して下さった白井千晶教授に深い感謝を示したい。

また心を込めた通訳をして下さった姜先生にも感謝を示したい。

今後の当協議会の実践に生かして行きたいと強く決意している。

参考記事、参考文献

・中央日報日本版 2013年5月27日「孤児として戸籍偽装され海外へ養子に…悲劇を繰り返すな

道に迷って迷子になり孤児院の金儲けの犠牲に

養父の虐待・・・家族は通報出来ないよう脅す

孤児として戸籍偽装され海外に養子に

・ KORE ADOPTION SERVICES

- ・子どもの権利条約第7条

「児童は、出生後直ちに登録される。児童は出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとして、またできる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」

- ・日本と韓国における養子制度の発展と児童福祉（姜恩和）



（1）訪問先概要

訪問日時：2016年3月29日 17時30分～18時50分

訪問場所：未婚母支援ネットワーク事務所（ソウル市）

対応者：パク・ヨンミ代表

訪問者：白井千晶（研究代表：静岡大学）、命をつなぐゆりかご（代表：大羽賀秀夫）、さめじまボンディングクリニック（事務長：鮫島かをる）、田中病院（縁組担当：山本恭子）、ベビーぼけっと（代表：岡田卓子、副代表：豊浦克也、スタッフ：奥田幸世）、姜恩和（アレンジメント、通訳：埼玉県立大学）

未婚母支援ネットワークの概要

未婚母支援ネットワークは、未婚の母の当事者組織をネットワーク化する社団法人で、2007年に設立された。政策法改正の提言、未婚母当事者活動の支援、未婚母への差別是正キャンペーン、未婚母施設や自助グループへの後援、養育緯線の情報提供や就職支援などをおこなっている。

ホームページ：<http://koreanunwedmoms.blogspot.jp/>

Face Book：<https://www.facebook.com/KUMSN/>

（2）視察内容

○一人親支援について

ひとり親支援は、韓国も足りないところもある。

2009年までは、妊娠した女性の退学もあった。

2010年に国家人権委員会に訴える裁判があった。それは高校3年生で、卒業まであと数ヶ月で妊娠・出産のために自主退学を強要されたのは学習権の侵害だと本人と母親が国家人権委員会に訴えたもの。結果、彼女は卒業することができた（末尾の記事参照）。

未婚母の問題は2007年、2008年からマスコミで取り上げられるように鳴り、10代の未婚母は、「リトルママ little mom」と呼ばれるようになった。2009年に当事者活動が始まった。

歴史をまとめると、

1989年 母子福祉法

2002年 養育費の具体化（養育費が少なすぎたので、国民基礎生活保障法で未婚母が対象になるかならないか議論された）

2005～2006年 海外養子の問題が提起された

2008年 未婚母のネットワークができた

2009年 ネットワークが活性化

現在、手当は所得平均の48%以下の場合には保護の対象で52%までは支援が受けられる<sup>1</sup>。子どもが12歳までが対象だ。24歳以下の未婚母には、月15万ウォン（約1万5千円）の生活費が支給される（子どもが6歳以上の場合は月10万ウォン）。親の所得が高いと受け取れない。未婚母が若く、親の扶養に入っていると受け取れなかったが、2014年10月から、親子が断絶していると証明できれば受け取れるようになった。養子については、子どもが12歳まで月15万ウォン（約1万5千円）が支給される。

未婚母には、社会の偏見と経済的問題という2つの問題があるが、最近では経済的問題の方が大変になってきており、若い女性は妊娠すると中絶しなくてはと考える<sup>2</sup>。若年層は妊娠すると、将来のために養育はできないと考え、中絶して当たり前と考える人が増えている。

だが、現在では、養子に託すよりも育てる人の方が増えている。

未婚母で育てる人が増えているのは、未婚母への偏見がなくなったことのほかに、晩婚化が進んで年齢が高い未婚母が増え、中絶しなくなったからということもある。

国民基礎生活保障法では、かつては、労働能力のない人、高齢者に限定されていたが、若い人でも低収入なら対象になった。一人親家庭の母親が組織的に声を出して、若い母親がサービスの対象になった。

女性団体は97年のIMF危機で失業者対策が男性中心だったさい、女性の一人親がこんなにいると声を上げた。IMF危機は国の責任だと、未婚母と失業者が声を出したのだ。女性差別、年齢差別、学歴差別、すべての差別の対象になった未婚母は職を失ってしまう。再就職もしづらいので、国の保障を訴えやすかった。金大中に政権が変わって、女性差別を撤廃し、女性と失業者を擁護する政府が変わって、福祉基盤が整った。

○ベビーボックスについて

未婚母にはいろいろな方法が知らされるべきなのに、ベビーボックスに行けばいいと思ってしまう。マスコミはベビーボックスを報道しすぎだと思う。

---

<sup>1</sup> 2004年制定「健康家庭基本法」に基づいて未婚母父子支援事業が開始

2007年母・父子福祉法が一人親家族支援法に改正、未婚の親の子育て支援が強化、未婚母施設は未婚母子施設に変更されて、子どもを養育しながら自立するためのサービスにシフト（姜2015）。

<sup>2</sup> 日本では妊娠22週未満の場合、経済的理由による人工妊娠中絶が認められているが、韓国では母体の危険、性的暴行による妊娠、近親姦の場合以外は、認められていない。ただし不法に中絶手術がおこなわれ、人工妊娠中絶率は日本より高い。

女性は、子どもを産んだことをなかったことにしたい、これまでの人生をそのまま歩みたいと思いがちだ。養子縁組は戸籍に残るのだと思われ、本当は養子縁組が成立したら戸籍から消されるのに、それが知られていない。養育できる人も、養子縁組に出さなくてはならないと思ってしまう。養子縁組の特例法が悪いのだ、特例法のせいでベビーボックスに入れるのだとマスコミが流してし



支援団体や支援者のつながりを描いた事務所のツリー

まっている。今でも、人身売買のような養子縁組や、新生児の遺棄は特例法の影響だと思うか、とインタビューを受ける。

未婚母の選択肢は、養育、中絶、養子縁組だ。女性運動は、中絶は自由だと考えるし、養子にも自ら養育にも偏見はない。だが、子どもの人権条約でも、女性の人権からも、憲法の自然法でも、生みの親が育てられる社会にならないといけない。次に、育てられないときは子どもが安全に育てられるように養子縁組だ。子どもの立場で養子縁組を考えると、実親をたどれるようにしなければならない。(だからベビーボックスには問題がある)

自らを明かせない実母もいるが、子どものためには、個人を特定できる情報以外の情報を公開できるようにすべきだ。

産み育ては、幸福とともに犠牲を伴うということを社会が考えなくてはならない。

参考記事：

人権委「妊娠生徒への退学強要は学習権侵害」中央日報日本語版 2010年03月17日

国家人権委員会は16日、「妊娠をしたという理由で女子生徒に自主退学を強要するのは差別行為」と明らかにした。人権委の勧告で、該当学校長が教育庁から警告措置を受けた。

人権委は「妊娠を理由に自主退学を強要するのは明白な学習権侵害」とし「学習権は基本権の中でも核心的な部分」と明らかにした。

人権委の今回の措置は、昨年4月に妊娠を理由に高校を自主退学した女子生徒キム・スヒョンさん(19)の陳情によるものだ。キムさんは中・高校生未婚母の実態を告発したいと述べ、実名の公開に同意した。

人権委によると、青少年の未婚母の87.6%が学習の継続を希望しながらも、実際には3分の1が退学している。08年度の19歳以下の未婚母の出産は約3300件だった。

<http://japanese.joins.com/article/253/127253.html>

「妊娠した生徒に勉強する権利を!自主退学強要に賛否-韓国」2010年03月18日

韓国仁川市の高校3年の女子生徒が妊娠したことを理由に学校側から自主退学を強いられた問題で、韓国の国家人権委員会は16日、このような学校側の対応は差別に当たるとし、「偏見と非難で社会の落ちこぼれとせず、彼女たちの勉強する権利を積極的に保障すべき」との見解を示した。

国家人権委員会が公開したこのケースでは、妊娠発覚後に出産と勉強の



パク代表（最前列右）

両立を決断した女子生徒に対して、学校側は「学校の名譽を棄損(きそん)する行為で、不健全な異性交際で学校の風紀を乱した」とし、校則による自主退学を強要した。高校の生徒が妊娠した場合、多くの学校が自主退学を進めるのが現状で、この話題がメディアによって一斉に報じられる中、ネット上では女子生徒の妊娠をめぐり「恥さらし」「自分の子どもをちゃんと育てるとするのは勇気ある行動」と賛否両論の論争が繰り広げられている。

自主退学の強要は不当であるとする女子生徒の母親からの陳情(ちんじょう)を受け、人権委は学校側の措置は教育施設の利用における差別行為と判断した。当初、教職員・学校運営委員会・保護者らの反対を理由に再入学は許可できないとの立場を示していた学校側も、人権委の勧告を受け、条件付きの再入学を認めた。学校と保護者側の反対を勘案し、他の学校で授業を受け続けた女子生徒は、大学への進学も決まっており、3月から大学生になる。

青少年妊娠の問題は個人の責任にされがちで、いったん妊娠してしまうと自主退学や休学を余儀なくされる。さらに、中絶か自主退学かの二者択一の選択を迫られる生徒らは、劣悪な環境で行われる不法な中絶手術を受けることもあり、青少年妊娠の問題は中絶問題と引き離して考えることはできない。

確かに、青少年たちが犯した一時的な過ちを理由に、生徒の学習機会を奪う自主退学の強要は無責任すぎるかもしれない。しかし、学習の機会を与えるだけでは根本的な問題解決とはならず、家庭や学校における正しい性教育を強化し、未婚の母を増やさないための対策を講じるべきとの声が高まっている。(編集担当:金志秀)

<http://stock.searchina.ne.jp/data/disp.cgi?id=320336>

### (3) 考察

感じたことは大きく2点ある。1点目は、ベビーポストに対する反応について。2点目は、未婚母当事者の政治に対する努力についてである。

1点目のベビーボックスに対する反応については、ベビーボックスが「捨て子を助長する」と反対されているその論拠について、ベビーボックス訪問直後に、直接聞くことになった。ベビーボックス訪問後であることを知っていたパク代表は、私たちに「どう思いましたか」と水を向けたあと、ベビーボックスがマスメディアで取り上げられ過ぎて、かつて「妊娠したら養子に出す」しかないと思われていたように、「妊娠したらベビーボックスに入れればよい」と唯一の選択肢であるかのように認識されてしまっていると批判した。養育できたかもしれない未婚母が、ベビーボックスに入れ、子どもは養子になるか不安定な状況に置かれ、また子どもがルーツをたどれるかわからない状況になるために、母にも子にもよくない、ということだ。

日本でも近年、養子縁組が子どもの福祉としてメディアで取り上げられる機会が増えた。養子縁組ばかりメディアで取り上げられていると感じる向きもあるだろう。また、養子縁組機関に、自ら育てる母親の養育支援ができるのか、養子縁組しか選択肢がないかのように対応していないか、という批判的な声も存在する。一方で民間機関の相談はますます増え、養子縁組支援機関の業務のほとんどが妊娠相談対応に割かれ、妊娠相談が全国広域的であることとあいまって、民間機関の疲弊にもつながっている。養子縁組に誘導するのではないかという危惧があるが、民間機関の相談対応によって、自ら養育することにした女性も少なくない。しかし、日本では民間機関への財政支援がなく、養父母の経費負担に寄らざるを得ないため、養子に託さず生母が養育した場合には、民間機関の持ち出しの負担が大きくなるのが現状だ（生母が経費負担することが難しいため）。深刻、複合的、緊急、身元を明かせない、身の危険がある相談が民間機関に寄せられる傾向にある中で、民間機関の負担はますます大きくなっているが、批判があるからといって、今ほかにワンストップで深刻な妊娠相談に応じられる機関はないのが現状だ。日本では、「このとりのゆりかご」や養子縁組の報道過多を責めても、韓国のように自ら育てる環境、未婚母支援、妊娠相談は整っていないのではないかと考える。

第二に、日本にもシングルマザーの当事者グループはある（例えば「しんぐるまぎあず・ふおーらむ」<http://www.single-mama.com/>）。また、若年母の当事者グループも（例えば「Stand for mothers」<http://sfma.jp/>）、離婚した親の当事者グループもある（例えば「SAJ: Stepfamily Association of Japan」<http://web.saj-stepfamily.org/>）。

これらの団体は、ピア活動をおこなったり、制度改革のための活動をおこなっており、例えば最近の児童扶養手当の増額や、面会交流支援など成果を勝ち取ってきた。審議会の委員となるなど、政策にも関与している。ただし、これらの間のつながりはパーソナルで、

ネットワークを結ぶネットワークはない。当事者グループが集まって、社会に問題提起することが、大きなうねりを生み出すことを実感した。

日本では、韓国同様に「晩産化」が進み、シングルマザーの年齢も高くなっている。シングルマザーになる理由の多くが離婚であって、未婚の母は少ないこと、婚外子の割合が1%程度と割合が小さいことも、韓国と同様である。しかし、韓国では若年の未婚の母親の状況にスポットを当て、改善策を勝ち取った。

最後の「産み育ては、幸福とともに犠牲を伴う」というパク代表の言葉が印象的だった。確かに、若年女性は妊娠・出産によって、学歴や将来設計の大幅な変更が余儀なく、失うものが大きいことも少なくない。

就学を継続できること、学歴の面でさらに不利な状況に置かれないことは、女性の人生にとっても、子どもの人生にとっても、大変重要であるが、日本では出産が学校に知られると、自主退学を強要されるのが実情だ。学習保障件の観点から学校や国に訴えることは、日本では裁判例がない。(一方で、管見では、インターネットでは退学になったことを相談する書き込みが多数見受けられる)。ましてそれを未婚母団体や女性団体が支援したり、メディアを巻き込むことは見られない。妊娠・出産によって危機的な状況におかれた女性が、様々なサポートを受け、自ら養育する選択肢をもてる社会にするためには、妊娠相談機関や、民間養子縁組機関以外の、様々な分野の団体、ネットワークとかかわり、若年女性の社会的状況の改善について、未婚母支援ネットワークのように、調査研究、政策提言、ロビー活動、メディアなどへの発信をおこなっていく必要があること、またそれが有効であることを強く感じた。

#### 参考文献

姜恩和 2015「予期せぬ妊娠をした女性の支援に関する考察：韓国の「未婚母子施設」を通して」人文学報. 社会福祉学 (31), 1-13

(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所 2015「大韓民国における国民基礎生活保障制度について」<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/428.pdf>

#### 謝辞

韓国調査にあたっては姜恩和先生（埼玉県立大学）に大変お世話になりました。ありがとうございました。

訪問日時：2016年3月30日 10:00～16:00

訪問場所：エランウォン・私、あなた、私たち一つの家族センター・マポ エランウォン

対応者：カン・ヨンシル院長

訪問者：白井千晶（研究代表：静岡大学）、命をつなぐゆりかご（代表：大羽賀秀夫）さめじまボンディングクリニック（事務長：鮫島かをる）、ベビーぽけっと（代表：岡田卓子、副代表：豊浦克也、スタッフ：奥田幸世）、姜恩和（アレンジメント、通訳、埼玉県立大学）

田中病院（縁組担当：山本恭子）

### (1) エランウォンの概要

1960年アメリカ人宣教師 バン・エラン氏により設立。

戦後混乱の貧しい時期に、家出・売春婦による望まない妊娠に悩む未婚母を救うための支援活動からはじまり、未婚母が社会で自立した生活が送れるように、学業支援・就労支援・住居支援・自立支援を提供している民間団体。

設立当初は未婚母支援に対する国からの援助はなく、すべて寄付により賄われていたが1983年には韓国政府が当団体の活動実績を認識し、現在は寄付と一部公的財政支援を受けるようになる。

エランウォンは未婚母のための妊娠育児自立支援システムを構築し、「植樹愛」愛を植えるプログラムとして行われている。近年も増え続ける未婚母に対し、いまだ社会からの偏見・疎外感に母親が立ち向かえるように、身体的・感情的・財政的・精神的な支援を提供している。

未婚母の選択肢が中絶・養子縁組だけでなく、安心して子どもを産める権利・産んで育てられる権利・子どもの将来のための意思決定・子どもが産み親と生活できる権利などを強く訴える。施設利用したのち、養子縁組を選択する母親も3割ある。



学業/就労支援・・・ナ・レ代替学校（公費・割）

住居支援・・・エランウォン（公費7割）、マポエランウォン（公費・割）

自立支援・・・わたし、あなた、私たち一つの家族センター（公費・割）

エランセウムト（養子に託した母親の支援）（公費・割） など

未婚母が社会から離れずに社会へ戻れるステップ方式の支援が重要とされる。

安心できる支援がある→自分を受け入れ妊娠と向きあえる→子どもを感じる（母性の目覚め）→子どもを守るために学ぶ（資格取得）→自信を持つようになる→社会へ出て行ける→働く→自立できる  
エランウォンから自立した未婚母たちは、自ら未婚母協会（当事者団体）の代表者を務める者やエランウォンのボランティアスタッフとなり同じように支援を必要とする母親たちのサポートをしている。

ホームページ：<http://aeranwon.com> 朝鮮語サイト에라원 <http://www.aeranwon.org/>

## (2) 視察内容

### 1. エランウォン母子寮仮設（2016年9月新館完成予定）

現 13 名入所（定員 40 名 → 新館定員 65 名）

看護師 1 名常駐・託児支援あり

同世代の妊婦 2 人部屋で生活をし、出産後は母子同室で生活する。午前中に多数の訪問にも関わらず、笑顔で挨拶をしてくれるお腹の大きな女性や赤ちゃんを抱きあやしている若い母親たち。

部屋の雰囲気は明るくきれいに整理されており、扉にも女子寮らしく可愛い飾り付けがされていた。

食事は栄養管理されたものを提供し、食堂で一緒に食事をする。訪問時にも若い母親 2 名で仲良く一緒に話をしながら朝食をとっていた。母親が代替学校や職業訓練を受けている間の保育体制も整っている。



### 2. ナ・レ代替学校（2016年9月新館完成予定）

日本でも解決すべき大きな壁となっているのが、女子学生妊娠による自主退学の問題である。

韓国でも同じように学生の妊娠により学ぶ機会を奪われた女性は多くみられた。

しかし 2010 年 3 月、当時高校 3 年生の女子生徒が妊娠により学校からの自主退学を強要された問題で女子生徒自らが国家人権委員会に「これは人権侵害だ」と訴えたことにより委員会は「妊娠を理由に自主退学を強要するのは差別行為、人権侵害である」との見解となった。学生妊娠により女性の学ぶ機会・権利を奪うことで、未婚母の未就学、未資格が増えていき生活貧困へと繋がっていく。エランウォンでは未婚母が自立して社会に戻る重要なステップとして、妊娠しながらも学ぶことができる学業支援にも力を入れている。代替学校でのカリキュラムを終了すると、妊娠前に就学していた学校の卒業証明が取得できる。また同学校では職業訓練も多種によって行われており、就職へつながるように応援している。



エランウォンのカン院長は「妊娠をきっかけに今までより、いい人生を生きなければいけない」という。「妊娠は女性にとっての転換期であること」を若い母親たちに伝え、未来をどう生きるか、意味のある決断をすることが大切だと教える。自分に起きていることを受け止め、自分にある母性を認めることで、子どもを守るための行動が変わると。正しい選択肢を与え、考えさせ自分で決めさせることで前に進めるようになる。

きちんと母親自身に子どもを育てられる力を身に付けさせ、自立できる生き方を相談している。

未婚母の意識指導だけではなく、その未婚母を取り巻く家族や人間関係も指導していく必要があるといわれる。実母のケアだけではなく、家族へのカウンセリング（10回無料）を通してどうして妊娠したのかを家族で向き合うことが繰り返さない予防策になるという。



### 3. わたし、あなた、私たち一つの家族センター（地域無料相談センター）

9:00～18:00（電話相談 24 時間対応）

サポートスタッフ 2 名

（活動内容）

- ・妊娠・育児相談
- ・月 1 回保育クラス ・職業訓練クラス
- ・寄付/支援品の無料配布  
（哺乳瓶、ミルク、食料品、服、靴、バックなど）
- ・各未婚母のモニタリング  
（生活環境・育児・貯蓄計画など）・自助グループ
- ・広報活動（取材対応等）

エランウォンのような自立支援施設を出て、社会で子育てをしている母親たちの応援や無料相談にのる地域相談センター。ソウル市の繁華街にある支援センターは、妊娠相談はもちろんのこと、子育て相談や託児サービスも行っている。センターの周辺には大学も多くあり、学校に通いながらの育児サポートをうけているものもある。



年間 450 件～500 件の電話相談を 24 時間体制で受付、夜間は直接エランウォンのカン院長のホットラインにつながることもある。母子支援広報活動の成果により、全国から寄付や支援物資が毎日のようにセンターに届く。それはセンターを訪れる母親たちに無料で配布され生活援助となっている。自立・自活して地域へ出てからも数年間ワーカーが担当しつながりを持ち、そこで支援物資を受け取る良い機会になっている。



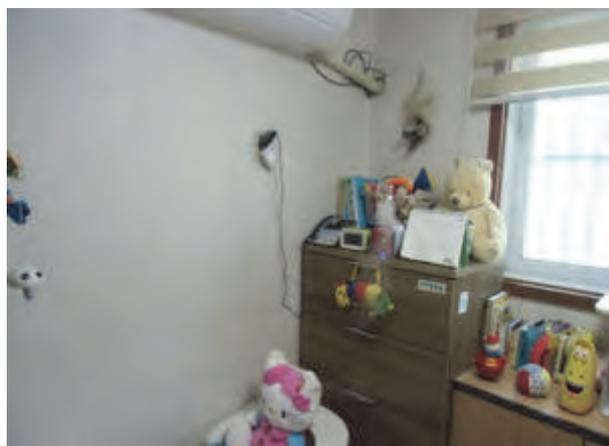
#### 4. マポ・エランウォン（成人女性・知的障害妊婦支援施設）

2015 年 2 月開設 現 9 名入所（定員 12 名）



サポートスタッフ 6 名（看護師・ヘルパー常駐）

成人女性の未婚母や知的障害を持つ妊婦の支援を行う施設。知的・精神障害のある妊娠は日本と同じようにハイリスク妊婦である。未成年妊婦と同じようにそういった妊娠は周りからの支援は不可欠であり、生活全面的なサポートが必要とされる。生活支援（衣食住）、健診・分娩サポート、産前産後ケア、子ども養育支援（予防接種）、グループワーク、託児支援、文化体験支援（貯蓄計画・カード指導）、就労支援など。



#### （3）考察

今回、エランウォンの未婚母子支援システム・施設を見学して、日本で支援活動をしている中で以前から自分の中にあった違和感に気づけたような気がした。それは、予期せぬ妊娠に悩む妊婦さんを受け入れたとき、その母親が自分の妊娠ときちんと向き合い、その先に選ぶ未来に正しい選択肢を与えられているだろうか、若年妊娠をした女の子が選ぶ未来にどこまで対応できているのか。

養子縁組を選んだ未来にしか支援できていないのではないかと考えさせられた。

現在の日本の母子生活支援施設や婦人保護施設は母子家庭の自立やDV被害者保護での利用が中心となっておりこのように若年妊娠（未婚母）をした女の子たちの保護施設として機能できていない。

家族支援や就労・就学支援はない。社会と近い環境の中で訓練を積み社会へ戻れる支援。

現実今の日本の支援の枠組みは韓国のように整ってはいない。各民間団体の努力によって妊娠中の女性を保護している状況の中で、本当に安心して産後をむかえられる未来の選択が出来ているのだろうか。当事者の家族支援があればできるが、そういった支援がない母親が勉強をしながら育児をし、自立した生活を送るのは難しいと私自身が思っていたのかもしれない。もちろん日本にもエランウォンのような施設があつて韓国のように国からの助成があれば応援できるかもしれないが、実際今はそれが無い。育てる選択を支援するものがないなかで、母親はどんな気持ちで未来を選択するのだろうか。カン院長が「民間支援団体の皆さんが国の制度や財政支援を動かすのはもちろんですが、動いてくれるのを待つのではなく、まず目の前にいる支援者の為にはじめることです」と言われた。とても大きな言葉に感じた。養子縁組も菊田医師の何もない中で支援がはじまり、たくさんの民間団体の支援実績や訴えで国の制度ができてきた。これからの日本の制度の改善を強く望むと同時に、エランウォンのように妊娠した母親が安心して選べる支援を母親たちに伝えてあげたいと心から感じた。

## 今回視察全体について

視察期間：平成28年3月28日～3月30日

報告者：大羽賀秀夫(一般社団法人 命をつなぐゆりかご)

今回視察の行程は、①3/28 15:00～16:45 **中央養子縁組院訪問**・②3/29 9:30～12:00 **東邦社会福祉会訪問**  
③3/29 14:50～17:00 **ベビーボックス(略称 B.B)訪問** ④3/29 17:50～19:10 **未婚母子支援ネットワーク 訪問**  
⑤3/30 10:00～15:30 **愛欄院(エランウオン)・私、あなた、私達一つの家族センター・麻浦エランウオン訪問** の五機関七施設を訪問した。

中央養子縁組院：「2011年入養特例法」の可決により養子縁組情報統合管理を集中して行う準国家機関。

↓

「2012.8.5 の入養特例法施行」以降、出生届を義務化する事で情報の集約化が計られる。

東邦社会福祉会：1975年社会福祉法人として民間機関で設立。1972年朝鮮戦争孤児の救済で外国の力で始まる。

↓

1976年の入養特例法で急速に対応件数増大。2012年の改正法で半減。団体運営難しくなる。

ベビーボックス：教会活動として子どもの命・実母救済の為、2009年にBOXを設置。6年間で920余人を保護。

↓

入養法改正により、政府からは「不法施設」として公的支援を断ち切られる。個別報告

未婚母子支援ネットワーク：1989年母子福祉法・1999年国民基礎生活保障法等の制定により、高齢者・障碍以外も若年特定妊婦

↓

にも一時的な助成が可能となった。B.B以外になかった方法もネットワークによって可能性が広がる。

愛欄院(エランウオン)：朝鮮戦争の10年後の1969年貧困と女性の地位向上の為に延世大学教授夫妻が政府と立ち上げた。母子(成人・未婚)の相談・保護・自立支援・教育等の活動を行う。市内三カ所に設置

上記の順で視察を行い、その順位も現地時間配分も殆ど無駄がないし、移動手段も地下鉄移動・貸切マイクロバスと云う効果的な行程計画であった事。施設内での通訳も的確で判りやすかった事を感謝したい。

以下私感として。

1) 実際に現地での視察は、日本国内で学習していても机上の理解ではなく、生で担当者と接触できたことは大きく理解力を高める事が出来た。同時に韓国と日本が、近代の歴史において身近で共有出来る相互関係を持つ「隣国」でありながら、その「差異」をも実感出来た。互いに儒教を背景とする歴史観・家族観を背景としながらも、戦争の事実を翻弄され、国家そのものの存続の危機を体験して来た共通点。共に亜細亜の一角にありながら、大陸の突端にあって「地続き」であるが故に他国からの受身の干渉を受け、尚且つ国家分断の歴史的危機を今も「継続」する韓国と、四辺を海に大陸と離隔された島国であるが故の自儘な国家形態を持ちながら、明治維新以来急速な改変により、漸く独立国家として体制を持ちつつある我が国、と云う相違点。それらは「養子縁組」という身近な「家族観」「民意」に顕れていると感じる。

2) 互いに戦争からの脱却・復興という立脚点を持ちながら、いち早く「子ども」に視点を置いて来た韓国。戦争孤児という共通課題を持ちながら、施設養護施策から「入養法(養子縁組法)」を成立させ、「家庭養護重視」の方向性を持った、比較の上で「先進性」のある韓国。未だに「施設養護」から抜け出せない日本。漸く、特別養子縁組をキーワードに「斡旋」という「枝葉」から乗出し始めようとする日本の後進性。為政者の姿勢ではなく市民感覚の違いに置くのか、近未来の「家族観」に置くのか。そこの視点を持つ切っ掛けに今回の「視察」を位置づけたいと思う。

3) 韓国の入養法改正(2012年)により、大きく「女性・子ども・妊娠・出産」に関する改変が始まった。それにより「養子縁組」の政治的環境が、より「前進」するのか、国家統制の気配から「後退」してしまうのか。斡旋規制の立法からでしか「養子縁組」を語れない日本の為政者・国家機関・民間斡旋機関である我々自身が、法令・規制の「隙間」に新たに追い込んでしまう「女性・子ども・家族」の存在を、どう見出し、どう救済出来るのか。隣国 韓国の動静から学ばなければならないと感じる。

4) 報告者は従前より、養子縁組・児童福祉に関して法律や公的機関・専門家の役目は真摯な民間活動の補佐に徹するべきだと考えている。今回の視察で、先進的な公的体制のモデル・民意の発露・民間活動の柔軟性を、韓国の国情に期待していた面が大きい。我が国の先輩としての歴史的変遷と当事者ご自身と直接に触れ合えた事は短時間の視察であっても、今回の機会を得た事に感謝と敬意を心から表したい。

以上

韓国視察では日韓の母子支援についての違いを感じる事ができた。

当初は私の勝手なイメージから、日本より韓国の方が未婚母（シングルマザー）への偏見が強いのではないかと思っていた。しかし現状としてはまだ大きな課題は抱えているが日本より支援システムの枠組みは進んでいると感じた。

歴史的背景から韓国はたくさん子どもたちが海外へ送り出され、安易な国際養子縁組の代償をもって国をあげての取り組みになったのかもしれない。

日本は虐待が年々増加して社会問題となっているが、子どもたちを救う方法として特別養子縁組の認識も低い。親権ばかりが強くその権利を持っている親自身が子どもたちを虐待していることに国は気づいていないのかと思った。

今回の視察全体をとおして自分の中では大きく3つの課題を考えた。

#### ①未婚母支援の分業化？

いろいろな形での母子支援はあるが韓国は特例法改正後、情報を管理する中央養子縁組院、養子縁組をあっせんする機関（東邦社会福祉会）、未婚母自立支援施設（エランウォン）、未婚母当事者組織（未婚母支援ネットワーク）など支援機関が分業化されていた。

特性を生かした支援という面を考えると納得した部分もあったが、果たしてそれぞれの機関は本当に連携がとれているのだろうか。各施設を視察してみるとそれぞれの言い分のズレも感じる。それは日本も同じで、自分たちがしている支援が正しいと思うからこそ出てくる他者と比較や批判。核なるところはどこも母子を支援する共通の思いからはじめた活動ではないのかと思う。連携を強く結ぶ方法なのか、総括して管理する機関が重要なのか？

#### ②保護施設の重要さ

まずは支援の対象である母子が安心して未来を考えることができる環境・場所（保護施設）の整備が絶対に必要だと感じた。支援の分業整備することで養子縁組機関が運営する多くの母子保護施設が閉鎖された。韓国ではそのような状況で保護施設は足りていないといわれていたが日本にはそういった公的施設すらない。なにもない母子が安心して身を寄せられる公的保護施設の整備こそ日本には必要だと思う。

#### ③育てる選択への支援

自分の報告担当でもあった母子自立支援施設エランウォンは強烈な印象を受けた。

報告書でも述べたが、今まで自分たちの支援活動の中で足りていなかったものに気づけたことは育てたい意思への支援だった。産み親が育てる選択をした時、全力で自立できる支援ができてこそ子どもが産み親と生活できる権利も守られるのではないかと感じた。きちんとした選択肢からの決断こそが将来子どもに伝えられるものに繋がると思う。

今回の視察では本当にたくさんのが学べた。自分自身が支援活動をしていく上でとても大事ことにも気づかせてもらえたことを感謝するとともに、今回学んだことを活かし、より丁寧な支援活動をしていきたいと思う。

私は2つの施設に関して特に感想を述べたいと思う。

(1) 訪問日時：2016年3月29日14時から15時20分

訪問場所ベビーボックス（ソウル市）

ベビーボックスの概況

\*2009年12月にソウル市「主の愛教会」で開始された

\*障害者共同生活

\*人工中絶反対運動

\*未婚母の相談・支援

\*実母が子供に手紙1枚を残していなくなる



「感想」

この教会は「第一に今この実母とその子を救いたい」という一心からスタートしたように思う。

それは建物の外に出ると急な斜面の道路を産んだ体で我が子を出抱いてここへ辿り着くと言うのを思い描くと胸が痛い。またベビーボックスに子供を入れて手ぶらになった体で何を考え来た道を帰るのか、その姿が目映るようだ。

あの協会の牧師さんの「人はごみじゃない」という言葉が深く心に残り「子捨て」という言葉を思い出す。しかしここでは今運営化が問いただされているが未婚の女性が安全に保護されればそういう国になれば、仕事をしなくても子供を預けられない世の中になって欲しいと話していたのは同感である。

日本でも未だに養子縁組を「可哀想な子供」という偏見があり養子縁組は子供を捨てる事ではないもっと福祉の中でも最良な選択肢と考えたい。

当会でも女性を守る意味で妊婦を保護しているが似ている点があつた。

1番強く感じたのはギリギリの女性が駆け込んでくると言う事。

その妊婦が「今どうしたいのか？」と考えた時、やはりベビーボックスを頼るのは「子供の命を守りたい」という一心からだと思う。

そして自分といるよりも他の人間にお願いした方が幸せではないかとその時は考えるところ。

今では韓国も海外支援を取り入れてシングルマザーで子育てして生きて行ける支援をしているが日本では今でも生まれた子供は施設か養子縁組しかない状況が大きいと思う。

行政は第1に相談者に発するのは「乳児院に入れたら」という考えとそしてその後の実親のケアが悲しいかなほとんどない事にある。

この施設ではまずは子供の命を救う事が先決であり自立支援まで手が届いていないのが問題。

でもやはり緊急の場所が必要だと思うのでその後の命を救った後の実親の問題解決には他との連携は必要だと感じた。

母子の命を守るという点から考えるとベビーボックスの存在は大きいと思うしかない。



この長く延々と続く坂の途中にベビーボックスはある

(2) 訪問日時：2016年3月30日10時から

訪問場所 エランウォン（ソウル市）

\*人を助ける時3つのトライアングルを原則としてもつ事

\*すべての人は正当だということ

\*人を助ける格を持つ

「感想」

日本では民間機関への財政支援がなく養親たちの経費に頼るしかない為、途中で養子縁組が白紙になった場合、その民間団体の持ち出しになり負担が膨らむ。

それなのに韓国では未婚者が最終的に養子縁組を辞めてもシングルマザーで育てて行けるように国が財政を民間団体に投じて必要に応じた公的支援を行

い、仕事ができるように職業訓練や子育て支援も充実していて何もかも日本とは対照的だと感じた。

やはりどこの国でもでも子供は産んだ親が育てるのが1番いいと言う根底は変わっていないが日本では育てられる支援が出来ていないから養子縁組を選択するように考えられても仕方ないのかと思う。

現段階でも日本は社会的養護は施設養護が主流で年々里親制度の強化と共に変わって来たとは思いますが養子縁組制度は要保護児童に家庭養護を与える手段としてほとんど活用されていない。

産んでも育てられないなら乳児院か養子縁組か・・・の選択肢が大きいと思う。

本来特別養子縁組は養子となる児童の利益と地位の安定を確保する為にあるのに「実親との親族関係」を切る事に裁判所もなかなか容易に結審しないところもある。各方面で慎重になり過ぎて守られるべき福祉の良さが遠のいている気がする。

養子縁組は家庭への復帰が望めない児童にとって恒久的な家庭を得られる唯一の方法であるが韓国では要保護児童を対象とした養子縁組が広く行われているのに対し日本では児童福祉としての養子制度が根づいていない。

とにかく近い国でありながら福祉の部分・母子の為の支援では韓国は素晴らしいと感じた。施設に常時看護師や医師達も用意されており子供は勿論妊婦の健康や心のケアも行き届いていると思った。妊婦達たちに必要な心の余裕はこういう場所に行けば与えられて落ち着いて考えられるのかも知れない。当会に相談に来る実親達は考える余裕もない状態が大半で「乳児院に預けるか」「養子に出すのか」の選択肢を自分で考え持って来る。

育てると言う事では自立出来ない事・環境がない事が理由で時間もない中、どちらかの決断をする実母たちも少なくない。

こういう行き届いた施設があれば育てる考えも出てくるだろうし出来ると言う自信も生まれるからシングルマザーでも十分生活できるだろうと思った。日本では助成金も出ない中、民間機関もやれる限界があるのでどうしても自立支援は今後養子縁組を実施していく中でも大きな課題と考えている。

家庭崩壊の多い現在、妊娠した女性や出産した女性の居場所を作るのも重要だと日々思う。

何をするにもある程度のお金は必要であり今、日本では支援がない中で私達は活動しているので大きな変化はないが「自立支援」には向き合いたいと考えている。

韓国でも日本でも戦争の影響で最後に弱い母子にしわ寄せが及んだわけだが海外からの支援の在り方が道を分けた気がする。

日本では現在、海外支援を受けている団体はいくつあるだろうか。みんなほとんど自腹を切った活動だと思う。代わりに国が支援してくれないから養親に頼るしかない。国は違えども母子を救いたい気持ちはどこも同じだった。



自立支援の教室

実母たちの交流の場

参考文献

日本と韓国における養子制度の発展と児童福祉（姜恩和・守口千晶）

<概要>

女性が予期せぬ妊娠をし、家族関係が疎遠で経済的にも困難な状況におかれている場合、とりわけ出産前から出産直後に実親をどのように支援するかは重要な課題となる。韓国において出産時の最低限の短期保護から始まった未婚母施設が、実母の自立や子育て支援まで支援の範囲を考え、未婚母支援は1970年代に婦人保護事業の一環として始められ、80年代以降も短期間の入所保護および子どもの養子縁組というものに終始していたが、養育を希望する未婚母の増加とともに、2005年頃から子どもの養育と実親の自立支援に重点がおかれるようになった。今後は予期せぬ妊娠をし、社会的な支援を必要とする女性のために、医療面のみならず、学業や自立支援に至るまでの包括的な支援機関としてシェルターの設置が早急に求められる。日本においても同様の事が起こっており、年々若年化傾向にある。いかにこの問題を解決するためかが、重要である。

韓国は当初外国から団体の支援により、乳児院から海外への養子縁組から始め、1962年養子特例法が定められ海外を基盤として、国内に拡大していくが、縁組はなかなか広まらなかった。

2012年新たな法案が設立され養子縁組が減ることになる。要因としては養子縁組を受け入れる社会が韓国にはなく産後1週間の養子に出すか考える時間があるが、その間住むところがないなど様々な問題がある。

妊娠の傾向として、10代の妊娠、不倫が多い。性教育の不足である。

その解決方法としてさまざまな観点からの方法があるが国内の理解、救わなければならない命が必要なのは、日本でも同様である。

<視察について>

今回、4団体と政府機関の話を聞いてわが国にも見習わなければならないということが強く実感させられた。



一日目の中央養子縁組院については、政府機関の団体で管理システムにおいて徹底することにより記録の管理をしネットワークにより以前からの海外養子縁組の子供の実親探しの手助けをすること、データの共有をすることを重要視している。養子縁組を希望するにあたり51項目の記入をしなければならないが、実親によっては公表したくない親もいるのですべての項目に記入できる人ばかりではないと思う。一部希望すれば非公開にもできるとのことである。未婚の母の支援（教育費、養育支援、学習権保障）に

も力を入れており 2009 年に三千人が千二百人までへってきている、これは社会的認識の変化とみられる。

今後のテーマは虐待死の問題があり保護の強化を行い親権の停止まで考え保護に努める考えである。



二日目は東邦児童福祉会への視察だった。



ここは民間の養子縁組機関で 1940 年から行い海外の団体からの支援があり、乳児院などから海外養子縁組を行い 1962 年に養子特例法が施行され海外を基盤に国内においても拡大していくが、国内では縁組先がなかなか見つからなかったとのことである。

養子縁組を希望する国内の養親は秘密養子縁組を希望し、当初は後継者を希望するため 90% が男の子を希望していたが、現在は女の子を希望する親が 80% になっている。2012 年の法律改正立後はやはり養子縁組の件数が減っている。海外養子縁組から国内養子縁組を中心としたためである。韓国での告知については 6 割は 5 歳までに行っているが 4 割は考えているような状況である。



次はベビーbox への視察である。

ベビーbox は日本でいう赤ちゃんポストのような所です。

2009 年から始まり現在までに 920 人の赤ちゃんを受け入れている。

ここは未婚の母の救済所としてゴミのように子供を捨てないで命を守ることを大切にしている。

未成年、レイプ、近親相姦、不倫、不法滞在でできた子供など出生届を出すことが出来ない子供たちが預けられている。法律の強化によって養子縁組が減り、ベビーbox への預け入れが続くだろうと関係者が語っていた。

子供を預けに来た母親の相談ができる場所 (babyroom) もあり、シャワー、トイレ、洗面、ベビーベットを完備しここまで連れてきたことに対して母親を褒めて癒しの時、回復の時間を作っている。

現在 9 人の行き場のない実母がスタッフとして働いている。

日本でも同じことがあるのも現状である。ただこの様なことにならない社会を作るのが理想である。

#### リトルマム(未婚母支援ネットワーク)の視察

ここは未婚の母を支援している団体で女性団体の力により本部を立ち上げ行なっている。

ひとり親がこれだけいることを声に出して女性差別の撤廃を訴え政府、国内での女性に対する考え方が変わってきた。日本でも未婚の母親はたくさんおり、支援を行っているが今後どのような支援ができるかを考えることが必要になると思う。

#### エランウオンの視察

ここは産んだ子供と生活することを基本にしており、学業、就労、住宅などの支援を行っている団体です。妊娠したことによりいろいろな葛藤があるので早期の相談に努め今後どうすれば自立できるか考える時間を必要としており、この妊娠を機に転換となることを教え少しずつ自分がどうすれば自立し子供を育てるかを教えることが大切とのことだ。

エランウオンのシステムはネットワークとシステムが成功のカギとなり、現在も地域社会からの支援を受けている。

このシステムは素晴らしいものである。確立されており日本でも同じような事ができれば素晴らしいと思うが同じようにするには官僚、国民の認識が必要だと思う。

#### <感想>

韓国においては母子の保護に官民それぞれの観点からできることを行っていることが、日本ではまだできていないと特に痛感している。

韓国においても民間団体の動きを法律により規制するのではなく、それは日本においても言えることだが、生まれた子供の保護を中心に考えるべきである。法案により民間の活動の規制になるような法案を作るとは活動の停止を意味するものであり本当の意義からかけ離れていくように思える。

韓国で行っている事、日本で行っている事を把握し日本で行う最善の子供に対する法案づくりを考えるべきだと思う。実態を調査、把握しなければならないと思う。

日本にもいろいろな形で民間団体も動いているので、それぞれアプローチのやり方は違えども基本はみな同じである。いがみ合うのではなく連携することが必要に思える。それが子供、母親を救うこととなる。何を基本に考えるかがまだこの国（日本）には欠けているところだと思う。

韓国調査に参加して

NPO Baby ぽけっと  
スタッフ 奥田 幸世

今回の韓国での視察旅行で大きく印象に残ったのは国主体の未婚母の妊娠時から自立までの支援と、国主体で養子縁組当事者の出自に関する情報の管理である。

日本で特別養子縁組を希望する妊婦は経済的理由で出産しても養育が困難な場合が多い。妊娠前はある程度の収入があっても、妊娠をきっかけに体調不良や出産前で仕事を無くしてしまう妊婦が多く、出産までの約10ヶ月の間に、生活費を優先して捻出していたため、検診費用も払えず、母子手帳ももらえていない妊婦も少なくない。そういった妊婦が私たちに相談してくるのは、大抵妊娠7ヶ月ごろから臨月までの間が多い。妊婦健診補助券を使ったり出産育児一時金の直接支払い制度を利用したとしても、出産病院へ支払う10万円前後の予約金を出せない妊婦が多い。生活福祉金の一時貸付制度に申し込んだとしても、審査から受領まで時間がかかり、借り入れができないことも少なくない。妊娠をきっかけにもともとなんとか毎月普通にできていた生活ができなく、住む場所さえ失っている妊婦も少なくない。実際インターネットで出産費用がない人のための制度を紹介する大半のサイトが、出産費用をキャッシングなどで一時的に賄うことを推奨していることが多い。しかし、出産後働いて借金を返すにしても、目の離せない新生児や月齢児を預けて就業するにしても、預ける場所、そしてそれにかかる費用、また時間制限などの問題もあり、実際にすぐの就業は困難である。そのため、私たちの団体では特別養子縁組前提の妊婦については、出産まで安全にすごせる住居の確保、食費の提供、そして病院、行政などとの連携など妊娠時から保護して妊婦に寄り添った行動が必要であると考えている。また、出産後についても産後の不安定な身体で無理をしないよう安心してすごせる住居を探したり、就労支援や行政への連携など産前から産後までの支援を行うことも少なくない。これに係る費用については養親に了承を得て負担してもらうことが殆どであり、私たちの養子縁組幹旋は妊婦とその子供の両方を保護し支援する活動である。

一方韓国では、未婚母がいた場合申請が認められれば、未婚母カードが支給され、出産までの生活費や検診についての行政的なサービスが受けられる。未婚母を支援する団体は今回訪問したエランウォンや韓国未婚母支援ネットワークなど複数あり、出産するまでの生活の場の確保や出産後の自立支援サービス、また出産後自分で育てるための情報提供などいろいろなサービスの提供が受けられる。日本では妊婦が能動的に行政へと足を運び、受けられるサービスの情報提供を求めなければならないが、韓国では上記のような機関を利用すれば包括的に自分で育てるために受けられる支援や養子に出す場合でも必要な情報を与えられ、生んでからどうするかを改めて選択できるところが大きな違いであると実感した。また、妊婦保護から生活支援を行うにあたって医療費から生活費などの実費を養親が負担するため、経済的に困窮している妊婦ほどその費用が高額になってしまう場合が多いが、韓国では未婚母の支援については各団体に対して国からの補助金で賄われるため、

一件あたりにかかる費用も比較的抑えられていると思われる。

日本では妊婦が足を運んでも受けられる公的サービスは間口が狭く、また手続きも面倒であるため、あきらめてしまったという妊婦も少なくない。経済的に裕福ではない妊婦が出産しその後子供をどうするかについて、あまりに用意されている選択肢が少なく、妊婦に対してのサービスの少なさを痛感した。出産までは経済的理由でわが子を養子に出すことを決意していても、出産後その子供への愛情からどうにかして育てられないか、と悩む実母も多い。しかし、実際は行政支援だけでは母子だけで生活していくには不十分なのである。国主体での妊婦からの支援をもう少し充実させれば、妊婦自身も子供と自分の今後の生活についても考えられるだろうし、不本意な中絶などの数も減るとと思われる。

次に、養子縁組当事者の出自を知る権利の保障についてであるが、私たちの団体でもこれはひとつの大きな課題である。私たちの団体では、実親と養親と子供とで会を通じて交流することができるのが大きな特徴である。誕生日プレゼントや成長アルバムなどを送りあうことができ、一度だけシンポジウムの会場で会うことができる。また養親についても、実親が相談に至った経緯などはきちんと話し、1年に一度行われる真実告知のシンポジウムで養子当事者の子供たちにどのように告知を行っているかを発表し、勉強会を行っている。また、当事者同士も居住地によるブロック活動であるたんぼぼ会やすずらん会などの交流会で養子同士の交流を日常的に行うことで将来的に当事者がぶつかるであろう様々な事柄に対して、当事者同士が気軽に相談できるように、と考えている。

子ども本人にとって出自については子供の成長に伴って必ずいつかは直面してしまう壁のひとつであると思う。出自についてどんなショッキングな事情だったとしても、きちんと養親の口から段階を追って説明していけば、将来的に当事者も理解はできるだろうと考えられる。本来であれば、いつか実母と当事者が希望すれば再会できるのが一番いいのだろうが、活動していると出産後音信不通になってしまう実親も少なくなく、養親側が希望しても当事者と実親の交流が困難なこともある。

しかし、一件当たりの養子縁組に関して保管している紙ベースの情報はあまりにも多く、また関わっている人間もごく限られた人数のため、将来的には1件ずつの情報をどのように保管していくかが大きな課題となっている。将来的に当事者が出自を自ら調べたいと思ったときにどのような項目を設けて、会でどのように管理保存していくのかはとても重要である。韓国は先の時代に国際養子縁組が盛んだったこともあり、海外からの当事者が自分の出自を知るために今来韓している。当会にもドキュメンタリーなどを見て、自分の出自について知りたいという養子本人からの相談がくることもある。

今回の訪問で、当事者にとってどんな些細な情報も自分のアイデンティティーの確立のために重要な事項であり、私たち斡旋団体は情報の長期的かつ詳細な保存方法について改めて考える時期に来ていると実感した。

## 第2 調査地 アメリカ合衆国の概要

### 1. アメリカ合衆国 (U.S.) 概要

#### ○親子形成と家族形成

U.S.の人口は3.2億人と日本の2.5倍である(2014年)。一人当たりのGDPは世界一だが、相対的貧困率および子どもの貧困率は日本より高い。

合計特殊出生率は1.86 (FTR) と日本よりはるかに高いが、白人のFTRは1.76と低く、黒人は1.87、ヒスパニックが2.13と、ヒスパニックが出生率を押し上げている(アメリカンインディアンは1.29、アジア系は1.72、いずれも2014年)。

U.S.は先進国で最も若年出産が多い(2008年に40.0%)。地域的にはアメリカ南部、エスニックはラテン系が最も高く、次いでアフリカ系、アメリカンインディアンである。10代妊娠を抑制するキャンペーンがとられている(The National Campaign to Prevent Teen Pregnancy)。

#### ○社会的養護と家族形成

児童人口は日本の約3.7倍であるが、児童虐待の相談件数は日本が9万件(2014年度)であるのに対し、U.S.は340万件もある。要保護児童の里親委託率は77.0%である(2010年、日本は2011年に12.0%)。警察と共同して介入し、虐待には司法が関わる。

国内の養子縁組数は約12万件で、新生児の養子縁組だけで年間14,000~18,000件ある(日本の特別養子縁組は年間4~500件)。

ハーグ条約に批准しており、国際養子の受け入れ国である。

連邦最高裁で中絶が合法化されたのは1973年であるが(当時7ヶ月未満)、中絶を実施する施設数は減少傾向にある。

### 2. コロラド州概要

アメリカの中西部に位置する州で、州都はデンバー市。かつて金鉱で栄えた、ロッキー山脈や砂漠のある自然豊かな州である。腎臓素敵構成は白人が81.3%、黒人4.0%、アジア人2.8%、インディアン1.1%、その他7.2%、混血3.4%であるが(2010年国勢調査)、ヒスパニックが多く、全体の



20.7%がヒスパニックで、特にメキシコ系アメリカ人割合が高い。宗教はキリスト教が64%(プロテスタント44%、カトリック19%)、無宗教が25%である。

コロラド州はU.S.で最初に同性婚が認められた州である(1996年)。(ただしその後禁止された期間があった。)

里親にはいくつかの種類があり(一時保護、養育、処遇困難児等)、登録には保証人が必要であるなど要件は厳しい。

### 3. ボルダー市（およびデンバー市）概要

ボルダー市は人口約 10 万人で、コロラド州で 11 番目に人口の多い自治体である（1 位はデンバー市で 60 万人）。デンバーから約 40 キロ離れているが、コロラド州最大のコロラド大学ボルダー校があって学生が多い（人口の 4 人に 1 人が 18 歳以上 24 歳以下）。

### 4. コロラド州の妊婦支援

ボルダーの 10 代妊婦、10 代母支援

「GENESIS Program」1989 年に開始した 10 代の健全な親業のためのプログラムで、10 代で妊娠してから子どもが 3 歳までが対象。

妊婦健診の交通手段確保	カウンセリングやサポート
学校あるいはGED（高校卒業認定）への復学	妊娠や子育てに関する教育
職業訓練	家族計画の支援
出産準備クラス	地域社会の資源の紹介とつなぎ
マタニティ服や子ども服、子ども用品	

10 代妊婦、10 代母の姉妹向けプログラムもあり

### 2013 年度報告

(<http://www.bouldercounty.org/doc/publichealth/genesisannualreport2013.pdf>)

プログラム利用者は 503 家族（2012 年、以下同）

2012 年の件数の 71%がラテンアメリカ女性、65%が Longmont 市。

コロラド州は 1991 年から 2010 年に 10 代妊娠が 40%低下、ボルダー地域は 50%低下。

15～19 歳の妊娠中絶率は 2009 年から 2013 年の間に 42%低下、20～24 歳で 18%低下。

GENESIS は次の妊娠に確実に影響を与えている。

若年出産は学歴の低下を招きがちで、それは犯罪、貧困などの公衆衛生や行動リスクを伴うが GENESIS は高校卒業をサポートしている。国では 10 代母の高卒率は 38%だが、GENESIS では 85%が就学または就労訓練を受けているか就労している。

うつ予防など精神衛生サービスもおこなっている。

出典：ボルダー市サイト

<http://www.bouldercounty.org/family/pregnancy/pages/genesiservices.aspx>

参考大川聡子「10 代の母という生き方②」『対人援助学マガジン』

### 5. コロラド州の里親と養子縁組

里親委託されるのは 1～21 歳。養子となるのを待つ子のリスト（Colorado Heart Gallery / <http://www.coheartgallery.org/>）の 60%以上が養子になる。Colorado Heart Gallery の子どものはほとんどは 9 歳以上できょうだいがいる。養親となる人は自治体かエージェンシーの研修を受けられ、経済的支援および養子縁組後の支援が受けられる。コロラド州児童福祉システムによる自治体を通した養子縁組は費用がほとんどかからない。エージェンシー

には費用がかかる。

養子縁組には、里子養育 (Foster Care) からの養子縁組、国際養子縁組、私的な養子縁組、の3種がある。ホームスタディと経歴調査を経れば、ほとんどの人が養親になることができる。無配偶、有配偶、LGBT、賃貸/自宅所有を問わず、21歳以上で上限はなし、男性でも女性でも、生物学的な子どもがいてもいなくても、どんな人種/エスニックグループでも、宗教を問わず。

里親は子どもに家庭を提供するもので、子どもが生物学的な家族と再び暮らす目標を持っているが、叶わない時は養子縁組して里親家庭を永続的な家庭とすることももう一つの目標になっている<sup>1</sup>。里親になれるのは、独身でも、結婚していても、同棲していても。生物学的子どもがいてもいなくても。一軒家でもアパートでもいいが、子ども部屋がもてること。家庭内外で仕事を持っていても。21歳以上、家族を養う十分な収入があること、子どもを身体的に世話できること、州および連邦の法律に沿って、児童虐待および犯罪歴調査に適合すること、判断力や責任感があり精神的に安定していて情緒的に成熟した人。

出典：コロラド州ヒューマンサービス局子ども家庭部子ども福祉課

<http://www.cofosterandadopt.org/>

養子縁組の情報開示については、2016年1月1日から、成人した(18歳以上)養子とその他の関係者は、養子縁組の時期に関わらず、当初の出生記録を裁判所に請求できる。(1989年3月27日の法律が改正された)

コロラド州のページ <https://www.colorado.gov/pacific/cdphe/adoption>

法令 <https://www.colorado.gov/pacific/sites/default/files/CRS%2019-5-305.pdf>

## 6. その他行政サービス

生活保護 Low income Energy Assistance Program (LEAP) (政府)

住宅支援 (ホームレス支援) TANF

<https://www.denvergov.org/content/denvergov/en/denver-human-services/assistance-programs/temporary-aid-to-needy-families/applying-for-tanf-cw.html>

女性、子どもの施策 Women, Infants and Children (WIC) Programs

<https://www.colorado.gov/pacific/cdphe/categories/services-and-information/health/personal-and-family-health/wic>

栄養相談、母乳相談、食費補助、健康保険、子どものケア、医療 (歯科含む)、住宅 などの総合的な家族支援施策。5歳以下の子どもを養育している家庭

食糧支援 Food Stamps (SNAP):

保健施策 CO Health Plan

子ども家庭局 <http://www.coloradoofficeofearlychildhood.com/cccap-parents>

---

<sup>1</sup> 重要な表現なので原文を引用しておく。

The primary goal is reunification with the biological family. However, if that option is not available, adoption or another type of permanent home is the secondary goal.

子育て支援 <https://childsupport.state.co.us/siteuser/do/vfs/Frag?file=/cm:home.jsp>

DV <http://www.colorado.gov/apps/cdhs/dva/>

依存症 <http://www.signalbhn.org/Learn-About-Treatment.aspx>

メディケア

PeopleClinic（低所得や保険未加入の人ための病院）

その他の情報（アメリカ・コロラド州を中心に）

1) 生母探し、生母との交流（コロラド）

The Adoption Confidential Intermediary Program

<http://www.cocis.org/> 裁判所経由のフォーマルな再会について

COLORADO VOLUNTARY ADOPTION REGISTRY : 行政の機関

ADOPTees IN SEARCH

<https://www.facebook.com/Adoptees-in-Search-Colorados-Triad-Connection-AIS-CTC-169711366419558/>

ALMA (Adoptees Liberation Movement Association) : 養子の権利運動、実母探し

INTERNATIONAL SOUNDEX REUNION REGISTRY

養子縁組家族、養子の当事者グループは他にも数多くある。

2) エスニック文化の伝達（コロラド）

Heritage Camp <http://www.heritagecamps.org/>

3) 妊婦のシェルター（コロラド）

Shannon's Hope Maternity Home (homeless shelter)

4) 10代母（コロラド）

Arapahoe Campus (Teen parenting program) [http://www.dailycamera.com/ci\\_16182428](http://www.dailycamera.com/ci_16182428)

報告書参照

5) safe haven (safe haven は全米、下記はコロラド州のサイト)

<http://www.coloradosafehaven.org/>

報告書参照

6) ホームレス支援（妊婦も対象）（コロラド）

bridge of hope <http://greaterdenver.bridgeofhopeinc.org/>

デンバーのほかイリノイ、カリフォルニアなど

ホームレスのシングルマザー、母子

永続的な賃貸住宅、雇用による経済的安定、教会コミュニティによる支援

12~24ヶ月のメンター支援など

7) 青少年の性教育、妊娠検査 (コロラド)

Life Choices <http://www.lifechoices.org/>

性に関する教育と情報提供 (妊娠、性感染症、中絶、養子縁組、家族計画、意思決定)、無料のサービス (妊娠検査、中絶・家族計画・性感染症に関する情報、性感染症検査、妊娠期新生児の用品提供、養子縁組情報、地域社会資源、養子縁組後の癒し)

Teen Clinic <http://teenclinic.org/> 10代クリニック

バースコントロール (家族計画や避妊)、緊急避妊、性感染症検査、地域社会の健康教育 (性教育)、妊娠・親となった10代支援、24時間電話相談

私設の Women's health (Boulder Valley Women's Health Center) が運営。

8) 妊婦母子支援 (コロラド)

The Gabriel Project <http://www.gabrielhousedenver.org/GabrielHouse/Default.htm>

カトリック慈善団体による困窮した妊婦と母子のプロジェクト

オムツ、人工乳や離乳食、洋服などの提供

精神的情緒的支援 (多言語対応)

住宅の紹介、雇用、教育、食料提供、子育てプログラム

7) 全米規模の妊娠相談

Birthright International

<http://birthright.org/en/>

合衆国、カナダ、アフリカに支部を持ち、24時間相談電話を開設している。

妊娠相談、無料妊娠検査、法律紹介、教育援助、社会的援助、住居、カウンセリング、情報提供 (胎児期の発達とケア、子育て、就学、地域社会の資源)

全米に支部があるが、コロラド州では Sterling にある。



8) 全米規模の生母団体

BirthMom Buds

<http://birthmombuds.com/>

[BirthmomBuds@gmail.com](mailto:BirthmomBuds@gmail.com)

生母の当事者グループ。

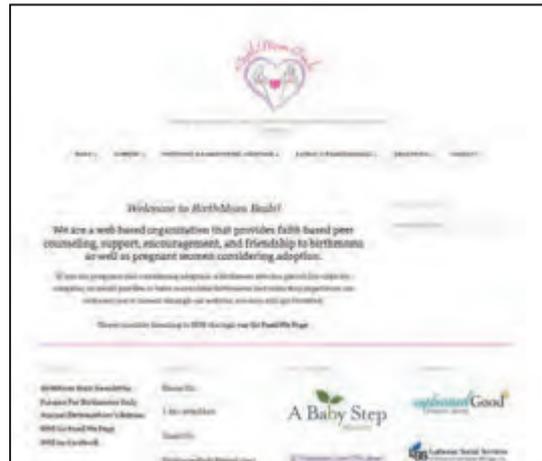
生母の伴走者（バディ）制の互助システム（居住地、背景、養子縁組の種類が近い人）

通話料無料の24時間相談電話

贈り物セット（写真集、写真立てなどグループのために）

会報

医療経験のシェア（医療者にひどい扱いを受けたこと等）と病院に対するプラン作成（例えば「さようならを言う前に、こんにちはを言う」<sup>1</sup>、子どもを抱いたり一緒に過ごす）



adoption and birthmothers

<http://www.adoptionbirthmothers.com/a-birthmothers-life/birthmother-regrets-lessons/>

不必要な養子縁組を減らす。Claudia Corrigan D'Arcy が1987年に養子に出した苦悩を綴ったブログを2005年に開始。

など生母団体は多数あり

例えば

- Catholic Charities Birth Parent Support Group
- Lutheran Social Services Birth Parent Support Group
- Touched By Adoption
- Birth Mother Retreat
- Adoption Choice Inc. Online Birth Parent Support Group
- Additional Birth Parent Resources
- Rise Magazine
- The Birthmother Wellness Center

---

<sup>1</sup> Saying Hello Before Saying Goodbye

## Alternatives pregnancy center

<http://youhavealternatives.org/>

1440 Blake Street - Denver, CO 80202

[mail@youhavealternatives.org](mailto:mail@youhavealternatives.org)

デンバー地域で、妊娠に関連した危機にある男女のために、中絶にかわる選択肢を提供する1982年開設のキリスト教団体。

予定外の妊娠をしたときに、無料で妊娠検査と超音波検査を提供し、無料でカウンセリング、妊娠の選択肢（子育て、養子縁組、中絶）を示す。24時間の相談電話を開設（妊娠の選択肢、性感染症、中絶後）、対面相談、医療機関の紹介もおこなっている。妊娠中、産後の支援をおこない、養子縁組機関への紹介もおこなう。

バスによる移動診療所をもっており、デンバー都市地域で、無料で性感染症検査、妊婦サポートと検診、超音波検査をおこなっている。

中絶薬を飲んだときに、それを無効にする薬も必要であれば提供する。中絶後のカウンセリングはカウンセラーが対応する。

性教育については、青少年に対する健全なセックスに関する10種類のワークショップを開催。学校、就業、結婚、家族、地域社会における人間関係形成スキルの向上に役立つ。

ワークショップでのファシリテーター、電話相談、検査、イベントの主催、財政、教会、メール対応、寄附品の整理、事務などボランティアを募集している。

The screenshot shows the homepage of the Alternatives Pregnancy Center. The header includes the logo 'ALTERNATIVES PREGNANCY CENTER', navigation links for 'Common Questions' and 'Workshops', and a '24-Hour Helpline: 303.295.2288'. The main content is divided into three vertical panels:

- PREGNANCY OPTIONS:** 'When being pregnant is not part of your plans, you have Alternatives. Get a free pregnancy test and consultation; take time to explore your options.' Includes a 'Learn More' button.
- STD TESTING & TREATMENT:** 'What you don't know and don't treat can change your quality of life forever. Get free STD testing and learn to defend yourself with good information.' Includes a 'Learn More' button.
- COUNSELING AFTER ABORTION:** 'When you've had an abortion, it's normal to experience mixed emotions, even years later. Get confidential support so you can walk the path to peace.' Includes a 'Learn More' button.

At the bottom, a footer states: 'Services are FREE and Confidential | 24-Hour Helpline: 303.295.2288'.

## Real Choices

<http://www.realchoicesboulder.org/>

### Lafayette Office

1285 Centaur Village Drive, Lafayette, CO 80026

(303) 665-2341

Monday - Wednesday 9am -4pm

### Boulder Office

1575 Folsom St, Unit 102, Boulder, CO 80302

(303) 494-3282

### Campus Office

1669 Euclid Avenue, UMC Room 441, Boulder, CO 80309

(303) 492-8778

ラファイエット、ボルダー、コロラド大学キャンパス内に事務所をもつ NPO 法人。妊娠、性的健康、治療について、安全で指示的でない環境で選択できることを支援する無料サービスを提供する。

1974 年にボルダー地域で開設され、個人、企業、教会の支援を受けて活動している。妊娠反応検査、超音波検査、妊娠の選択肢の教育、家族計画教育、中絶後のケア、健全な関係性の教育、新米パパママ支援、地域社会資源の提示。

妊婦健診、養子縁組、中絶の施術はおこなっていない。そのため、どのような選択をしても、団体に利益をもたらすものではない。

男性やカップル単位でもカウンセリングをおこなっている。

妊娠の継続、中絶、養子縁組、いずれを決めていても、サービスを受けることができる。

メンバーはコロラド大学学生組織役員、看護師、超音波技師など。

Real Choices

Lafayette Call Now (303) 665-2341  
Boulder Call Now (303) 494-3282  
Campus Call Now (303) 492-8778

MAKE AN APPOINTMENT TODAY!

OPEN MENU

YOU'RE NOT ALONE • REAL CHOICES. REAL HELP

FREE PREGNANCY TESTING  
(Want to know for sure?)

FREE ULTRASOUND EXAMS  
(Confirm your pregnancy)

MY PREGNANCY CHOICES

FREQUENTLY ASKED QUESTIONS

## Colorado Safe Haven for Newborns

<http://www.coloradosafehaven.org/>

7112 S. Fillmore Circle  
Centennial Colorado, 80122  
(303) 919-1758  
[info@coloradosafehaven.org](mailto:info@coloradosafehaven.org)

Safe haven 法 (安全な避難所法) は各州が定めているが、似ている。コロラドの法律は 2000 年に成立した。それ以来、消防署や病院に 51 人の赤ん坊が遺棄 (relinquish) された (匿名で手渡しする)。全国では 3000 人以上の赤ん坊が安全に遺棄されている。(最新情報)<sup>1</sup> コロラド州の Safe haven 法は、生後 72 時間以内であれば、消防署か病院に、何の質問も受けることなく、新生児を手渡すことができる。赤ん坊に危害が加えられていなければ、親は遺棄に対して起訴されることはない。法律施行以来、35 人が安全に放棄され (2014 年 3 月)、全 50 州で避難所法のもとで 2000 人以上が救われた。(サイト情報)

Colorado Safe Haven for Newborns は、避難所法について地域社会に知らせ、必要な人がそれを使用することによって、新生児の遺棄を防ぐことを専門におこなう非営利組織。避難所法の教育により、新生児遺棄の悲劇から、絶望的な親、望まれなかった新生児、地域社会を守ることが目的。



### 歴史

アメリカ厚生省の 1998 年調査では、1 年間に公共の場所に行きされた新生児は 105 人である。しかし専門家によれば、遺棄されて発見されなかった数はその 2 倍と推測される。よくある背景は、薬物乱用や犯罪行動の経歴はなく、19 歳の大学生、である。この絶望的な母

<sup>1</sup> 例えば、コロラド州の南のニューメキシコ州では、保護施設は病院、診療所 (クリニック)、消防署、法律で定められた機関で、出生後 90 日以内である。

親は孤立していて、自分の妊娠を否定し、他に選択肢がないと思い込んで、考えられないような犯罪を犯してしまう。

2000年4月にコロラド州議会は、「新生児の安全な避難所法」を成立させた。コロラドの刑法では新生児の遺棄は最高26年の刑であるが、出生後72時間以内に病院あるいは消防署に安全に遺棄するならば、起訴されないというものだ。2004年6月の2週間間に3人の遺棄時がデンバー地域で発見され、すべてが亡くなっていた。この母親たちは危機に瀕して、この法律を知らなかった。2004年11月に市民グループが法律の周知のために組織を立ち上げ、12月に非営利組織となった(コロラド非営利開発センター:CNDCのプロジェクト)。CDNCは法律により連邦の所得税を免除されている。

全米の組織

The National Safe Haven Alliance (NSHA)

<http://www.nationalsafehavenalliance.org/>

NPOでは、フリーダイヤルを開設していて、州によって法律が違うため、相談者によって法律を説明し、また選択肢の情報を提供する。近くの病院を紹介し、もし匿名で赤ん坊を渡したらどうなるか説明する。生後直後の新生児は弱く、妊娠を隠していたら新生児を隠しておけないので、72時間以内ならば安全に手渡してよい。

匿名で安全に手渡し、質問に答える必要はない。しかし、子どもの健康、人種、出生日、出生場所、親の既往は子どもを育てるのに有用なので教えてほしい。

手渡されたら社会福祉の保護機関に連絡され、事前に養子縁組が認可された家族に措置される。法律上のプロセスには数ヶ月かかるが、親権が終了し、最終的には養子になる。危害が加えられていなくて、72時間以内ならば、当局は呼ばれない。子どもに危害が加えられていた場合は適用とならない。もし子どもが死亡したら第一級殺人で、終身刑、死刑もありうる。

親権終了まで数ヶ月かかるため、親の本意で赤ん坊を取り戻したいというケースは稀だが、親権終了前ならば、母親または父親は社会福祉に連絡をして、親としての望ましさを判断して、子どもを返す。

FBI統計では1歳以下の殺人は1999年までは増加していたが、2000年からは低下している。

この方法は、新生児遺棄の最終的な解決ではないが、生命を救っており、親が犯罪から免れ、子どもを待っていた家族に養子がもたらされる。

遺棄した親に多いのは19歳の母親だが、13~42歳である。薬物乱用や犯罪履歴はなく、経済的問題や人種的問題に偏ってもいない。すべての社会経済的グループで見られる。多くの場合妊娠を認めず、家族や友人から孤立していた。新生児が生まれて、危機的状況がわかる。それが考えられないような犯罪を犯すことになる。

参考論文 三枝健治「アメリカにおける『赤ちゃん避難所法 (Safe Haven Law)』(一) — いわゆる赤ちゃんポストの是非を巡って—」『早稲田法学』83(4), 65-108, 2008

## Arapahoe Campus

ボルダーのアラパホーキャンパス Arapahoe Campus

[http://www.arapahoecampus.org/BoulderCTEC/early\\_childhood\\_education.html](http://www.arapahoecampus.org/BoulderCTEC/early_childhood_education.html)

「The Early Childhood Education/Parenting Program」は、Boulder Valley 学区の妊娠中または育児中の学生が高校を卒業できるよう支援するプログラム

Arapahoe Campus で正規高校（アラパホー・リッジ・ハイスクール）に通い続けながら、子度をも預けたり、子育てトレーニングなどの研修も受けることができる。学校に通っている時間帯は、Nursery Learning Center（NLC）に子どもを預けられる。スタッフは10名で幼児教育の学位を持つ専門家。

Arapahoe Campus は、アラパホー・リッジ・ハイスクールと、学区の職業プログラムに場所を提供していて、10代子育てプログラムの学生は、幼児教育の職業クラスを選択すれば、幼児教育の大学の学位の単位にすることができる。

ボルダーの10代子育てプログラムは1980年に初等学校で始まり、1987年にFairview高校に移った。2010年にアラパホー・リッジ・ハイスクールに移り新設された。学区の卒業生などからの寄附によって建てられたものである。学区内の生徒であれば、転校できる。フェアビュー高校では乳幼児の受け入れは29人までだったが、新設のアラパホーでは、生後3週間から3歳までの40人を受け入れ可能だ。

妊娠判明から利用可能で、送迎のほか、2千ドルの緊急基金もある。

## BVSD Teen Parent and Early Childhood Learning Program BV=Boulder Valley

2008年からZonta Foothills Clubがコミュニティサービスの一環として、アラパホーリッジ高校のプログラムを支援している（Zonta Clubは、都市ごとに一業一人制で結成された女性経営者の国際的社交団体<sup>1)</sup>）。Zonta Foothills Clubは、緊急基金を提供した。以下のものを含む。

- バス定期
- 眼鏡などの医療器具
- 食事・乳児食のギフトカード
- 美容師の国家試験受験料
- 看護師の国家試験受験料

---

<sup>1</sup>「国際ズンタ（Zonta International）は女性の地位向上と社会奉仕を目的とした企業の管理職や専門職の指導的立場にいる人が共に活動する世界的な奉仕団体です」「会員の職業は100余種に分類され、クラブ入会は一業種数名を原則とし、国際ロータリーに匹敵するものです。国際ズンタは設立以来、おおよそ70万人の女性を支援し、また教育の場を与える奉仕活動を続けています。」（国際ズンタ加盟の東京Iズンタクラブサイト）

<http://www.tokyo1-zonta.org/zonta-about.htm>

- 出席報償
- 赤十字応急手当認可受験料
- 冬服や靴
- 教科書
- 卒業式には子ども絵本のプレゼント一式

アラパホキャンパス



公立の高校と職業訓練。  
ボルダー市からだけでなく、州、郡から  
も支弁されている。

WIC などの情報掲示板→



←無料配布コーナー



→  
乳児室。ロッキングチェアで保育担当  
者が抱っこしてお昼寝。スタッフは幼  
児教育の学位を持つ専門家。  
母乳の時間になると授業中でも保育室で授乳できる。





←ペアレンティングプログラムの教室。

→

職業訓練では、ヘアスタイル、ネイル、調理、印刷、車の修理や塗装、園芸、酪農（養鶏や畜産）などを学ぶことができる。地域社会から注文や購買を受けている。



↓ Teen Age Program 担当者ヒアリング



### 10代母高校のまとめ

予定外の妊娠の予防と、若年母支援の両輪教育+保育（日本の定時制高校スクーリングや大学のモデル）だけでなく、包括的な支援プログラム

教育達成、就労支援、親教育、幼児教育、心理プログラム、親子関係の構築、栄養、学業や就労を阻害しないよう医療ケアを提供、バス運行や奨学金・寄附金による通学支援、資格取得支援

Florence Crittenton Services (フローレンス・クリッテントン・サービス)  
Florence Crittenton High School (フローレンス・クリッテントン・ハイスクール)

<http://www.flocritco.org/>

96 S. Zuni St., Denver, CO 80223-1209

目的：地域社会成員になるべく 10 代母 (teenage mothers) の教育、エンパワメント<sup>1</sup>

目標：教育、健康、自信をもった 10 代家族

フローレンス・クリッテントン・サービスは、妊娠・育児に携わる 10 代母、その子ども、その家族の教育機会、幼児教育、学校でのヘルスケアなど包括的な支援を提供する。

具体的には、

- すべての 10 代母に高等教育機会を提供
- 認知、社会的感情、身体の発達を重視した子ども中心、家族中心の幼児教育
- 自信、能力、責任判断、意思決定、行動に関するトラウマ認知モデル等の利用
- 栄養、身体教育、包括的なヘルスケアサービスによる生涯にわたる健康とウェルビーイングの促進
- 妊娠・子育てする 10 代母、その子ども、拡大家族の健康、教育、ウェルビーイングに関する法制度環境の提言と促進
- 10 代母とその家族のニーズに合った施策や戦略の展開
- 目的を果たすための組織、雇用、経済的基盤、基礎資源、等。

## 歴史

フローレンス・クリッテントン学校は、フローレンス・クリッテントン・ホームと呼ばれる未婚の母の施設として始まった。1981 年までは、未婚の母は出産までひそかに暮らし、出産すると養子に出していた。未婚の母が自分で育てるようになり、教育と子育てスキルを支援するため、1984 年にデンバー公立中学校とコロラド公衆衛生局がフローレンス・クリッテントン学校を創設した。1984 年に the Teen Parent Education Network (TPEN) として、2 夫婦と 1 人の未婚の母が米かー中学校の最初のクラスに参加した。

今日、フローレンス・クリッテントン高校のカリキュラムでは、Qualistar 幼児教育センターなどの幼児教育、家族責任センターなどの父親教育など包括的に 10 代母の子育てを支援する体制になっている。

フローレンス・クリッテントン・サー



<sup>1</sup> Educating, Preparing and Empowering Teen Mothers

ビスは、家族・子どもサービス、フローレンス・クリッテントン・サービス、トラベラーズ・エイドが 1975 年に合併した。家族・子どもサービスは、1874 年に開始した困窮者のための食べ物、シェルター、衛生プログラム「レディーズリリーフ協会」に起源をもつ。フローレンス・クリッテントン・サービスは、1893 年の売春やドラッグに陥った若年、貧困、未婚の女性の施設に起源をもつ。デンバーのフローレンス・クリッテントン・ホームは、チャールズ・クリッテントンが娘の名を取って始めた。その後、養子に出す未婚女性が妊娠出産期を過ごすホームに発展した。薬物治療センター、障害者雇用、未婚の 10 代母への教育、父親の社会教育などを展開しながら、今日に至っている。2015 年 9 月にデンバー公立学校と共同で、高校、学校を拠点とした保健センター、家族センター、生後 6 ヶ月から就学前の子どもの幼児教育センターが新しく建設された。

パートナーはヒスパニック・アドバイザリー委員会（諮問委員会）である。フローレンス・クリッテントン・サービスの学生の 80%以上がヒスパニックであり、ヒスパニック社会の成長のために共同する。その他、デンバー教育委員会、保健局、国立クリッテントン基金、子ども歯科、子ども家族連盟、デンバー産業親善協会などが専門家の派遣、財政支援をおこなっている。



#### 体制

- フローレンス・クリッテントン高校
- 幼児教育センター
- 生徒と家族支援サポートプログラム
- アレタイア・モーガン博士学校拠点保健センター

10 代母とその子どもの貧困の負の連鎖を断ち切り、成功の正の連鎖を作ることを目的としたプログラムである<sup>2</sup>。トラウマインフォームドケア（trauma-informed approach : TIC）を採用し、親教育、メンタルヘルスのカウンセリング、リーダーシップ研修、健康・地域資源の指導、高等教育を含んでいる。

プログラムの目的には以下の 3 つがある。

- 10 代母が高校を卒業し、進学や就学に進み、自立し、心身の健康を高めることを支援する。
- 肯定的な子育てと、家族の健全な関係性の維持を高める

---

<sup>2</sup> break cycles of poverty and create cycles of success for teen mothers and their children

- 生後6週間から就学前の子どもの核となる能力を身に着けることの支援：親や保育者が健全なアタッチメント、認知的発達だけでなく社会感情的発達もを学ぶことを含む。

#### フローレンス・クリッテントン高校

10代の妊婦と親の教育、キャリア教育、親業訓練を提供する Intensive Pathways School。21歳までの9年生～12年生の学校教育、放課後学習、家計管理教育、高等教育準備を提供し、ヨガやダンスクラブやフィットネスも備えている。

対象は14歳～21歳の妊婦か母親、250人、デンバー学域。卒業すると高校卒業認定。出産前後は産休をとり、育児しながら学校に戻れるよう、自宅学習サービスを提供する。

入学のためには、本人の出生証明、予防接種記録、住所記録、写真つきIDカード、在籍していた高校の記録書類が必要。

4学期制、授業は月曜日から金曜日の8時から3時15分、夏は8時から12時15分にサマースクールを開講し幼児教育センターも開室している。

#### 幼児教育センター

月曜日から金曜日まで生後6週間から就学前、100人以上の利用が可能。子どもを預かるだけではなく、母親に専門家が世話や健康管理を教える。胎児期や幼児の健康の知識、言語、運動能力、認知的、社会的、情緒的発達、読み書き、家族とのコミュニケーションの支援、手取り足取り子どもの世話を教え、親である教員が指導する。

#### 学生・家族支援プログラム

心理学を基礎にした子育て、生活技能、社会性、栄養と料理、職業訓練教育

家族とのコミュニケーションを高めるためのプログラム

- 教育重視
- 情緒的知性
- 肯定的な人間関係
- 社会資源の探索
- 健康
- 妊娠と子育て
- 自己と子どもの保護 (Advocacy)

グループカウンセリングを含む

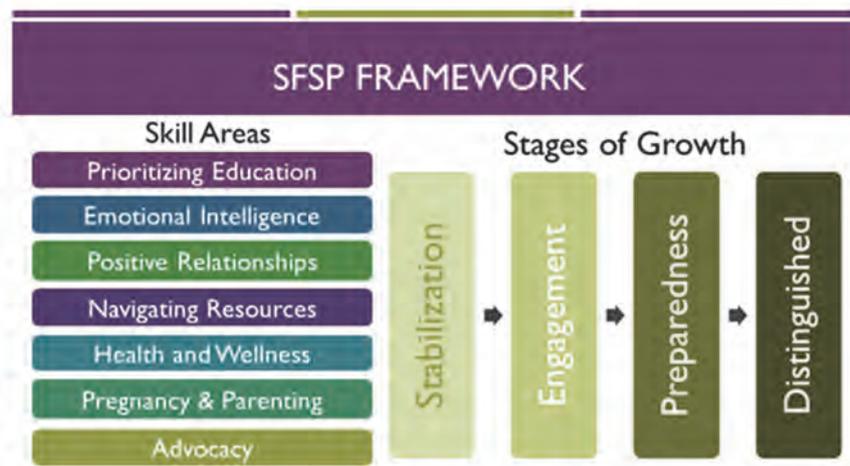
#### 業績

コロラド州で最も大きな10代の親へのサービス提供者

#### 【高校】

2014～2015年にデンバー都市地域で216人の10代妊婦・親にサービスを提供。

94.4%が卒業を迎え、出産時に18歳未満の10代母で38%上昇



卒業生の 96%が進学予定。仕事との両立、高等専門学校などを含む。  
高校出席率が 63%から 66.8%に上昇、GPA も上昇、学業成績向上  
大学の準備教育、企業の就業準備プログラムを完了

#### 【幼児教育】

6週間から3歳まで138人にサービスを提供  
保育は三ツ星を獲得  
93%がゴールドの発達水準と評価

#### 【学生と家族のサポートプログラム (Student and Family Support Program : SFSP)】

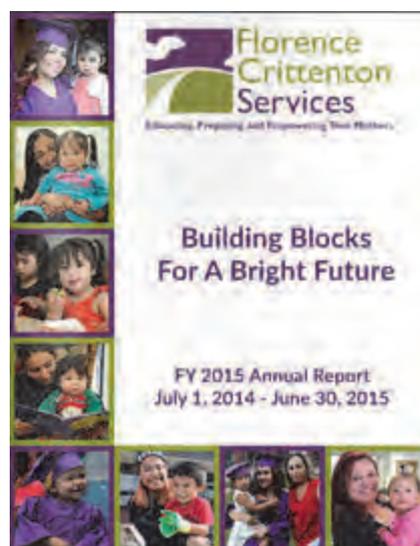
10代母 216人、若年父 37人、149家族、418 拡大家族成員にサービスを提供  
40 家族に家族のコミュニケーション活動を提供、99%の 10 代母が放課後活動に参加、昨  
年の参加率より 25%上昇  
学生 68人が10代子育てコースに参加、43人が事前事後テストを修め、100%が0~3 最野  
身体的、社会情緒的、認知的発達の知識を高めた。  
自宅学習者の 100%が学校に戻り、教科を終了した。51人が子育てカリキュラムを終了、  
36人が事前事後テストを修めた。その 100%に知識の増大があった。  
予備テストでハイリスクだった新入生の 87%が子育てカリキュラムを終了。  
100%の学生が事前事後テストで技能を実証。  
73%がコーチングとカウンセリングを受講、216人すべてが共同体の資源（法制度、医療、  
子育て支援）にアクセスした。

#### 寄附の募集

##### ボランティア募集

事務、おもちゃや寄附品の整理、庭の手入れ、学校用品の整理、祭りや感謝祭、卒業式など  
のイベントなど  
デンバーの公共図書館に寄附品を持ち込むことができる（ウィッシュリストをサイトに掲  
示）。

企業が協賛してイベントを開催、チャリティーイベント  
を開催。学業成績によって奨学金を授与（500ドル）  
見学ツアーも開催。



クリントン高校・クリントンサービス



←高校とヘルスサービスの建物

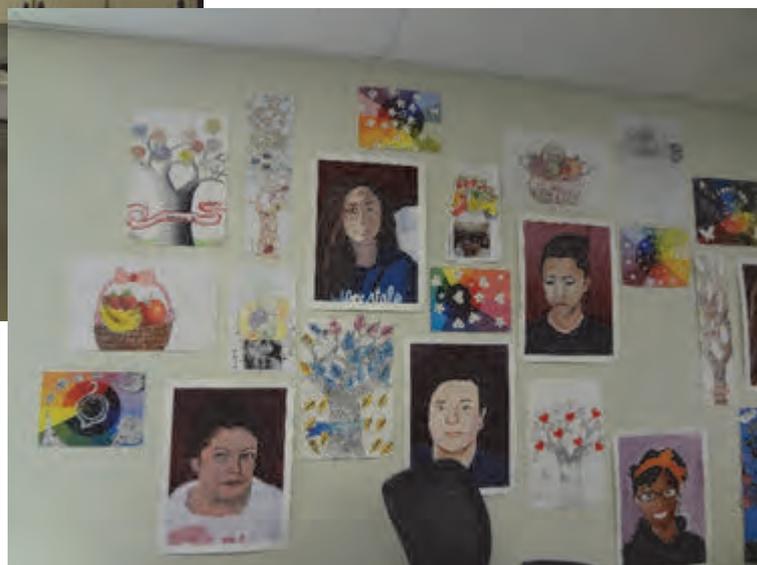


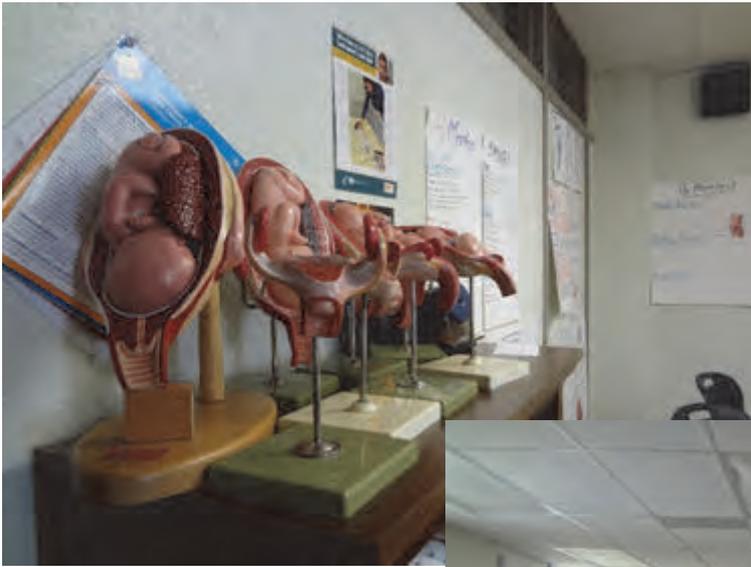
幼児教育センター（保育）→



←バランスの取れた良質な朝食、昼食、おやつを子どもに提供。

専門家による芸術プログラムは心理プログラムを兼ねる。生徒による自画像、家族を果物かごに例えた写生、自分を支援する人々を描いた木。→





専門家によるペアレンティングクラスも授業に組み込まれている。

幼児クラス→



←乳児クラス

授乳のタイミングになると保育室から教室にいる生徒に知らされるシステム→





出席に応じてポイントが積算され、新品の寄附品を選ぶことができる、出席奨励制度。ベビーカーやおもちゃもある。

就職に必要なスーツ、アクセサリなども、地域の寄附から提供される。市からは抱っこ紐も。



クリニックがあり、学校を休まなくても、妊婦健診や子どもの予防接種が受けられる。処方も可能。働く専門看護師は当校の卒業生。

高校の特徴：包括的支援

学びやすい体制－2学期制でなく4学期制、仕事があるため夕方は授業をしない

大学受験

出産前後には在宅学習のため教員訪問

乳幼児への教育プログラム（健全な人間関係構築と栄養）（無料）

医療・保健サービスの提供（診察、子どもの予防接種、妊婦健診、家族計画、妊娠反応検査）

心理カウンセリング、コーチング

父親への教育

クリッテントン高校・クリッテントンサービス



←高校とヘルスサービスの建物

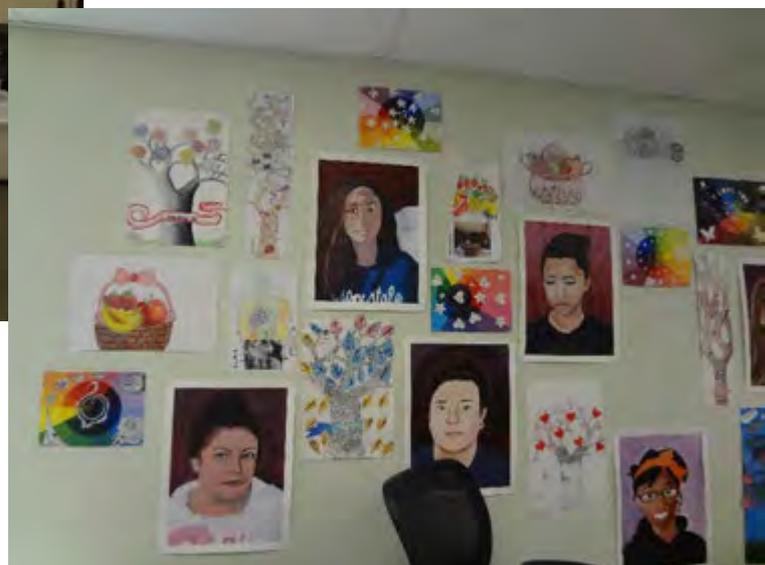


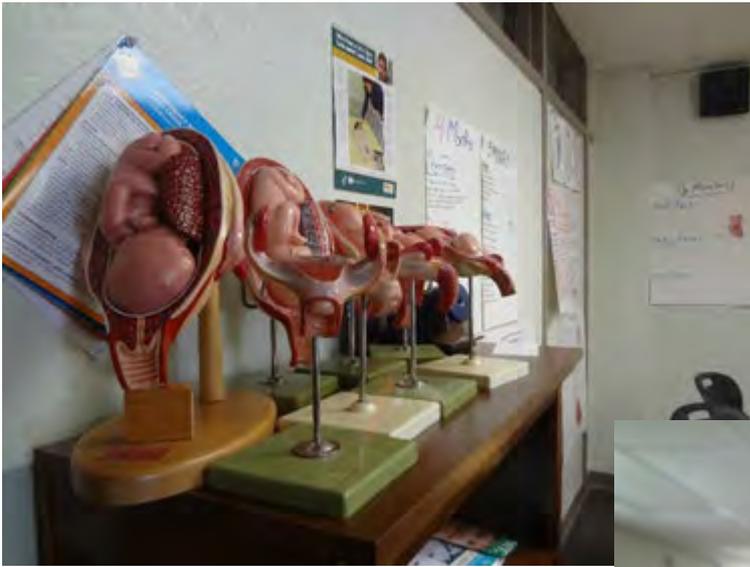
幼児教育センター（保育）→



←バランスの取れた良質な朝食、昼食、おやつを子どもに提供。

専門家による芸術プログラムは心理プログラムを兼ねる。生徒による自画像、家族を果物かごに例えた写生、自分を支援する人々を描いた木。→





専門家によるペアレンティングクラスも授業に組み込まれている。

幼児クラス→



←乳児クラス

から教室にいる生徒に知らされるシステム→

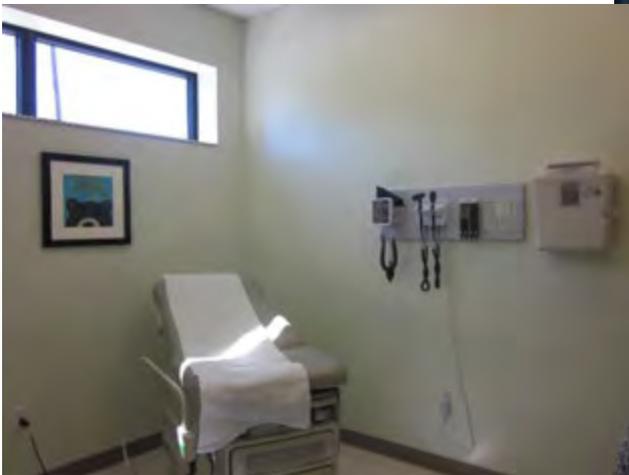
授乳のタイミングになると保育室





出席に応じてポイントが積算され、新品の寄附品を選ぶことができる、出席奨励制度。ベビーカーやおもちゃもある。

就職に必要なスーツ、アクセサリなども、地域の寄附から提供される。市からは抱っこ紐も。



クリニックがあり、学校を休まなくても、妊婦健診や子どもの予防接種が受けられる。処方も可能。働く専門看護師は当校の卒業生。

高校の特徴：包括的支援  
学びやすい体制－2学期制でなく4学

期制、仕事があるため夕方は授業をしない  
大学受験

出産前後には在宅学習のため教員訪問

乳幼児への教育プログラム（健全な人間関係構築と栄養）（無料）

医療・保健サービスの提供（診察、子どもの予防接種、妊婦健診、家族計画、妊娠反応検査）

心理カウンセリング、コーチング

父親への教育

Hope House

<https://www.hopehouseofcolorado.org/>

Resource Center:

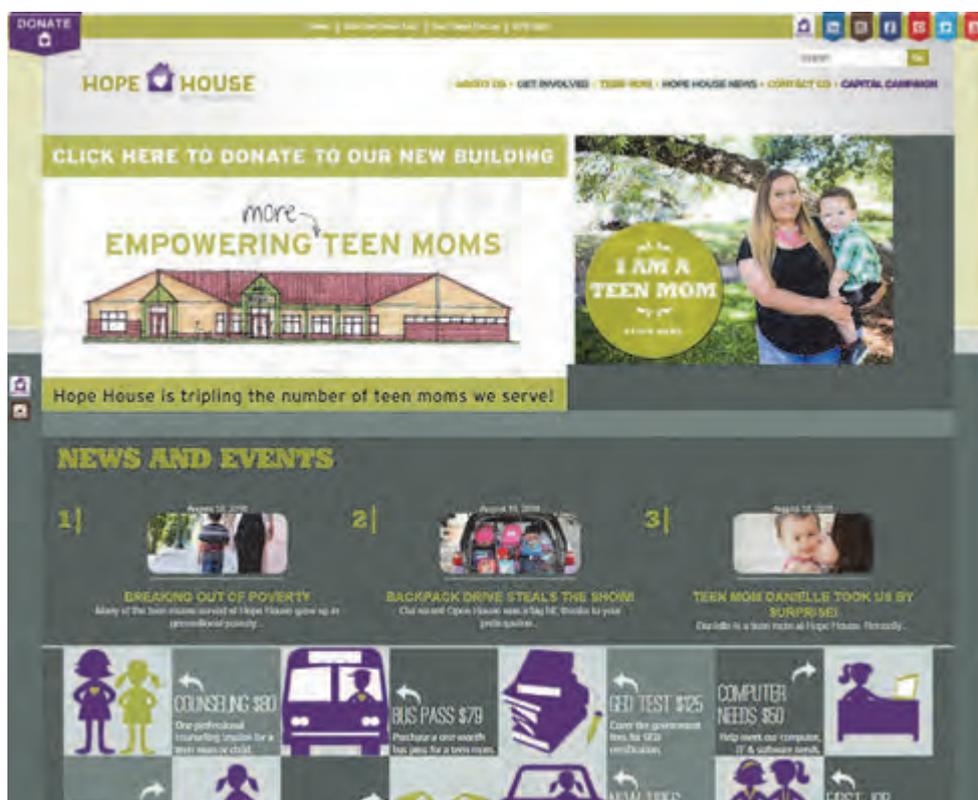
9088 Marshall Ct., Westminster, CO 80031, Building No. 4

[info@hopehouseofcolorado.org](mailto:info@hopehouseofcolorado.org)

未就学児をもつ 10 代母 (Teen MOPS (Mothers of Preschoolers)) を支援する団体。

自身が 10 代母だった創設者 Lisa Steven と Amie Walton は、10 代母の多くが就労が不安定で、アルコールやドラッグの中毒で、中にはホームレスがいること、ほとんどが児童虐待を受けていたことを知った。妊娠中特に大変なのは住まいの確保だった。住まいの多くは 10 代妊婦に住まいを提供する「マタニティ・ホーム」だったが、出産後 6 ヶ月しか滞在できない。既に子育てしている 10 代母は、行き場がなかった。そのため 10 代母の家を建設することにした。2000 年に事業を開始、2003 年に居住を開始、2006 年に移設、2007 年に 10 代母、父、GED プログラム (卒業認定) を含む地域社会プログラムを開始した。2013 年には居住者へのプログラムだけでなく、リソースセンターを開設し、10 代母とその子のために卒業認定、進学・就業支援プログラム、メンター、健全な人間関係プログラム、生活技能ワークショップ、カウンセリング、幼児学習プログラムを介した。将来の目標は、リソースセンターの事務所を構えること。

対象は子どもが生まれた 16 歳から 20 歳までの母親。



#### 居住プログラム

卒業認定を得ること、日常生活技能の習得を目指す。16～20ヶ月無料で個室に居住でき、子育て支援、就業支援、卒業後は車の使用も無料。

#### 地域社会プログラム

10代母が地域社会のメンバーとなることを支援する。

卒業認定、就職活動、大学受験、移動手段や保育、子育て支援、健全な人間関係クラスが無料。

パーティ、ランチなどのイベントも無料。友人作りのためでもある。メンターの配置も。出生証明やIDの取得援助、粉ミルクや衣服の提供も。

#### GEDプログラム

卒業認定を支援する（平均7.5週）。無料。

#### 大学・就業プログラム

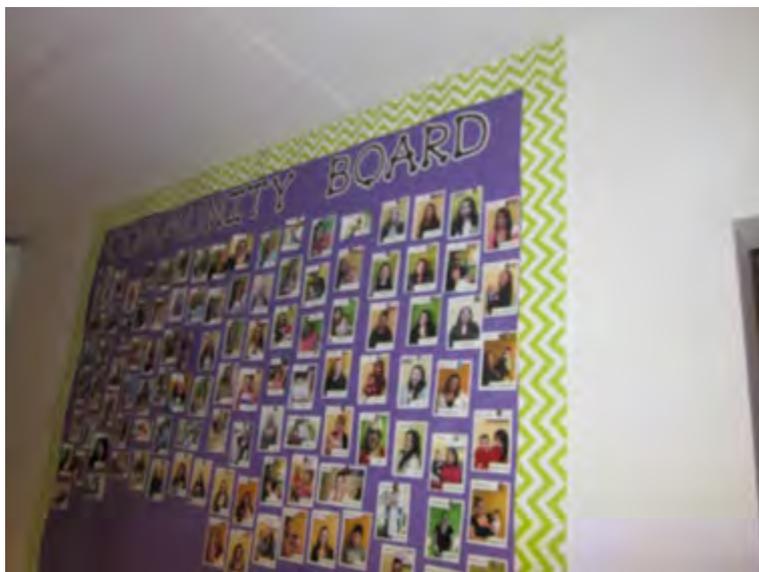
大学、職業訓練にある10代母の支援。コンピュータ技能、履歴書作成、面接準備など

その他、子育てクラス、健全な人間関係プログラム、金融能力アップワークショップ、生活技能クラス、カウンセリング、現物寄附、就業コーチとインターンシップ

ボランティアや寄附を募集し、ランチへの参加、オープンハウスなどをおこなっている。  
見学、オープンハウスの申込み [lisaschlarbaum@hopehouseofcolorado.org](mailto:lisaschlarbaum@hopehouseofcolorado.org)

ビデオクリップの公開 <https://vimeo.com/user46130424>

## Hope House



←コミュニティプログラムを利用する約150人のメンバーの一覧と、メッセージボード。一覧には居住地が書きこまれ、メンターやグループを作れるように意識している。グループで送迎しあったり、子どもを預けあったりして、友人と助け合う。メッセージボードには、手紙など互いのやり取りが投げ込まれている。



→

卒業認定に合格すると、プロの写真家に子どもと写真を撮ってもらおう。卒業式がない彼女たちにとって、記念に残る写真。





←勉強したり調べたりするメインルーム。利用中は保育が利用できる。カウンセラーとともに、ディスカッションすることも。寄附による軽食をつまみながら、子どもと一緒に、話も弾む。(写真はサイトより)

→  
「Empowering Teen Mom」  
とペイントのある Hope  
House の車



掲げられたスポンサー一覧→



## Mother House

<http://www.mother-house.org/draft/>

P.O. Box 19589

Boulder, CO 80308

Phone: 303-447-9602

Fax: 303-447-0761

Email: info@mother-house.org

コロラド州、ボルダーにある私設の妊婦避難施設。1982年に開設され、家庭的な環境で妊婦をサポートしている。

妊婦のシェルターになっているだけでなく、将来必要な技能の獲得を目指しており、養子に出す、自ら育てるに関わらず、人種や宗教に関わらず利用することができる。利用者はコロラドだけでなく、全米、海外からも訪れ、妊娠初期から出産後およそ3ヶ月まで滞在できる。

施設は女性7名とその子どもを収容でき、毎週、妊娠出産教育、地域社会の資源、健全な人間関係、健康、家計、生活技能、養子縁組などニーズに応じた講師が招かれている（the Boulder Foothills Hospitalの講習参加もある）。施設の利用が終わってからも訪問する、地域社会の資源につなぐなどサポートを継続している。

マザーハウスで提供されているサービス

妊娠出産期のヘルスケア（ボルダーのPeople's Clinic）	住宅資源の援助
医療支援と食物支援	GENESIS（10代母の子育てプログラム）
WIC (Women and Infant Children)プログラム（人工乳や搾乳機）	CCAP（Colorado Child Care Assistance Program：コロラド保育援助プログラム）
NFP-（Nurse Family Partnership）新米母親への訪問看護婦（新生児訪問に相当）	TANF（Temporary Assistance for Needy Families）生活保護に相当
CIP (Community Infant Project)妊娠期から子育て期の地域社会による支援	法的、行政的手続き

利用手続き

- 妊娠証明と経歴調査
- 125ドルの保証金（敷金に相当）
- 利用料（少額）、最初の1ヶ月は奨学金による
- 就業登録（ハローワークに相当）

マザーハウスは寄附金とボランティアによって運営されている。

## ボランティアの例

- 市民、企業、団体、職人、2～3人の友人グループなどによる
- 月曜日夜の講師、第一月曜日の料理食事会
- 資金集め
- イベント（衣類交換、結婚式や誕生日のプレゼント、スポーツイベント）
- マザーハウスの修繕、庭仕事や掃除、雪かき、ペンキ塗り
- Big SIS (Simply Incredible Support)利用終了後に少なくとも週1回2～5時間訪問（生後6ヶ月ごろまで）、一対一のメンター制
- コンピューター事務（データ入力、運営）
- インターンシップとして大学生の受け入れ



The image shows a screenshot of the Mother House website. At the top, there is a navigation menu with links for HOME, ABOUT US, OUR PROGRAM, NEWS & EVENTS, DONATE, VOLUNTEER, and CONTACT US. Below the menu is a large banner featuring a photograph of a yellow house with a white picket fence. To the right of the photo is a logo of two stylized figures holding hands under a red heart, with the text "A Safe Haven for Pregnant Women in Need". Below the banner is a paragraph of text: "Mother House provides a safe haven for pregnant women who are at risk. We are committed to protecting their unborn children, providing a nurturing and loving home, and encouraging them to build the confidence and the skills necessary for a successful future." To the right of this text is a blue link that says "Donate to Mother House". Below this is another paragraph: "Mother House is located in Boulder, Colorado and has been in existence for 33 years." This is followed by another paragraph: "We're so pleased that you found us! Please visit our pages to learn more about us." Below this is a link that says "Watch one of our 'babies' by clicking here: Arianna". At the bottom of the page is a photograph of a group of people, including women and children, posing outdoors.

## Adoptions by Heart of Colorado (A.B.H.C)

<http://coloradoadoptionsbyheart.com/>

Geri Glazer と Jeanne Reisig が運営するコロラドの認定養子縁組機関。40年で1000人以上の委託をおこなってきた。

生母担当のカウンセラーがいて生母の人生の決断を支援する。生母、養子縁組家族、赤ん坊のトライアドとオープンアダプションを大切にしている。Jeanne Reisig は1990年にColorado's Creative Adoptionsを創設、2012年まで22年間代表と生母のカウンセリングをおこなってきた(心理学とカウンセリングの修士号をもつ)。1990年以前にクローズドアダプションで28年間おこなってきたが、1990年にセミオープンで開設した(現在のクローズド)。Geri Glazer は1990年からスタッフだった。

ジャンヌは高校で養子縁組について講演したり、全国でセミナーを開催している。妊娠の電話相談は24時間対応でスペイン語対応ダイヤルも開設。



### オープンアダプションの利点

- ・生母にも養子縁組家族にもよい選択肢である
- ・生母も養子縁組家族も対等に敬意を払われ、プライバシーをもつ
- ・国際養子では難しいがオープンアダプションは新生児である
- ・クローズドアダプションに多い生母の心変わりというリスクが減る
- ・養子縁組家族と生母が相互に連絡を取り合う

養子法ではホームスタディが義務付けられており(S.A.F.E.という様式)、

Adoptions by Heart of Colorado はホームスタディもおこなっている。書類審査、構造化された家族評価分析などをおこなう。通常1~2ヶ月かかるが、迅速なホームスタディを提供する。

Adoptions by Heart of Colorado website screenshot. The page includes the agency logo, a navigation menu with links like 'HOME', 'INDIVIDUAL SERVICES', 'WHY A.B.H.C', 'HOME STUDY PROCESS', 'A.B.H.C', 'OFFICES & STAFF', and 'ADOPT A BABY'. A large photo shows a family of six people sitting outdoors. Text on the page includes 'Colorado Adoption' and 'Adoptions by Heart is a Colorado based open domestic adoption agency. Our founders, Geri K. Glazer and Jeanne Reisig, have placed over a 1,000 children and have a combined 40 years of adoption experience in Colorado. Offices are located throughout the Denver metro area and will come to you, all up and down the front range, plains, and mountain areas. Open adoption is a great option for both pregnant women and adopting families because:'. There is also a 'CONTACT US FOR HELP' button and a link to 'Learn How We Can Help'.

## CONCERNED UNITED BIRTHPARENTS (CUB) 全米生みの親の会

<http://www.cubirthparents.org/>

P.O. Box 5538, Sherman Oaks, CA 91413

Phone: (800) 822-2777

生みの親の経験など、生みの親に焦点を当てた唯一の全国組織。

養子、養親、専門家も入会できる。養子縁組のトライアングルについて学ぶ。マサチューセッツで NPO として法人化されており、カリフォルニア州で在外会社として登録されている。

目的：CUBは養子縁組によって別れたすべてのメンバーをサポートする。不必要な家族分離を避けることを支援する。養子縁組によって影響を受けたすべての人の生涯の影響について教育する。公正で倫理的な養子法、政策、実践を求める活動をする。

創設者は Lee Campbell。1974 年に養子の会に出席し、生みの親との交流が養子が感じている「損失」を解決できると考えたことが始まり。1976 年からソーシャルワーカーや弁護士とともに交流を開始する。

現代表は Patty Collings (生母)。

現在の活動は

- 不必要な家族分離を避けること、生みの親を探す・交流することに関する相談
- 全米 8 箇所毎月定例的に支援グループの会を開催（離れている人はオンラインで参



加)

- 会報の発行（年に4回）（サイトでも公開されている）
- 年に1回の会合
- SNS等で会員同士の交流やオンラインサポートもおこなっている（登録制）。ボランティアと会費（年40ドル）によって運営されている。

将来の目標

- 不必要な家族分離を防ぎ、親が資源を探す支援をする
- 成人した養子が生みの親に関する出生記録に全面的、継続的にアクセスできることを支援する
- 養子と生みの親に生涯に渡る影響があることを教育する
- わが国および世界の生みの親に届ける

Saving Our Sisters (SOS)（同胞を守る）という草の根活動をおこなっている。不必要な養子縁組によって子どもを失った生母が深い悲しみを経験して始められた。同じ経験をした養子に託した生母を支援する全国的なプログラム。資源を必要とする女性を支援し、子どもを育て保護できるようにする。「すべての女性は、自分自身の子どもの親となる権利を持ち、安全で健康な環境で子どもを育てるのに必要な資源にアクセスできねばならない」<sup>1</sup>という信念を持つ。

本訪問調査では、CUBから紹介されたバースマザーの方々にインタビューを実施した（考察章を参照）。



---

<sup>1</sup> “Every woman must have the right to be the parent of her own child and to have access to the resources needed to raise that child in a safe and healthy environment.”

## Adoption Options

<http://www.adoption-options.com/>

Aurora, Main Office:

13900 E Harvard Ave #200, Aurora, CO 80014

303-695-1601 800-878-1601

Jefferson County, Satellite Office: 303-233-2328

その他 Durango、Grand Junction、Glenwood Springs、Fort Collins、Westminster、Colorado Springs にもアクセスポイントがある。

1981年にコロラドで開設された民間の養子縁組機関で、1650人以上の委託を行ってきた。非宗教的、非営利の団体。代表の Adrienne Elliott, LCSW は、デンバー大学とメトロポリタン州立大学で特任教授として家族ソーシャルワークと里親養子縁組を教えている。信条は、多様性と包摂で、エスニシティ、人種、肌の色、心情、性別、年齢、階層、性的指向、出身国、宗教／信仰の有無、障害の有無、婚姻状態、政治的見地、徴兵と退役に関わらず相談対応する。

- 予定外の妊娠の相談（24時間無料相談、自由な意思決定）
- 中絶以外の選択
- 国内養子縁組、国際養子縁組
- 成人した養子の生母探し

The screenshot shows the website for Adoption Options. At the top, there is a navigation menu with links for Home, About, I'm Pregnant, Birth Parents, Adoptive Families, Training, Other, Contact, and News. The main banner features a photo of a young boy and the text: "older kids need families, too" and "COLORADO'S FOSTER KIDS & TEENS NEED YOU". Below this, it says "Learn about foster adoption TODAY" and lists "Affordable options", "Customized support", and "Flexible programs...". To the right of the banner, contact information is provided for the Aurora Main Office (13900 East Harvard Avenue, Suite 200, Aurora, Colorado 80014) and the Jefferson County Satellite Office (303-233-2328). The main content area is titled "Welcome to Colorado's Premier Adoption Agency" and includes sections for "PREGNANT? Speak with one of our counselors 24 hours a day, seven days a week about all of your options. It's FREE and confidential. LEARN MORE about becoming a birth parent to an adoptive family. VIEW our gallery of waiting adoptive families", "EXPERIENCED FAMILY interested in learning more about foster adoption? EXPLORE our Flexible Families program with one of our caseworkers today!", and "Since 1981, Adoption Options, Colorado's premier adoption agency, has placed over 1,850 infants and children in safe, loving homes." It also mentions that they have supported thousands of birth parents through the difficult process of selecting the best choice for their children and themselves, and that they support adoptive families, foster parents, child welfare professionals, and adoption professionals around the country through their progressive training and education program.

その他、養子縁組後の相談、裁判所による生母の親権放棄意思および12歳以上の子どもの意思のカウンセリング調書、イギリス出身でコロラド州にいる成人養子のサービス（イギリス公認、イギリスの出生記録へのアクセス）、裁判所や弁護士に提出するホームスタディ書類の作成、証人・鑑定人としての出廷、裁判所での評価証人、講演会などのアウトリーチもおこなっている。

アメリカとコロラド州の養子縁組の状況

フォスターケアに措置された子どもは全国に 415129 人

行政でフォスターケアに措置される幼児は毎年約 4 万人

毎年 2 万人以上がフォスターケアを措置解除される

コロラド州の養子縁組される子どもの平均年齢は 5.6 歳だが養子縁組待機の子どもの平均年齢は 8.8 歳

当会が委託した子どもの 36%は 10 歳以上

行政には養子縁組待機の子どもの 107918 人

行政機関によって養

子縁組されたのは

50644 人

当会の 2015 年委託数

は 32 人

当会はコロラド州の

待機児童の 5%を養子

縁組家庭に委託

コロラド州で家族を

待っているのはまだ

288 人いる

2014 年に政府関連機

関で養子縁組された

家庭は全国では法律

婚 65%、未婚カップル

4%、独身女性 26%、

独身男性 3%

当会の 2015 年の委託

家庭は法律婚 65%、同

性カップル 20%、独身

女性 10%、独身男性

5%

社会的養護の子どもの

40%はコーカサス

系（白人系）、アフリカ

系 34%、ヒスパニック

#### Bernhard, Tina & Sofia



"It takes a village to raise a child", this African proverb is so true even today. Children need a lot of love, energy, and support from everyone around them to grow, learn and develop into healthy and happy adults. Please let us describe what our "village" looks like in the hopes that it will be what you're looking for in an adoptive family.

We are very much a global, multi-generational family with lots of loving relatives on both sides of the A&A...

[Read More >](#)

#### Jen & Renae



Greetings!! We are Jen and Renae. We are sure that this is one of the most important and difficult decisions in your life and we appreciate that you are taking time to get to know us better. We met over nine years ago playing ice hockey and have been married for seven years. The best part of our relationship is we were best friends first and it grew into more from our friendship.

We are transplants to Colorado but we call it home now. We are both "outdoors" girls so w...

[Read More >](#)

#### Paul & Heather



Thanks so much for clicking on our link! We appreciate the fact that you probably have clicked on many links at this point in your journey, and we appreciate the time you will take to read our profile and to watch our video. In the coming weeks, you will make an enormous decision about your baby's future. Please know that we will be loving, attentive, concerned, and engaged parents to your child.

We love life and live it to the fullest. Each day is a blessing, and we try to make...

[Read More >](#)

#### Patty



Hi, my name is Patty and I am so excited to become a mom. I'd like to sincerely thank you for taking the time to consider me as a potential parent for your child.

I'm grateful that our separate journeys have brought us to this amazing shared intersection called adoption. I can't begin to imagine what your road has been like to arrive at your decision; all I do know is that it could not have been easy. Giving birth to a child and then sharing him or her with an adopti...

[Read More >](#)

系 18%

当会の 2015 年の委託はマイノリティの 15 人の子どもを委託して 46%にあたる  
当会が 2015 年に委託したうち、きょうだいが 11 組 11 家庭、25 人である

養親候補リスト（前ページ写真）

妊娠相談には、子どもの父親へのカウンセリング、財政的資源情報（州の住居手当、食料、マタニティ服や医療費の補助）を含む。直接養子委託せず、会の「ゆりかごケアプログラム」で預かることもある。待機家族数の方が多く、エスニックや障害などの背景に関わらず養親を選ぶことができる。relinquishment（放棄）とは法律上のプロセスで、裁判所に出向くこともある。

養親が子どもに生母のことを語るかどうかは保証できないが、多くは出生の経緯を聞いている。オープンアダプションから、養子縁組家庭の情報を受け取らないクローズドアダプションまで選ぶことができる。多くの場合、セミオープンが選ばれるが、これは個人が特定されない情報を互いに開示して、交流は機関を通すものである。

養子に託した喪失について、カウンセリングが受けられるほか、同じ経験をした親の支援グループもある。

養親

柔軟な家族プログラム

行政の社会的養護の特別なニーズがある子どもを受け入れられる柔軟性のある家族  
既に子どもがいても独身でも可。

乳児の養子縁組

カップルでも独身でも可

指名制の養子縁組

生母が養子縁組家族を指名するが、その逆もある

通常、医師、弁護士、親族や友人などの仲介者を通すことが通常で、裁判所で親権を放棄し、  
養親が子どもの養育権をもつ

当会ではホームスタディで指名制の養子縁組をおこなう

親族間養子縁組

生みの親のカウンセリング、真剣放棄、家族のアセスメントをおこなう

**Non-Agency Private Adoption Program**

既に子どもの委託を受けている個人のプログラムで生母や家族の意思決定カウンセリング  
をおこなう

国際養子縁組

が手間ら、インド、エクアドル、ベラルーシ、ラトビア、ロシア、ハンガリーなど、直接国際養子縁組は扱わないがホームスタディをおこなう。

ホームスタディ

研修

国内養子縁組、私的乳児養子縁組は 16 時間の研修が、里子の養子縁組、柔軟な家族プログ

ラムは 27 時間の研修が必要

ゆりかごケア

委託まで新生児や子どもの養育をおこなうボランティア家族

法的手続き

料金体系

[http://adoption-options.com/assets/2016\\_Disclosure-All\\_Programs\\_updated3-1-16.pdf](http://adoption-options.com/assets/2016_Disclosure-All_Programs_updated3-1-16.pdf)

例えば

里子の養子縁組の書類手続き 300 ドル

国際養子縁組手続き 7600 ドル

指名制養子縁組 生母も養親もコロラド州内の場合 10,200 ドル

国内養子縁組（乳児）コロラド州内 28,000 ドル

養子の生母探し（当会による委託）連絡、面接等 申込み 100 ドル、検索 1 時間 100 ドル（上限 750 ドル）、初回依頼 225 ドル、その他所経費

行政による記録開示手続きの支援（委託年によって行政の手続きや条件が異なる）

生母も養親もコロラド州であった場合の料金の例（2 万 8 千ドル）

養子縁組後のホームスタディは別途（毎年 600 ドル）

Fees Up Front	Marketing Fees (Due upon approval of assessment)	Initial Joiners Fee * (Due upon approval of assessment)	Birth Parent Services (Payable only once; due at time of match)	Placement Fees (Due at placement)	Total Adoption Options Fees	
\$300.00 Application fee ( Non-refundable)	\$1,500.00	\$12,600.00	\$5,500.00	\$5,300.00		
\$1,900.00 Home Study	This fee represents the costs associated with:  Working with AO consultant to develop professional quality family profile (hard copy and online) and custom webpage for adoptive family - as a way for family to share their stories, videos and letters with birthparents	This fee represents the costs associated with:  Agency & Caseworker fees, Adoptive Family Services, Administrative costs, and Legal Fees for Birthparents and Adoptive Family for an uncontested relinquishment/ adoption case	This fee represents the costs associated with:  Birth Parent outreach and education; possible medical and pregnancy related expenses; Agency to Agency coordination fee if the Birth Mother resides outside of Colorado	This fee represents the costs associated with:  Placement; post-placement and communication after finalization		
\$900.00 Comprehensive Training and Education						
\$150.00 Returning Families Education Fee						
<b>Totals:</b>	\$3,100.00 or \$1,550.00 Returning	\$1,500.00	\$12,600.00	\$5,500.00	\$5,300.00	<b>\$28,000.00</b>

- Annual Home Study Addendum, as mandated by the state: \$600.00.
- Updates to the Home Study \$1,100.00; due if Home Study is less than 1 year old and transferring from another agency. \$1100.00 for returning families to Adoption Options for update to home study.  
If the adoptive family home is over 70 miles one way from our office, mileage will be charged at .55 cents a mile for all travel over 70 miles.

国際養子縁組の料金例（手続きのみ、7600 ドル）

**ADOPTION OPTIONS FEES: INTERNATIONAL ADOPTION PROGRAM**

<i>Fees Up Front</i>	<i>Interagency Coordination and Administrative Fee (due at approval)</i>	<i>Post-placement Supervision Fee (due at placement)</i>	<i>Total Adoption Options Fees</i>
\$300.00 Application fee ( Non-refundable)	\$1,500.00	\$3,000.00	
\$1,900.00 Home Study	Includes:  Communication and coordination with out-of-state placing agency, CDHS, and USCIS	Includes:  Post-placement visits and report preparation, validation services (validation is required by the state of Colorado)	
\$900.00 Education			
<b>Totals:</b>	<b>\$3,100.00</b>	<b>\$3,000.00</b>	<b>\$7,600.00</b>

- Addendum \$600.00; due annually until completion of adoption
- Updates to the Home Study \$1,100.00; due if Home Study is less than 1 year old and transferring from another agency.
- Post-placement reports for additional children will be \$300.00 per child.

Adoption Options requires that families adopting internationally use a licensed, Hague-accredited child placement agency based in the United States.

Adoption Options will provide a copy of the Family Assessment and Post-placement reports to the primary out-of-state placing agency. In the event that the approval process is not completed, fees may be refunded on a case-by-case basis. Refunds are not guaranteed.

**NOTE:** There are additional fees required for international adoption. In addition to the fees charged by Adoption Options and the out-of-state placing agency, adoptive families should anticipate the following fees:

State Approval Fee..... \$175.00  
 USCIS Fee..... \$720.00  
 Court Validation Fee..... \$130.00

The adoptive applicant(s) is/are responsible for any legal fees they incur in connection with the adoption process.

養子縁組プロセスについて

[http://adoption-options.com/assets/pdf/AO\\_FORMS/Adoption\\_Process\\_Domestic\\_Infant.pdf](http://adoption-options.com/assets/pdf/AO_FORMS/Adoption_Process_Domestic_Infant.pdf)

協力・提携団体

My Adoption Advisor

Children's Home Society

Planned Parenthood

Adoption Exchange

American Adoptions

National Council for Adoption

Emerge Family Connections

Joint Council on International Children's Services

Colorado NonProfit Association

One World Adoption Services

Human Rights Campaign  
The Law Office of Seth Grob  
Spence-Chapin  
Fox 31 Denver  
n8 Communication

## The Adoption Exchange

<https://www.adoptex.org/>

14232 East Evans Avenue ,Aurora, CO 80014

1-303-755-4756 ,1-800-451-5246

kids@adoptex.org

すべての子どもに家族が提供されるべきだという信念をもって、里親家庭（foster care）の子どもたちと養親となる家族をつなぐことを目的とする。

里親家庭の子どもの安全で永続性のある生活を支援するために 1983 年に開設された非営利の児童福祉組織。50 人以上の有給スタッフがいる。州、政府、関連機関と協同している。コロラド、ミズーリ、ネバダ、ニューメキシコ、オクラホマ、サウスダコタ、ユタ、ワイオミングに支部がある。

### 【リクルート】

- 虐待のサバイバーである子どもに家族を見つける
- ウェブサイト、メール、SNS、テレビ、その他のメディアを使って募集する
- 長期間待機している子どもには個々の個人的な募集をする
- 子どもと家族が知り合える養子縁組イベントの開催
- 本団体スタッフとケースマネージャーの個人的なつながりの構築

### 【支援】

養子縁組プロセスの全段階を導く

養子縁組家族の教育、ガイダンス

養子縁組後に支援グループや研修を通じて支援する

### 【研修】

児童福祉専門家、里親家庭、養子縁組家族の研修

### 【子どもたち】

トラウマとなる虐待、ネグレクト、遺棄のサバイバー

多くの子どもは学齢、分離されたくないきょうだいをもつ、身体



障害、痛ましい過去によって感情的苦悶をもつ、等、養子縁組の境界に直面している。

永続的な家族が必要

国の統計では 18 歳で社会的養護から措置解除される若者の 50%が高校を退学している(一般集団は 13%)。里子の 20%が 2 年以内にホームレスになる(The Pew Commission 2009)。

養子となった子どもと長期の里親家庭の子どもの結果(Hanson 2006 の研究)

教育：学力水準が 50%高く、特殊教育が 55%低く、23%高卒割合が高く、110%大学進学率が高い。高い IQ を達成する。

健康：子ども期の病院/救急受診が 25%低く、10 代妊娠が 19%低く、必要時(精神/心理学的)に治療を求める割合が 200%高い。

行動：停学・退学が 21%少なく、逮捕率が 54%少なく、脆弱な関係性スキルが 34%低い。

経済：雇用率が 15%高く、収入が 75%多く、ホームレス経験が 47%少ない。

永続的な家庭を待つことは共同体にとっても高くつく。子ども一人当たりの国のコストは 4 万ドル社会的養護の子どもが養子縁組されれば、養子縁組の補助コストを差し引いても、年間 2 万 8 千ドルの削減になる。

養子縁組するには、説明会、ホームスタディ、子ども探し、委託前、措置(委託)、完了、法的期間後のプロセスがある。

エージェンシー(機関)の選択

認可された機関を探す。時間があればボランティアをおこなってみる。罰則を受けた団体ではないか調べる。州の福祉局には苦情が蓄積されている。親支援グループは民間機関の評価

The screenshot shows the 'Children's Gallery' search interface on the website 'The Adoption Exchange'. At the top, there is a navigation bar with links for 'FOR CASEWORKERS', 'CONTACT', 'LOGIN / REGISTER', 'FIND AN EVENT', and 'DONATE NOW'. Below this, the main navigation includes 'THE ADOPTION JOURNEY', 'MEET THE CHILDREN', 'LEARN ABOUT US', and 'GET INVOLVED'. The page title is 'Children's Gallery'. There are two search boxes: 'Search by ID' and 'Search by First Name', both with 'SEARCH' buttons. Below these is an 'Advanced Search' section with various filters: 'Age' (0 to 18), 'Siblings' (No Preference), and 'Gender' (No Preference). Under 'Any Ethnicity', there are checkboxes for African American/Black, Hispanic/Latino, Native Hawaiian/Pacific Islander, Asian, Middle Eastern, Other, Caucasian/White, Native American/Alaskan Native, and Multiracial. Under 'Any State', there are checkboxes for Colorado, Utah, South Dakota, New Mexico, Missouri, and Wyoming, and Oklahoma, Nevada.

資源としてすぐれている。

営利か非営利か、里親養育からの子どもか、国際養子縁組か、乳児か、考えを決める。民間機関の場合、弁護士費用、生母や子どもの医療費、交通費など。私的な幼児の養子縁組では 5 千ドルから 4 万ドルの範囲が多い。私的機関は新生児の養子縁組のマッチングをおこなう。国際養子縁組も同様。国際養子縁組は認可機関。行政を通す場合はほとんど無料。費用が請求される場合は委託時に払い戻されるだろう。選択によって待機時間は大きく変わってくる。

養子縁組の金銭的支援

助成金（養子の身体的、医療、治療、教育の保障）

身体障害に対する給付

金銭的支援は州の福祉局を通す。

州ごとに償還額が決まっており、連邦政府では養子縁組の税控除がある。事業所によっては被雇用者の養子縁組給付制度がある。

全国養子縁組財団に金銭的支援がある。生涯コスト（生活保護等）は 30 万ドルに達するから、9 千人以上を委託して 27 億ドル以上をカットできた。

養子縁組後

コロラドの養子縁組後サービスは Colorado Post-Adoption Resource Center (COPARC) として知られている。



- Home
- Main Photo Gallery
- Meet Colorado's Boys
- Meet Colorado's Girls
- Meet Colorado's Siblings
- Found a Family
- CO HG Amazing Journey
- Colorado Family Stories
- How to start the Adoption Process
- County Department of Human Social Services
- Foster Care and Adoption Agencies in Colorado
- Types of Adoption
- Six things to know about adoption
- Why adopt an older teen?
- FAQ about adoption

Kids Family Adoption

Adopt

Siblings Care Foster Parent Sister

The Colorado Heart Gallery is a project to help Colorado's children find families; all the children featured live in Colorado and are waiting for an adoptive family to call their own. Can you help? This project is a collaborative effort among volunteer photographers, Colorado Department of Human Services, and the nonprofit organization The Adoption Exchange.





- Home
- Main Photo Gallery
- Meet Colorado's Boys
- Meet Colorado's Girls
- Meet Colorado's Siblings
- Found a Family
- CO HG Amazing Journey
- Colorado Family Stories
- How to start the Adoption Process
- County Department of Human Social Services
- Foster Care and Adoption Agencies in Colorado
- Types of Adoption
- Six things to know about adoption
- Why adopt an older teen?
- FAQ about adoption

### AURIEANNA, ISAIAH & SAVANNAH ARE WAITING FOR A FAMILY

## Aurieanna, Isaiah & Savannah

DOB: 1/2/2003, 4/2/2000 & 2/2/2002 #151038




Photography by Amy Johnson

Isaiah, Savannah and Aurieanna are awesome kids to know!

The oldest, Isaiah, is a boy with a great personality and a good sense of humor! He may initially come off reserved, but once he gets to know someone he will let his personality shine through. Isaiah loves spending time with his friends and enjoys playing video games. He is in the eleventh grade and aspires to join the military after completing high school.

The middle child, Savannah, has an array of interests! These interests range from playing soccer and hanging out with friends, to creative activities like journaling, learning to sew, and playing her trumpet. Savannah is a respectful and responsible teen who gets along well with others. She is now in the ninth grade.

The youngest, Aurieanna, who prefers to be called "Aurie", is a girl with a silly, outgoing and fun disposition! Playing soccer, spending time with friends, and being outside is where she likes

## Heritage Camps for Adoptive Families, Inc (HCAF)

<http://www.heritagecamps.org/>

様々な生得的に受け継いだ伝統 (heritage) をもつ子ども、大人、家族の養子縁組後の資源や擁護を提供する団体。

文化に根ざした、家族中心のイベントを開催し、共同体意識と個人のアイデンティティを個人や家族に提供する。養子がルーツについての文化的知識をもち、より大きなコミュニティの一員になることを促進する。1991年に韓国から養子を迎えた60家族のヘリテイジ・サマーキャンプを開催したことから始まった。1995年に非営利団体となり、アメリカ中から900家族が参加するまでに発展した。10キャンプの内訳は、アフリカ系・カリブ系、カンボジア、中国IとII、フィリピン、インド・ネパール、韓国、ラテンアメリカ、REECA (ロシア、東ヨーロッパ、中央アジア)、ベトナム、である。

この団体のアプローチは、社会的統合と自尊心を構築することで、養子が健康で自信を持ち地に足のついた大人のもとに成功裡に移行して、健全な家族発達を促す。キャンプの参加者、地域のボランティアなどを組織し、これまでに2500人以上が65万時間以上のボランティアをおこなった。



## Colorado Center for Reproductive Medicine の Donor Recipient Support Group

妊娠相談と配偶子（精子・卵子）の提供による生殖技術（人工授精や体外受精）は、関連がないように思われるかもしれない。しかし、子どもの育て親になりたいと希望する人々にとって、養子縁組、里親制度、第三者が関わる生殖技術は、非血縁的な親子関係を作るという点で、類似した選択肢の一部であることがある。また、非血縁的親子の関係プロセスにおいて、出生の経緯の開示（いわゆる告知やテリング）、記録の管理と開示、遺伝的つながりをもつ人々（生みの親、ドナー）との関わり、ソーシャルワークや心理的ケアの必要性など、共通するトピックスも多い。そのため、アメリカ・コロラド州における調査において、クリニックが世話人をしている配偶子（精子・卵子）の提供による親子のネットワークを訪問し、インタビューを実施した。

なお、アメリカ全州で、配偶子提供が禁止されている州はない。コロラド州でも、商業的な精子提供、卵子提供がおこなわれている。（米国生殖医療学会・ASRM では卵子ドナーへの報酬の上限を1万ドルとしている）。またコロラド州では代理出産は可能であるが、訴訟を回避するための契約書の作成など様々な手続きが必要になってくるようである。ドナーバンクは全米、全世界を対象にしており、ルーツを知るための **Donor Sybling Resitrtty** などのネットワークも全米、全世界を対象にしている。

### 1. サイトより

アメリカ合衆国全州の中でも、不妊治療で「好成績」をあげる不妊治療施設として著名なクリニックが **Colorado Center for Reproductive Medicine (CCRM)** である。コロラド州・デンバーが本院で、アトランタ、ボストン、ヒューストン、ミネアポリス、ニューヨーク、ノーザンヴァージニア、オレンジカウンティ、トロントにも分院がある。

CCRM は、体外受精、MESA などの精子回収や顕微授精などの生殖医療のほか、卵子提供、代理出産を実施している。卵子提供はクリニックに登録されている 19-33 歳の匿名のドナーである。特定のエスニックをもつ場合やドナーと関係性を継続したい場合は、卵子バンクの利用を推奨している。クライアントが指定した（持ち込んだ）ドナーでも実施しているが、匿名ドナーと同じようにガイドラインの規準を満たさなくてはならない（ホルモン値等）。クリニックでは単一遺伝子遺伝病着床前遺伝子診断（PGD）、着床前全染色体診断（CCS）、LGBT の家族形成（精子提供、卵子提供、代理出産（代理母の卵子を使用する代理出産は養育権が生じうるのでおこなわない）、トランスジェンダーの生殖補助医療）、習慣性流産、卵子凍結、がん罹患後の妊娠なども実施している。

### 2. 提供を受けた人のサポートグループ (Donor Recipient Support Group)

クリニックには4人の心理カウンセラーがいて、患者のカウンセリングと健康に関するサービスをおこなっている。カウンセラーがサポートする患者のワークショップやサポー

トグループもある。その中の一つとして、精子提供、卵子提供、受精胚提供など第三者が関わる妊娠・出産（third party reproduction）の患者サポートグループがある。

<https://www.ccrmivf.com/event/donor-recipient-support-group-3-3-2/>

クリニックのカウンセラーが運営している「Donor Recipient Support Group（提供を受けた人のサポートグループ）」は、毎週第一土曜日の9時～12時にクリニックで開催されている。

話題は例えば、提供に関する一般的な話題や、子どもへの開示に関する教育などである。家族を作るために提供を用いた人々やこれまでに提供したドナーの話を知ることもおこなっている。



### 3. サイトで紹介されている書籍

第三者が関わる妊娠出産（卵子提供、精子提供、代理出産）

Glazer, E. S. & Sterling, E. W. (2005). Having your baby through egg donation. Indianapolis: Perspectives Press.

Ehrensaft, D (2005) Mommies, Daddies, Donors, Surrogates. Answering tough questions and building strong families. New York: Guilford Press.

Erickson, T. M. (2005). Assisted reproduction: The complete guide to having a baby with the help of a third party. New York: iUniverse.

Friedeman, J. S. (1996). Building your family through egg donation: What you will want to know about the emotional aspects, bonding and disclosure issues. Fort Thomas, KY: Jolance Press.

子どもに第三者が関わる妊娠出産を説明すること

Schnitter, J. T. (1995). Let me explain: A story about donor insemination. Indianapolis: Perspectives Press.

Stamm, L. (2003). Phoebe's family: A story about egg donation. New Jersey: Tapestry Books.

Bourne, K. (2002). Sometimes it takes three to make a baby: Explaining egg donor

conception to young children. Victoria, Australia: Melbourne IVF.

Nadel, Carolina (2006). *Mommy Was Your Tummy Big?* USA: Lulu Press.

Pellet, S. (2006) *The Kangaroo Pouch: A story about gestational surrogacy for young children.* Victoria, BC Canada: Trafford Publishing.

## 有) 養子縁組斡旋団体バイハート・コロラド

報告者：長嶺悦子（さめじまボンディングクリニック）



### I. インタビュー先概要

日時

2016年9月17日（土）

場所

Cafe Sole  
(Boulder  
Coffee Shop)

インタビュー

Geri Glazer,  
MSW  
(Executive  
Director)

通訳

久原 美奈子



インタビュアー及び同行者

白井千晶（研究代表，静岡大学）

Kathryn Goldfarb

Cyndi Goldfarb

長嶺悦子（あんしん母と子産婦人科連絡協議会、さめじまボンディングクリニック助産師看護師長）

## II. 養子縁組事業の概要

### 1. 概要

（有）養子縁組斡旋団体バイハート・コロラドはコロラド州において認可された無宗教の民間団体である。20年以上にわたり生母や養親家族に養子縁組斡旋事業を行う。養親組の特色は、コロラド州内によるオープンアダプションである。上記団体はオープンアダプションを行うが、生父母がセミオープンアダプションやクローズドアダプションを希望する場合は、その対応もしている。

方針は、生母と赤ちゃんにとって一番良い養子縁組を支援することである。



生母の質問に答えながら、何が生母にとって一番適しているか（親になるのか、結婚するのか、養子を選ぶのか）無料のカウンセリングで支援している。

生母と養子縁組団体と一緒に取り組むことが大切であると考え、場合によっては、他の養子縁組斡旋団体にも生母自身が連絡し、どのようなサービスをしているか、彼らのアプローチがどのようになっているか、あなたの個人的な状況に適しているか調べてみることを提案し生母が自由に選択できることを尊重している。

### 2. 生母が適した養親縁組団体を選ぶために

考慮すべき重要な項目は次の通りである。

- 1) その養子縁組斡旋団体はどのような種類の養子縁組を提供するのか  
その団体がオープンアダプションを提供したら、その団体が持つオープンアダプションの定義はどのようなものなのか。
- 2) どのようなタイプのカウンセリングが受けられるのか。何時間のカウンセリングが提供されるのか
- 3) 直接会って話をする事が出来る、養子を選択した他の生父母がいるのか。参加できる支援グループはあるのか
- 4) 養親家族を選ぶ機会はあるのか。彼らに会う機会はあるのか。
- 5) 委託後、養親家族や赤ちゃんへどのように連絡を取ることが出来るのか。直接連絡を取ることは可能か
- 6) どのタイプの費用が補償されるのか

上記をおさえながら、他の質問をやり取りすることで、生母に適した養親縁組団体を選択できるよう促している。

### 3. カウンセリングサービスについて

カウンセラーと次のような問題について相談をしいる。無料である。

- 1) 生母の事情を尊重する産婦人科の紹介
- 2) 両親や友達に妊娠についてどう伝えるのか
- 3) 生父さんとのトラブルをどう解決するのか
- 4) 学生の方は学校を卒業するための選択
- 5) 医療費について

これらの選択は、生母の人生に影響するため、最善の選択ができるように支援している。カウンセリングを通じて、生母の価値観、ゴール、要望を明確にして、次の選択ができるよう支援している。

- 1) 自分で育てるべきか
- 2) 養子縁組計画を立てるべきか
- 3) 子供のために何が最善なのか
- 4) 生母のために何が最善なのか

この決断について迷うのは当然で、変わっていく気持ちをカウンセラーと共有し、不安定な状況からくる恐怖や不安の軽減に努めること、そして生母とその子供のための決断と計画をしていくことは、簡単なことではないため、カウンセリングに加えて同じ経験をした女性の経験を共有する場を設けている。

### 4. ABHC ではオープンアドプションを強く勧めている。

養子縁組の場合、次のサービスを提供している。

- 1) 妊娠、子供、養子縁組の決断ができるための必要な情報
- 2) ABHC で登録されている（ABHC の基準を満たして、準備を終えた）養親の情報
- 3) あなたの法的権利についての完全な情報
- 4) 同じ経験をしている女性か男性のサポートグループの紹介
- 5) 生母のことを大事にするカウンセラー。生母の気持ちを聞いて、決断をするための1つ1つのステップで支援して、そのあとも支援します。
- 6) 妊娠に関する医療費や生活費の支援

ABHC ではオープンアドプションの特徴は、生母は自分の子供にとって大事な人でい続けることができます。赤ちゃんは、将来、生母のことや決断にいたった状況についての事実を知りたくなります。養親と良好な関係を築くことによって、養親と子供との関係を持ち続けることが可能になり、希望すれば手紙や訪問も可能です。ABHC では赤ちゃんと生母のための最善の決断ができるように支援します。

養子縁組の計画はカウンセラーの支援のもとで、生母が計画し、生母は養親との間で、よい関わり方を決めることができます。生母と子供と養親のための良好な関わり方を見つけるのが目的です。

## 5. 養親について

多くの養親は30歳以上の夫婦で平均7年間に及ぶ結婚生活をし、家を持ち、仕事をしている。登録している養親は平均で2年間養子を迎えるのを待ち、不妊の診断を受けています。

ABHC で登録している養親は審査を通して養子縁組についての教育を受けます。審査には心理的な試験、4回以上の面接、家庭訪問や2日間の研修があります。研修の中で養親が子供を養子に託した生母と話し合い、将来の夢と希望について話します。養親には子供にとって実親についての情報がどのくらい大事かを説明します。このプロセスを通じて子供に対して養親は、実親の愛について理解を深めて行きます。

## 6. 養親を選ぶにあたって

養子縁組の場合、生母についての資料を作成します。自分の家族について、過去の病気や持病について、なぜ養子縁組を考えているかについて書きます。この情報はいつか養親と子供に共有します。

次に登録済みの養親についての情報（プロフィールブック）を生母が見ます。プロフィールブックに養親についてたくさんの情報が書かれています。生母は、プロフィールブックをじっくり見ることが可能です。貸し出しも可能です。養親にあった時に想像とずれることもあるため第1希望や第2希望を選択できます。決めたらソーシャルワーカーが養親と連絡をとって、面談の予定をたてます。

## 7. 養親との面談

面談では生母とカウンセラー、養親の候補が参加します。希望があれば家族や友人にも声をかけられます。自由に養親に対して質問できます。

面談の後、生母と養親候補は考える時間を持ちます。一生の関係を作るのでお互い信頼関係があることが大事です。何か納得いかないことがあればカウンセラーに伝え、第2候補の養親に面談ができます。

養親を選んだら何回もあって、これからどういう関わり方を持ちたいかを話し合います。これは出産前、入院中、託す直後や将来の関係、それぞれ決めることがあります。出産後の託すタイミングについても話し合います。病院から託すこと以外、Cradle Care（詳細は以下にある）に託すことやあなたが子供を家に連れて帰ることも可能です。カウンセラーは生母のために一番いい選択ができるために支援をします。

## 8. Cradle Care について

日本では、里親に該当するものと思われます。生母が養子に託すかどうかを決める間に赤ちゃんを一時保護する家族です。養親が子供を迎える準備をしている間にも託すこ

とが可能です。Cradle Care の家族は審査を受けている家族です。原則的に一人の赤ちゃんを家で見えています。研修を受けて子育て経験がある家族で赤ちゃんが愛されながら保護されます。その間に養子縁組についての決断や養親の選択ができます

## 9・生父の権利について

養子縁組を考えている時に生父さんも法的権利があります。

- 1) カウンセリングを受ける権利
- 2) 子供の親権を要求する権利
- 3) 子供の金銭的なサポートをしている場合に生活保護を受ける権利  
カウンセリングには生父さんにも参加するように呼びかけます。  
裁判所では養子縁組を成立するには生父さんの同意書を要求します。

次の場合は生父の同意書を得るのは不可能です。

- 1) 生父さんに連絡取れない
- 2) 一人以上の可能性がある
- 3) 生父さんの名前がわからない
- 4) 生父さんは親権を要求しないが養子縁組に協力しない  
裁判所ではこういう場合があることを考慮して法的手段を使って養子縁組を成立できます。カウンセラーから生父の法的権利について聞けます。

## 10. 病院での過ごし方について

入院はすべての生母さんにとって出産や子供に初めて会うことで感動的や感情的な期間です。カウンセラーはこの時の辛さがよくわかっていて押し付けることはせずに支援します。健全な計画が作れるために支援します。養親候補との面会やカウンセリングで入院中に養親とどんな関わり方をしたいかを決めていきます。

入院中、次のようなこともできます（必須ではなく、可能）

- 1) 出産届けに名前をつける
- 2) 赤ちゃんを抱く
- 3) 赤ちゃんに飲ませる
- 4) 部屋に赤ちゃんと一緒にいる
- 5) 写真を撮る

赤ちゃんとのどのくらい関わるかは個人の選択で尊重されます。出産時に養母さんに来てもらうことも可能で、養親を病院に来てもらうことも可能です。出産後、カウンセラーが病院に行ってあなたと話し合います。出産後にまた計画を考え直すことが可能です。

次の3つの選択肢があります：

- 1) 病院から赤ちゃんを養親に託す

- 2) Cradle Care に子供を託す
- 3) 計画を考え直す
- 4) 裁判まで Cradle Care に子供を託す  
親権を放棄するまで Cradle Care に子供を託すことができます。カウンセラーを通じて Cradle Care の家族に訪問するのが可能です。Cradle Care のお母さんが喜んで赤ちゃんの様子を伝えます。
- 5) 子供を自分で育てると決め赤ちゃんと一緒に家に帰る

### 1 1. 裁判について

コロラド州の法律では養子縁組を成立するために実親の親権を放棄する同意が必要です。

生母さんは裁判所で裁判官と10-15分の二人だけの面談をする場合もあります。親権の放棄は裁判所で行いますが裁判所が生母と子供の権利を守りながら生母の決断は自主的かどうかを確認する。

出産後親権を放棄する計画を進めたければ裁判の日程を決めます。裁判は多くの場合出産から1ヶ月以内になります。裁判に出席が求められている場合、カウンセラーが裁判の準備をあなたと行って一緒に裁判所に行きます。

裁判で次のような質問があります。

- 1) 子供にとってなぜ養子縁組が最善の選択肢だと思うのか
- 2) 子供を育てる場合、市などからの生活保護受けられることを理解しているのか?
- 3) カウンセリングを受けたのか
- 4) 養子縁組をするように何か圧力があつたのか
- 5) 決断にはもっと時間が必要なのか

裁判官はカウンセラーにもカウンセリングのプロセスや計画について質問します。生母が裁判に出席して裁判官が承認をする前に親権の放棄が決定されません。そのため決断するにはもっと時間が必要な場合、自分で育てたい場合、気軽にカウンセラーに知らせてください。

### 1 2. 早期親権放棄について

コロラド州ではいくつかの基準を満たしていると早期親権放棄が許可されます。宣誓供述書を裁判所に提出する事によって生母は裁判に行かなくても親権の放棄が可能です。また早期親権放棄の申請をしてから裁判所に処理されるまでの間、申請を取り消すことが可能です。

### 1 3. 生父母の流れ

- 1) 生父母が養子縁組のプロセスについて知るために (有) 養子縁組斡旋団体バイハート・コロラド (以下略、バイハート) にコンタクトをとる。又は、電話帳、インターネット、紹介のロコミ、地域の団体や医療機関の紹介によるロコミ等の様々な方法で養子縁組斡旋団体をみつける。

- 2) 生父母との面談が予定される。  
面談の間、養子縁組幹旋団体についての情報や答えた質問が共有される。  
生父母はカウンセリングを始める機会を与えられる。
- 3) 生父母は担当ケースワーカーと一緒にカウンセリングが始まる。  
コロラド州保健局によって定められたカウンセリングの最小時間はない。しかしバイハートは最低 5 時間のカウンセリングが必要である。  
バイハートによって行われる養子縁組の生父母の大半のカウンセリングは 20 時間を超える。  
カウンセリングでは、様々なトピックがあり、生父母の権利や責任、養子縁組の計画を誰かによって強制されたりしていないか、社会性や既往症について、養子を選んだ理由、養子をしたことによる生涯にわたって続く悲しみや喪失感についてである。
- 4) カウンセリングを通し、生父母は養子計画を立て前進するために決断するかもしれないししないかもしれない。  
もし養子を選ばなければ、地域が支援する親になるためのプログラムを提供される。  
養子を選べば、要望に応じた養子の計画を立てる。
- 5) 生父母は子どもの養親家族を選べるプロフィールブックを渡される。  
第一候補と第二候補の家族を選び、ケースワーカーが第一候補の養親家族と連絡をとり、話し合うための面談の日程を調整する。
- 6) 面談は生父母と養親家族の間で行われる。  
全ての当事者が事を進めたいと望めば、養親家族が決まったことになる。  
もし、当事者のどちらか、もしくは他の当事者が事を進めないと決めれば生父母は第二候補の養親家族と会う機会が持てる。
- 7) 生父母と養親家族との関係を作っていく。  
個々のクライアントや事案の内容によって異なる。  
生父母担当ケースワーカーとの面談を続け、入院計画や養子計画を立てる。
- 8) 子どもが生まれ、委託が行われる。  
委託される子どもの年齢が高いと、通常の行程と異なる可能性もある。  
病院での養親家族との関わりの程度は生母の希望によって決まる。  
養親家族はどんなことがこれから予想されるかを生母のケースワーカーによってアドバイスを受ける。
- 9) 委託後、生父母のためのカウンセリングが続く。  
その後の面談で、親権放棄の書類作業が生父母の持つ権利にある法的親権放棄のための準備の中で完了する。  
この作業は委託後、どこにおいても通常 1 週間から 6 週間かかる。
- 1 0) 親権放棄の書類は裁判所で保管され、審理が設けられる。  
養親家族はこの審理がいつになるかを知らされる。  
養親家族はこの審理に出席することは許されていない。つまり一般公開はされず、生父母の関係者のみの参加となる。
- 1 1) 生父母が子に対して持つ権利は、親権放棄の審理において、親権を終結とする。

カウンセリングは生父母が望む限り続けることができる。

バイハートは生父母の毎月支援グループによるサポートをしており、生父母は無期限に参加することができる。

上記で示した行程は予定であり、上記の通り正確に予定が進むとは限らない。

全ての養子縁組のケースは異なっており、個々の状況によって予定は異なる。

### Ⅲ. 考察

あんしん母と子の産婦人科連絡協議会（以下当協議会）は、日本において予期せぬ妊娠で

悩んでいる女性の支援をし、産まれくる赤ちゃんが安全で健やかに、そして幸福に育まれるよう、虐待防止の視点で行政と連携して支援する産婦人科連絡協議会です。

当協議会は、予期せぬ妊娠で悩む女性が、幾つかある選択肢の一つとして特別養子縁組もみずえた支援をするというもので、途中で生母が育てる選択をすれば、行政と連携し育てる環境が整えられるかどうかを生母と共に検討をします。産婦人科の医師、助産師、看護師、が妊婦健診や出産による入院の過程、及びその後の人生も生母に寄り添いながら生母の決断を支援するものです。

カウンセラー的な役割も担っていると思いますが、本格的にカウンセリングを学んだ専門家ではないため、充分とは言えません。そのため生母の人生について、最善の選択ができていたのかと考える事がありました。

支援する際にバイハートで行われている次のカウンセリングの手法と要点である、生母の価値観、ゴール、要望を明確にして、1) 自分で育てるべきか、2) 養子縁組計画を立てるべきか3) 子供のために何が最善なのか、4) 生母のために何が最善なのかの4項目について生母と話しあいながら整理する作業が重要であることを再確認しました。

当協議会での特別養子縁組は、セミクローズな国内の養子縁組です。生母と養親子との直接的なやり取りは行わない方法をとっています。しかし養子の出自を知る権利は守られており一定の分別のつく年齢になったとき、養子自身が、それを望めば知ることは出来るように約束されています。

アメリカの養子縁組も歴史を辿るとクローズドな国内の養子縁組が主流だった時代から、産んだわが子はどうしているのだろう、昔、養親に託したあの子を探したいなどの生母の思いや養子の出自を知る権利から、今日のようなオープンな養子縁組に何十年もかけて移行しているようです。

生母、養親、養子の関係に均衡が取れているときはよいのですが、均衡が崩れたときに何か問題となることはないのか、またそれはどのように解決していくのかと考えてしまいます。良好な関係を永続していくことは、一定の誓約が必要とも言えるのではないのでしょうか。

生母が子供を養子縁組に託す決断は赤ちゃんを愛していないということではありません。逆に赤ちゃんをととても愛しているという意味だと考えます。生母が子供にできることの中で、とても愛が含まれている決断とも言えます。十月十日お腹にいた我が子の人生のため

に悲しみと不幸の気持ちを超えて決断しています。簡単な決断ではありません。無欲の決断です。我が子のために何が最善かを考え選択した、このことを多くの方に理解して欲しいと思います。

## (有) 養子縁組斡旋団体バイハート・コロラド

二人の子を養親に託し、職員として予期せぬ妊娠で悩む女性を支援

報告者 長嶺悦子 (さめじまボンディングクリニック)



### I. インタビュー先概要

日時 2016年9月18日 (日)

場所 Perkins Restaurant & Bakery

インタビュー

現在、生みの親のインテークコーディネーターをしている女性

通訳 高橋 陽子、高橋 里奈

インタビュアー及び同行者

白井千晶 (研究代表, 静岡大学)、

Kathryn Goldfarb、

Cyndi Goldfarb、

長嶺悦子 (あんしん母と子産婦人科連絡協議会, さめじまボンディングクリニック助産師看護師長)

### II. 概要

その人生は次のように語られた。

わたしが最初に妊娠したには14歳の時でした。その当時、私には選択肢はなかった。私はヒスパニック系アメリカ人で、ヒスパニック系の女性が若くして妊娠することは特別な事ではなかった。

出産し赤ちゃんを連れて自宅に帰った。子育てとアルバイトをしながら高校に行きはじめた。アルバイトと高校で一日の時間が費やされた。そのうちに、我が子は私の母をお母さんと呼ぶようになった。私は新しいボーイフレンドが出来た。そして16歳の時、私は、再び妊娠をした。

私は、自分の母親とうまくいかなくなり家を出て困っているとき、養子縁組斡旋団体バイハート・コロラドのG e r i G l a z e rに出逢った。

G e r iさんは他の斡旋団体の人とは違って、「どうしたのですか、事情を聞かせて下さい」と私に言った。話しを聴いた後、「私に赤ちゃんが生まれて、生まれた赤ちゃんを預かってくれる養親に会いたいですか」と聞かれた。私は養親に会いたいと思った。

養親に会った時、こんなにも信頼しあっている夫婦がいるのかと思った。これまで自分の周りで、そのようなモデルとなる夫婦に出逢った事がなかった。養親に会うことで確信が出来た。本当の親子と変わらないと感じた。

そして私は、子どもを養親に託す決心をしました。産んだわが子を、育てることが出来ないと承知していても、手放すということは、想像できないくらいに心の傷を負います。寂しいという表現で足りるものではありません。このような犠牲を払ったことで、私は自分に誓いました。より良い人生を過ごそうと決意をしました。

私は自分に誓い、大学へ進み、働きながら自分の最善を尽くした。そんな時、悪夢とはこのことを言うのだと、ルームシェアしていた友人の知人である黒人男性に暴力による性的虐待を受けました。顔を殴られ意識がなくなり、目を覚ました時には、顔は血で汚れ腫れあがり、服は破れて乱れていた。それでも仕事を失うわけにはいかない、休めるはずもない。その時は仕事に行くことしか考えられないくらい生活も困窮していた。顔についている血を無我夢中で、ぬぐい仕事に急いだ、涙が止まらなかった。母に事の一部始終を打ち明けた。

話すだけでも大変な勇気を必要とした。母からは「男はみんなお前の肉体を欲しがると言われ、愕然とした。こんなに酷いことをされたのに、私に非があると言うのか母からの言葉は谷底に突き落とされる思いであった。

それから1か月後、生理がないことに気が付きました。病院に行き検査をすると妊娠をしていました。もしかしたら、流産してくれるかもしれない、きっと時間が解決してくれるという愚かな考えで現実と向き合うことを避けていた。しかしそんな幻想のようなことは起こるはずもなく時間がただ経過するだけであった。

自分が産んだ子どもを見ることで、あの悪夢が蘇るようで怖かった。私は、再びG e r iさんに頼るしかなかった。

出産の6週間前に私は、G e r iさんに頼みました。「赤ちゃんには、会うこともしたくない、抱くこともしたくない」と。そして養親に託したいと。

出産のときは、ただ一人で産むことだけに集中しました。

出産後、私を担当した看護師は、私が産んだ子を「天使のような赤ちゃんだ」と、何度も執拗に言いに来た。「抱かなくていいのか」と。私の心は穏やかではなかった。

「看護師のあなたに、私の何が解るの、私の苦しみが…。放っておいて欲しい」。そう思った。その看護師に苛立ち、「そんなに言うのなら抱くから、赤ちゃんを連れてこい」

と捨て台詞を吐いた。抱く気などもうとうなかった。その看護師が赤ちゃんをこの部屋に連れて戻ってくる前に、私は、この部屋から姿を消し何処かで時間を潰して戻ろうと図っていた。ところが瞬く間に、その看護師は私の赤ちゃんを連れ込んだ。もうすでにドアの向こうに赤ちゃんが準備されていたのだ。私は逃げだすことすらできず、すぐさま看護師に「天使ですよ」と赤ちゃんを差し出された。拒む隙すら与えられず、抱きかかえた私は、赤ちゃんを見て心が震えた。間違いなく私の赤ちゃんであった。この瞳、この鼻、この口元、この手は私と同じものである、そして黒い皮膚の色、間違いなく私が子である。レイプで生まれた我が子である。今まで抱くことをしなかった私は、我が子に対して罪悪感が込み上げてきた。この子に何の罪もないのだ。「ごめんね。大丈夫だよ。人生はそう悪くない。今夜はずっと私が抱いているから」気が付けば、そう口走っていた。自分のことしか考えていなかった。私は逃げていた。現実を直視することから。あの時、ジェイコブを抱かなかつたら、私は後に後悔をしていたと思う。今では、あの時の看護師に感謝をしている。

次の日、退院を迎え、私はG e r iさんに養子の選択しかないと告げた。我が子にはジェイコブと名付けた。直ぐにフィットする養親が見つからず、里親であるL a i n iさんに預かってもらうことになった。少しして3組の養親候補者の中から、直感でリサを選んだ。リサは、レイプ被害者としてセルフサポートの活動をしていた。私ばかりが苦しんでいると思っていた。だがそうではないという事が分かった。いつしかリサのような女性になりたいと思うようになった。それぞれの道で困難な事があっても、それは神様がそうしてくれたと思う。私の魂は女性として恥じることなく、これで終わりではなく何もかも始まりであると感じた。

予期せぬ妊娠で女性が、悲しみと絶望感の中で泣いているとき、私は自分でも経験しているから解る。私の経験を話すたびに、思い出すたびに、子どもに心配をかけないように頑張ると、より良い人生を歩むと誓った日のことが蘇る。だから私の許に助けを求めてきた女性には、あの日、G e r iさんが私にしてくれたように親身になる。

私の許に相談に訪れた女性の9割が自分で育てる選択をします。育てるという場合に本当にできるのか、多くの選択肢を検討していきます。あと1割の養子の選択をした女性には、生母と養親の良い関係を築くためのサポートをします。良い関係を築くためには、子どもが愛されているという事があって、子どものために何が必要かを考え、生母と養親が対立し合うのではなく信頼していことがオープンアドプションでは最も必要です。

現在、彼女は産みの親の会を年に一度、行っている。それは生母たちによる生母たちのセルフサポートを目指している。いずれ生母がメンターになり、今現在、予期せぬ妊娠で苦渋の選択を余儀なくされている女性に、かつての自分が遭遇した苦渋の選択について開示する過程が、癒しを与えることもあるだろうし、勇気を与えることもあるだろう又は、一つの希望の光を与えることもあるだろう、どんなに優れた専門家より心に感じる思いを伝えることが出来ると

彼女は、最愛の伴侶に恵まれ結婚し、夫との間に二人の子を儲けた。彼女が死ぬまでにやりたいことの一つは、14歳の時、産んだ長男、そして養親に託した二人、現在の家族四人と7人で写真を撮りたいと希望していた。

### Ⅲ. 考察

私は、あんしん母と子の産婦人科連絡協議会（以下当協議会とする）において、予期せぬ妊娠で悩む女性の支援を助産師として行っている。当協議会は予期せぬ妊娠で悩む女性の支援を始めて3年が経過した。この3年間で帰結した相談は101件であった。そのうち特別養子縁組に至ったものが43件（43%）、自分で育てる選択をしたものが34件（34%）、児童相談所に委託したものが11件（11%）、連絡途絶が6件（6%）、死産1件（1%）、流産1件（1%）、他斡旋団体へ5件（5%）であった。

自分で育てる選択の内訳は、シングルマザーが25件（74%）、結婚2件（6%）、夫婦で養育を再検討7件（21%）であった。

予期せぬ妊娠で特別養子縁組を希望し相談していた女性が、育てる選択へ変わったものが、当協議会が発足する前は13.6%であった。しかし当協議会が発足後は33.6%となった。これは、当協議会と児童相談所、生母の居住の市町村における行政の子育て支援の活用、地域保健師と連絡を取り合い、育てる支援が整うことで生母が特別養子縁組の決断から翻意したと考える。（有）養子縁組斡旋団体バイハート・コロラドの自分で育てる選択をする生母は9割であると語られていたが、日本においても国もしくは市町村の養育支援が充実することによって、特別養子縁組の選択をする生母の割合は減少する可能性がある。

生母の支援について、生母が我が子を養子に託す選択をしたとしても、自らが育てる選択をしたとしても、どちらの選択が正しいのか、解らないと支援する私たちは思案する。どちらの選択であっても生母に対して異質の心配は尽きないからである。重要なことは、生母が苦渋しながらも自ら決断することである。

B a b e t t e氏は、執拗に赤ちゃんを抱かなくていいのかと声掛けした、あの看護師に感謝していると語っていた。

その看護師はどのような思いでそのような行動をしのだろうか。これは、自分の我が子に会おうとせず養子縁組をしようとする女性に一つの問題提起をしているのかもしれない。

私たちは、生母の支援をするとき、難しさを感じるが生母がまだ気づくことが出来ないその先の感情の変化がある可能性についても心に向けて支援することが大切であること、赤ちゃんの声なき声に心に向けて支援することの大切さについて再確認できる語りであった。

# Real Choices

## マリソル・ヘルス, カトリック慈善団体

報告者: 長嶺悦子 (さめじまボンディングクリニック)



### I. インタビュー先概要

日時 2016年9月20日 (火)

場所 Catholic Charities  
(Archdiocese of Denver)



インタビュー

カトリックチャリティの女性サービス共同代表担当者  
理事

通訳 高橋 陽子

インタビュアー及び同行者

白井千晶 (研究代表, 静岡大学)、

Cyndi Goldfarb

長嶺悦子 (あんしん母と子産婦人科連絡協議会, さめじまボンディングクリニック助産師看護師長)



### II. 事業概要

現在、Real Choicesは、Marisol Healthと名称が変更になっています。

#### Marisol Services

Marisol Services は、危機に瀕している個人や家族の緊急かつ継続的なニーズに応えるため

に、デンバー大司教区のカトリックチャリティー（教会のチャリティー団体）によって建設された包括的な健康、住宅、人的サービスネットワーク。Marisol という言葉は Mar = 海と Sol = Sun からできて、自然の美しさを表します。Maria de le Soledad = Our Lady of Solitude = 聖母マリア様の略でもある。



Marisol Services は家庭内暴力を受けた女性や貧しい女性、家族のサポートがない、予期せぬ妊娠した女性など、女性に総合的なサービスを提供する。そういう女性には医療、心理カウンセリング、社会福祉、託児、住宅サポートなどいろいろな支援が必要である。

Marisol の目標とは、カトリックチャリティーのサービスを利用する女性に、いろいろなサービスをシームレスに利用できるように紹介する。Marisol では、女性のユニークで強い、その力を発揮できるように機密性のある環境で女性の話を聞いて支援する。

Marisol Services は、女性が性的健康、妊娠、関係などについて重要な決定を下すための支援を受けることが必要と信じている。これ以上包括的な女性がすべての選択肢を考慮できるための支援システムはない。私たちは、女性たちに一生を通じてサポートするコミュニティがあることを知ってもらいたい。

マリソルは、ヘルスケア、住宅、および人間サービスを含む包括的なケアを提供しています。革新的なモデルとして、女性と男性に予期せぬ妊娠を助けるなど、切れ目のないサ

ービスを提供しています。高品質のリプロダクティブケアにアクセスできない人々に医療を提供する。またカウンセリング、住宅、早期幼児教育、および追加の支援リソースも提供します。

女性が予期せぬ妊娠で悩んでいるとき、無料の妊娠検査をはじめ、多くの支援が必要です。女性の人生を変える妊娠というイベントを助けるために、幅広いネットワークに繋げる必要があります。これは、マリソル・ヘルスの背後にあるビジョンです。

予期せぬ妊娠に直面している女性に利用可能な現物を物的、感情的、精神的に統合し、手頃な価格で包括的な医療を提供します。

カトリック慈善団体の女性サービス担当副社長、ジャン・マッキントッシュ氏は、マリソルはカトリック慈善団体が運営推進している「継続的ケア」であり、女性の健康管理のためのモデルであると考えている。

私たちができる最も重要なことは、彼女の旅（人生）の途中で彼女と歩くことです。彼女との信頼関係を築くことで、カトリック慈善団体のリソースを活用して彼女を支援することができます。

デンバー・カトリック教会には緊急シェルター、育児、犠牲者援助、カウンセリングなどの社会サービスと女性を繋ぐこと、おむつや新生児のために必要な助けがあります。

マリソルは、医療クリニックであるベラ・ナチュラル・レディス・ケアと連携し性行為感染症の検査と治療を手ごろな価格で提供している。

その他、超音波、自然家族計画、不妊ケア、出生前ケア、出産及び産後、閉経や問題のある婦人科と産科医療を提供しています。

マッキントッシュ氏は、ベラとの連携により女性に連続性のある包括的なケアを提供することができるという。それが出来ているのはマリソルだけで、全国の妊娠センターの多くのところで、いくつかのSTD検査や超音波はしているが、多くのクリニックでは妊婦ケアの補完をしているに留まっているといいます。

## II. マリソル・ヘルスについて

Marisol Health は、コロラド州のフロント・レンジにある2つの医療センターを運営し、女性に妊娠や出産についていい決断ができるため支援する。

Marisol Health は、生命を肯定する医療と社会サービスを個人および家族に提供する。

マリソル・ヘルスは、Bella Natural Women's Care との特別なパートナーシップを通して、女性の健康と家族の健康サービス全般を提供している。

マリソル・ヘルスの医療チームと社会福祉スタッフは、女性に威厳のある総合的なケアを提供するために協力している。診療所は、シェルターや住宅サービス、家族や子供のサービス、カウンセリングなど、カトリックカトリックチャリティーの既存のリソースを活用したユニークなモデルに基づいている。

医療サービスには、次のような検査や医療を無償か低コストで提供する

性感染症、妊娠検査、包括的な超音波、婦人科、産科ケア、出産後のケア、中絶薬服用後の中絶中止、青年期女性のケア、不妊ケア、婦人科、閉経、秘密厳守のあるカウンセリング。 Marisol Health は、避妊薬、断種または中絶の医療を提供しない。

**社会福祉**には、次のようなサービスを提供する

妊娠カウンセリングとサポート、親のコーチング、関係教育、新しい親を支援するための家庭訪問。そして女性と家族を Marisol と カトリックチャリティーが提供する必要なサービスと結びつけます。

**カウンセリング**には、次のようなサービスを提供する

マスターズレベル（大学院卒？）の妊娠カウンセラーはすべての選択肢を調べるのに手伝う。育児、養子縁組、または中絶を検討しているかにかかわらず、女性の質問に答え、最善の選択をするために必要な情報を与える。中絶を経験したトラウマを持つ女性と男性の両方のために、カウンセラーも参加するサポートグループは利用可能。個々の心理カウンセリングニーズのために、Marisol Health はカトリックチャリティーの Regina Caeli Clinical Services と提携している。

マリソル・ヘルスの医療チームと社会サービススタッフの作業が手を取り、ホリスティックケアを女性に提供しています。診療所は、避難所や住宅サービス、家族や子供たちのサービスやカウンセリングなどのカトリックの慈善団体、既存のリソースを活用し連続するケアを提供している。

活動内容は以下である。

#### 1. 無料の妊娠確認

マリソルの診療所で無料の妊娠検査を提供しています。登録看護師または訓練を受けたスタッフが実施し検査の品質は99%正確です。家庭妊娠検査よりも感度は高いです。

#### 2. 無料の超音波検査

超音波は、あなたの妊娠に関する医療情報を得るための最良のツールです。

##### 1) 早期に妊娠したら、超音波が次のことを判断できます

- (1) 複数の胎児の存在
- (2) あなたの妊娠期間（胎児の年齢）

##### 2) 妊娠中、超音波を用いて以下を決定することができる：

- (1) 赤ちゃんの健康
- (2) 胎盤の位置
- (3) 赤ちゃんの周りの羊水量
- (4) 赤ちゃんの位置
- (5) 赤ちゃんの体重

#### 3. 性感染症（STD）検査とその治療が行えます。

症状のない複数のSTDがありますが、未治療のまま放置すると健康に危険な状態にな

ります。STDの早期発見と治療は、あなたの性的健康や幸福にとって重要です。Marisol Healthは男性と女性に包括的なSTD検査と治療を提供しています。以下のSTDを検査します。

- 1) クラミジア
- 2) 淋病
- 3) 梅毒
- 4) HIV
- 5) HPV
- 6) ヘルペス
- 7) 肝炎
- 8) トリコモナス症
- 9) 骨盤炎症性疾患

私たちの診療所では、あなたの背景や歴史に関係なく受け入れる環境です。当社は秘密厳守であり、私たちは誰もが質の高い医療を受けるべきだと考えており、必要なケアを受けることができるかどうかを確認することが最優先事項です。STD検査は54ドル（約6400円）からです。

#### 4. 産科サービス

私たちは常に女性の体に畏敬の念を持ち、出産はこれらの事の一つです。私たちは、妊娠中の女性に最高のケアを提供することを約束しています。私たちのすべての世話は、女性の尊厳を肯定し、あなたの胎児を尊重することに専念しています。

##### 1) 一緒に旅をするとの考えで支援する

あなたの妊娠は私たちと共に歩む旅であると考えています。これには、出生前ケア、病院紹介、産後ケアが含まれます。私たちは、自然と薬用出産だけでなく、帝王切開後の出産やCセクション後の膣出産も経験しています。

##### 2) 健康な妊娠は健康的な生活から始まります

健康な妊娠は、妊娠前に健康的な生活を最大限にすることから始まるため、妊娠前にお会いして、健康全般について話し合うことをします。

##### 3) 最高の品質と安全性

私たちの目標は、妊娠中の女性にとって全国的に推奨されている最高品質の安全対策を促進することです。私たちは、女性のケア改善に向けられたエビデンスベースのイニシアチブを受け入れており、周産期の罹患率と死亡率の削減に取り組んでいます。

##### 4) 妊娠合併症

Preterm Labor（早産）、Hypertension（高血圧）、Diabetes（糖尿病）、Birth Defects（先天異常）、Miscarriage（流産）などの特定の妊娠合併症は、受胎前の健全な決定によって避けることができます。事務所では、栄養、運動、禁煙、特定のビタミン補給などのトピックについて話し合うことがあります。

##### 5) リスクの高い妊娠

また、高リスク妊娠の女性に、必要に応じて専門家に受診する機会を提供することにも取り組んでいます。

## 5. 婦人科サービス

### 1) Natural Fertility Regulation (自然繁殖調節)

マリソルの理念は、女性のための健康を促進することであるウェルネスを推進し最高かつ最高のケアを提供するよう努めています。特に女性の妊娠可能性を教育することに赴きを置いて、女性が毎月妊娠の兆候を知り、これらの徴候を観察し解釈することを学ぶことが鍵です。これらの徴候が認められると、女性は自らの必要に応じて妊娠可能性について自信をもって管理することができます。私たちは自然妊娠調節のすべての方法に精通しています。

(1) トーマスヒルガーズ博士によって開発されたクレイトンモデル法の有効性はピアレビュージャーナルに掲載されています。ヒルガーズ博士の画期的な教科書「N a p r o t e c h n o l o g y の原則と実践」は、研究所で行われた研究に基づいています。私たちのスタッフは、教育と管理を支援するために、クレイトンモデルの公認医療コンサルタントと、ナプロテクノロジーと不妊ケアプラクティショナーから構成されています。

(2) ザ・ビリングズ排卵法は、世界保健機関（WHO）の承認を受けています。女性はビリングズ法を学び、これを使用して生涯にわたり妊孕性を管理することができます。このような自然妊娠調節の方法は、女性または彼女のパートナーのいずれによってもホルモンまたはデバイスを必要としません。1つは、毎月の徴候の妊娠可能性を学ぶ必要があります。予定されている入門セッションに参加して戴きます。

(3) 徴候体温法 S y m p t o m e T h e r m a l m e t h o d (S T M) 排卵期を予測・検知するために、基礎体温法と頸管粘液法を組み合わせる方法。またジョージタウン大学、標準の日法と2日法を含むリプロダクティブ・ヘルスの研究所で開発された方法に精通しています。

私たちは、すべての女性の尊厳を肯定しながら健全な生活を促進することに全力を注いでいます。これには、人工避妊薬、ホルモンの使用、または永続的滅菌を使用せずに妊孕性を調節する方法が含まれます。私達はこれについてもっと学ぶのを手助けしたいと考えています。

### 2) 多嚢胞卵巣 (PCO)

PCOを有する女性は、様々な症状を有する。最も一般的には、顔または体毛の増加、および時には、体重増加または体重減少がある。診断を下すためには、婦人科医は、無排卵の月経、体重増加の原因となるアンドロゲン過剰または男性ホルモン濃度の上昇という2つの異常の証拠を見つけなければなりません。

PCOの臨床症状は、グルコースの代謝異常があるとされています。実際、PCOを有する女性は糖尿病を発症する危険性が高く、遺伝的根拠もあり健康への包括的なアプローチが必要です。PCOは、不妊症を呈する女性においても頻繁に見出される。PCOについて不妊症の診断と管理は、慎重なアプローチが必要です。

## 7. 中絶ピルリバーサル

自らの決断を後悔している場合、中絶ピルを逆転させる効果的な方法は、**ABORTION PILL REVERSAL**と呼ばれます。計画外の妊娠は恐ろしいことがあります、多くの女性が恐怖とストレスを受けたときに胎児を中絶する決定を下すことがあります。私たちは、それについて考えてから、多くの女性がケミカル・アボートについて心を変えたいと思った時、助けることが出来る可能性があります。

## 6. 不妊認識トレーニング

- 1) 不妊に遭遇した女性が特に脆弱な状況で事務所に来ることを認識しています。  
多くの場合、不妊の夫婦は、自分自身で、または他の場所や不妊クリニックでさまざまなアプローチを試みてきました。これは非常に心配な時間であることを理解しています。女性は必然的に答えを求めているのにも関わらず、いくらか悪化しているかもしれない侵襲的な処置を追求することには消極的です。
- 2) 未確認の不妊検査ワラント調査  
不妊症の原因が解明されていない場合、女性は、インビトロでの受精（IVF）のような生殖技術を進めようと誘惑される可能性があります。事実、「原因不明の」不妊症は、実際には「診断されていない」ことが多いため、より詳細な調査が必要です。
- 3) 回答を探すのに役立ちます  
女性は不妊に対する答えを探し、妊娠の機会を改善するための治療を受ける機会があります。子宮内膜症、排卵障害、または子宮頸管粘液因子を効果的に治療しているかどうかにかかわらず、女性の尊厳を尊重し、夫婦関係の完全性を保つために、不妊症の原因を調査し、治療する必要があります。

## III. マリソル・ホームについて

ホームレスを経験している子供を持つ、単一の妊婦および単一の女性にサービスを提供する。これらの女性や家族が地域社会に戻っていく過程を支援します。ここでは、家族や女性が安全な場所以上のものを受け取ります。彼らはサービスを受け、生活を再建するための支援を受けます。

### **MARISOL HOME**

2005年にThe Father Ed Judy Houseで始まったMarisol Homeは、子供がいるホームレスの女性のための家です。食べ物と宿を提供することに加えて、Marisol Homeは、ケースマネジメント、家族と行政の仲介役、そして家族が自立できるようにピアサポートサービスを提供しています。プログラムの目的は、女性とその子供たちがホームレスから回復し、安全で安定した住宅に入居し、維持すること。

Marisol Home に住む家族は、さまざまな理由でホームレスになっているが、大半は家庭内暴力の状況から逃げたら住む場所がないからホームレスになる。これらの家族の子どもたちは、生活の安定をほとんど知らない。Marisol Home に来る家族のほとんどは、緊急避難所や行政によって紹介される。

Marisol Home に、ホームレスで子供を持つ 9 人の女性まで住める。彼らは積極的にプログラムに参加している間、無期限に家族に暫定住宅を提供する。彼らがこのプログラムを完了すると、私たちは引き続きデンバー市周辺に住む家族を支援する。Marisol Home は、州立の Fort Logan キャンパスにあるが、Lakewood の Saint Bernadette キャンパスに移転する。新しくなった Marisol House では家具を備えた 16 の部屋があり、1 日に最大 55 人の女性と子供を迎えられる。

プログラムの第 1 段階は家で始まる。住宅や収入の安定を目指すためのケースマネジメントです。収入があることが Marisol Home に入る条件であるが、ホームレスや暫定住宅プログラムを使用せずにその収入が家族を支えるように指導する。すべての母が出費後の収入の 90% を貯金する必要があるため、毎月の家計簿の作成が求められる。この計画に家族は他の目標を追加することができる。私たちには、学校と毎月の育児サポートを家族ごとに提供する児童コーディネーターがいる。対人関係スキルと総合的な育児教育の 2 つのクラスも毎週あります。

ハウスプログラムが完了すると、家族は卒業生プログラムに自発的に参加できる。このプログラムは、ケースマネジメントの提供を継続し、安定した住宅と収入を維持できるためにある。ケースマネージャーは応じる家族に、食糧、交通機関、権利擁護、行政や医療機関への紹介などを提供する。また、ケースマネジメントに応じるかどうかにかかわらず、毎月 3~4 回に地域につながるためのイベントを開く。これは健康的な関係を構築するため。この継続的なサポートによって慢性的なホームレスの状態から脱出できるようにする。

卒業生プログラムには次のサービスもある：

- **卒業後計画**：福利厚生、子どもの教育、家族の安全や新しい住宅への引っ越し
- **引越しキット**：シーツ、タオル、台所道具、食料
- **ケースマネジメント（応じる家族のみ）**：Marisol Home の職員と話して、家族の安定と自給自足を目指す
- **1対1のカウンセリング**：家庭内暴力のカウンセラーとの無料カウンセリング

卒業生に地域の自己発展や他人のための権利擁護の機会も提供する。ホームレスの家族が抱えるさまざまな問題についていろいろな人に伝える機会を与えてホームレス、貧困、住宅支援についてのステレオタイプを打破していく。

## MARISOL HOME - Garrison

Marisol Home Garrison は、子供がいる最大 7 人の母親のための静かな地区にある移り変わりのある家。これらの母親の多くは、Marisol Maternity、Marisol Home または他のカトリックチャリティーから紹介されている。ハウスマザーと呼ぶスタッフも一緒に住んでいる。彼女は感情的なサポート、秩序、清潔、安全、プログラムの方針を守る。母たちが外のケースマネジメントを継続し、家族の収入と住宅の安定の目標を目指し続ける。週 1 のみに子育てや生活についての研修がある。母親は家賃を支払うためすべての母親は収入が必要。そのため自給自足を目指す中で多くの自由を持つ。母親たちは毎晩料理をし、家庭として夕食を一緒に食べる。ハウスマザーは、すべての家族のためにキリスト中心の強力なコミュニティに住めるように支援する。

### IV. マリソルヒューマンサービスについて

#### 1. 幼児教育

子供に学校を準備し、家族に力を与え、高品質で手頃な価格の幼児教育を提供して貧困を緩和するのを手伝います。

#### 2. ガブリエルハウスについて

コロラド北部の家族を支援する教区とボランティアのネットワークです。幼児を持つ母親や家族に必要な物資を提供することに全力を注いでいます。

偏見や差別をなくし多言語の対応をしている。難民、移民の方を受け入れている。

ボランティアは異文化について学び対応する。

最初は家のない人が多く、まずは無料の住まいを紹介する。さらに仕事も紹介し生活ができるようになると、最低の家賃のアパートへ移り、段階を追って次のステップへ上がれるよう支援する。情報を得ることや学習の機会を得ることで選択が変わっていく。

## GABRIEL HOUSE PROJECT

Gabriel House Project はカトリックチャリティーのアウトリーチプログラム（困っている妊婦や幼い子供がいる家族のために、たくさんの場所で支援する）。

デンバー大司教区の教会や公共施設でボランティアが家族を支援する。各 Gabriel House では研修を受けたボランティアが必要品（オムツ、お尻ふき、衣料、哺乳瓶、毛布等）を提供して、講義を行って、必要な情報や紹介をしながら精神的なこころのサポートをする。家族は Marisol ネットワークのサービスやカトリックチャリティーの他サービスに繋がっていく。

#### 3. マリソルマタニティについて

## MARISOL MATERNITY

Marisol Maternity は、最大 7 人の妊婦に 2 つの安全でこころが暖かくなるような家庭を提供する。家族のための安定した住まいを見つけるプログラムが構築されている。

Marisol Maternity にいる間、カトリックのライフコーチと 1 対 1 でコーチングをうける。目標はさまざまな分野をわたるが、経済と住宅の安定性や新たな命の世話に集中する。共同生活のため、全員で夕食、家事、祈りを行う。ライフスキルグループで、母親がさまざまな壁を越えられるようにお互いに支える。独身のハウスマザーと一緒に住み、感情的なサポート、秩序、清潔、安全、プログラムの方針を守る。Marisol Maternity で行うことをキリストの愛が導く。

### V. 考察

カトリック慈善団体が運営していた Real Choices は、2016 年 10 月より Marisol Health と名称が変更になっており、予期せぬ妊娠で悩む女性や男性とそれを取り巻く家族に、リプロダクティブケアの視点から切れ目のない支援を医療、カトリック慈善団体、その他の社会福祉サービスの連携で行われていることが解りました。

カトリック慈善団体が運営していた Real Choices は、これまでの歴史の中で 87 年間に及ぶ養子縁組の斡旋事業を行っていましたが、予期せぬ妊娠であっても生母が養育するために必要な教育をはじめとする、多くの支援が受けられるようにすることで、現在は養子縁組あっせん事業を行っていないということであった。子を養育するためのあらゆる支援があり、それが整えられると養子縁組のニーズは自然と低下するのだというモデルでもあると感じました。

医療との連携では、Marisol Health とベラ・ナチュラル・レディス・ケアとの連携で、無料の妊娠検査、無料の超音波検査が提供され、性行為感染症についての検査及び治療は、無料または有料であっても良心的な価格設定がされており、利用者が性行為感染症の検査と治療に対する料金という高いハードルを払拭できる配慮がありました。日本では、原則国民は皆保険であるため国の社会保障費の医療保険において約 7 割を負担してしているため、国民が医療に罹る際は 3 割の自己負担で受診することが出来ます。しかしアメリカは医療に罹る際、国民が加入している医療保険の契約内容により医療機関の受診が制限されてしまう現状があります。医療保険に加入出来る国民は問題ないでしょうが医療保険に加入できない国民にとっては、Marisol Health とベラ・ナチュラル・レディス・ケアとの連携で救済される女性は多く存在すると思われます。特に若く収入のない学生や女性、移民、難民の状況にある方には必要不可欠の存在であると感じました。日本と背景が違うため比較するのは難しいですが、この豊かと言われる日本において嬰兒殺しが無くならないのは、医療費の問題だけでしょうか。

厚労省児童福祉審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の報告によると、心中以外の虐待死では 3 歳児以下の死亡例が多い。その中で特に多いのが 0 歳児死亡であり、この約半数が生後 0 日の死亡である。生後 0 日の遺棄・死亡事例の加害者は、その保護者（母親）によるものと推察され、その背景には、望まぬ妊娠があるととも

に、妊娠に困難を抱えて悩む女性の姿があったと報告されています。予期せぬ妊娠をしないための教育や啓蒙をすること、さらに合わせて包括的な自立を促す支援や施策について国を挙げて検討しなければならないと考えます。

## 妊娠に悩む女性の支援のポイント：情報と自己決定

### 1) 20～30年前に養子に出したバースマザー（生母）へのヒアリング

3名の生母にヒアリングをおこなった（次項も参照）。

1980年代以前のアメリカにおいては、キリスト教を背景に、未婚での妊娠はあってはならないことであり、同時に人工妊娠中絶は選択肢にないことだった。未婚での出産は恥ずべき、秘密にすべきことであり、未婚の母が子どもを育てることもまた、選択肢にないことだった。人目を避けるために、キリスト教の慈善団体が運営する「マタニティハウス」「マザーハウス」と呼ばれる施設で妊婦は生活をしたが、そこは人との接触が制限され、出産も産後ケアも「二級市民」として扱われる「収容所」のような施設だった。

情報提供の欠如、選択肢の非提示、自己決定感の欠如、がその後の人生を大変困難にしていることがわかった。

また、1980年代以前に養子に託した2名のバースマザーが共通に語ったことは、養子に出すことが前提だった、何の選択肢も示されなかった、ということである。家族から離れて戻っても、学業を休んで戻っても、誰も出産や養子縁組を話すことはなく、「なかったこと」として扱われていた。

オープンアダプションが始まりつつあった1990年前後に養子に託した1名は、低学歴と貧困から脱却し、上の子どもをきちんと自分で育てることが必要と考えて、自分で養子に託すことを選び、先駆的な試みとして、自分で養親を選び、互いに個人的な関係を築いていた。

3名の生母はそれぞれ、後日、養子となった自らの子を探し出し、再会（Reunion）を果たしている。再会にあたっては、喜びだけでなく、不安や違和感など、すべての感情を経験するが、どのバースマザーも、養子や養親との関係を構築する努力を続け、関係を築き、その関係は現在もなお変化していた。パートナーや子どもも関係を築いて、親戚づきあい、拡大家族（expanded family）のようだが、距離のとり方や互いの尊重など、簡単なことではないこともまた事実である。

今回ヒアリングした3名は、養子縁組当事者のカウンセラーになった方、学業を達成して



10代のクリニックで妊婦の支援をしてきた助産師、養子縁組団体でバースマザーのインターネットとカウンセリングやコンサルティングをおこない、ピア活動もおこなっている方、と、バースマザーとして人生を開拓してきた方々だった。

## 2) 妊娠相談機関のうち養子縁組団体へのヒアリング

### Adoptions by heart (民間養子縁組エージェント：コロラド州)

代表、乳児保育者、バースマザーのカウンセリング担当者(上記記載済み)にヒアリングを実施した。

代表は40年にわたってバースマザーの支援に軸足を置いて活動してきた。当初は時代的背景の中で、養親と生みの親が互いに誰だかわからないクローズドアダプションだったが、生母がまるで罰せられるかのように二級市民として扱われることに違和感を感じ、ソーシャルワークを学び、ユダヤ教の養子縁組団体(1980年代後半に既にオープンアダプションを採用していた)でスタッフを務めたのちに、自らの団体を設立した。

養子に託すか、誰に託すか(独身者、同性カップルを含め)、どのように情報を交換し交流するかは、生母が決めることがポリシーである。生母が養子縁組のその後に関わることから、「養子縁組は、子どもを失うわけではない」という。

妊娠に悩む女性からの相談のうち半数以上は、養子縁組にならないが、それは女性の自己決定を支援した結果である。同時に、アメリカのメディアによくある「シングルマザーのサクセスストーリー」は幻想で、現実是非常に厳しいこともまた伝えている。



乳児保育者は有償ボランティア(人工乳やおむつ代などすべての経費を含んで日本円で1日約1100円)で、委託前の乳児の保育をおこなっており、数ヶ月育てることもある。その活動の特徴は、この保育者のもとに、バースマザーも、養親もともに訪れ、話をしたり、交流をしたりしているということだ。子どもの成長の見守りは20年に及ぶこともある。



## 3) 妊娠相談機関

### Alternative Pregnancy Center (キリスト教系民間団体)

#### Real Choices（キリスト教系民間団体）

近年、日本では主に虐待死予防の観点から、妊娠SOSなどの妊娠相談が開設されてきた。今回訪問した妊娠相談機関の特徴は、

- ・ 24時間365日、電話等で電話相談に応じている
- ・ 妊娠反応検査、超音波画像診断、性感染症検査などの医療を提供している
- ・ 妊娠相談だけでなく、中絶後のカウンセリングなど女性のライフコースに渡って支援している
- ・ 診療バスを走らせるなどアウトリーチしている
- ・ 自らの団体では、養子縁組も人工妊娠中絶もおこなっておらず、情報提供、意思決定支援に徹している

ということだろう。

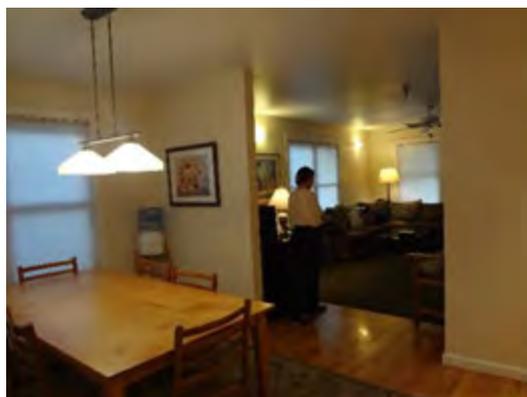


#### 4) 保護施設

##### Mother House

妊婦保護施設の歴史は長く、多くの街にキリスト教系の施設がある。

訪問した施設は、18歳以上の7人まで居住でき、毎週、ゲストスピーカーを招いて様々な社会的資源につないだり、情報提供や教育をおこなっていた。妊娠初期から産後およそ3ヶ月まで滞在できる。食事は自分で作るが、これは生活力向上のためでもある。家賃を日本円で約2万円支払うのだが、家賃を支払ったという書類を発行できるため、本人にとって履行能力を示すことになるとのことであった（最初の1ヶ月は奨学金による）。妊娠中から就学ないし就労することが条件で、就労支援は施設もおこなう。産後は、産休明けから、保育者を自分で見つけたり、週の保育援助プログラム（CCAP）を使ったりして仕事をする。退所後の自立を支援するためだろう。



## 養子縁組支援のポイント

### 1) 養子縁組団体へのヒアリング

Adoption Options (民間養子縁組エージェント：コロラド州)

既に記載したように、通常の（主に乳児の）養子縁組だけでなく、里子として里親委託されている子どもの養子縁組もおこなっている民間機関である。知られているように、日本と異なり多くの欧米では要保護児童の里親委託率が高いが、欧米の里親委託は措置変更が多く、パーマネンシーを達成できない代替養育である。



非常に興味深いのは、里親家庭に委託されている子どもを別の家庭で養子として迎え入れるのは、行政でも可能だが、費用を支払っても、民間機関を通すことがあるあるということだ。丁寧なカウンセリング、情報提供、互いの状況、背景、条件についてのマッチングには対価を支払うということであり、それがいわゆる「不調」を生まない結果にもつながるのではないだろうか。子どもの福祉の観点からも、行政から養子候補児の紹介を受けて養親を探すプログラムは有効だろうと考えた。

### 2) 養子当事者へのヒアリング

30代後半で生みの親と再会した養子の話を伺った。

子どもの頃、養子であると告知されたが、それはアイデンティティが傷ついた経験だった。養子縁組すると、養親が記された出生証明が作成されるが、それは「嘘の（偽の）出生証明」で、ステイグマになった。親を含め、あまり周囲に語るものではないと、秘密を抱えることになった。生みの親からの別離（生みの親からの拒絶）も、嘘（偽）も、ストレスやトラウマとなる経験だった。



生みの親を知り再会することを望んで探したが、ルーツ探しと再会は、傷ついたり、混乱したりする経験でもあった。再度経験する拒絶でもある。生みの親に拒絶されないか、不安と恐怖があり、生みの親を受け入れるようにふるまってしまう。調査では、再会がうまくいったという養子は11%しかない。しかし、ルーツを知ることができたことは、よい経験で必要、重要なことだという。

生母は情報も選択肢もなく養子に託した時代から、情報と選択肢がある中で自己決定する時代へと移行した。ピアグループを中心に体験や感情を語り、共有する機会もあり、現在では、養子に託したことも、養子と交流することも、肯定的に捉えられていると言ってよいだろう。また、相手に拒絶されるかもしれないという不安や恐怖は、生みの親も養子も持つものだろう。しかし、養子にとって、養子になったことは選択したことでも、自己決定したことでもない。生い立ちを受け入れざるを得ない理不尽さをどのように支えるか

が、大きな課題だと感じた。

コロラド州には、生みの親探し、再会に関わる民間団体、養子のルーツの文化を伝え共有する民間団体も存在する。再会に当たっては、養子も生みの親も養親も、それぞれ当事者であるため、それぞれに心理的ケアやカウンセリングが必要だろう。

### 3) 養子と生みの親の REUNION

養子となった子どもと生みの親が互いに探したり、(直接的に/間接的に) 連絡を取ったり、再会したりすることが権利として法的に認められたことは先述したとおりである。(ただし虐待による保護等、生みの親に危害のリスクがある場合は、禁止される等、条件が整備されている。) 生みの親については、その親族等も含まれる。

探すためのデータベース (状況や条件については各州によって異なる)、探索する民間事業者、直接的/間接的連絡の仲介者やメンタルケアの専門家など、様々な人々が関わっている。

本調査においては、当事者の探索のための情報提供をおこなうほか、養親、養子、生みの親の月例の集まりを開催している「ADOPTTEES IN SEARCH (AIS-CTC)」を訪問した。当事者同士が (直接的に/間接的に) 再び出会う (情報を見つけたり連絡を取る) ことは、そこからがまた「新しい始まり」である。先述のように互いに誤解や傷つきがあったり、温度差があったり、関係者 (生みの親の結婚相手やその子どもなど) が一気に増えたり、怒りや喜びなどの感情が噴出したりする。したがって、AIS-CTC では、探索の支援だけではなく、reunion 後の活動もおこなっている。

#### ADOPTTEES IN SEARCH: Colorado's Triad Connection(AIS-CTC)

<https://www.aisctc.com/> 養子縁組の当事者たちが互いに探すための情報提供、当事者たちの定期的な会合などをおこなっている非営利の団体。1975 年創設。



#### 謝辞

コロラド州調査において、Kathryn Goldfarb さん、Cyndi Goldfarb さん、久原みな子さん、高橋陽子さんのお世話になりました。ありがとうございます。

### 第3 調査地 イギリスの概要

#### 1. イギリス (U.K.) 概要

##### ○親子関係と家族形成

イギリスの人口は 6471 万人 (2015 年) と日本の約半分である。合計特殊出生率は 1.98 である。

イギリスは EU の中で最も若年出産 (イギリスの定義では 18 歳未満の母) 割合が高く (17.8%、2010 年)、また若年妊娠に対する圧力も大きい (大川)。1999 年から 10 代妊娠戦略 (Teenage Pregnancy Strategy) が開始された。2000 年代に入ってから抑制と同時に、若年母への支援も開始されている。

##### ○社会的養護と家族形成

児童人口は日本の 0.7 倍で、いわゆる要保護児童の人数は、日本より若干少ない (児童保護計画登録児童が 3.2 万人)。要保護児童の里親委託率は 71.7% (2010 年、日本は 2011 年に 12.0%)。多機関協同による在宅支援サービスが重視され、ヨーロッパ型の予防的支援が強化されている。

人工妊娠中絶は妊娠中絶法 (1967 年) により合法である (妊娠 24 週以内)。

妊新期から子どもが 14 歳まで、各種専門職が「シェアスタート」として家庭へのサービスをおこなう。地域の支援は LSCB (Local Safe Guarding Children Board) と呼ばれる。

ハーグ条約に批准している。

生まれた子どもの保護や措置に当たっては、児童福祉行政機関の保護や措置を裁判所が承認する (保護にさいしては、緊急保護や警察による保護、8 週間の仮命令などもある)。児童福祉行政機関単独では保護や措置を行うことができない原則で仕組みが作られている。保護に至るまで、また保護以降、しばしば現状のアセスメント (評価) が入り、裁判所がケアオーダーを出す。段階的なアセスメントによって、裁判所の養子縁組命令 (adoption order) が出ると、親権者の同意がなくても養子縁組候補児となる。現在、養子縁組のほとんどは、このケアオーダーによる。しかし養子縁組の命令の前に、親族による養育、後見人制度の利用など、子どもを親から引き離さない努力がなされ、現在では、措置による、あるいは措置によらない (私的な) 親族養育 (kinship care) が重視されている。また、family group conference という子どもの親・祖父母やきょうだい、その他の親族だけでなく、地域の資源 (近隣、保育サービス、学校など) が子どもの養育のシェアを検討して決定を共有する仕組みも取り上げられている。

同性婚が法的に認められており、養子をとることができる。

養子縁組件数は 2003 年に 5354 件である (日本の特別養子縁組は年間 4~500 件)。

歴史的には、未婚の母の子どもを大量の養子を国内および海外に送り出していた。

子どもがルーツを辿る権利と方法について、法律が改正されて、生母を含む誰もが記録にアクセスすることができるようになった (生みの親が子どもを探せるようになったのは 2005 年)。

参考

イギリス政府「子どもが社会的養護下になったら」

<https://www.gov.uk/if-your-child-is-taken-into-care/overview>

大川聡子 2008「若年父親・母親の社会的背景と支援のあり方：イギリスの事例を通して」  
大阪府立大学看護学部紀要 14(1), 51-56

大川聡子 2009「10代の出産をめぐる家族の調整：アメリカ、イギリス、日本の社会構造の比較を通して」立命館産業社会論集 45(1), 207-228

津崎哲雄 2013「子どもの最善の利益を保障する理念・施策の現代化の課題：英国の取り組みを通して」世界の児童と母性 75, 70-75

統計資料 the Royal borough of Kenjinton and Chelsea

<https://www.rbkc.gov.uk/>

## Family Rights Group

<http://www.frg.org.uk/>

「家族の権利団体」は、子どもたちが家族とコミュニティで安全に育てられることができることだ。1974年に、子どもに関する家族の社会福祉での扱いに関連した弁護士、ソーシャルワーカー、学識者が設立。子どもにニーズがある、リスクがある、あるいは社会的養護下にある両親、家庭で子どもを育てられていない、より広い家族に対して活動している。家族会議のコンサルタントや研修の先駆者。地方自治体からの依頼も受ける。

以下の活動を含む。

- 無料電話相談における法的、実践的助言
- 親族や友人の子どもを育てている祖父母のような親族養育者への支援（地域の支援グループ紹介を含む）
- 子どもの保護調査、社会的養護に措置される危険のある子どもの親への擁護活動
- 子どもが家族ネットワークで安全に育つための家族会議
- 家族生活の権利擁護、家族の公正な扱い、子どもの安全と保護を求める法的実践的活動
- 研修やコンサルティング、出版などを通じたアクションリサーチ研究やプロジェクト
- 親と暮らせない子どもたちが親族ネットワークで暮らせるよう、the Kinship Care Alliance（親族ケア連合）を主宰
- システム変革を目指し、家族の声を届ける

私たち独自の立場は

The screenshot shows the homepage of the Family Rights Group. At the top, there is a search bar and a freephone helpline number: 0808 801 0366. Below this is a navigation menu with five categories: ABOUT US, NEED HELP OR ADVICE?, POLICY AND CAMPAIGNS, TRAINING & EVENTS, and ONLINE SHOP. The main content area is titled 'Welcome To Family Rights Group' and features a photograph of two young children. The text describes the charity's mission to support parents and families in England and Wales whose children are in need. A prominent red button says 'PLEASE SIGN UP NOW'. To the right, there are links for 'Advice Sheets', 'Advice FAQs', 'Discussion Boards', and 'Sign up to our e-newsletter'. A 'Tweets' section is visible on the right side. At the bottom, there are sections for 'READ ABOUT' (with links to Latest News, Commissioning our Services, Family Group Conferences, and Family and friends carers) and 'OUR ADVICE SERVICE' (with contact information and a list of services).

- まず子どもは家族とともにいられること
- 政府から独立した組織
- 家族の声を聞き家族とともにある歴史
- 必ず回答や提案を提示する
- 子どもの福祉に対して家族を中心に置くアプローチの先駆者
- 調査や証拠に基づく研究や記録
- 子どもがもっと家族の中で安全に暮らせるように、家族、地域社会のグループ、専門家、有識者、政策立案者と協同

サイトでの情報提供 状況別に法制度、利用資源、権利、相談者などを明示

ソーシャルワーカーがあなたの子どもの安全を懸念しているとき（措置されているとき／いないとき、親権をおこなっているとき／いないとき）

あなたが友人や親族の子どもの懸念をしているとき

地方当局に対して子どもの世話をする援助を求めたいとき（子どもに障がいがある、子どもに深刻な問題がある、親に障がいがある、家族に問題がある、子どもに特別な支援が必要）

あなたが友人や親族の子どもの育てているとき（措置されているとき／いないとき）

子どもが社会的養護下にあるとき

子どもが養子にされてしまうのではないかと恐れているとき（親権があるとき／ないとき）

研修、コンサルティング、グループカンファレンスの実施、研究、出版、法制度改革のための提言（家族を中心に置いたアプローチ、子どもの意思決定や計画に家族が参加できるように、子どものウェルビーイングを改善する政策）もおこなっている。

## ●Family Rights Group 訪問

養子縁組より親族ケアがよいとキャンペーンをおこない、政府に提言もおこなっている（サイトに掲示）。<http://www.frg.org.uk/involving-families/publications-and-reports>

親族ケアのうち、フォーマルな親族ケア（社会的養護として措置された親族里親ケア）は全体の5%のみ。Family Rights Group では、フォーマルな親族ケアとプライベートな親族ケアの両方の相談を受けている。

プライベートな親族ケアは祖父母やきょうだいなどによるが、友人や近隣によるケアもある。（経済的、非経済的）支援はない。支援を依頼したら、ソーシャルワーカーによるアセスメント（評価）が入り、フォーマルな親族ケアにするかどうか、相談することになる。（※アセスメントが入ると、支援は得られるが、不適切と評価されたら分離など介入があるだろう。）

子どもが公的な親族ケアや社会的養護に入っていて、養子縁組になりそうな母親から相談が入ることもある。その場合は、まず現在法律的にどのような状況にあるのか、どうして行政が動いているのか説明する。裁判所の呼び出しに応じるように、ソーシャルワーカーにつながるように、助言する。養子縁組に同意したら養子縁組になることも説明する。

1991年の法制度改正から親族ケアが増えた。2013年には判例で養子縁組よりも特別後見人の方がよいという判断が出た。そのため、養子縁組より前に、例えば海外にいる親族、いとこなど遠い親戚を含めて養育者を探すようになった。特別後見人は、養子縁組と異なり、親も子どもへの責任を持つことができるし、子どもが家庭に戻ることもできる。養子縁組は法律的に生みの親との関係が切れてしまい、生みの親だけでなく、祖父母やきょうだいなど親族との関係が切れてしまうので、適切ではない。

養育に問題がある親は状況を改善できないことが多い。子どもを産むたびに子どもと引き離され、手元に子どもがいないから、（寂しくて）また子どもを産むことになってしまう。その点でもインケア・システム（社会的養護）よりも親族ケアの方が望ましい。また治療的支援をおこなうことで、サイクルを絶つことができるサポートをしている。シングルマザーへのスティグマも以前よりなくなっているし、シングルマザーへの公的支援もある。

サイトに Family Group conference のページがあるが、アメリカ、ニュージーランドなど海外の Family Group conference とネットワークを組んでいる。

Family Rights Group では、相談支援活動、調査研究、政策提言やロビー活動のほか、出版、研修もおこなっている。

一例



年長きょうだいによる養育経験 支援グループの立ち上げと運営 家族親族ケアの法的地位

謝辞

訪問にあたって御菌生直美さんにお世話になりました。ありがとうございました。

## Natural Parents Network (NPN)

<http://n-p-n.co.uk/> (電話は水曜日午前)

<https://www.facebook.com/NPNNaturalParentsNetwork>

NPN Registered Charity Address 20 Rookery Way Seaford BN25 2TE

[smithagius@sky.com](mailto:smithagius@sky.com)

イギリスをベースに、養子縁組に関連して類似した体験をした人びとに対し、偏見なく、親密に、独自の支援をする自助組織。個人会費 15 ポンド、組織 35 ポンド。

子どもを養子にして別離することになったことに関連した感情を傾聴する。また、接触や再会にまつわる感情と対処する援助や支援もおこなう。

NPN は 1987 年に始まった全国組織で、生みの親の委員会が運営している。会員は生みの親や親族なら誰でもなることができ、養子縁組に関連する民間機関や組織も入会可能である。その他の活動としては、

- 社会福祉部や養子縁組機関との連絡
- 養親の養子縁組前、後の団体への参加、養子縁組審査団への参加
- 養子縁組政策や実践に関連した人びとに意見や経験を知らせる
- 政府協議文書への対応、養子縁組および子ども 2002 年法の施行に関連した会議への出席
- 守秘義務に違反しない範囲におけるメディア、研究者、学生への対応
- 会報の発行

**NATURAL PARENTS NETWORK**  
For Natural Parents and Relatives  
Who Have Lost Children to Adoption

Registered Charity Number: 0104282

Natural Parents Network is a self help organisation, which offers non-judgmental, confidential and independent support to people who share similar experiences.

- [About Natural Parents Network \(NPN\)](#)
- [How to become a member of NPN](#)
- [How to contact NPN](#)
- [Birthparents Rights](#)
- [Members' Notice Board](#) (please note the Forum is now closed)

Natural Parents and relatives are entitled to join NPN and benefit from its services without discrimination on grounds of Race, Gender, Sexual Orientation, Age or Disability.

**Useful links:**

Natural Parents Network we have our own face book page  
<http://www.facebook.com/NPNNaturalParentsNetwork>

BAAF (British Association for Adopted & Looking After Children) [www.baaftoday.com](http://www.baaftoday.com)

Family Rights Group  
We give information and advice to families who are involved with children's social care services. We regularly advise parents, who are going through adoption, on what its parents who have lost a child to adoption and any pregnant women and hear of what may happen to their baby. Information about our advice service is here: <http://www.familyrights.org.uk>

Here is our advice sheet on adoption: [Adoption of Children 2012](#)

Family Rights Group  
0207 823 2625 (Mon - Thurs)  
[www.frug.org.uk](http://www.frug.org.uk)  
Advice line: 0948 091 0366 (Mon-Fri, 9am - 3.30pm)

**COUNSELLING DIRECTORY**

Counselling Directory is now a leading support network in the UK, offering a confidential service, to encourage those in distress to seek help! The directory contains information on many different types of therapists, as well as articles, news, and events, and to ensure the professionalism of our website, all counsellors have provided us with qualifications and insurance cover, or proof of membership with a professional body.

Email: [enquiries@counsellingdirectory.org.uk](mailto:enquiries@counsellingdirectory.org.uk)  
Website: [www.counsellingdirectory.org.uk](http://www.counsellingdirectory.org.uk)  
Telephone: 01273 301240  
Facebook: [www.facebook.com/CounsellingDirectory](http://www.facebook.com/CounsellingDirectory)  
Twitter: [www.twitter.com/CounsellingDir](http://www.twitter.com/CounsellingDir) UK

生みの親の権利

the Adoption and Children Act 2002 の 98 節において、生みの親やその親族は、2005 年 12 月 30 日以降に縁組された子どもに対する仲介サービスを求める法的権利をもつ。ただし請求の時点で養子は成人（18 歳以上）でなければならず、生みの親・親族も、仲介サービス申請書を作成し、18 歳以上でなければならない（例えばきょうだいの場合など）。すべての自治体と民間養子縁組機関が生みの親・親族に直接的な仲介サービスを提供するわけではないが、その場合はサービスを提供する機関を提供しなければならない。仲介サービスを提供する機関が養子縁組機関ではない場合、申請書に記載された民間あっせん機関の意見を求めることが必要とされる。養子へのアクセスは自動的な権利ではない。仲介サービス提供者は、すべての関係者の福祉を考慮に入れなければならない。民間機関は養子縁組記録から多少の情報を提供することができるだろうが、養子およびその家族は、同定可能な情報を開示しない。

法令前後で権利が異なっているが、地方当局はカウンセリングを提供すべきである。GRD (General Register Office)は養子連絡記録 (Adoption Contact Register) をもっている。生みの親・親族も成人した養子も接触する／しないと登録することができる。成人した養子は完全拒否も登録することができる。この法令は生みの親・親族の状況を多少改善したが、成人した養子の方が生みの親よりも多くの権利がある。2008 年 8 月

リンク先

**BAAF (British Association for Adoption& Fostering)**

**Family Rights Group** 子どもが社会的養護下にある家族への情報提供と助言

養子縁組で子どもを失った親、養子縁組のプロセスにある親、再び妊娠して子どもに何が起こるか不安に思っている親に助言をしている

**COUNSELLING DIRECTORY**

私たちの活動に協力してくれた先導的なカウンセリング団体

※サイトのレビューのみ（訪問せず）

## CoramBAAF :Adoption & Fostering Academy

<http://corambaaf.org.uk/>

パーマネンシーの観点から養子縁組に携わる養子縁組機関や専門家を支援するイギリス最大の民間機関。専門家の研修、会議、コンサルティング、研究、出版などもおこなっている。CoramBAAF は、Coram グループの一部で、イギリスで 275 年以上も子どもの福祉や教育、権利活動に関わる慈善団体である。

イギリス連合王国各地の下記の活動を含む。

Adoption Activity Days (活動日に候補児と大人が交流し養子縁組が成立)

Adoption Register (イングランド)

Scotland's Adoption Register (スコットランド)

Adoption Regional Information System Northern Ireland (ARIS) (北アイルランド)

Wales Adoption Register (ウェールズ)

イギリスでは現在 5 万人の子どもが社会的養護下にある。Activity Days for Fostering に向けて、機関のソーシャルワーカーは候補児を指名し、プロフィール書類を作成し、準備をする。2015 年には 25 のイベントで 1000 人以上が養子縁組に向けて動き出し、4 人に 1 人が委託された。

### BCAS 研究

1960 年代、70 年代書記に香港の孤児院で開始した中国人の養子となった女子 100 の追跡調査を現在も継続している。イギリスでの子どもの発達と成功が確認されている。

1998 年から 2006 年の間に中国から西側諸国に養子として渡った子どもは 7 万人以上と推計されており、イギリスでは過去数年間の国際養子の半分が中国からである。



## BME Perspective Project (The Black, Asian and Mixed Ethnicities Perspective Project)

黒人、アジア系、エスニックが混じった子どもたちの文化的・環境的遺産という特別なニーズを理解することを普及啓発するプロジェクト。専門家、実践家、養子縁組家族、ケア提供者、生みの家族に助言とカウンセリングをおこなう。(人種、文化、宗教、言語などの) ニーズ、文化的・環境的遺産、アイデンティティ、愛着に関する研修、支援、指導、助言、情報提供もおこなう。

### 養子縁組・社会的養護

社会的養護と養子縁組は、障がいをもつ子どもの養育、アフリカ系黒人、カリブ系（イギリス旧植民地の中米）、アジア系、混合のエスニシティの子ども、同性カップルの里親や養子縁組を含む多様なものである。

### 養子縁組

イギリス国内で養子縁組を必要とする子どもは毎年6千人以上。就学児、きょうだいあり（2分の1以上）、障がい、被虐待など様々な背景をもつ。

**10 things about... ADOPTION**

- 21+** **There is no upper age limit to adopt**  
Adopters need to be at least 21 years old and have the potential to provide care and support for the child through to adulthood.
- Single? No problem**  
Children have been placed into stable, loving homes by single parents and couples, whatever their gender or sexual orientation, for many years.
- No ethnic matching**  
There are children from many different backgrounds waiting to be adopted. As long as you meet the child's needs, you can adopt children of any ethnicity.
- It's quicker than you think...**  
In fact, you can now become approved as an adopter within six months and can have a child placed with you within three months after that.
- Disabilities or not, you can still adopt**  
Health problems and disabilities are not barriers to adoption, provided you can care for the child you adopt.
- Pets are allowed!**  
Provided your pet does not pose a threat to the child's health or safety, then it can be an excellent addition to the family.
- Renting, or worried about space issues?**  
To become an adopter in England, you don't need to be a home-owner, and you may have priority for council housing, if you have the space and resources to care for children as they grow up you will be considered.
- Wage is no barrier**  
Being on low income for benefits should not stop you from becoming an adopter. You may be eligible for Tax Credits or other benefits and allowances, such as Disability Living Allowance and Carer Allowance, if you adopt a disabled child.
- You can adopt if you already have children**  
And you can adopt more than one child at once - some children will have siblings and waiting to be adopted.
- British resident?**  
You need to have been living in the British Isles for at least 5 years to apply for an adoption order.

Department for Education | Find out more at [www.first4adoption.org.uk](http://www.first4adoption.org.uk)

21歳以上で上限なし（40歳以上だからとあきらめるのは間違い）、子どもが成長しても心身の力があること、健康診断、子どもの情緒的・アイデンティティ・健康・発達のニーズを満たす。2011年にガイドラインが改正された。身体障害者、独身、同性婚も養子縁組できる。イングランドとウェールズでは2005年12月30日から未婚カップルが共同養子縁組可能。養子縁組は自治体または民間機関で行う。居住する地域に限定されない。

養親適格認定のステップは約6ヶ月かかる。①登録とチェック、②評価と合格、の主に2つのステップである。（詳細はサイトを参照）

社会的養護下にある自らの子どもが養子になりそうでそれに同意しない場合は、The Natural Parents Network、北アイルランドではNext Stepに連絡を。

## 社会的養護

社会的養護には、緊急、短期、障がい児の短期宿泊、裁判所が審理期間（子どもへのヒアリングの必要）に、子どもが小さくて専門里親への「再拘留 remanded）」を命じた場合、長期・永続的、親族知人間、私的、などがある。

近年、里親は自営職業としてみなされており、様々な控除や保険もある。

子どもには様々な背景があるから、里親も様々な人が必要で<sup>1</sup>、人種、婚姻状態によらず、離婚者や同棲者、同性カップルもよい。年齢の上限はないが、子どもに十分なケアができ健康でなければならない。

## 後見活動（親族間のケア、後見、私的養護）

親族間の養育だけでなく、信頼する知人や隣人も含む「つながりのある人」によるケア。祖父母に世話を頼む私的なものから、法的命令による公的なものもある（28 日以上の場合）。後見人が子どもと同居する場合は、公的措置を離れる。

## 養子、措置解除後の成人

親族探し→Adoption Search and Reunion（ASR）を参照<sup>2</sup>

データベース非開示→The Disclosure and Barring Service DBS（以前は the Criminal Records Bureau CRB）。犯罪責任年齢は 10 歳以上であるため、養子縁組が 10 歳未満であれば、養子縁組前の氏名を公開しなくてよい。10 歳以上であれば、DBS は雇用者に以前の氏名を公開してしまう。BAFF を通して、個人が直接 DBS に自らの養子縁組前の氏名を提出することが可能。

1965-1969 年に多様なエスニックの子ども 53 人が 51 家族に委託され、1974-75 と 1980-81 年に追跡調査された。CoramBAAF はこの記録を管理・保管しており、養子本人は記録を開示される。

## 妊娠・養子縁組を検討

自治体、民間養子斡旋機関、産科病院のソーシャルワーカーが相談に応じる。

既婚の場合はパートナーの同意が必要だが、未婚で子どもの父親が出生証明書に氏名を明記していないなら同意は不要。できるだけ子どもの父親に連絡をとること。

出産後の子どもの世話を誰がするのか、家族に会うか、ソーシャルワーカーと話すこと。養子縁組の同意は出生後 6 週間にはできない。機関は子どもの状態を裁判所に報告し、最終的に裁判所が養子命令を出す。養子命令は子どもの誕生後 19 週以降、養親と 13 週以降同居して以降。養子縁組はすべて裁判所の承認が必要。養子縁組は近い親族にする以外は、自分ですることはできない。養親の調査などを機関がおこなう必要があるため。

同意の撤回について、委託前なら子どもは生みの親に戻る。委託後、裁判所に申し立て前なら特段の理由がなければ生みの親に戻る。申し立て後でも、子どもの最善の利益になる

---

<sup>1</sup> fostering agencies need carers from all types of backgrounds

<sup>2</sup> <http://www.adoptionsearchreunion.org.uk/default.htm>

ならば生みの親に戻るが、命令が出たあとは不可。

## LGBT

法改正により同性カップルの養子縁組が促進された。同性カップルによって育てられた子どもに社交性やメンタルヘルスに特段の影響がないことが研究で明らかになった。

New Family Social、Pace Health、Adoption UK、Stonewall、Fostering Network が直接的に支援を提供する。

## 研修対象者

養子縁組と社会的養護の行政関係者

養親

養子縁組のソーシャルワーカー

専門的実践家

民間機関の意思決定者

子どものケアのソーシャルワーカー

子どもの合憲人

新人実践家

教育、医療、法律家

家族支援員

社会的養護の職員

開業評価担当者

ソーシャルワーク主任

特別後見人と親類縁者

ソーシャルワーカーのスーパービジョン

その他に、民間機関や専門家の措置ケースのコンサルタント、各種会議の開催、法律や統計の情報提供、全国の民間機関データベース検索などもおこなっている。

## 補足情報

民間機関や政府機関をまたぐアレンジメント料金に関する取り決め

[http://www.baaf.org.uk/webfm\\_send/3818](http://www.baaf.org.uk/webfm_send/3818)

プロセスが段階1か、段階2か、スーパービジョンが継続しているかによるが、例えば段階2まで終了していたら、子ども一人の場合、2万7千ポンド（1ポンド130円の場合約35万円、スーパービジョン1ヶ月約10万円）。

## 書籍出版

ジャンルは、以下

- 養子縁組
- 里親の養子縁組
- アタッチメント、トラウマ、レジリエンス、トラウマを経験した子どもの養育

- 性的虐待を受けた子どもの養育
- 養子縁組家族のための治療
- 情緒的、行動的問題
- 効果的な養子縁組審査団
- ソーシャルワーカーや記録管理職員向け成人となった養子の記録へのアクセス情報
- 実践家や専門家のための法制度解説
- 健康記録
- 養子縁組親族
- よいアセスメント
- 一次的な傷
- 養子縁組の準備
- 絵本
- ライフストーリーワーク など

サイトに掲載されている統計 (参考: イギリスの人口は日本の約半分)

要保護児童 (Number of Children Looked After)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
England	65,500	67,070	68,060	68,840	69,540	70,440
Northern Ireland	2,511	2,644	2,807	2,858	2,875	2,890
Scotland*	16,231	16,248	16,041	15,580	15,404	-
Wales	5,390	5,721	5,764	5,756	5,617	5,662
<b>Total</b>	<b>89,632</b>	<b>91,697</b>	<b>92,727</b>	<b>93,034</b>	<b>93,436</b>	-

要保護から養子縁組へ (Adoptions from Care)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
England	3,100	3,470	4,010	5,050	5,330	4,690
Northern Ireland	not published	60	88	89	72	-
Scotland*	264	272	297	337	-	-
Wales	254	246	329	345	383	340
<b>Total</b>	-	<b>4,047</b>	<b>4,724</b>	<b>5,821</b>	-	-

Latest Data (直近のデータ)

Year ending 31st March 2016 (England), 31st March 2016 (Northern Ireland & Wales) or 31st July 2015 (Scotland) 年度末統計

Foster Care Placements (社会的養護の措置数)

England	51,850
---------	--------

Northern Ireland	2,212
Scotland	5,478
Wales	4,262
<b>Total</b>	<b>63,802</b>

**Number of Children Entering Care (新たに措置した数)**

England	32,050
Northern Ireland	844
Scotland	4,198
Wales	2,033
<b>Total</b>	<b>38,145</b>

**Number of Children Leaving Care (措置解除数)**

England	31,710
Northern Ireland	825
Scotland	4,367
Wales	2,159
<b>Total</b>	<b>38,451</b>

**Adoption Orders (includes adoptions by step-parents and relatives)**

(養子縁組命令、継親や親族の養子縁組を含む)

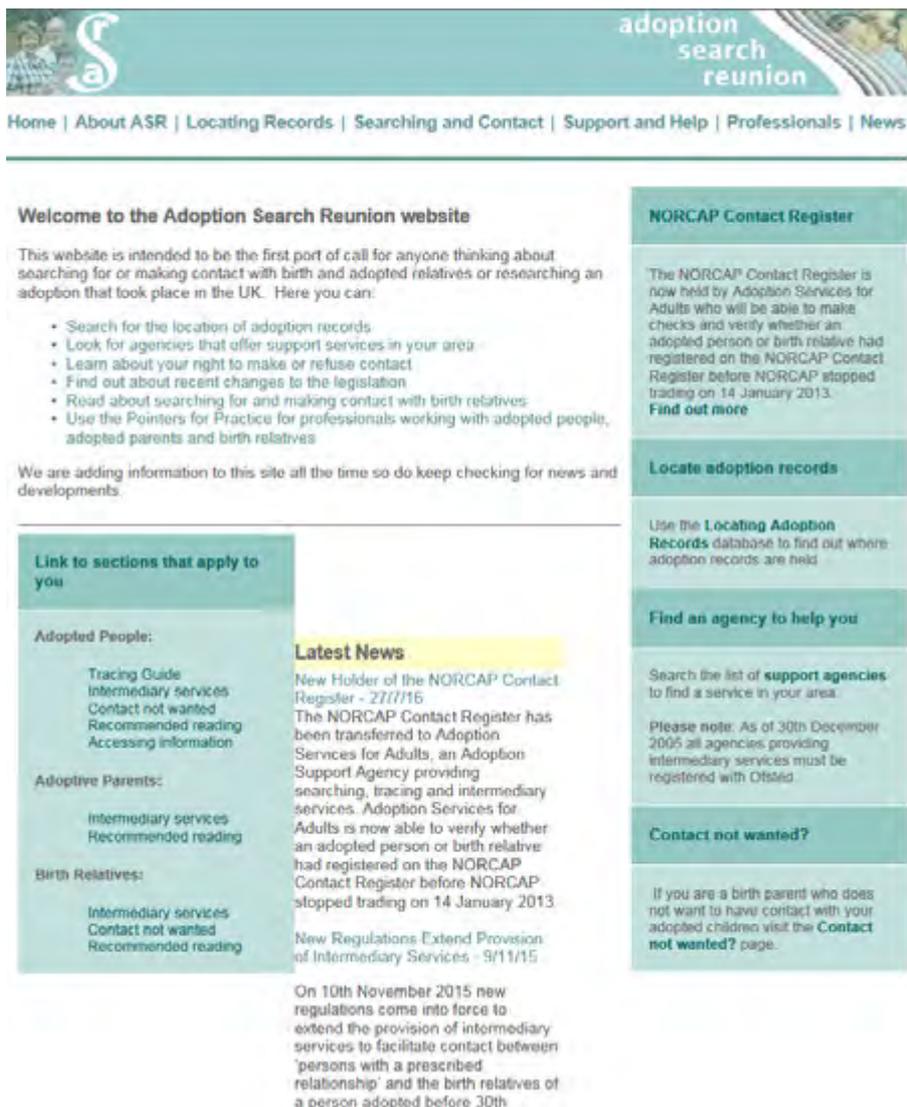
England and Wales	5,206
Northern Ireland	130
Scotland	-
<b>Total</b>	<b>-</b>

## ●CoramBaaf 訪問

### Adoption Search Reunion

養子、生みの親は記録にアクセスする権利と法律的に持っている。また生みの親は、養子が探せなくなることを防ぐために、名を変更してはならないことになっている。こうした情報へのアクセス権は、どの国、どの地域でも、長い間戦って、法律を手に入れたものである。

WEB サイト「Adoption Search Reunion」は2006年5月に公式に指導した。もともとBAAFが運営していたが、現在はCoramBAAFが管理している。生みの親と養子やその親族が互いを探したり、接触することを検討するさい、あるいはイギリスで実施されている養子縁組の研究をするさいに有用な資源になってきた。WEBサイトの利用は完全に無料で、養子縁組に関する幅広い情報、養子になった人や生みの親やその親族、養親の探索と再会に関する情報を提供している。また、特にこの分野に従事する養子縁組の実践者に有用な情報や材料を提供している。



adoption search reunion

Home | About ASR | Locating Records | Searching and Contact | Support and Help | Professionals | News

#### Welcome to the Adoption Search Reunion website

This website is intended to be the first port of call for anyone thinking about searching for or making contact with birth and adopted relatives or researching an adoption that took place in the UK. Here you can:

- Search for the location of adoption records
- Look for agencies that offer support services in your area
- Learn about your right to make or refuse contact
- Find out about recent changes to the legislation
- Read about searching for and making contact with birth relatives
- Use the Pointers for Practice for professionals working with adopted people, adopted parents and birth relatives

We are adding information to this site all the time so do keep checking for news and developments.

#### Link to sections that apply to you

**Adopted People:**

- Tracing Guide
- Intermediary services
- Contact not wanted
- Recommended reading
- Accessing information

**Adoptive Parents:**

- Intermediary services
- Recommended reading

**Birth Relatives:**

- Intermediary services
- Contact not wanted
- Recommended reading

#### Latest News

**New Holder of the NORCAP Contact Register - 27/11/15**  
The NORCAP Contact Register has been transferred to Adoption Services for Adults, an Adoption Support Agency providing searching, tracing and intermediary services. Adoption Services for Adults is now able to verify whether an adopted person or birth relative had registered on the NORCAP Contact Register before NORCAP stopped trading on 14 January 2013.

**New Regulations Extend Provision of Intermediary Services - 9/11/15**  
On 10th November 2015 new regulations come into force to extend the provision of intermediary services to facilitate contact between 'persons with a prescribed relationship' and the birth relatives of a person adopted before 30th

#### NORCAP Contact Register

The NORCAP Contact Register is now held by Adoption Services for Adults who will be able to make checks and verify whether an adopted person or birth relative had registered on the NORCAP Contact Register before NORCAP stopped trading on 14 January 2013.  
[Find out more](#)

#### Locate adoption records

Use the **Locating Adoption Records** database to find out where adoption records are held

#### Find an agency to help you

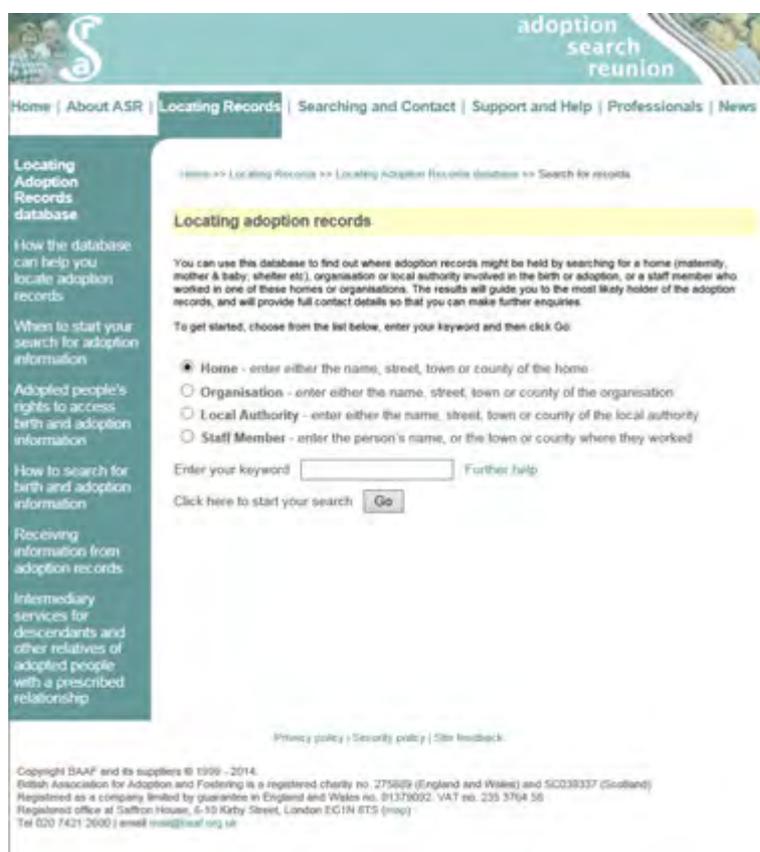
Search the list of **support agencies** to find a service in your area.

Please note: As of 30th December 2005 all agencies providing intermediary services must be registered with Ofsted.

#### Contact not wanted?

If you are a birth parent who does not want to have contact with your adopted children visit the **Contact not wanted?** page.

このサイトには検索可能な2つのデータベースがある。一つは「Find an Agency (エージェンシーを見つける)」で、支援、カウンセリング、仲介サービスを提供している機関を探すものである。二つ目は「Locating Adoption Records (養子縁組記録がある場所)」で、養子縁組、子ども、生みの親の関係者に関連した記録がありそうな場所、どこが記録をもっているのか、どこに連絡をすればよさそうか探すのに役立つデータベースである。このリストには母子施設、養子縁組機関のリストが含まれており、情報を探している人々がこの情報を使って、どこに記録がありそうか情報を得るのに役立つ。データベースには個人の情報は含まれていない。



サイトには下記のような幅広いトピックのQ&A式の有用な助言が掲載されている。

- ・生みの親の関係者（実方）を探し連絡すること。
- ・もとの（生まれたときの）出生証明書の写しを含む出生と養子縁組の情報にアクセスする権利
- ・イングランドやウェールズの法律
- ・養子と生みの親の関係者の仲介サービス
- ・連絡されなくなったら何をすればいいか

情報へのアクセスの助言を提供したり仲介サービスを提供している機関や専門職のための

ページでは、法律、ガイドライン、研究の知見を提供しているほか、「Pointers for Practice」という名前のツールキットも掲載されている。

養子は18歳以上（成人）になって、生みの親やその他の親族を探す権利をもつと、出生記録と養子縁組記録にアクセスすることができる。生みの親およびその親族は仲介サービスを依頼して、養子およびその親族に連絡を取りたいと思っていることを知らせる権利をもつ。仲介サービスは、登録された養子縁組機関によって提供されるが、養子となった人の許可がなくても、個人が特定されない情報は生みの親の関係者に伝えられることが可能だ。養子となった人もまた、生みの親の関係者から連絡を受けたくないときに、登録を拒否する権利をもつ。養子縁組のソーシャルワーカーは、探索と再会のプロセスにおいて養子となった人や生みの親およびその親族への支援、助言、情報提供をし、彼らが直面することであろう問題、示唆、潜在的結果を探索するのを支援する。

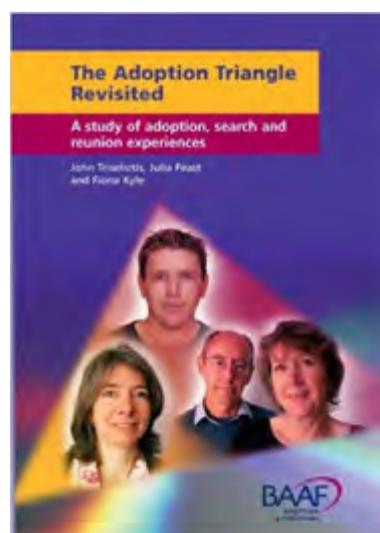
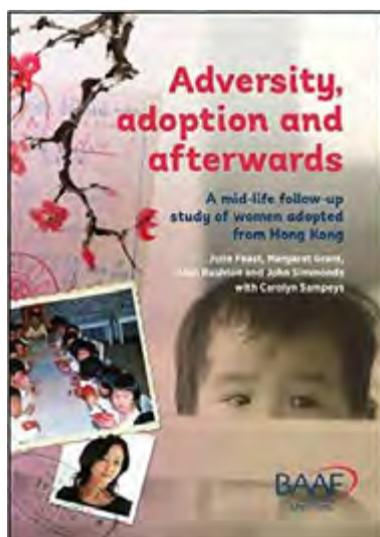
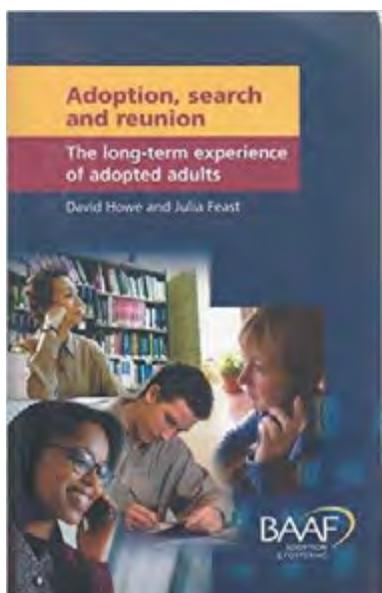
CoramBAAF では情報へのアクセスや仲介サービスを提供している養子縁組機関の職員やマネージャーを対象にした研修ワークショップを行っている。

養子縁組の探索と再会に関する調査研究がいくつかある。今回インタビューを受けて下さった CoramBAAF のスタッフは、以下の3冊の共著者である。

*Adoption Search and Reunion : The Long-term Experience of Adopted Adults*（養子が生みの親や親族を探して長期的に何が起きているか、テリングやアイデンティティ、帰属感、異人種間の養子縁組のダイナミクスについて500人以上を対象に調査研究）

*Adversity, Adoption and afterwards*（中国から香港経由の国際養子縁組の追跡調査）

*The Adoption Triangle Revisited: A Study of Adoption, Search and Reunion*（養子縁組された子どもの経験に関する調査）  
である。



### 隣接の The Foundling Museum（捨て子博物館）

トマス・コーラムが 1739 年に創設した The Foundling Hospital（イギリス初めての捨て子院）があった場所に現在のコーラム（Coram）はある。1926 年までイギリスで唯一の捨て子院が開設されていた。



子どもに添えられたトークン（しるし）。トークンもない母親は、自身の洋服をちぎって子どもに添えたが、その洋服を証拠のために携えて現れる母親はほとんどいなかったという。

### 謝辞

報告作成にあたって、Julia Feast さん（CoramBAAF）、小川紫保子さん（大和日英基金）に大変お世話になりました。

## After Adoption

<http://www.afteradoption.org.uk/>

イングランドとウェールズ全域で活動する独立した養子縁組民間機関。養子縁組の委託から、生みの家族の支援や養子縁組で分離した家族の再会まで、養子縁組に関わるすべての人に関わる。1990年に養子縁組の難しさに直面している人びとがマンチェスターに集い、Post Adoption Support として初めて以降、20年以上にわたって、刑務所の生母に関わるパイオニアとして活動し、青年の養子の生みの家族探しや再会に関わってきた。養子縁組の影響を受けた若い養子の唯一の電話相談 TalkAdoption を開設した。また 2012年には West Midlands の養子縁組機関と合併した。ここは 1994年からバーミンガムの養子、生みの親やその親族の支援をおこなってきた。

現在は、家族探しや養子縁組支援を含む幅広いサービスを提供するイングランドとウェールズの先導的な養子縁組機関のひとつ。また、SafeBase 子育てプログラムという専門サービスも提供している。

子どもたちの家族を見つける

協同する地方自治体と養親候補者の適合率は 50%以上

より広い家族の支援と家族メンバーの再会

養子縁組は生涯に影響を与え、生みの家族により大きな影響を与える。子どもを失った生みの親を支援し、子どもは自分が誰であるか、背景を理解するニーズがある。分離した家族メンバーを探し出して再会することを支援する。

## SafeBase

(養子縁組家族のための治療的子育てプログラム)

2014年で15年目になるプログラムで、年間40回以上、毎週プログラムを実施している。養子縁組家族と子どもの安定的な関係を向上するためのプログラム。

- アタッチメントと子どもの発達
- 脳の発達に対する早期の悪影響

The screenshot shows the homepage of the After Adoption website. The header features the logo and navigation menu. The main content area includes a large image of a woman and a child, with several text boxes and links. One box says "Support for adoptive families...", another "Thinking of Adoption?", and another "Worried about your child being adopted?". There are also links for "Adoptive parents looking for support?" and "What's New" section with various news items.



学校で問題を抱えたことがあり、10代には悪化することがわかっている。64%の親が10代が学校で最も困難に直面したと回答している。そこで中高生の養子に特別に付加する支援ニーズに焦点を当てる。親が思春期の変化や移行を知り、子どもが直面する課題を理解することによって、子どもは親からの支援を感じ、ストレスと家族の崩壊を減らすだろう。

### TALKadoption

TALKadoption は、治療的なキャンプ、遊び、ワークショップ。11 から 18 歳の青年と親のキャンプで子どものためのワークショップや活動がある。子どもは自信と自尊心を高め、家族全体に役立つ治療的活動である。



子どもや青年たちがチーム活動をするピアグループもある。

TALKadoption は若い養子（0～21歳）を対象にした活動で、国内5箇所毎月休日に開催されている。創造美術、演劇、音楽、映画製作などの創造的活動を他の養子となった子どもと協同でおこない、感情を表現したり、自信構築をしたり、経験を共有する。イギリスでは4人に1人が養子縁組と何らかの関係がある。こうした活動は、将来、養子縁組を理解する人を増やすことにもなるだろう。



### 生みの親との活動

私たちの団体の重要な部分である。本団体開設以降、下記のような生みの親へのサービスを展開する先駆者である。

- 個人から個人への支援
- 他の生みの親とのグループ活動
- 最終的な連絡の支援をするミーティング（Final contact support meeting）
- ライフストーリーワーク
- 子どもと連絡をとる仲介サービス
- 養子縁組によって生起する問題へのカウンセリング
- 手紙のやり取りサービス

地域に根ざしたサービスを提供しており、生みの親の地域で可能なプログラムを探す。ただし私たちは権利活動は提供していない。研修を受けたカウンセラーが対応する Birth Ties という無料電話を開設し、話が聞ける体制を整えている。

### Breaking the Cycle

中部地方で養子縁組で子どもを失った生母に提供しているプログラムは Breaking the Cycle というプログラムで、生母が過去を理解し将来の肯定的な選択を助ける治療的な一对一の、あるいは集団のプログラムである。このプログラムの目的は、生母が人生をコントロールする力を取り戻し、自信を向上することを促すことである。生母の意思による自発的な参加である。

## BirthTies

子どもが養子になったのではないかと心配している人のためにソーシャルワーカーがあなたのケアから子どもを離すと  
言った、子どもが既に養子縁組家族の一員になっているか  
もしれないなど心配している人の相談電話（メール）。



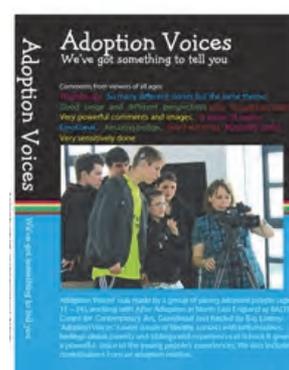
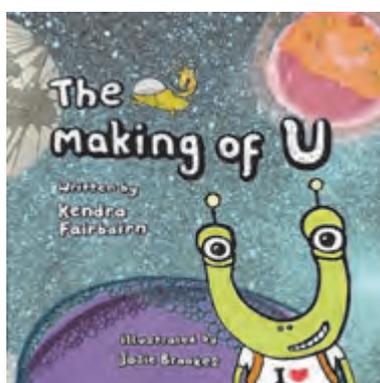
子どもが養子になった、そのプロセスが考慮されている生みの家族の支援と情報提供サービス。養子になっていたら、話を聞き、何が起きているか理解できるよう説明する。養親に面会したいならその支援、あるいは手紙のやり取りの支援。同じ状況の人の紹介。生みの親族への支援提供。

## つながりのある人の検索

生母や養子だけでなく、血縁的つながりのある人を捜すサービスを 20 年以上提供している。昨年は 83% が成功した。連絡を取られたくない人もいるので、適切な人にアクセスする。



その他に、会議の開催、20 年以上にわたる自治体との協同、養子がライフストーリー本を作成する専門的援助、研修などをおこなっている。研修はレベル別、グループ・個人別の治療研修、発達の心理的治療研修、きょうだいを分離するか否かのアセスメント（評価）と支援戦略研修などである。



## ●After Adoption 訪問記録

現在おこなっている業務は主に、

- ①カウンセリング
  - ②レターボックス バースマザーと養子縁組家族の最低年に2回の連絡。適切な手紙の書き方などを含む。
  - ③バースペアレントのミーティング
  - ④ダイレクトコンタクト  
バースペアレントと養子の面会の手伝い。バースペアレントではなく、その親族であることもある（例えば養子の祖父母やきょうだい）。状況を見極め、安全・適切性を保っておこなう。
  - ⑤電話のヘルプライン、ホットライン
  - ⑥プログラム
- の6点であるが、その他に、独自のプログラムを実施している。

先にサイトの情報からまとめたとおりであるが、特に下記3点についてヒアリングから補足する。

### ①Birth ties（生みのつながり）

すでに各所で記載したように、かつてのイギリスでは、未婚の母が意思決定して養子に託していた。未婚母施設で産前産後を過ごすこともあり、養子に託すのは出産直後が多く、子どもの委託先について知ることなかった。

現在のイギリスの養子縁組のほとんどは、保護された子どもが裁判所の養子縁組命令を受けて委託されるもので、就学前後など年齢が高いことも少なくない。親権者の同意を必要としないため、生母が知らない間に養子縁組が進行、終了していることもある。あるいは、生母がその時点でどのような状況にあるかを理解していないこともある（例えば、子どもを引き取るために何を改善しなければならないか、どのような評価がされているか、誰に会うべきか、等）。

Birth ties では、現在、何が起きているかを説明する。また、次の子（他の子）は自ら養育できるよう、何ができるかを説明する。養子縁組が終了している場合は、母親へのケアや、面会の準備をする。生母だけでなく親族に準備することもある。

letter box system というプログラムで、手紙の間接的な交換をおこなう。手紙の書き方がわからないこともある（例えば、ただ I love you を繰り返すだけ等）ので、書き方のサポートも含む。

### ②Breaking the Cycle（連鎖を断ち切る）

助成を受けてバーミンガムで2014年から開始した。ソーシャルワーカーが実施する治療的プログラムである。まず生母と一対一で面会し、現在の状況、地域社会のサービスとつながっているか、プログラムに参加する意思や潜在力、背景などを丁寧に確認する。例えば薬物依存で保護司がついている場合は保護司と連携するなど、地域資源と連携しておこなう。適切でないと本人に得るものがなくなってしまう。

プログラムに参加することになったら、バスでピックアップするなどして、当日一つの場所に集まる。

プログラムは、もともとはトラウマを受けた子どものアタッチメント・ベスト・治療的プレイプログラムを生母に適用している。生母にもアタッチメントの課題があり、負の連鎖があるため、それに気づくことが、断ち切ることに繋がる。

例えば **big life map** で人生の長い **journey** (旅) の **diagram** (絵) を書く。歩んできた自分の軌跡を振り返ることによって、サイクルの不健康さに気づき健全なサイクルにできるように考える。ライフストーリーを語り、感情や経験を話し合う。自尊心を取り戻す。

このプログラムは、本来の強さ、レジリエンス、抵抗力、回復力を引き出すエンパワメントでもある。

### ③Safe Base Program

トラウマ、虐待を受けた子どものための治療的な **attachment based program** は、養子縁組家族のプログラム、10代の子どものためのプログラムなどを実施している。

学校を訪問して、学校関係者のために実施するのは、(特にイギリスの) 学校は、子どもの問題行動に対して罰を与えがちだが、子どもは虐待を受け、保護され、年長になって養子になっているので、子どもの状況について説明し、罰を与えるやり方は合わないを理解してもらうことが必要である。



謝辞

訪問にあたって、保明綾さん (マンチェスター大学) にお世話になりました。ありがとうございました。

## PAC-UK

<http://www.pac-uk.org/>

The Agency for Adoption & Permanency Support

PAC (the Post Adoption Centre) と AAYPAC-UK (After Adoption Yorkshire) が 2014 年 10 月 1 日に合併して本国で最も大きな養子縁組支援機関となった。PAC は 1986 年開設の養子縁組支援のパイオニア。AAY はヨークシャー州とハンバーサイド州で 1994 年に開設された団体。PAC-UK は、養子縁組に関連したすべての人びとや、その他の形式のパーマネンシー(永続性)にある人びとが自分の人生を十分に送れるように支援するものである。個々人に支援の情報提供をすると同時に、専門家や一般の人への知識向上も目指す。事務所はロンドンとリーズにある。事業内容は下記の通り。

- 養子縁組家族、後見制度や親族ケアなどのパーマネントに措置された子どもへのカウンセリングと治療 (Child and Family Service)
- 養子やパーマネントに措置された子どもの学歴・学力向上のための子ども、親、学校への教育サービス (Education Service)
- 生みの親や生みの親の親族に広範囲な助言、カウンセリング、グループを提供する第一の家族サービス (First Family Service for Birth Parents and Birth Relatives)
- 養子とパーマネントに措置された子どもの特定のトピックに焦点を合わせた包括的研修サービス (Training Service)

42 の地方自治体と協力関係にあり、毎年 100 以上の地方当局者が私たちの専門的知識から

The screenshot shows the homepage of PAC-UK. At the top, there is a navigation bar with the logo and the text "THE AGENCY FOR ADOPTION & PERMANENCY SUPPORT". Below the navigation bar, there is a main banner with the text "Specialist Therapy, Advice, Support, Counselling & Training for all affected by Adoption & Permanency". The banner features a group photo of diverse people, including children and adults. Below the banner, there is a section for a conference titled "PAC-UK Conference: Adoption - Living Life to the Full". The conference details include the date "The evening will be a full day conference, enabled by a collaboration between PAC-UK and the Dig Lottery Grant, will explore the latest thinking into adoption support and how it is changing across the UK." and the location "B & B Newcastle". At the bottom of the page, there are two contact boxes for the London and Leeds offices, providing phone numbers and opening hours.

利益を得ている。治療や専門的助言、研修などに関わるスタッフとボランティアは合計 70 名以上で、2つの団体が統合することにより、より広範囲に質の高いエビデンスを持ったサービスを提供できるようになった。

#### 相談・支援

ロンドンオフィス、リーズオフィスでは毎日相談電話を受けている。

サービスの対象は養親、養子縁組の成人子、生みの親や親族、子どもや家族、教育、カウンセラーやソーシャルワーカー、地方自治体である。

#### First Family Service for Birth Parents and Birth Relatives (生みの親と親族へのファースト・ファミリーサービス)

生みの母親や父親、親族で、既に自らの子が養子となった人、あるいはこれからなる可能性がある人に対し、無料の助言や支援をしている。

- 子どもを失うのはトラウマ的であり得ることを知っています
- あなたが常に子どもの家族であることを知っています
- あなたが持つかもしれない未来の子どものために、結果を改善するのを支援します

#### ファーストサービスの内容は

- あなたの子どもの養子縁組に関するライフストーリーとあなたの感情をお聞きします
- 養子縁組の複雑なプロセスと、現在、将来にわたってあなたと子どもにどのような意味があるかを説明します
- 手紙を書くお手伝いをします
  
- あなたの子どもが成長したときに何が起こったか、あなたがどう感じたかを説明するために手紙を書くのを手伝います
- あなた自身のような経験をしたほかの人がどのように感じているか知って下さい
- 友好的な支援グループをいくつかの地域で運営しています
- あなたが将来お子さんを手元におきたいときに何ができるか、お子さんが養子になった理由を考えてみて下さい
- ご都合のよい場所で面会してあなたに何が役に立つか話しましょう

#### 秘密は守ります（電話または [firstfamily@pac-uk.org](mailto:firstfamily@pac-uk.org)）

- 対面カウンセリング（おおむね6回まで）
- 電話カウンセリング（最初は対面カウンセリングから始めることを推奨）
- 仲介サービス（法律に則って成人子との接触や再会の準備を提供）
- 生母のおしゃべり会を2箇所ですべて2週間おきに開催
- 生母以外の人のおしゃべり会も開催

#### 養親やパーマネントな養育者

電話相談、個別カウンセリング、研修、ワークショップを開催、42自治体と提携、仲介サ

ービスなど。

#### 成人した養子対象のカウンセリング

養子縁組は養子にとっては困難な経験であることもある。そのためカウンセリングをおこなっている。情緒的なディストレス、喪失感や悲しみの継続、自尊心の低下、孤独感、アイデンティティの混乱、関係性の困難など。電話相談、対面カウンセリングなど（有料）。

#### 養子縁組支援基金（Adoption Support Fund）

家族の支援ニーズのアセスメント→支援提供の合意→養子縁組支援基金→地方自治体に基金を提供→地方自治体から養子に支援提供または自治体がサービス提供者に基金を渡して支援

#### 教育サービス

人生の初期にトラウマ的体験をした子どもは、学校で様々な困難に直面する。教育サービスは学校、親、後見人、教育者や社会福祉専門家に子どものニーズにあった支援ができるようサービスを提供する。

電話相談、学校への研修やカウンセリング、教育心理学（アセスメントやコンサルテーション）、学校や地方自治体の依頼でアセスメント、コンサルテーション、研修や研究を実施。ケースワーク、学校における治療的支援、自治体職員の支援、養子縁組に友好的な学校を育てる、

#### ソーシャルワーカーやカウンセラーへの研修やコンサルテーション

#### 研修

専門家、養親やパーマネントな養育者、成人した養子、生みの親へのワークショップ、公開セミナー、会議

#### 地方自治体との提携

42 自治体と提携関係を結んでいる。以上に記したようなサービスを提携した自治体で展開している。

## ●PAC-UK 訪問記録

電話や対面でのカウンセリングは、未成年子（18歳未満）を含む子どもがいる家族か、成人しているかで部門が分かれている（前者は **Child and Family Service Team** で後者は **Adult Counseling**）。生母の相談は後者にあたる。

**Adult Counseling** では生母からの相談のほか、生母の親族（祖父母や養子の成人したきょうだいなど）、成人した養子、養子縁組家族の相談も受けている。それだけでなく、これから養子を迎えようとする人のカウンセリングも行っている。「産みたかった子ども」の悲嘆があるときに、養子が来ることには困難が生じる。子どもが来て、親子に問題が起きて、それから対応するのでは遅いし、支援者も数が足りない。だから子どもが来る前からすべての親にサポートすることを目指している。カウンセリングの場では、養親の適格性を評価・判断するのではなく、言いたいことが言えることが重要である。

生母の相談は、子どもが社会的養護に入ってから、子どもが養子縁組してから、子どもが成長してからの再会（**reunion**）についてなど。

子どもが社会的養護に入ってから、①裁判所による養子縁組命令のほか、②親族ケア、③特別後見人、がある。

①は②や③より数が少ない。しかし養子縁組のアセスメント（評価）が出るまでの期間は短い。生まれて6週間は生母は養子に出す意思決定をすることができない（同意することができない）。生まれて13週間は裁判所は養子縁組命令を出すことはできない。しかし養子縁組適格の評価が出てしまうと、命令まで6ヶ月しかない。6ヶ月で改善することは非常に難しい。その間に、親族（例えば祖母）が育てられないか検討することになる。なお、出産前から養子縁組の意向が強い場合には、子どもが措置変更にならないように、最初から養子縁組前提の里親委託を行なう。

妊娠相談をして養子に託すことを決めることは、現在では非常に少ないが、妊婦に生活の支援が必要な場合は、以前のような **mother and child home**（未婚母施設）ではなく、フォスターケア（多くは里親）に妊婦を委託する。この支援の時点からアセスメントは始まっている。しかしシングルマザーへの支援が手厚いため、経済的理由等で育てられないということは、今のイギリスではほとんどない。

従って、養子縁組は、例えば就学前までネグレクトされていて、何度も評価が入って、それでも養育が改善しなくて養子縁組命令に至った例であるから、年齢が高く、トラウマ経験もあり、養子縁組命令が出てもなかなか養親が決まらない側面もある。

②の親族ケアは、現在、最も推奨されている。子どもにとって、生母だけでなく祖父母もおじおばも誰も育ててくれなかった、という経験にならない点で親族ケアの方が養子縁組よりベターである。親族ケアは、親族だけでなく、近隣、関係者を含む。親族ケアは、**kinship care order** として、公式に委託される場合もあれば、私的に親族が育てる場合もある。

③の特別後見人 **special guardianship** は、親族ケアより数は少ない。後見人には祖父母など親族になることもできるし、そうではないこともある。公式な裁判所命令による場合は、子どもの養育に手当が出るが、それは生母が子どもとともに暮らしていない場合に限る。特別後見人の場合、後見人も生母も子どもへの義務はもっており（親権 **right** という言葉を使わず義務 **responsibility** という）、意思決定においては後見人のほうが生母よりも上位であ

る。

養子縁組後の生母のカウンセリングにおいては、子どもを失った痛み、喪失、恥、罪の意識を自由に話してもらおう。6セッション行うのが基本。自由に話した経験がないから、子どもとの再会（reunion）できなかったこともある。PAC-UKのオフィスはロンドンのほかにリーズにもあるが、リーズでは生母のグループがあり、生母が運営している。みなそれぞれに喪失体験を語り、異なる人生をしている。

カウンセリングでは生母はその気がなくて1～2回で来なくなってしまうケースもあるし、まったく子どもとの再会の気持ちがないこともある。子どもが再会して、うまくいかなかったり、がっかりしたりすることもある。生母と子どもの再会は、ただ再会する、交流することではない。現代社会ではSNSで互いに見つけて、十分な準備もないまま再会することもあるが、問題が起こることもある。



様々なワークショップのチラシ

謝辞 訪問にあたって小川紫保子さん（大和日英基金）にお世話になりました。ありがとうございました。

## Donor Conception Network

妊娠相談と配偶子（精子・卵子）の提供による生殖技術（人工授精や体外受精）は、関連がないように思われるかもしれない。しかし、子どもの育て親になりたいと希望する人々にとって、養子縁組、里親制度、第三者が関わる生殖技術は、非血縁的な親子関係を作るという点で、類似した選択肢の一部であることがある。また、非血縁的親子の関係プロセスにおいて、出生の経緯の開示（いわゆる告知やテリング）、記録の管理と開示、遺伝的つながりをもつ人々（生みの親、ドナー）との関わり、ソーシャルワークや心理的ケアの必要性など、共通するトピックスも多い。そのため、イギリスにおいて、世界的に著名な、配偶子（精子・卵子）の提供による親子のネットワークを訪問し、インタビューを実施した。

なお、イギリスでは非商業的な精子提供、卵子提供、代理出産が合法である。

### 1. ネットワークのサイトより

<http://www.dcnetwork.org/>

1993年に5つのDI家族で開始。卵子提供、受精胚提供などの方法によるメンバーも加わる。子どもの成長に従って、親のサポートだけでなく、子どものサポートもないように加え

The screenshot shows the homepage of the Donor Conception Network. At the top, there is a logo of three stylized figures holding hands, followed by the text "Donor Conception Network" and "Supporting families through donor conception". To the right, there are links for "Membership", "Donate here", "Login", and "Join". Below this is a navigation bar with orange buttons for "Home", "About", "Heterosexual Couples", "Same Sex Couples", "Solo Mums", "Donor Conceived Adults", "Friends & Family", and "Professionals". A secondary navigation bar includes "Shop", "Library", "Personal Stories", "Letters", "Events/Workshops", "Glossary", "Useful Links", "Contact", and "FAQs". The main content area features a "Welcome to the Donor Conception Network" section with a video player showing a young boy. To the right, there is a "News" section with several articles, including "New 'Going Abroad' document" and "New HFEA report indicates more needs to be done to reduce incidents in fertility clinics". At the bottom, there are two columns of text: "What's going on in the Network?" and "In need of legal advice?".

る。子どもや周囲に開示すべきか、どのように開示すればよいか答えを探している家族が集まる。家族をつくる、子どもを育てることについての感情や経験の研究、支援をおこなっている。

ホームページのタブは、異性愛カップル、同性カップル、シングルマザー、提供を受けた成人、友人や家族、専門職、の6種に分かれている。

内容別のタブは、ショップ、図書館、パーソナル・ストーリー、手紙、イベントやワークショップ、用語集、リンク集、問い合わせ、Q&Aに分かれている。

以下に紹介するように、様々な情報が提供されているが、会員になるとさらに次のような利点がある。①メンバーとの個々の連絡（地域別リスト）、②オンラインフォーラムへの参加（会員制クローズド）、③電子リソース（電子メールによる月刊ニュース）や図書館へのアクセス（貸し出し可能）、④年2回の会議、⑤地元のインフォーマルなグループへの参加、⑥子どもや親の本、⑦子育て、テリング、対話に関するワークショップへの参加、⑧機関誌、⑨連絡やつながり、⑩電話やメールでのヘルプライン、⑪他の人との個人的な関係、など。会員はイギリスが中心だが、世界中から参加可能。会員数は世界一と記されている。会員になると地域のメンバーリストが配布され、中心となる人を介して連絡を取り合うことができる。全国会議は、年2回、ロンドン（9月か10月）と、それ以外の都市で開催され、毎年140～200人が参加する。託児もあり、スピーカーセッション（講演会）と、小さなグループでのワークショップがプログラムされる。8～12歳の子どものために、専門職による子どものワークショップも開催される。親にも子にもそれぞれ、よい関係性が形成されるだろう。地域の会合や、地域ごとのワークショップもある。機関誌は年に1～2回で、そこには論文、記事、パーソナルストーリーや研究資料など様々な情報が含まれている。

DCNはHFEA、医師、研究者、カウンセラー、セラピスト、弁護士、衛生局などつながりをもって、会員が抱える問題に応じて、紹介することもできる。また緊急ヘルプラインが10時～15時に開設されている。メールでの連絡も可能。

年会費

二人親家庭 55ポンド

ひとり親家庭 45ポンド（無職は35ポンド、25ポンド）

専門職 30ポンド

提供を受けた成人は無料

ワークショップは（異性愛カップル、レズビアンカップル、ゲイカップル、シングル別）

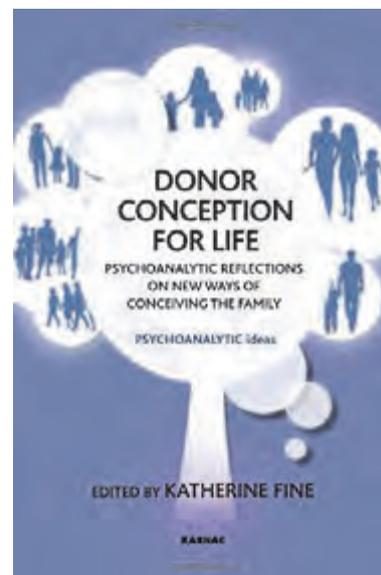
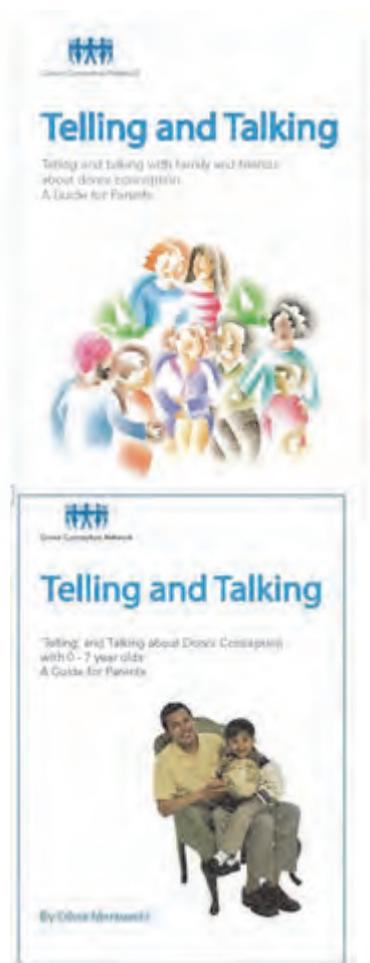
- 将来親になる準備のワークショップ
- テリングとトーキングのワークショップ
- 提供で生まれた子どものワークショップ

イベントは

- 全国家族カンファレンス

- メンバー同士のグループ
- 地域別グループ

出版の例



## 2. インタビュー概要

### 提供を受けるかどうか

イギリスでは事前のカウンセリングが半ば義務化している。(クリニックが実施したがいらない)。気持ちを整理せずに子育てに入ると、もっと難しい感情が生まれてしまうので、ポジティブな感情で決定するのがよい。また、何かあったら、いつでもカウンセリングに戻ってきた方がよい。

### 子どもへのテリングについて

子どもの年齢や成長段階によってテリングへの反応や周囲との関係が異なる。

例えば、子どもが就学時くらいは、本人は「かっこいい」から、提供で生まれたことを話したい。しかし周りにはわからないので、関心がなく、すぐに別の話題になってしまう。

7、8歳になると周囲もわかる。本人は関心があり、かっこいいから周囲に話したいが、学校ではからかわれたりするため、フラストレーションがたまる。

10歳以上になると、周囲も理解できる。友人がからかうと「友人は程度が低い」と思い、傷つかない。提供で生まれたことは「comfortable」だと思う。unusual で special なことだから。身体の特徴を言ってからかうのと同じように、提供で生まれたことを周囲が話しても、アイデンティティを強く持っているので、傷つくことはない。

### 提供を受けて親になった人について

子どものことを考えるには、自分を受け止めていないと、子どものことを考える段階でなくなってしまう。悲しみ、罪の意識、自然でないという考え、恥、隠し事といった感情があったら、グループに入る前に、一対一で話した方がよい。

グループで話すときには、相手を否定しないこと、互いを理解しそれを示すこと、一緒に歩むこと。

グループのファシリテート役の人は、オープンクエスチョンで(例えば、テリングの年齢はどう思いますか?) 質問する。レクチャーしたり、結論を告げるのではなく、違う意見を聴き、皆で考えて答えを出せるように、グループワークをおこなう。会話の中から質問を取り上げたり、対立している部分について、どう思うか聞いて、それぞれが考えながら、全体で一つの結論が導き出せるとよい。

### カンファレンス

DCN ではさまざまなワークショップを開催しているが、その他に年に2回、大きなカンファレンス(会議)がある。そこでは8~12歳の子どものワークショップがある。

このワークショップは、親が運営するのは望ましくなく、児童心理学の専門家、チャイルド・カウンセラーがおこなう。子ども中心で、サポートティブで、年齢に沿った、楽しい遊びをおこなう。楽しいと次の年も来る。その前に、どんな親か(異性愛カップル、レズビアンカップル、ゲイカップル、シングル、等々)、テリングしているか、どのようにしているか、を個別に把握しておく。テリングしていないと学びの場にならない。テリングは親の責任においておこなうことである。

連続セミナー

# 「妊娠・出産・養育に悩む女性の相談・支援」

産んでも育てられない（養育困難）、経済的・身体的課題があって育てることが難しいなど、妊娠・出産・養育に悩む女性の相談・支援について、連続セミナーを開催します。

産科医療、行政、女性や子どもの福祉に関わる方など、この領域に関心がある方、ぜひご参加ください。

## 第1回「10代の妊娠・出産の現状と必要な支援」

- ◆ 講師：大川聡子さん
- ◆ 日時：2016年10月14日（金）13時30分～16時30分（13時20分開場）
- ◆ プログラム

大川聡子「10代の妊娠・出産の現状と必要な支援」13時30分～15時  
白井千晶「アメリカにおける10代母支援」15時10分～15時30分  
ディスカッション 15時30分～16時30分

- ◆ 場所：東京都港区 大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター 2F 研修室

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-11-5 東京麻布台セミナーハウス  
<http://www.keiho-u.ac.jp/research/asia-pacific/access.html>

- ◆ 参加費：無料

- ◆ 講師紹介

大川聡子（おおかわ さとこ）大阪府立大学看護学類（保健師／看護師／博士（社会学））

主要著作

『10代の母というライフスタイル—出産を選択した社会的経験に着目して』（晃洋書房、2016年）

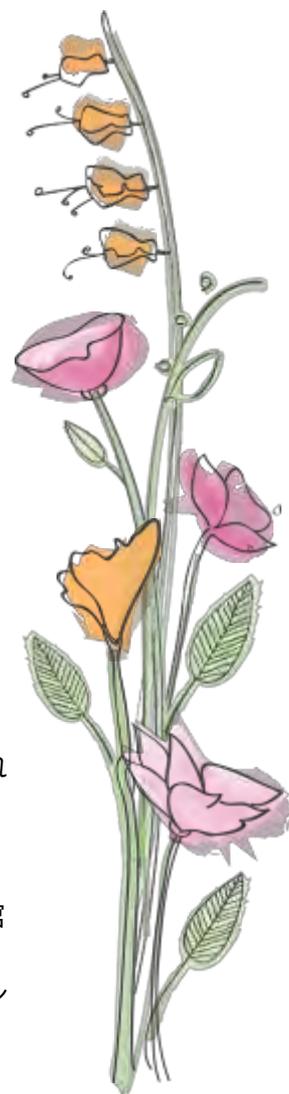
主要論文

「10代の妊娠・出産の現状と必要な支援」『月刊地域保健（特集 妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の中で10代の母を支える）』46(9), 10-15, 2015

「10代の母親が社会化する過程において、顕在化する支援ニーズ」『立命館産業社会論集』46(2), 67-88, 2010

「10代の出産をめぐる家族の調整：アメリカ、イギリス、日本の社会構造の比較を通して」立命館産業社会論集 45(1), 207-228, 2009

「親役割への支援--10代で出産した母親の事例を通して（周産期医療をとりまく環境とメンタルヘルス）」『周産期医学』38(5), 529-533, 2008



「若年父親・母親の社会的背景と支援のあり方：イギリスの事例を通して」大阪府立大学看護学部紀要  
14(1), 51-56, 2008

- ◆ 第1回セミナーお申込み <http://kokucheese.com/event/index/421547/>



先着順40名。定員に空きがある場合は、お申込みのない当日参加も可能ですが、資料が必要な方は10月12日までにお申込みください。

## 第2回「産前産後の婦人保護施設から見える現状と課題」

- ◆ 講師：細金和子さん
- ◆ 日時：11月18日（金）13時10分～16時
- ◆ 場所：板橋区グリーンホール101会議室（東京都板橋区栄町36-1）  
東武東上線「大山」駅徒歩5分、都営三田線「板橋区役所前」駅徒歩5分
- ◆ 参加費：無料
- ◆ 講師紹介

細金和子（ほそがね かずこ） 慈愛寮前施設長

社会福祉法人慈愛会 慈愛寮は産前産後の数ヶ月間、母子で滞在できる東京都の婦人保護施設。保育園保育士、女性相談センター電話相談員、母子生活支援施設支援員、慈愛寮支援員・施設長を経験

著書に『現代の買春と女性－人権としての婦人保護事業をもとめて』『子どもの貧困白書』など（共著）

- ◆ 第2回セミナーお申込み  
<http://kokucheese.com/event/index/422163/>



先着順30名。定員に空きがある場合は、お申込みのない当日参加も可能ですが、資料が必要な方は11月16日までにお申込みください。

## 第3回 企画

リプロダクション研究会サイトでお知らせします

<http://shirai.life.cocan.jp/html/repro.html>

企画・運営・司会 白井千晶（静岡大学）

主催：白井千晶研究室 協力：リプロダクション研究会

お問い合わせ 白井千晶 [shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp](mailto:shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp)

本セミナーは三菱財団研究助成を受け、研究会内での勉強会を公開して開催します。



## 勉強会参加者からの感想（一部抜粋）

### 第1回勉強会

第一回目の"十代の妊娠・出産の現状と必要な支援"では、支援する側が大きく理解しなければいけない内容だと感じました。

若年妊娠と隣り合わせにある社会的リスク（孤立・貧困）の問題は先だってから問題視される、妊娠により学校退学に追いやられる社会の風潮を無くすべき支援を見つけないと思いません。

妊娠・出産することは本来女性の人生の中でとても大きく大切な経験なのに、ただ若すぎるだけで学校や社会から命を宿したことに対して罰を受けるかのように追いやられるのは本当にやりきれません。

もちろん妊娠してしまった当事者がこの早すぎた妊娠により何を考え選択するのかをしっかりと考えるべきですが、今の追いやられる風潮の中で本当に幸せになるべき選択ができるのかどうか。まだまだ未熟な女性の妊娠・出産だからこそ、皆で小さな命を守る支援が必要だと感じました。

### 第2回勉強会

#### ●1.細金さんの発表内容について

慈愛寮の歴史から利用者の状況について細やかに的確に、そして慈愛寮の暮らし、産前、産後の支援の意義と可能性について、詳しくわかりやすい説明でした。

細金さんの発表から細金さん自身の人生観や困難な妊娠をしてしまった女性達への愛に満ち溢れた温かい眼差し、支援者としての力強い思いと実行力とそして豊富な経験値を随所で感動する内容でした。

何度も目がしらが熱くなりました。

#### 2.ディスカッションについて

出席者全員が同じ様な支援者だと感じるくらい充実したディスカッションでした。

細金さんが言われていた言葉の中で、「出産は自分の身体の中に自然を感じる時であり、本来の自分を取り戻して行ける時」という言葉がありました。

暴力、貧困、性被害、性虐待等、負の体験をして来た女性達が慈愛寮に入って細金さんのように、自分のことを大切にしてくれる方に出会えたことで、支援者からの丁寧な関わりの中で本来自分の中に持っている力を出産を通して気がついて、人生を肯定することが出来るようになっていけるのかもしれないと、心に響いて来る思いでいっぱいになりました。

●本日のセミナーでは、実際の事例もご紹介いただきながら、慈愛寮の素晴らしい活動の実態と課題を知ることができました。担当者の裁量によってクリアできる課題もあって、やはり支援はひと対ひとなのだと思いました。どの地域に住んでいても女性のセーフティネットが安心できる場であるように、社会の仕組みを変えていく必要もあると思えました。事例をもとに具体的な方策もディスカッションしていただけて、大変勉強になりました。貴重な機会を作って下さり、感謝申し上げます。

●DVのシェルターくらいしか知識はありませんでしたし、出てくる女性のケースに衝撃でした。

改めて女性の置かれている社会的立場は弱いことを実感しました。

何ができるかなど考えましたが、私には産みに来た女性が肯定的な気持ちで退院され、養育を続けられるよう支援することかと思いました。

いつも考え、知る機会を与えて頂いてありがとうございます。

●婦人保護施設のことを知っていましたが、周産期に特化した慈愛寮について

初めて詳しいお話を聞く機会に恵まれました。

苦しい事情を抱えている女性たちが集まるという意味ではほかの婦人保護施設と同じかもしれないませんが、慈愛寮は女性たちの「前向きに生きたい」という思いを支援できる場所であることがよくわかりました。

虐待や貧困の連鎖が課題とされる中、子どもだけでなく母親をどう支援するか、そしてどう支援につなげるかが重要ですが、そのためには母になる前の段階からサポートできる慈愛寮のような環境をほかの自治体でも整えることが重要だと感じます。

●「産前産後の婦人保護施設慈愛寮から見える現状と課題」の細金さんのお話を聴いて

日本にも「エランウォン」のような施設があることはとても嬉しく感じました。

韓国のように長期的な自立支援とはいえませんが、妊娠・出産の大切な時期だからこそ妊産婦が安心して過ごせる環境はきっと生まれてくる子どもたちに大きく影響すると思います。

東京都に関わらずもっと全国に産前産後婦人保護施設が増えてほしいです。

今回のようにセミナー内で支援者それぞれが抱える事例案について、意見交換が出来るのはとても良いと思いました。

参加者の方が、実際のケースを相談されて、同じく参加者の助産師さんから産後ケア入院の提案があり、慈愛寮へ繋げるとご意見などをいただいたのは勉強会としてとても有功だったと思いました。

ただ、色々なお話しやご意見を聴いていく中で1つ分かったのは、いくら素晴らしいサービスや施設があっても、相談員や支援に関わる人によってそのサービスにたどり着ける人と、「利用できません」と簡単に終わってしまう人がいるということです。

だからこそ私たち支援者が誰と繋がり、また誰に繋げるかが妊産婦さん赤ちゃんを救うためにはとても重要だと感じました。

●婦人保護施設と聞くとシェルターを思い浮かべます。都内に周産期の女性に特化した施設があることを始めて知りました。女性の安全と子どもの安全と、二つの安全を守ることは難しい点も多いと思います。そこで女性たち、そして子どもたちのために活動されている方のお話を聞くことができ、とても興味深かったです。

困難な状況の中で妊娠出産子育てをすることになる女性たちの中でも、慈愛寮につながる女性が女性たちは、まだ幸せかもしれません。慈愛寮などにつながらずに今でも困難な状況

にいる女性たちは多いと思います。その人たちのことを考えるととても心が痛みます。慈愛寮のような婦人保護施設の必要性を感じました。

また、婦人保護施設には地域差や自治体差があることも痛感しました。自治体での連絡や協力体制が整うことがこれからの課題の一つだと感じました。

私は普段病棟で働く助産師ですが、病棟勤務では知ることのできないお話を聞くことができました。ありがとうございました。

## 提言

本研究では、民間機関に寄せられた妊娠相談の現状について国内調査するとともに、海外の長期的な知見や先駆的試みを調査した。それらを総合して、最後に現時点の提言をして、まとめに替えたい。

### 提言（2017）

1. 出産・子育てが難しい（養育困難）、妊娠・出産により窮地に立たされる女性は、出産間際になるまで相談しづらい事由がある。行政でも事情を事細かに明らかにしなくても相談・支援に応じる、女性の親きょうだい等周囲への連絡について配慮する、住民票の所在地に関わらず相談に応じるなど、相談への障壁を下げる必要がある。
2. 産科の受け入れ体制の整備が必要である。
3. 出産・子育てが難しい（養育困難）、妊娠・出産により窮地に立たされる女性に対しては、入院助産や福祉金などの経済的支援だけでなく、保育や住まい、就学就労支援など包括的な支援が必要である。それは妊娠中から子育て期まで継続的でなければならず、最低2年間は施設利用できることが望ましい。その間の環境調整、心理ケア、メンターの存在、エンパワメントによって、自ら養育できるようになる可能性が高まる。
4. 育児休業や保育所などの就業継続支援だけでなく、非正規就労で妊娠・出産により退職を余儀なくされた場合の再就職、住宅、経済的支援が必要である。就学中の場合は、本人の意思によらず退学を迫ってはならない。また保育所の利用や学内託児の整備により、学業達成を支援することが望ましい。
5. 養子縁組を選択した女性は、委託後は、現行制度では一人親への支援や児童福祉の対象から除かれているが、妊娠・出産によりキャリアが中断していることが少なくないため、住まい、就学就労支援、経済的支援など包括的な自立支援が必要である。
6. 養子縁組を選択した女性にとって、それは大きな喪失体験となりうる。継続的で伴走的な心理ケア、ピアグループでの分かち合いが必要である。そのための専門家や資源も必要となる。子どもの成長を（直接的であれ間接的であれ）知ることもまた、人生を再構築する一助となるだろうが、そのためには生みの親、養子、養親それぞれにソーシャルワークや心理的カウンセリングおよび適切な情報管理と専門的知識が必要である。
7. 女性の健康的な自立や人生構築、生みの親・養子・養親の長期的なトライアングルや情報の交換や共有は、子どものウェルビーイング、肯定的で健やかな成長の一助になる。それは養親の幸福にもつながるだろう。ただしトライアングルのあり方は、女性や子どもの人生上のプロセスや、ケース背景にもより、個別の判断が必要である。
8. 養親は妊娠・出産を経験せず突然に親になる。妊娠出産時の母子保健として実施されている各種教室には、養親や里親も参加できることが望ましい。養親が学び育つ機会が必要である。委託された子どもの人生の途中から親になる「中途養育」への理解と支援が必要である。

2017年3月 白井千晶

最後に、調査に協力してくださった皆様に厚くお礼申し上げます。女性、母子、子どもたちのよりよい未来が構築できるよう、願っています。

第46回（平成27年度）三菱財団社会福祉事業・研究助成  
「日本における妊娠葛藤・養育困難相談および養子縁組支援の現状と  
制度設計に関する研究」報告書

2017年3月31日

白井千晶

shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp